The Taiwan jiho

# 臺灣時報

二月號

大正十四年二月一日發行（每月一回一日發行）
第六十[illegible]號

內容目録記入濟

臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す。（發行規定第一條）

## 臺灣時報發行所役員

評議員長　後藤文夫

評議員（以下イロハ順）

石坂荘作　今井周三郎　井村大吉　伊藤兼吉　岩本多助　西川利藤太　醫學博士 堀内次雄　宮地近思　陳鴻鳴　陳中和　林熊徴　林獻堂　林烈堂　林鶴壽　李延禧　大竹勝一郎　農學博士 大島金太郎　大越大藏

大賀基作　太田吾一　渡邊金造　川崎軍治　簡朗山　片山三郎　吉岡荒造　楊吉臣　醫學博士 高木友枝　田村武七　田村藤四郎　田賀奈良吉　高山仰　瀧田傳吉　津田毅一　津久井誠一郎　鼓包美　永田隼之輔

内藤正太郎　宇賀四郎　草鹿砥祐吉　倉岡彦助　日下操　松岡富雄　牧山清砂　藤野幹　古木章光　小松吉久　吳昌才　辜顯榮　古賀三千人　黄欣　吳汝祥　黄春帆　後藤和佐二　枝德二　江口貞三郎　江崎眞澄　鄭神寶　赤石定藏　赤司初太郎　後宮信太郎　阿部滂　麻生誠之　荒巻鐵之助　相原祐彌

淺田知定　近江時五郎　坂本素魯哉　佐々木紀綱　柵瀬軍之佐　皿谷廣次　蔡蓮舫　坂本森一　齋藤透　佐藤得太郎　木村匡　木村久太郎　許廷光　北村吉之助　喜多孝治　木下信　三村三平　三好德三郎　三浦碌郎　進藤貞英　徐杰夫　遠藤所六　平山寅次郎　森廣藏　本山文平　鈴木重臣　諏訪禮次郎

### 編纂委員

猪股松之助　今川淵　生駒高常　服部武彦

林田軍五郎　原口竹次郎　富田松彦　大澤清高

### 常務員

大竹勇　和田一次　和田博　鎌田正威　横光吉規　田端幸三郎　中瀬拙夫　中田榮次郎　中田秀造　内田隆

深川繁治　古山榮三郎　青木敬一　淺野安吉　佐藤續　水越幸一　下村充郎　城間垣人　平山泰

編輯係　鷹取田一郎　　囑託　栗山新造
同　中野順三郎　　同　眞倉民治
囑託　泉芳德　　同　秋澤次郎
同　尾崎保正　　同　安藤泰夫
同　横尾善夫　　庶務會計　伊藤憐之助

大正十四年一月三十日印刷
大正十四年二月一日發行（毎月一回一日發行）
（定價一册郵税共金三十錢　廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府内　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府内第八九番

編輯兼發行人　臺北市東門町百八番地　中野順三郎

印刷人　臺北市大和町三丁目二番地　船橋寛一

印刷所　臺北市大和町三丁目二番地　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

株式會社

# 臺灣銀行

（臺北）

## 支店出張所

### 臺灣

基隆　新竹　臺中　嘉義　臺南

高雄　宜蘭　淡水　桃園　南投

屏東　臺東　花蓮港　澎湖島

## 支店出張所

### 支那

上海　漢口　福州　厦門

汕頭　香港　廣東　新嘉坡

### 其他

盤谷　スラバヤ　スマラン　バタビヤ

孟買　カルカッタ　倫敦　紐育

### 內地

神戸　大阪　横濱　東京

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 臺灣時報大正十四年二月號 目次


□□□□□□□□□□□□□□□□

**口繪** 閱兵式に臨める伊澤總督▼後藤長官の始球式

**卷頭言**―偉大なる殉職の精神……一

**時報**……二―四

總督府の行政整理と官制改正▼基隆高雄兩港區に市制施行▼各州協議會の開會▼島都の新年▼臺北官民の新年交禮會▼總督府前の閱兵式▼臺南州献穀田地鎭祭▼後藤長官の初巡視

總督府前の閱兵式（寫眞）……五

伊澤總督の行政整理に關する訓示……六

□□□□講演□□□□□

異國趣味と母國の文化……正木直彥 八

南洋に於ける邦人の企業……小谷淡雲 一八

牛に牽かれての物語……蕉鹿夢 二二

□□□□調査研究□□□□□

上海の關稅制度……井出季和太 三四



Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

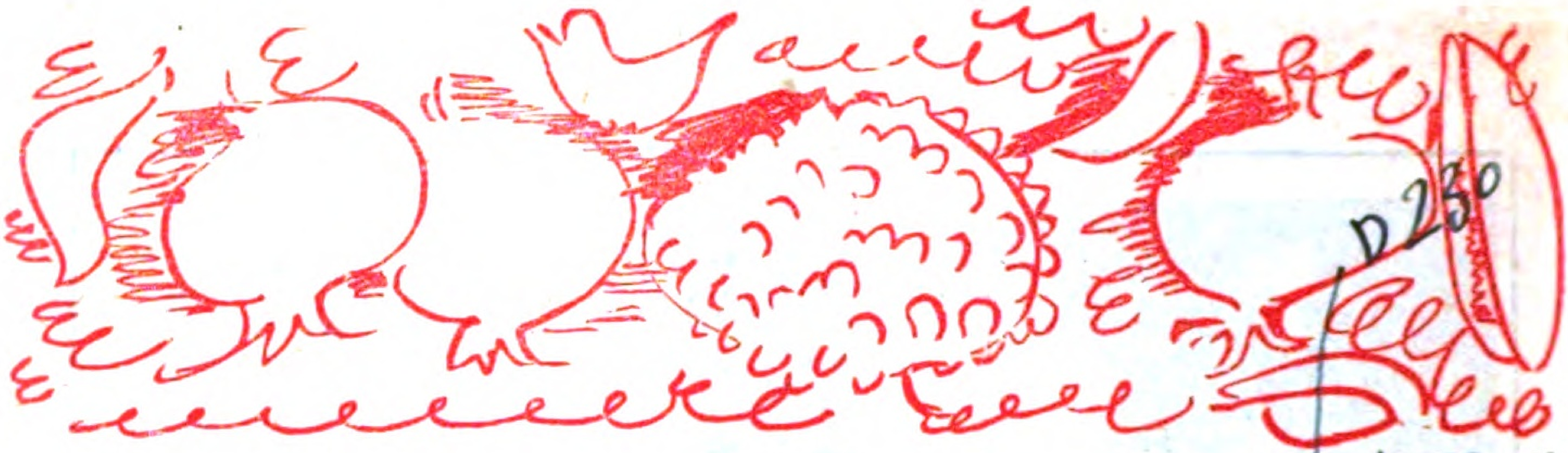


臺灣に於ける庶民金融の狀況……財務局金融課 七
臺灣の鳳梨罐詰工業……殖産局商工課 二四
刮目すべき比律賓の糖業……越村生 三一

寄書

臺灣の林政に就て……青木繁 四三
過去の地震情調……蕉鹿夢 五〇

島情……一五三

臺灣總督府及所屬官署官制改正▼臺灣總督府官房竝各局事務分掌規程▼臺灣總督府交通局事務分掌規程▼同專賣局分課規程改正▼同中央研究所事務分掌規程中改正▼同州港務部事務分掌規程

詞苑……一六六

臺灣日誌▼人事消息▼任命▼寄贈書目……一六九

南支那南洋其他海外重要記事……總督官房調査課 一丨三



Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問屋業
販賣業
代理業

# 三井物產株式會社

臺北
臺南
支店

出張所
出張員

廈門
福州
基隆
高雄
臺中

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

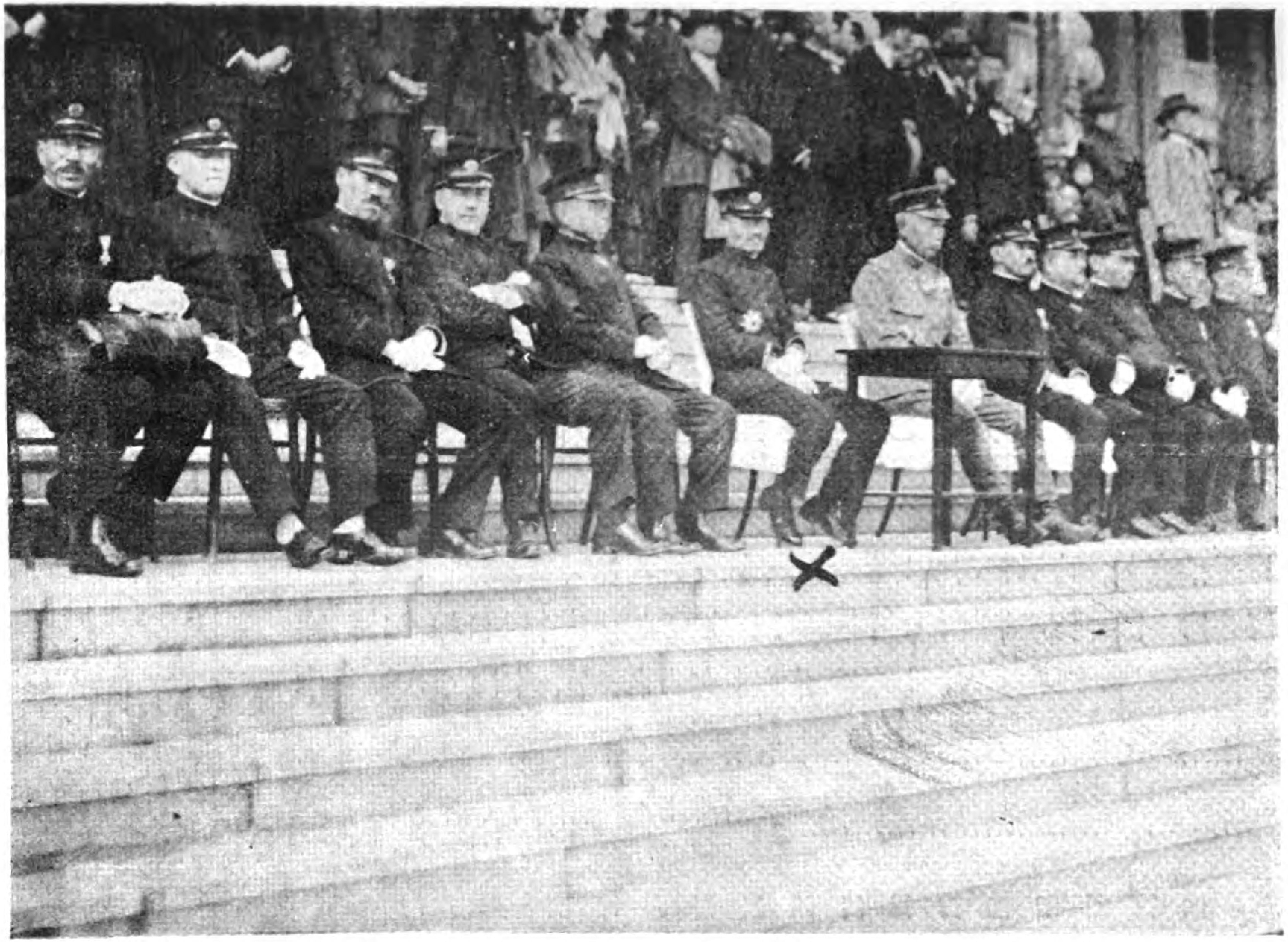

閲兵式に臨める伊澤總督(×印)
一月八日臺灣總督府表玄關前廣場に行はれたる
總督の向つて右は菅野軍司令官

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

後藤總務長官の始球式

舊臘二十九日圓山球場に擧行された同志社大學對プロ團野球戰に於ける

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

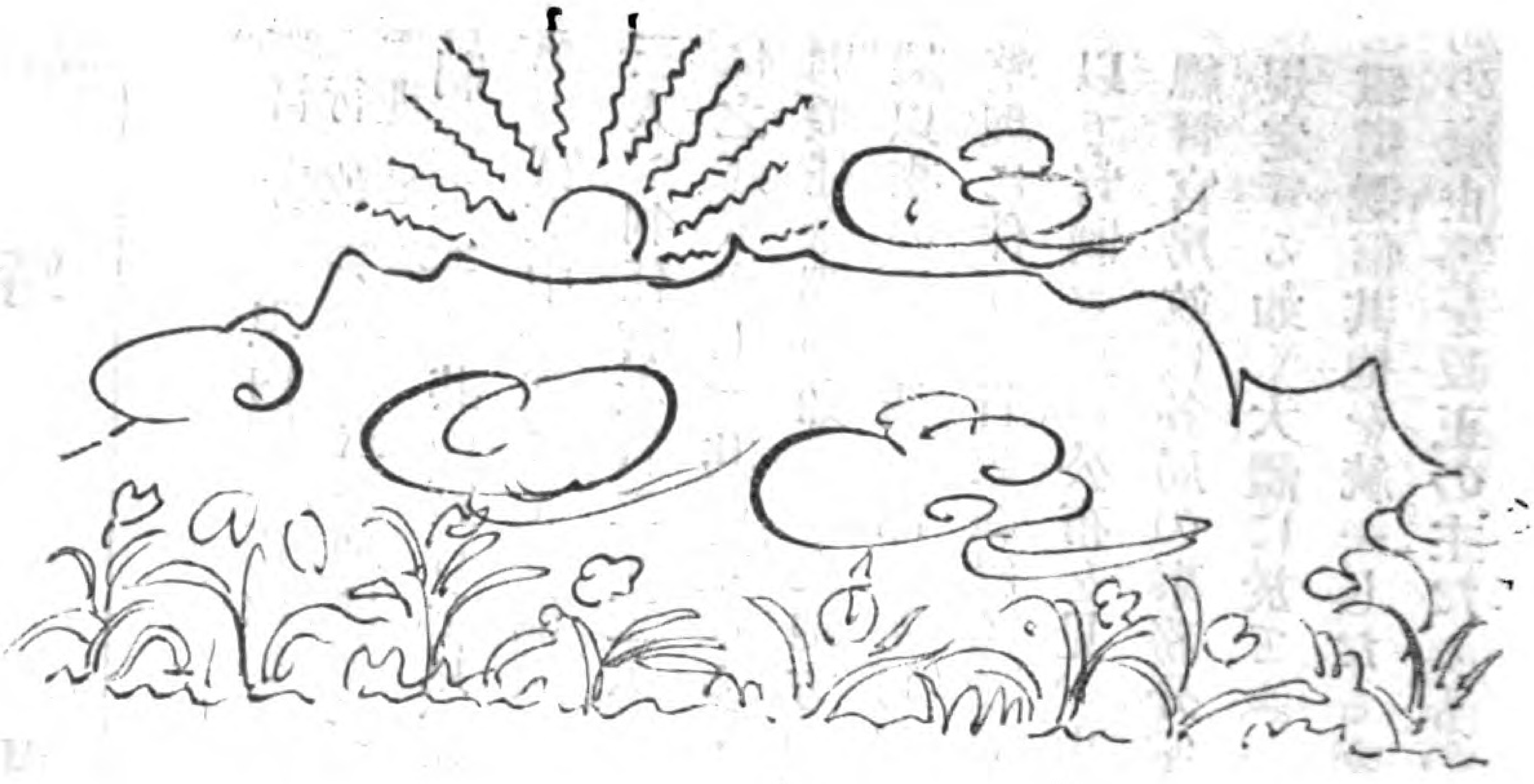

# 偉大なる殉職の精神

殉難教育家六氏が熱烈なる信念により、花々しき其の最後を遂げたことは、我か領土教化に於ける師表的行爲として、今尙ほ至大なる感化を全臺民に及ぼし、年々芝山巖の祭祀によりて其の感激を新たにせしむ。惟うに殉職の精神は責任の自覺より來るもの、即ち我か日本民族の誇とする所、六氏が當年その責任の重きを感じ、躬を以て敢て犧牲に供したことは洵に我が義勇なる民族精神を發揚したるもの、吾人の敬慕に堪へざる所である。星霜三十年、今日盛儀を以て諸氏の靈を祭り、偉大なる其の殉職の精神を顯彰することは、眞に重大の意義あるを感ずる。吾人は此の機會に於て、獨り教育家のみならず、官司は勿論、事業家も商賈も、而して又た三百餘萬の本島住民も、世上百般の事、總て責任を自覺し、而して日本民族の誇を傷けざらむことを、敢て是等の人に望むものである。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 時報

## 總督府の行政整理と官制改正

現內閣の兩政整理に由る臺灣總督府の行政整理は舊冬調査中の處臘月遂に其の實行を見、總督府所屬官廳及地方廳の官吏中整理により減員されたるもの高等官六十三人、判任官七百二十三人（缺員ある爲め實際減員は之より少し）其の重なるものは部局長知事を初め別項任命欄の如く中央地方の幹部に異動頗る多く改隷以來の大更迭と謂ふも可なる程度のものであつた整理に伴うて行政組織も改められ同二十五日勅令を以て官制改正の公布を見、事務の分掌を改めたるが總督官房並に各局の事務分掌は別項訓令第百二號に規定する如く大體に於て（一）會計事務の統一（二）鐵道遞信其他を統一したる交通局の新設（三）土木局の廢止等を改正の主たるものとし其他局課によりて事務の分掌を整理按排したるものが少なくない斯くて同二十九日の御用納の日、伊澤總督は行政整理に關し別項の訓示を下したが此の改革一たび行はれて本島中央及地方の行政、新年と共に大いに振はんことを期待されて居る。

## 基隆高雄兩港區に市制施行

本島地方制度施行の際市制を敷きたるは臺北・臺中・臺南の三市であつて基隆・高雄の兩地は臺灣南北兩端の重要港區として貿易上樞要の位地に在りたるに拘はらず久しく街庄制に支配されてあつたが時勢の進運は市として其の機能を發揮せしむべき必要を認め這回總督府の官制改正と共に舊臘二十五日兩地同時に市制を敷かれ關係諸法令も夫々公布を見、兩港區とも今後愈々市として立つに至つたのは獨り本島地方制度の發達の爲のみならず又た我が內外貿易の發展の爲に洵に喜ぶべき次第である。

## 各州協議會の開會

臺北・臺中二州の協議會は舊臘十日から新竹・高雄二州のは同十一日から臺南州のは同十二日から、各州協議會は斯くて略ゝ同時に開會されて大正十四年の豫算を審議し其の議了と共に孰れも無事に閉會した。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## 島都の新年

舊臘は行政整理發表を傳へられた官人不安の季節であつた割に市中の歳末賣出などは相當の盛況を見せ押詰つての整理發表は又た相應賜金の恩典があつた爲め退官者の去るもの留るもの夫々一段落を告げて島都の新年は案外落付いたものであつた、總督府に於ける新年拝賀式は一月一日午前十時から府内會議室に擧行せられ、伊澤總督、後藤總務長官を初め府内官僚一同御眞影を奉拜し式後清楚なる酒饌を賜はり聖壽無疆の萬歳を三唱して退出し同十時三十分から總督官邸に於て伊澤總督自ら玄關大ホールに出で官民の年賀を受け菅野軍司令官、後藤長官、各國領事等を初め約五百人の賀客は大食堂で祝杯を擧げた、軍司令官々邸、後藤長官々舍も當日多數の賀客で大いに賑つた、四日の御用始めは午前九時十分から總督府會議室で伊澤總督の訓示があり後藤長官答辭を述べて式を終つたのは簡單ではあるが頗る緊張したものであつた、次で五日の新年宴會は吉例により午後五時半から總督官邸に催され主なる官民約六十氏參會、伊澤總督の挨拶、菅野軍司令官の答辭があり宴を了つた後別席で歡談に時を移して散會した、斯くて島都の新年は平穩な然し革新の氣分を以て祝福された。

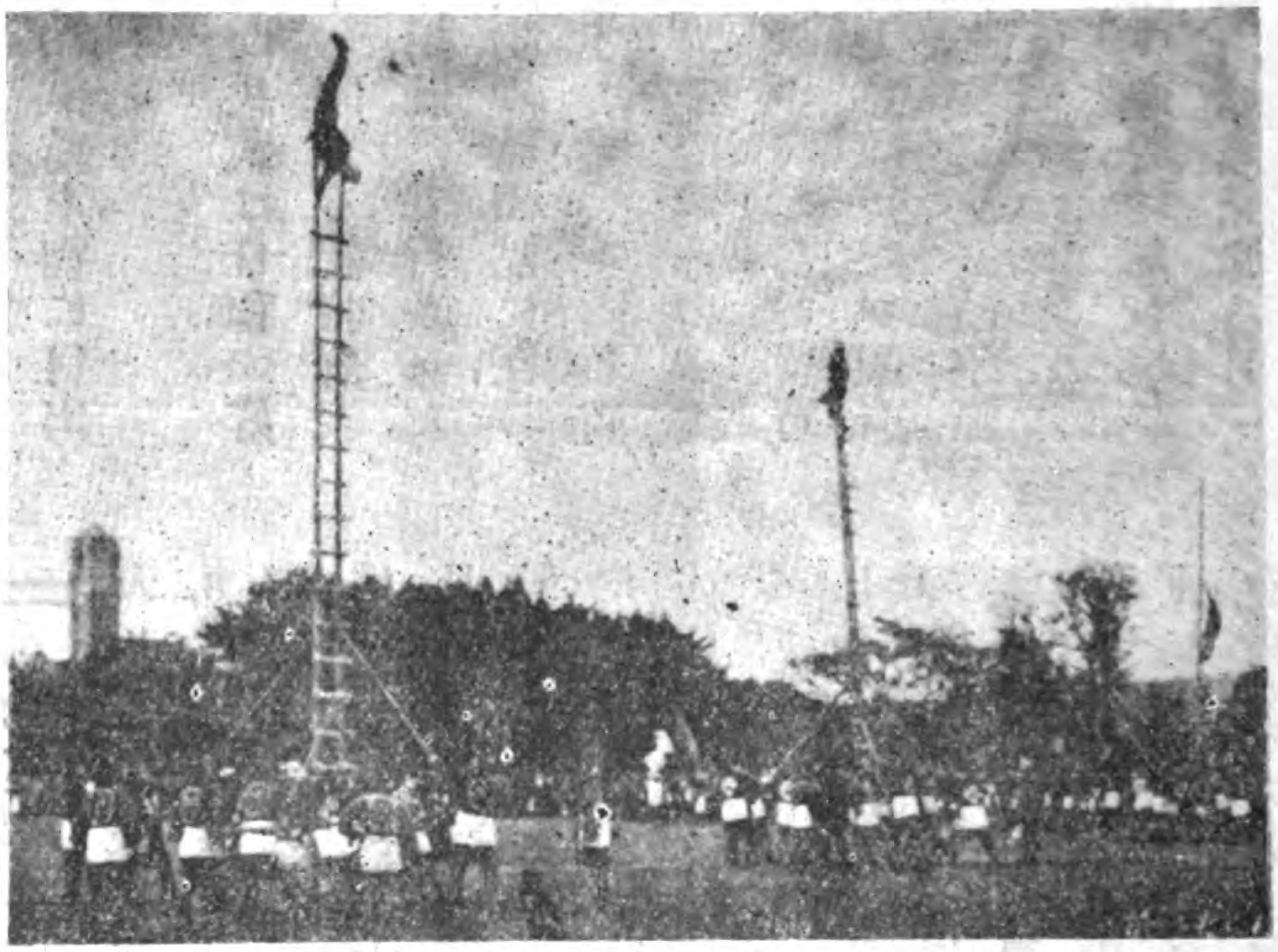

臺北消防出初式（一月四日臺北新公園に於て）

### 臺北官民の新年交禮會

臺北官民の新年名刺交換會は吉例により元日午前十時から鐵道ホテルで盛大に擧行された、參會者は千餘名、大ホールも立錐の餘地なかりし盛況は流石に第三十回の新年を思はせた、

太田新市尹の賀辭聖世の惠澤を敍して會衆懽然たる頃君が代の奏樂は嚠喨として起り次で後藤總務長官の發聲で聖壽無疆の萬歳を三唱し和氣藹々裡に目出度散會したのは同三十分頃であつた。

### 總督府前の陸軍始閲兵式

恒例による陸軍始閲兵式は日和の好い一月八日午前十一時から總督府表玄關前廣場に於て勇壯に擧行された閲兵官松木第一守備隊司令官は廣場の敬禮點に在つて嚠喨たる喇叭の音につれて行進する諸兵を閲し滿都の士女や學校生徒は環堵を成して千餘貔貅の步武堂々たる壯觀に眺め入つた此の日、伊澤總督、菅野軍司令官、後藤總務長官を初め諸大官は督府玄關前階段に設けられた席に在つて臨觀し式は十一時半無事終了した。

### 臺南州獻穀田地鎮祭

臺南州新豐郡歸仁庄に於ける本年新嘗祭供御米の獻穀田地鎮祭は一月十日午前十時半、喜多知事以下關係諸官竝に地方職員學童等會同の上、臺南神社々掌祭主として祭式を執行し同十二時全く式を終つた。

### 後藤長官の初巡視

後藤總務長官は蒞任以來諸般政務に忙殺されて久しく初巡視の機を得られなかつたが舊臘督府行政整理の發表と共に新春を迎へて稍や寸暇を得られたので一月九日隨員諸官と共に臺北出發西部臺灣初巡視の途に就かれ、新竹·臺中·臺南·高雄の各州狀況特に電力日月潭工事、嘉南大圳工事等を視察十六日歸府された長官の此の巡視は謂ゆる「行き詰まれる臺灣」救濟を解決するに力むるべきものとして官民より期待されたが歸來後藤長官の視察感想を發表された中に「過去に於ける官民の努力に依りて今日の進步を示したるが今後に爲すべきの仕事は尙ほ頗る多く協心戮力して事に進まば前途に洋々たる希望あるべし、臺灣の特色は天然の恩惠に在りて熱と光に惠まれたる本島の開發は尙ほ豐富に殘されあり和合一致して之に當らば帝國一角の樂土を實現し得べく（略）蕃地に連亙せる崇山大嶽は臺灣住民の性情に雄大森嚴の感化を齎らすべし」云々の意味の言詞の見えたのは抽象的ではあるが當局の意氣を覘ふべきものとして注目された、長官は歸北後間もなき同十九日議會に於ける政府委員の用務を以て上京された。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

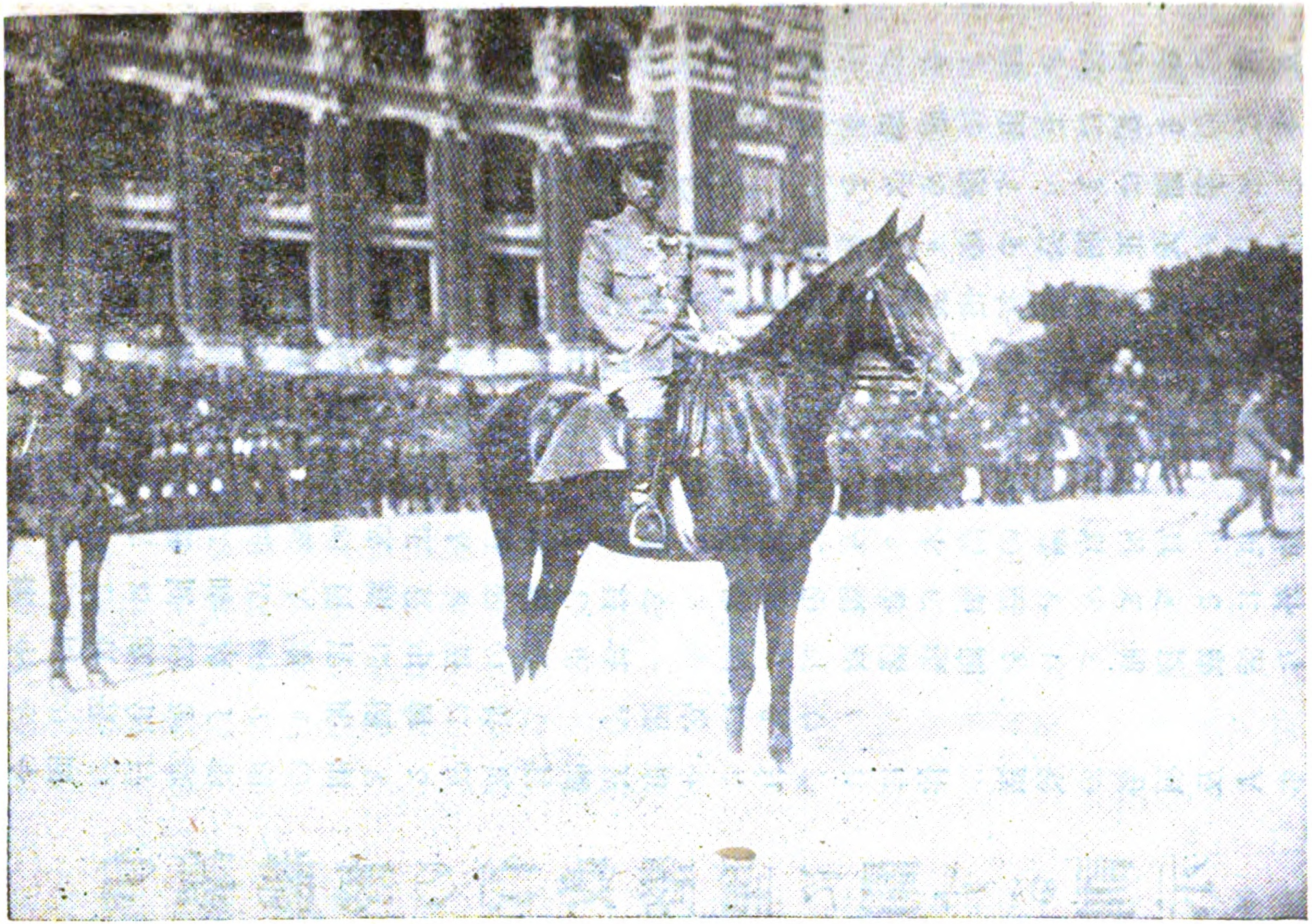

**總督府前の閲兵式**

大屯颪の朝心地よき一月の八日、臺灣總督府表玄關前廣場に於て臺北守備隊の陸軍初め閲兵式が滿都人士の觀覽中に勇壯に擧行された。寫眞は府前の光景、中央騎馬の人は當日の閲兵官たる松木少將である。

# 伊澤總督の行政整理に關する訓示

今回の行政整理に關する改正官制公布せられこれに伴ふ諸般の事項及人事の異動概ねその發令を了せり此機會に於て一言諸官に告ぐ。

今回行政改革の要旨は事務の整正統一を圖り行政諸機關をして簡捷敏活なる機能を發揮せしめ同時に人員經費を節減し以て財政上の緩急に順應せんとするに外ならず而して其の結果は組織の改正人員の異動頗る廣汎に亙り本島の諸官府實に更始一新を見るに至れり。

凡そ時勢の進運は事物の凝滯を許さず緩急輕重を考覈して事の伸縮を圖り面目を一新して新鋭潑溂の氣象を振興し以て諸事更張發展の基本を鞏固ならしめざるべからず思ふに因襲慣行の無批判なる墨守は不可なり素より因襲慣行盡く不可なるに非らずと雖も常に公正なる條理の批判を下し以て之が改善を圖り必ず公明正大の見地に立ちて情實利害の弊竇を離れ改むべきは斷乎としてこれを改め廢すべきは斷乎としてこれを廢せざるべからず而して前人の爲せる所は槪ね深き思慮に出でたるものなりと雖も時代の推移と共に改善を要すべき點亦尠しとせず、然れどもこれを改むるに當りては或は私心を挾み或は賣名に出づる等苟くも不純の動機あるを許さず。

抑も統治の對象は單に十五萬の內地人に止まらずして實に三百八十萬の本島全住民ならざるべからず然るに本島人の多くは從來は默々として思ふ所を語らず故に政治行政の衝に當る者は常によく無聲に聽き無形に見るの決心を抱持し因て以て本島全住民の幸福と福利の增進とに努めざる可からず。

精神の緊張と不斷の努力とは是れ能率增進の要諦なり徒らに他を願み自己を律すべからず常に創意を練り修養を積み事に當りて勇往邁進以て其職責を完うせんことを期すべし斯の如きは更始一新の實を擧ぐる所以にして行政改革の目的亦茲に存す苟も職を公に奉ずる者唯其最善を盡して職務に殉すべきは固より論を俟たず互に融和して一心同體の實を現はし著々治蹟を顯かにして蕩々たる王道を天下に布くは之れ上聖恩の厚きに應へ下國民の期待に副ふ所以なり。

今回の行政整理に際し多年本島に奉職して其老熟練達の手腕を發揮したる多數の人士を失ひたるは本官の痛惜措かざるところ其甚大なる功績は永へに感謝せざるべからず諸官は新任若くは殘留の人にして練達なる前人の後を承けて百事更張革新の氣運に處せんとす願くは先人をして後事を憂へざらしめ又後人をして其遺緒を失ふ無からしめんことを期せよ。

本官茲に所感を披瀝して敢て各官に告ぐ須らく之を記取して操守する所あるべし。

——大正十三年十二月二十九日臺灣總督府に於て——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

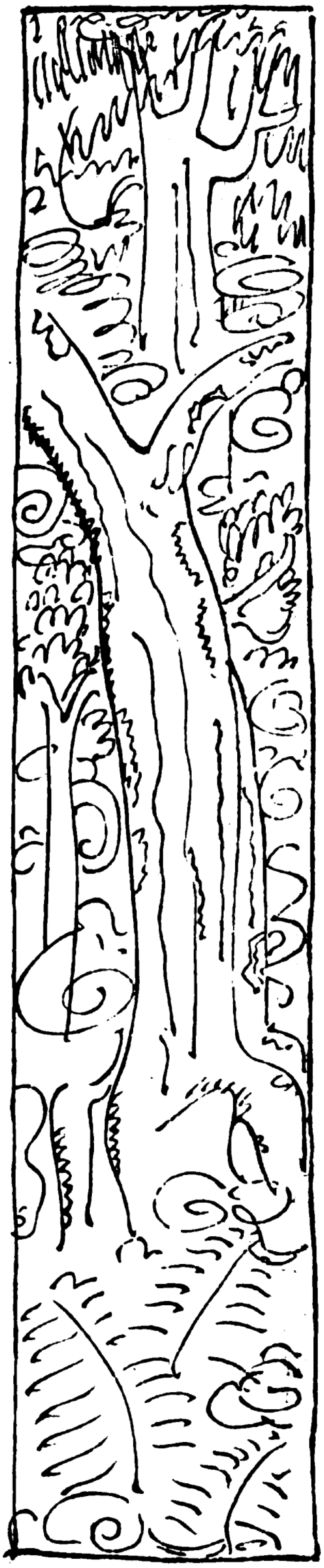

# 異國趣味と母國の文化

東京美術學校長　正木直彦

## 一

異國趣味と云ふことは如何なることかと云ふと、本國を離れて他國に參つて居りまして、其行つた先きに於て自分の生れた國で觀たことの無いやうなものを色々見ます。それは天然のもの人工のもの、譬へば山水の景觀或は動植物又は地理歷史のこと、其他風俗・美術・音樂・日常の生活・或は食膳の如きに至る迄、總て自分の國で經驗しないものを見ます。之がどう云ふ風に眼に映ずるか、又たどう云ふ感じを與へるかと云ふことが問題である。而してそれは見る人の自分の趣味の程度に依りまして、色々外國に參つて經驗して見ましても、それをば雲煙過眼の如く何等興味を感ぜずに過ぎ去る人もある。或はそれに就て異常の樂みを感ずる人もある。これは夫々自分の敎養如何、自分の有する趣味性如何と云ことに存するのであります。無趣味の人は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

是等のことを觀ても何等感興を惹かない。さう云ふ人は寔に不幸な人である。幸福な人は異國に參りまして、自分の趣味に因つて其の珍らしいものを見ましたならば、直ちにそれに就て非常な感興を惹き起す。それを惹き起すことは、軈てそれを研究する。又た夫を味ふ。さうして自分で其のものを試みる。或はそれをやつて見ると云ふやうなことに進んで參りまして、それを自ら樂む許りでなしに、歸國の際には持つて歸つて、それをば母國の土産にすると云ふことに由つて、其の母國の文化を豐富にすると云ふことであります。斯樣なことは全く其の國民の教育の程度如何に因ることであります。例せば支那の苦力の如きは隨分世界中到る所に參つて居りますが、斯の如き人と云ふものは何等感興なく、總ての周圍の環境に就て興味を惹かない。唯〻行つて働いて金を造れば歸ると云ふだけのことで、此の支那の人種の世界の往來と云ふものは隨分盛んでありますけれども、何等文化の上に於て國に齎らすものはないのであります。唯〻高等なる國の文化の國民に限つて、此の異國趣味と云ふものを豐富に持つて歸る。此の異國趣味を豐富に持つて居ると云ふが卽ち世界に優等なる人種と云ふことが謂へると思ふのであります。

## 二

英國の如き國は母國は小さい國でありますが、只今の如く世界的に發展して居ると云ふものは、此の國民は異國趣味に富んで居る。異國趣味に富んで居て夫れをどし〳〵と行つた先きで享樂するのみならず、自分が歸るときには夫れを齎らして還りまして、さうして其の同胞の爲に文化の惠みを受けさせる。斯う云ふものを澤山積集したる所のものが卽ち一國の文化と云ふものになるのであります。鎖國の時代には何年經つても同じことでありますが、國を成して居る以上は多く海外に出掛ける。其の出掛けた人は空手で參り、行つ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

た先で異國の趣味を享樂し、而してそれを國に持つて歸ると云ふことが多ければ多い程、即ち國の文化の總締め高と云ふものを多くする。それの多いのが最も開けた國と云ふのであります。此の異國趣味を味ふことの出來る人と出來ない人は、前申しました教育の程度に因るのである。諸君も御承知でありましやうが、實業家で英國にヂョンラボックと云ふ人があります。此の人は故人でありますが、生前には銀行の頭取であつて而して學士會員であつた。此のヂョンラボックと云ふ先生は銀行家としても非常な有力な銀行家で、一方には又た「サイエンス」に於て「オーソリチイ」である。此の人は動物に興味を持ち、其の揚句が夫れの研究となつた。さうして研究の結果を發表し、色々發見も在つたと云ふ人であります。此のラボックは銀行家で終りましたが、其の亡くなつた死後の名譽と云ふものは、矢張り自分の外國に行つて研究した異國趣味の遺著が彼を有名にしたのであります。夫から獨逸にアレキサンドル、ルウボルと云ふ人があります。これは近世の獨逸の學問の率先者で、世界を股に掛けて歩行いた人でありますが、此の人は豐富なる文學的又理學的の興味を持ち、又素養があつた人であります。さうして世界到る所で其の土地に付て非常な興味を感じて、夫れに就ての自分の説を蒐めて書物を作つたのであります。之が抑も近世獨逸の學問の開發の一端に成つて居るやうに思ひます。

## 三

英國の人は、英國の圖書閲覽の統計によると、これは何處の國でも同じである、小説を餘計閲讀するのであります。小説の次には英國の人は旅行記を大變愛讀すると云ふことは、他の國と違つた現象であります。旅行記を盛んに書くことも書きますが、英國人は夫れを盛んに讀むことも讀む。夫れは興味を持てばこそ讀む

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ので、而して其の旅行記は唯、どう云ふものを見たと云ふのでなく、必ず「異國情調」……異國趣味と云ふものを、自分が感じた趣味のまゝに其の中に書く。それが最も國人の感興を惹くのであります。さうして旅行記を愛讀すると云ふことが直ちに英國人の所謂常識「コンモンセンス」を增長させる第一の原因である、と云ふことを英國の人が申しますが、尤ものことであると思ふ。さうして快活な世界的な「コスモポライト」の考を起すのは、これは英國人が旅行記を愛讀すると云ふこと、或はさう云ふ素質があるから、さう云ふものを愛讀することになるので、これは變つた現象であり又たさう云ふ國民性は實に賞讃すべきもので、又た羨むべきものであると思ふのであります。外國のものを無暗に採り容れると云ふことを憂慮する人もありますが、これは決して憂慮すべきことではない。普通の人よりも一段と優れた人が自分の趣味に由つて異國趣味を享樂し、それを持ち來したと云ふものは、幾ら母國に持ち込んでもそれが有害なものではない。さう云ふものが澤山に在ればある程文化と云ふものが豐富になるのであります。文化と申した所で其の國々で寔に貧弱な文化があります。又た豐富なる文化を持つて居る國もある。それは唯、國内に小さくなつて蟄居して居る所ではどうしても總てが貧弱であります。海外に出た人が雲手を張つて持ち來した文化を採り集めて、それを積集する國が豐富である。吾々も屢、攻撃をされることでありますが、此の美術の上に於ても外國のものを取り入れると云ふことを非常に申します。外國のものを取り入れゝば本來の固有のものが絕滅すると云ふ攻撃を屢、受けるのであります。けれども外國のものが這入つて來ると云ふことは卽ち一つには母國を刺戟し母國の美術を豐富にする次第であります。それに由つて在來のものが滅びる譯のものではないのであります。外國のものを持つて來て本來の固有の國粹が絕滅するやうな國ならば、狹くに滅びて居る。國粹はそれを取り入れて消化するが國粹で、それを消化し得るものならば、外國の思想・美術・又は何であらうが夫れを取り

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

入れて決して夫れが國粹を害する氣遣ひの無いものである。我が國は其の外國のものを取り入れて、夫れに由つて豐富になつて居る國であります。我が國が光彩奕々として居る國勢と云ふものは、新らしく世界の優秀のものを取り入れて飽くことを知らない、さうして夫れを國粹に由つて同化される力があればこそ、我が國は活躍し、發展して行くのであります。然るに現在新しく取り入れるものに就て色々憂慮し杞憂を抱く人がありますが、實に小心のことで、歴史を知らぬからのことである。我が國の文明と誇つて居るものは、其のものでも段々調べると外來のものが多い。手近い話が、菊・蘭・牡丹・水仙・と云ふやうなものは、今更これは外國の種であると言ふて嫌ふ人もありますが、菊は外國から日本に這入つて日本語にもならぬ位で、外國から這入つた儘、菊とか蘭とか牡丹、水仙とか、之を我が國民が愛すると必ず我が國花の如く考へて居る。是は遠慮なく取り入れて我が國のものにしてしまつたのであります。今どし〱外國の植物も苗木も這入りますけれども、これは我が國民性に同化しないものは滅びる。同化したものは我が國の如きものになる。それが段々と豐富に成つて文化をふとらせる次第のものであります。

## 四

夫れと似たやうなことでありますが、ナポレオンが埃及を遠征して、其の文化を自國に持ち來たした。ナポレオンと云ふ人は戰爭の名人であり、古今の英雄豪傑として傳へられ、ナポレオンの話と謂へば英雄談より外に無いやうに思はれ又たナポレオンはあの位に歐羅巴大陸を荒らし廻つて、さうして佛蘭西にも迷惑を掛けましたが、今日其の國の盛大の基は何に由つて居るかと云ふにこれはナポレオンが戰爭をしながら非常に異國趣味に富んで居つた人で、それで伊太利に攻め込んだときに何うしたかと云ふと、伊太利の美術をうん

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

どこさと佛蘭西に運んだ。今日の佛蘭西の美術と云ふものはナポレオンの力に由つて伊太利から運びこんだ、其の異國趣味の結晶でありります。多少はナポレオンの死後に返しましたが、大部分は佛蘭西に殘つて居る。今日の名畫は皆なナポレオンが持つて來たものでありります。夫から埃及を遠征したときどう云ふ風なやり方をしたかと云ふと、畫家を伴れ、歷史家を伴れ、文學者・國學者を伴れ、夫から動植物學者を引き伴れて行きました。さうして戰爭によりて自分の勢力に歸した所を、悉く其の學者達の一隊に調査をさせた。それが今日埃及遠征記と謂はるゝ有名な殆んど等身大の著述として殘つて居ります。ナポレオンの功業は今日夢の如く過ぎ去りましたが、ナポレオンの殘した異國趣味の結晶は永世不朽の莫大なる恩惠を佛蘭西に與へて居る。其の一例は埃及で古蹟の發掘をやつた處か、例の眞つ黑な「ロゼツトストン」の石を見附け、同行の學者が、段々硏究の結果、夫れに三樣の文字が書いてある、希臘語と「ヘブライ」語と埃及の象形文字がありますο それ迄は象形文字は讀めなかつたのでありますが、そこに連れて行つた學者は希臘語が讀め「ヘブライ」語が讀めた爲に、其の文字を詮索すると希臘語と「ヘブライ」語は同樣である。夫故に埃及語も同じものを書いたと云ふので、夫から「ヘブライ」語と希臘語の力に由つて埃及語の字引を作り、又た埃及語の文典を作ることを試みました。それが成功しましてから埃及と云ふものが讀めるやうになりました。夫れは全くナポレオンがさう云ふ異國趣味を有したお陰で、偶然の結果でありましたけれども分つたので、それが抑も今日の埃及古代の學問の根據に成つて居るのでありります。其他ナポレオンが殘して置いた事柄が、今日の佛蘭西をして非常なる美術の中心たらしめた。戰爭の最中に軍人は唯〻戰爭許りして居る場合に、大將は色々なことを考へて埃及古代の硏究をやつた。今日ナポレオンの戰爭の名譽は夢の如くに消えて跡も無いが、佛蘭西の美術の上から彼が今日尙ほ崇拜の的になつて居るのは、夫等の恩惠が永遠不朽に貽されて居る爲でありります。

## 五

又た豊太閤が朝鮮征伐の時に、或る人は少しは朝鮮の言葉を稽古させるが可からう、又た朝鮮を踏み臺にして四百餘州に入り込むのであるから、支那語もやつたら可からうと云ふやうなことを申したときに、豊太閤は總て到る所我が國で、朝鮮を取れば朝鮮を我が國のものにし、支那を取れば我が國の通りにやると云ふことで、さう云ふ言葉の必要はないと云つた話がある。夫から太閤の朝鮮征伐は元龜・天正の戰爭の永く續いた跡で皆な戰ひに倦んだときに太閤が朝鮮征伐を計畫したのである。然るに其の大將達はどうであるかと云ふに、大將達は皆な自分が參加したいと云ふことを願つた。さうして欣々然として朝鮮征伐に臨んだのであります。これは如何なる譯かと云ふに、私の邪推ですが、此の太閤の幕下の大將達は皆な偉らい人で、其時分のことを今日の言葉で言へば趣味を持つて居る人であり、又た美術家で在つた。當時は東山時代の後を承け、信長・太閤の時代に至る迄、非常に茶道が流行して、支那の茶器や朝鮮の茶碗などを非常に賞玩した。其の當時夫等は中々貴いもので、茶碗一つに易へるに大枚の金を以てしたと云ふ位であつた。而して當時の武將は、朝鮮には非常な結構な茶碗があると云ふことを知るて居る。さうして其の茶碗を非常に珍重したのであります。隨つて豊太閤の朝鮮征伐は、さう云ふ美術家の大將達が寶探しに行くやうな積りで、欣々然として行つた樣子がある。途中で戰爭を止めて歸つたときに、鍋島・加藤・小西・黒田・小早川など云ふ大名達が悉く朝鮮からさう云ふ寶を自分で探して持つて歸つたのみならず、夫れを燒く所の燒物師まで伴れて日本に歸つたと云ふことであります。それが抑も我が國の陶磁器の進歩せる所以で、色々歴史もありますけれども、豊太閤の朝鮮征伐が朝鮮の美術を全然日本に持つて來て、朝鮮では却つて何も忘れたやうに、其の文化を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

悉く太閤が日本に持つて還つたやうな形ちに成つて居ります。

## 六

斯様な話をすると中々盡きませぬが、我が國の現在外國に出て働いて居る人の様子を見ると、如何にも商業のこと經濟のことに就ては明るい人達でありましやう。それに就ては中々優秀な成績を擧げて居る人達でありますが、此の人達に交際して見ると、外國に行つて居ると云ふのは全く職業の爲であつて、それを勉强して務めて居る。其の職業自身を樂んで居ると云ふ人も少ないやうに思ふので、唯、役目であるからやつて居る。或は一定の仕事を一定時間勤めれば、それで我が事終れりと云ふ様子がある。さうして其の間の自分の時間は何に費すかと謂へば、外國に行つて居る憂さ晴らしに、極上等のは運動競技、極惡いのは博奕、と云ふやうなことで非常に立派な人が矢張りさう云ふことで日を暮して居る。其人達は經濟商業以外、文化的に働いて居る部分は誠に少ない。夫れは何うかと云ふと異國趣味……異國情調を味う傾向が少ない、と云ふことを熟ら私共は感じます。これはどう云ふ譯か、それは教育が足らないかどうかであります。就中我が國の軍人と謂へば戰爭をすることの外には他のことを好むことを恥のやうに思ふ。又商業をやる人が他のことを考へる。或は私が竝べたやうな異國趣味を享樂すると云ふやうなことは、何だか本業を疎略にするのであるやうな感じを持つ傾きがある。これは自分の職業を樂しんでするると云ふやうなことゝ、夫から異國趣味を樂むことゝは、其の根源は同一であると思ふ。人は職業を苦しい勤めとして强ひてやつて居る人もある。然るに職業であるけれども其の職業が面白くて樂しんでやつて居ると云ふ境界に達して居る人がある。さう云ふ人ならば其の人は又た總てのものに對して興味を有つことが出來ることである。而して外國に出て居る人々の

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

間でも、英國人・佛蘭西人・獨逸人とか云ふ團體と、夫から日本人の外國に行つて居る人とは、商賣の懸引は決して引けを取らぬと思ひますが、日本人はどうも商賣を務めとしてやつて居ると云ふ樣子が見えて、少しも餘裕を見せないやうな有樣である。夫故に隨分我が國から發展して居る人がありますが、夫等の人が文化的の土産を母國に携へて歸ると云ふ事が尠ないのであります。英國の海軍の如きは、到る所に海軍が出れば必ず學者を乘せて行く。又た海軍々人自身も興味を持つて居る爲に、軍人が英國に歸るときは到る處の異國の面白いものを携へ歸つて國民への土產とする。英國に在る世界的の大發見は皆な商人若くは陸海軍の軍人の携へ歸つた土產であります。斯くして英國が外國から蒐めた處の土產物の倉が卽ち英國の博物館であります。之れが又た英國人をどの位敎養するか知れない。日本の海外に出て居る人は滅多にさう云ふことは無いので、海軍の軍人などは戰爭することは本職でありますけれども、平和のときにはさう云ふ文化的のことも同時に行ひ得られる機會を持つて居るのである。さうして軍人は事がなければ寂寥たるもので、戰爭の外平素何もせぬことならば是れ位淋しいことはないと思ふ。商人とても海外に出て居る人は寂寥を感じやうと思ひますが、自分の職業以外に各種のものに對し興味を以て異國趣味、異國情調を享樂する境界になれば、どの位海外に行くことが樂しみになるかと思ひます。これは一國の品位に關することであります。日本の博物館を御覽になれば、如何に貧弱であるか、我が母國の物さへ集めて居ない。英國當りのものは外に出て働く人が皆なさう云ふ考を以てやつて居る爲に、母國に於ける異國趣味が實に豐富に成つて來るのであります。

## 七

夫れで私共が最近支那の方を見まして臺灣に來て見ますと、何所に參りましても、支那人の生活は如何に

も汚穢のやうに思ひますが、然し支那人の街に參れば、又そこに面白い趣味が有るのを發見する。何處に參りましても、厦門に行けば厦門の面白味、汕頭は汕頭、廣東は廣東、と云ふやうに支那の情調に就て慕はしく味はひたいと云ふ感じを起す。又自分等がそこに住めば又たあれを何うしやう、斯うしやう、と云ふやうに支那の情調と日本の國粹とを以て支那のものを按排して見たいと云ふやうなことを考へる。又た自然の風物を見ましても、此の總て植物の景觀が變つて居る所を見ると、無限の樂みを感ずるのであります。これは少々植物學のことをやり又動物學をやり、總て自然科學のことをやつた人は其の感じを起さなければならぬと思ふのであります。溫帶の日本から熱帶に來ると熱帶の面白味を感ずる。これは到る所さうでありまして非常に其の樂しみを感じます。

一寸短い旅行で、上海を振出しに支那を一寸と廻はつて臺灣に歸るのですが、是丈でも私ども自分の趣味がどれだけ是迄より豐富になつたかと云ふことを感じて、自分ながら嬉しいやうな感じがします。寔に幸ひで在つた非常に樂しかつたと云ふことを感じます。斯う云ふ心持をどうか海外に發展する人は、其の自分の職業を樂しむ許りでなしに、又た其の職業以外に總ての環境に於て異國の趣味を享樂し、それを齎し歸つて母國の文化を扶けると云ふことが、非常に望ましいことであると思ひました。偶々我が國の先陣を承つて居る所の諸君の先輩、海外に出て居る人を觀て、其の人達の生活の狀態、思想の狀態等から觀察して參つて、斯う有りたいと云ふことを感じました。何れ諸君はさう云ふ方面に活躍されることゝ思ひますから、斯う云ふ話も無益でなからうと云ふことを申上げました。一向順序もなしに唯々感じた儘を申上げたので、諸君の御採擇に委せます。

——大正十四年一月二十二日總督府高等商業學校に於て——

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 南洋に於ける邦人の企業

南洋協會爪哇支部常任幹事　小谷淡雲

一

「南洋に於ける邦人の企業」に就て述べやうと思ひますが、單に企業と申しますれば色々な仕事が包含されるのでありまして、獨り栽培事業のみならず、漁業 鑛業・銀行業・工業等、種類を擧ぐれば色々ありますが、併しながら此の南洋の廣い中で蘭領印度のみに限つて日本人がやつて居る或はやつて居らない色々な企業に就て申しますと、これは私が一九二二年の株式取引所の配當率から割出したのでありますが、それに據つて色々の事業の順位を申しますと、蘭領印度に於て一番利益のあるのは「ホテル」業であります。其次は鑛業・栽培業・鐵道・工業・倉庫業・艀船・海運業・雜業・夫から商業・保險業・と云ふ順序になつて居ります。商業は別として、保險業が最も儲らないことに成つて居るのは、皆さんのお耳には一見奇異に響くか知れませんが、これは私の素人考で申しますれば、日本では保險業は非常に儲かる、其の理由は五千萬の相當敎養ある國民を相手にするが爲に儲かるので、蘭領印度の如きは、土人は四千萬人にも近いのでありますが、保險業者が相手にするものは蘭領印度に居る十七萬人の歐洲人（其中に日本人も含まれて居る）夫から支那人（彼れ此れ七八十萬人あり）であります。併し支那人とて保險思想は甚だ幼稚でありまするから純粹に申しますれば二十萬に足らない歐洲人を相手にする保險業でございます。會社の數は澤山ありますが、詰り事業の對象が餘りに

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

小さく爲めに利潤率が高くないことゝ思ひます。それは別問題として此の色々の企業の中で將來日本人がどう云ふ企業をやれば一番儲かるか、又どう云ふ事業に個人や會社が活動すべきかと云ふと、「ホテル」業は迚も駄目であります。此等は和蘭人がやつて儲かる仕事で、彼等の事業圏内に入るべきものと思ひます。然らば前の鑛業に就て申しますと、これは向ふにはＢＰＭと云ふ石油會社がありまして、澤山の石油を出し非常な儲けを得て居りますが、之も日本人が將來やり得る可能性は絶無とは申しませんが、企業に對し色々面倒な制限的の規定に妨げられ、其他に色々の事情が複雜して個人の力では到底事業をすることが出來ない。日本に於ても、大日本石油會社など云ふ堂々たる會社があつても、亞米利加の「スタンダード」會社と拮抗する、大資本の團體でなければ容易に手を下すことは出來ないのであります。其次に栽培事業が利潤率が高いのでありますが、私は之が最も個人としても會社としても一番やり易いものだと思ひます。今日のお話も漠然と演題には「邦人の企業」とございまするけれども、主として栽培事業のことに就てお話したいと思ふのであります。企業の中でも漁業などは中々有望でありまして、これは私も此方の水產課から能く承りたいと思ひますが、蘭領印度に於ては漁業は歐米人は何等大々的の施設をして居ないので、會社二つ位はありますが何れも十萬か二十萬の會社で、現在は殆んど何もやつて居りませぬ。是非これは日本人の一手に獨占したいのであります。さう云ふ工合に漁業に就ては將來尤も可能性は多いのであるが手つ取り早く栽培事業に付てお話したいと思ひます。

## 二

皆さんも御承知の通り、又地圖の上でも大體此通り比律賓・佛領印度支那・馬來半島・スマトラ・セレベス・

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

となつて居りますが、此の南洋全體に於て日本人が今迄大々的に栽培事業に著手したものは、何としてもヂヨホールであります。玆に護謨園が澤山ございまして、約六千萬圓の金が投下されて居ります。其他スマトラにも日本人の護謨園があります。夫から爪哇の方にも日本人經營の砂糖工場が出來て居ります。又茶の工場もあります。其他セレベス島にも椰子園、夫からボルネオにも久原、三菱等が色々やつて居ります。さう云ふ工合に色々各地方に投資して居る日本人の總額は概算一億位になると思ふのでありますが、其の一億の投資した金は、利に利を生んで何れも皆良好なる營業成績を擧げて居るかと云ふと、決してさうでないのであります。其中でも特に成績の思はしくないのは、投資の中心なる護謨事業でありまして、これは皆さんも御承知と思ひますが、皆な非常に困つて居るのであります。是に就ては生産制限の方法がありまして多少一時的の效果は見えて居りますが、到底根本的の事情を救濟し得るものでないと思ひます。それでは失敗原因は何かと云ふと、それには色々ありましやうが、充分經驗のない人がやつたとか、又た經濟的方法を知らずに色々の施設をしたとか、種々原因もありましやうが、私は其の原因中最も重大な要素は日本人が始め投資するときに、土地の選定を誤つたと云ふことに歸したいのであります。土地の選定と申しましても一言以て之を申しますれば、要するに土壤の生産力の高い所と低い所を能く調査研究すること、換言すれば爪哇のやうな生産力の高い所の栽培事業に投資することに、注意を怠つたと云ふことが失敗の原因だと思ふのであります。一口に將來南洋に於ける日本人の栽培事業は如何なる方向に進めば可いかと云ふことを、結論を申しますれば、南洋廣しと雖も、蘭領東印度に投資する外はないのであります。唯それだけ申上げたのでは判りませぬが、而して私が常に蘭領に居る關係上我田引水的のことを言ふと思召すか知れませんが、私は日本に歸る前に何か自分の考を裏書するやうな研究書はなからうか、南洋全體を土壤學的に觀た栽培事業の一般

論がなからうかと思ひまして、色々捜しましたが、恰度「バダビヤ」を出發する一週間前に、爪哇の植物園にありまする農商工務省の農業經濟學者「ベーケルハーリング」博士の發表した「農業經濟學」と云ふを捜し得ました。是は向ふの土地の農業を研究したもので、歐洲人の大規模の栽培事業を調査する爲め、農政課長たる博士は、昨年蘭領東印度總督の命令で、馬來半島を始め南洋各地を旅行し、さうして是等英領、佛領殖民地に於ては、外國の資本を吸收する爲に官憲が如何なる方法を採つて居るか、之を蘭領印度と比較すればどうなる、若し其の比較に於て蘭領印度に惡いことがあれば、將來どう云ふ方法で缺點を除却し益々外國の資本を吸收すれば善いか等を研究致しました。其の研究の結果が私の出發前に發表されたのであります。それを讀んだ所が大變肯綮に當つて居るので、恰度私が是から一般的に研究したいと云ふものを皆な言ひ悉くして居ると思つて非常に好い書物と觀て博士の承諾を得、是非之を日本に紹介せんとし、バダビヤから門司迄の航海中に是を翻譯しました。近々これは東京で出版されると思ひますが、私は實に翻譯の當時、自分自身に馬來半島・英領・佛領殖民地等を廻つて、皆さんに報告する積りで翻譯致したのであります。

## 三

其の博士の說を簡單に紹介すると、蘭領印度に於ては英領及佛領殖民地と比較して二つの物的要件に於て勝つて居る。一は人爲的一は自然的要件である。自然的要件に於ては客觀的冷靜に觀てどうしても、蘭領印度が佛領殖民地・英領殖民地に比して優つて居る。如何に英國人や佛蘭西人が努力しても追付かない。兎に角蘭領印度が他の殖民地に冠絕して居る。又た人爲的の條件は之を二つに分ち栽培事業に從事せる民間の施設、例へば金融機關の組織、次に政府の態度例へば企業家に對して高い稅金を掛けて拂下げるや否や、夫から土

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地の拂下規則と云ふやうな方面で差異があるか否かを調査致しました。博士の説では税金の點に付ては是等の殖民地を比較すると、蘭領印度が一番税金が高い。併し栽培業者に對する金融機關と云ふことになりますと是は蘭領印度が一番能く發達して居る。御承知の通り爪哇には昔から完全の制度があつて企業家と金融業者との連絡が非常に旨くゐつて、栽培業者自身に於ても大體蘭領印度は上から下迄、秩序整然となつて居る。縱令ば砂糖は砂糖の「シンヂケート」があつて、總ての工場を網羅する試驗場を拵へ、自分達で科學的に發展策を講じて居る。又た他の栽培業者は「蘭領印度農業シンヂケート」に集つて、其の下には色々な各地の栽培業者の團體があります。或は作物別に由つて護謨なら護謨と云ふやうに夫々の組織で、非常に强力な團體が出來て居ります。さう云ふ風に秩序整然として出來て居つて、夫等のものと金融業者との關係が實に巧妙にゐつて居ります。斯う云ふ組織の機關が英領や佛蘭西殖民地には無いので、自然的要素では蘭領印度が一番可い。人爲的方面では事業自身の組織と云ふ方面に於ては蘭領東印度が勿論第一である。唯、對政府關係に於て蘭領印度は税金が高いのである。今後外國の資本を益々輸入するには第一には租税制度を改革して税率を低くしなければならぬ。夫から一方土地の拂下を迅速にして手續を簡易にすれば、外國の資本は招かずして蘭領印度に輸入せらるゝであらうと云ふ結論に成つて居ります。「ベーケルハーリング」博士の此説には私は全然同感でありまして、多少英領や佛領に比較して税金に於て高いと云ふ非難がありますが、私は天然的の要素をもつと重く視るので、天然の要素は何時迄も絶えない財源でありますが、人爲的のものは謂はゞ出來得るものである。土壤其のものが貧弱では何等生産的の結果は見られないのであります。右は私一個人の論でなく、栽培企業の方面に於て權威ある獨逸人で日本人を能く世話して呉れる「ヘルフェリッヒ」と云ふ人があります。此の人も「ベーケルハーリング」博士を先生として勉强しましたが、さう云ふ權威ある人が、蘭

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

領印度が最も有望であると言つて居るので、其の點に就ては決して我田引水的でないと思ひます。

## 四

然らば蘭領印度に日本人が將來栽培事業で進むとして、何處が良いかと云ふと、先づ第一に指を屈するのは爪哇で、次はスマトラ、小スンダ島、モルッカス諸島であります。是等の島の中でも私は色々の點から研究して、又た自分が觀て企業上有望な地域がまだ澤山に殘つて居る。此等優秀な生産力の高い所を獨占しなければならぬと信ずるのであります。之も結論だけでは御滿足が出來ますまいから多少事實を引いて申上げますが、最も有名な事實は爪哇であつて、此の島が三千五百萬の人間を養つて、二三千年の昔から文化的の歷史を有し、貿易の方面に於ては今でも南洋に於て最も力强い經濟力を持つて居ります。此の位地が最も雄辯に其の事實を物語つて居る證據と思ひます。其の爪哇がなぜ斯う小さくて三千五百萬の人口を養ひ、輸出貿易上重要なる位置を占めて居るか、要するに爪哇と云ふ島が蘭領印度の中でも最も火山が多く、火山の噴出した土壤が豐饒であると云ふこと、赤道直下にあると云ふことであります。又割合に他の島に比較して病氣が尠ない。他に原因もあらうが私は其の最も根本的な原因は生産豐土の高い火山脈に在ると思ふのであります。次に作物に就て申しましても、爪哇に於ける茶の栽培中心地は火山の多い「プレアンゲル」と云ふ所にございます。珈琲の中心地は爪哇では南の「クルート」と云ふ山、此の中心に對して珈琲が澤山あります。砂糖は「スラバヤ」の方に流れて、之も皆立派な火山から流れた豐饒な土壤の圏內にあるのであります。砂糖・茶・珈琲が總てさうですが、其他の作物でも又同じやうなことが言へます。同じ火山地帶と申しましても噴出岩の性質に由つて色々あります。西の方なる此プレアンゲル地方では中々茶が能く出來ます。爪哇は臺灣から

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

包種茶が參ります。私も總督府の囑託を受けて商工課の田部さんと一緒にバンドンの茶業大會に出席したときに、或は又田部さんと一緒に茶業試驗場に行つて專門の人に色々話を承はりましたときに、私の記憶にして誤らないとすれば、此方面に於ける表土の含窒素の「パーセンテーヂ」は〇・二七％に過ぎないけれども東部爪哇に於ける此部分の表土の含有率は一％に達するので、同じ火山地帶にしても、中々植物養分の差がありますから一概には申されませぬ。

## 五

夫から現在「スマトラ」東海岸が……こゝは栽培地帶ですが、近頃段々茶も盛んに出來ます。此の地方の土壤の性質に就ては獨逸人の「ヘルフエリツヒ」氏が東京で講演致しましたが、「スマトラ」の土壤の生産力は爪哇の其れに似て居るので、「スマトラ」の茶は優秀の成績を見るだらうと斷言して居る位です。茶・砂糖・珈琲・總て其の通りでありますが、珈琲に就て申しましても珈琲は「スマトラ」方面に於ては「パレンバン」の珈琲が高地に出來て低地には出來ない、即ち火山脈に沿ふた所に出來るのであります。爪哇の西の「バンダム」州、夫から「レンバン」州、「スマラン」から「スラバヤ」の方にNIS と云ふ私設鐵道に沿ふた所では「エステート」らしきものが無い。それは何故かと云ふと「レンバン」州の北と西とに石灰山脈が流れて非常に貧弱な土壤を平野に注いで居るのであります。所が其の貧弱な「レンバン」州に於ても此の火山の麓だけには作物が善く出來る。西部のバンタム州でも此の火山の周りだけには護謨園がぼつ〳〵出來て居ります。外の所では土が惡いので何も出來ないのであります。

夫から米に就て申しますと、これは「ボイデンヅオルフ」中央農事試驗所がありますが、其の土壤研究技師

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に「モール」と云ふ博士がありまして、此の方は十五年も居りまして土壤のことを能く研究しました。其の人の書物の中に「パレムバン」方面の平野の貧弱な方面で土人が米を作るが、一「バウ」に付三擔しか穫れない。それが一度び爪哇に參ると一「バウ」に二十五擔穫れる。「バリ」と云ふ島になると、平均の產額が四十擔になりまする。爪哇の「ベスキ」州の新開地の豐富な所になると、土地が新らしい爲に平均八十擔(無論全部籾)になる。以て如何に土壤の性質奈何に由つて產額に相違あるかが思はれます。米もさうですが、香料の原料になる「シトロネラ」と云ふ草にしても、「スラバヤ」地方で假りに百「キロ」出來るとしても、「パパンダヤン」と云ふ火山の裏では三百「キロ」出來る。而かも勞力は殆んど要らない。然るに一方は土地が惡くて一生懸命に耕作しても三分の一しか穫れないと云ふ驚くべき數字の相違を見て居ります。夫から椰子に對しても椰子は爪哇の「チラチャプ」と云ふ方面には能く出來ます。これは火山地帶であるからで、東の方の火山に關係ない「セレベヌ」の他の貧弱な所に比較して恐ろしい相違を示して居ります。

新嘉坡で「バドバハ」に參りまして、「ヂョホール」河を下つて、復た新嘉坡に小蒸汽で還りましたが、「ヂョホール」沿岸にもちよい〱椰子があります。が、夫等の椰子は一體實が生つて居るかどうか判らない位であります。さう云ふ地方と火山地帶に有るものと比較すると殆んど雲泥の相違があります。護謨の如きも馬來半島に於けるものとスマトラ東海岸に於けるもの、爪哇若くは「ボルネオ」方面に於けるものと比較すると、之も非常に相違のあることは皆さん御存知の通りであります。

夫から其他の作物で規那「コカ」とか色々ありますが、規那でも私は錫蘭の農學校に居りましたが、錫蘭に於ても規那と云ふやうなものは規尼涅の原料なる關係上、一生懸命努力しましたが、どうしても爪哇程の%が得られません。結局土壤の貧弱さに歸せねばならぬと思ひます。夫から煙草は「スマトラ」の東海岸は「デ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

リー」煙草の產地で、年々亞米利加で何千萬の金を出して「スマトラ」の煙草を購つて居ります。煙草栽培を專業にするものは中々澤山ございまして英領北「ボルネオ」でも、どうかして斯う云ふ煙草を作つて見たいと言つて、數年前澤山の會社が出來ましたが、殆んど失敗して、今ではたつた三つの會社でございます。それも算盤が合はず。甚だ困つて居ります其の原因は單り栽培のみならず、乾燥の工合、色の附け工合等、製造過程で色々六箇敷い點もありましやう。技術上に於ても新らしき爲に知らない點もありましやうが、矢張り根本的の原因は土壤に歸するより外仕方がない。爪哇に於ても最近色々やつて居るのでありますが、これは氣候の關係もあり又土壤の關係がありまして、どうしても「スマトラ」のやうな煙草が出來惡い狀態であります。それで大體種々の作物の實例に就て火山地帶が生產上頗る優秀な地位にあると云ふことはお判りと思ひます。

## 六

次は別に作物には關係がありませんが、もう一つ面白い興味のある問題を申しますと、「マラリヤ」と土壤の關係であります。これは私自身が調べたのではなく私の友達で栽培を研究して居る廣瀨君がやつたので、之も廣瀨君は三千「バウ」許りの土地を持つて居るので、之を開くに就て成るべく從業員を病氣にさせてはゐかない、どうしても「マラリヤ」は絕對安全としてやらなければならぬ、馬來半島の護謨園に就て經驗された如く、幾多日本人が死ぬと云ふことは大變である、充分安全と云ふことでやりたいと云ふので、お醫者さんにも相談し、又實際家に就ても聽き、書物も讀みましたが、其中で「トムソン」と云ふ英國の「ドクター」が書いたものがありまして、其のお醫者さんは主に市街地の衛生ー新嘉坡とかさう云ふ方面に專ら盡力して、進ん

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

で議論の衛生に關係したさうですが、其の人が色々「マラリヤ」に就て研究したものを發表した。どうも同じ「マラリヤ」でも「スマトラ」の「マラリヤ」は違ふ。兎に角「スマトラ」と馬來半島のものを二つ比較しました。そこで「スマトラ」と馬來半島の死亡率を比較すると、「スマトラ」が輕いと云ふ所に不審を抱いて實地に「エステート」で調べました。其の結果はどうかと云ふと結局馬來半島に於ける「アノフエレス」と「スマトラ」の「アノフエレス」は違ふ。能く分らないが、自分の考へる所では土壤の相違から來やしないか、別に「アノフエレス」とて土を食ふ譯ではありませぬが、色々の水溜にある小さい微粒分子がある。夫等は總て山から流されて來るのであります。これは非常に興味ある問題で「マラリヤ」は同じである。然るに火山地帶である「スマトラ」では「マラリヤ」の性質が違ひはしないかと云ふ臆測が生れるので、之が實際學術的に證明されるならば企業家は火山地帶に企業をすることは、人間を傷けないことに於ても面白い現象だと思ひます。

それで私はさう云ふ考を抱いて甚だ漠然として居りますが、日本に於ても同じやうな現象がありやしないかと思ひまして、東京に行くと早速農科大學の吉川博士の所に參りまして、日本はどう云ふ工合になつて居るかを糺しました。吉川博士の言はれるにはまあ熱帶に於てはさうであるが日本でも多少さう云ふ傾向を認められないことはない。但し日本の農業は非常に集約的になつて居るが爲め、左樣著しき傾向は認められない。それにしても先年の櫻島の噴火は、噴火の當時は煩煙が土地を覆ふた爲に一時作物に害を及ぼしたが、近頃の話を聞くと、あの櫻島は色々な作物に於て生産率を增加して居る。あの肥後米の中でも多少中央市場に名を知られて居るものは、昔阿蘇の噴火系統が發動されたのではなからうかと云ふ想像を逞ふしました。さう言つたやうなことは色々の地方でお考へ出來ると思ひます。但し自分の知つて居る火山地方でも何も出來ない所がある。それは能く研究すると別に不思議はないので、噴き出す噴火の程度噴出せらるゝ物質の相

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

達に依つて火山が必ずしも同一の生產率を見せるとは言はれない。もう一つ土壤に就て興味ある話がありますが、私の友人の廣瀨君が經驗したことで、臺灣に永く居らしつて今向ふでやつて居る方で廣瀨君の「エステート」に居る人が、土地の改良論の起つたときそれは譯はない、石灰と肥料をどん〳〵やれと云ひましたが、どうも內地も臺灣も(臺灣は左程ではありませんが)肥料をやると云ふことが先入主と成つて居るやうです。それが非常に生產力の高い爪哇などでは二千年來肥料をやらないので、日本人程企業家の頭に肥料と云ふことがこびり附いて居りませぬ。砂糖の如きも年々集約から集約になつて居るに拘はらず、日本人程に肥料と云ふ觀念がこびり附いて居りませぬ。肥料問題に付ても私は中學校時代に習つたことであるが北獨逸の土地は地味が昔し非常に貧弱であつた爲め獨逸人は鹽酸加里や燐酸肥料を發明して、今日のやうな豊土にしたと云ふことであります。それやこれやで日本人の頭には肥料と云ふものはどうしても土地に施さなければならぬことになつて居ります。それで私が常に南洋の栽培事業を考へるときに、第一に念頭に置いて戴きたいことは火山地帶が非常に優秀で、日本人が將來發展するにはどうしても火山地帶を獨占しなければならぬと云ふことであります。之が起業の第一義かと思ひます。第一歩の誤りは無限の損失を齎し第一歩に於て正確であることは無限の利益を意味する。最初の踏み出し奈何に由つて何萬何十萬の利益の分れ目が生ずるのであります。

七

私が竊かに考へる所に依ると、和蘭の色々の栽培會社も、始めは決して火山地帶獨占論を以て進んでは居ない。譬へば和蘭人のＨＶＡと云ふ栽培會社は名前は商事會社ですが、實質は全然栽培會社で澤山の砂糖工

場を持つて居ります。此ＨＶＡが多數の製糖工場を手に入れた歷史を聽きますと、始めＨＶＡは他の拓殖銀行と同じく拓殖銀行としての仕事をして居りましたが、金融の失敗から「クルート」山麓に始め二三の砂糖工場を背負ひ込んで、仕方なしに是れを經營して見ましたが、中々に儲かる。これは面白い、進んで隣接工場を買收する。是れも儲かる。段々附近のものを買收する。之がＨＶＡが今日の大をなした所以である。尠くとも和蘭人や英國人は始めから大仕掛に進んで居つたのではない。日本人企業家諸君は其の考を以て是から進んで戴きたい。卽ち其の第一步に於て他の國民より秀いでた考を以て戴きたいと思ふのであります。ＨＶＡは昨年の年報にありますが、去年は砂糖で千五百萬盾の利益を擧げて居る。其の利益は結局何處から來るかと云ふと「クルート」山麓の砂糖工場から生じて來るので、それは火山が提供する無限の土壤の生產力から吸ひ取るのであります。ＨＶＡの工場はそれ許りでなく外にも色々ありますが、昨年蘭領印度の租稅制度が問題になつたときに、此會社は蘭領印度政府を脅やかしました。今自分は五千萬盾の遊金を持つて居る。若し蘭領印度政府が苛斂誅求して栽培の撲滅策を採るならば、大分御厄介になつた殖民地のことであるが此五千萬盾を佛領印度支那に投資するかも知れない。斯く言つて總督を驚かしました。それ位の經濟上の地盤は一言にして云へば皆な火山から生じたものであります。然しそれは只脅かしに過ぎないので、ＨＶＡは今日は矢張り火山地帶占領論で進んで居る面影が見へます。其の一例は「スマトラ」に「アチエ」州と云ふのがありますが其の近傍にＨＶＡは非常に大きい「コンセッション」を持つて居りましたが、今年の中頃政府に返してしまひました。其の廣大なものを政府に返還しましたのは何故かと云ふと、土壤が貧弱と云ふことを悟つたからであります。さうして會社は「ランボン」地方に移つたのであります。此の「ランボン」は矢張り火山脈が在つて砂糖を栽培するのに可能性があるので、普通爪哇の步留は一割一步でありますが、「ランボン」の平均

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 牛に牽かれての物語

蕉鹿夢

崇神天皇の世、額に角の生へたる異人があつて、越前の敦賀の浦に漂著した、何處の人かと詮議せしに、今の朝鮮の一部なる、ミマナの生れで、名をツヌカアラシといふ者であつたと謂はれる、國史（日本紀）に載する此記事は、上代に於ける日韓交通の一消息を洩せしページであるが、之に因みて一の奇蹟的なる物語が傳へられてゐる。

初めツヌカアラシが、本國に在りし時、黄牛に穀物を負はせて、田舍に出かけたところ、其途中で、俄に牛の所在を失つた、だん〳〵牛の足迹を尋ねあさりて、或る郡家（ムラツカサ）の所に到りし時、一人の老翁が出で來り、お前の求むる牛は、確かに此家の中に這入て居るが、郡家（ムラツカサ）は、牛の穀物を背負うてゐるのを見て、之を掠め取り、若しも牛の主に見つかつたなら、其代價を償ふまでの事だとて、其牛をば殺して食つたであらう、併し乍ら、お前は牛の代りに、財寶などを受けてはならぬ、何が欲しいかと問はれたならば、此村に祭らるゝ神様を貰いたいと言へと敎へた。

そこでツヌカアラシは、郡家（ムラツカサ）に向ひ、老翁の敎へのまゝに、牛の代償として、村の神を與へて與れと要求したので、郡家（ムラツカサ）も、しかたなく、其唯だ一つの祭神を出して渡したが、夫れは白い色の石であつた、彼は軈て白石を自家に持ち歸り、床の間に飾つて置いたところ、いつしか容姿の麗はしき童女の形と化した。

ツヌカアラシは、非常に悦んで、大層寵愛してゐたが、一日他處に出向きし留守に、童女が見えなくなつたので、非常に驚き、之を家人に質せしところ、東の方へ往つといふことが判つたから、

跡を運ひつゝ、東へ東へと歩みを運び、遂に海に浮びて、遠く日本にまで到來したので、此求むる所の童女は、最初難波に著いて、ヒメコソの社の神となり、次で豊國に移りて、又ヒメコソの社の神となつたといふのである。

× × × × × × × ×

話變つて、東國に於ける觀音の靈像、鎮護の道場として知らるゝ、江戸の名刹淺草寺に就き、其縁起を討ぬるに、本尊は、亦渡海の垂迹を有したまふので。

むかし、武藏國宮戸川の邊に、兄弟の漁父あり、名づけて檜熊(ヒクマ)の濱成(ハマナリ)、竹成(タケナリ)といふ、すなはち磯邊に出で、浦曲にさすらひ、世を渡るよすがとなんなしけり、人王三十四代推古天王三十六戊子の年三月十八日癸丑、碧落に雲滅ひて、蒼浪に風靜かなる朝、江戸浦口で、釣を垂れ、網を引く業をなしけるに、覺えず、觀音の像のみ網にかゝりて、いと更に遊魚の類は、鈎をも沈めざりけり、爰に蜑のたく繩くり返し、又異浦に浦傳ふといへども、七浦の浦毎に、さながら同じさまなる、佛像のみかゝり給へり。

との神秘の一齣を書いてある、そして彼の建長三年、淺草寺に、牛の如き者、忽然として、出現し、寺中に奔り入つた、折節寺僧五十人許り、食堂の間に集會してゐたが、件の恠異を見て、二十四人立ところに病痾を受け、起居進退自由ならずなり、他の七人は、即坐に死んだといへる、吾妻鏡の實記に對照するときに、ツヌカアラシの舊語と、淵源の依從偶然ならぬものゝあるを感ぜらるゝのみか、所謂る牛に牽かれて善光寺もうでの趣味ある俚諺の溯りを、把捉するに難からぬやうの心地する。

× × × × × × × ×

言ひ換ふれば、叙上南道の説話の上に、古るき日韓の連絡と、神佛の融會とが、髣髴として一丸の迸りを孕むの點に、ヨリ多くの價値を含むをうなづかるゝのである。

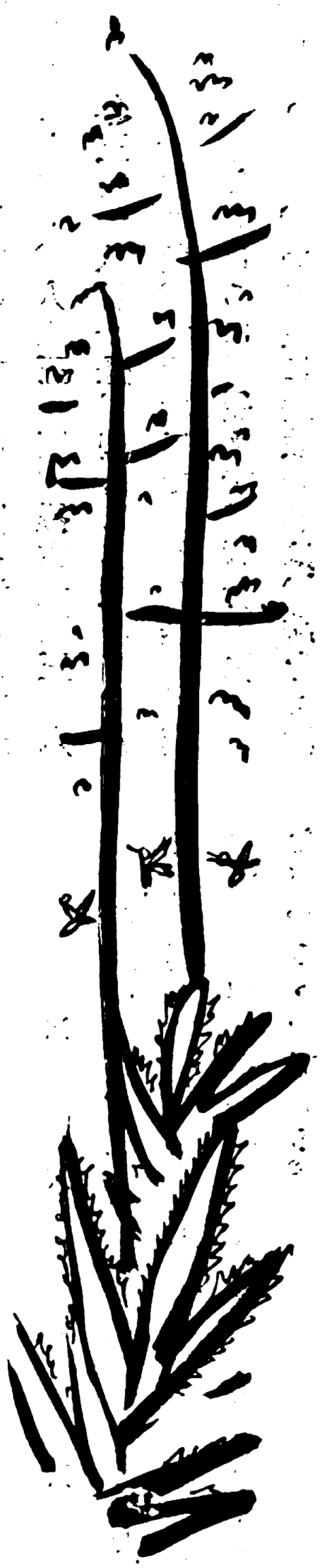

# 上海の關稅制度

臺灣總督府稅關事務官　井出季和太

上海關稅制度(承前)目次

通關制度——一 船舶入出港手續——(一)船舶入港——(二)船舶出港——(三)荷役。一、揚荷役。二、積荷役。三、時間外荷役——二、貨物輸出入手續——(一)貨物の輸入——(二)貨物の輸出——(三)貨物檢查の弊——三 貨物流通保護制度——(一)序說——(二)戻稅制度——(三)免稅制度。一、免重徵。二、紅箱制度。三、子口稅制度。(甲、輸入品子口稅制度。乙、輸出品子口稅制度。丙、土貨運照制度)。四、貨物の轉送。五、保證狀制度——四 再輸出手續

## 通關制度

### 一 船舶入出港手續

#### (一) 船舶入港

外國船舶入港し該船舶が領事派遣國に屬するときは船長又は船會社は船舶書類 (Ships Papers) を領事に提

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

出し領事報告 (Consuler Report) の交付を受く領事報告には船籍、船名(船種)登簿噸數、船長名、積荷の種類、生産地、荷受人等を記載す。船長又は船會社は領事報告と共に船舶積荷目錄 (Ships Manifest) を海關總務課の輸入係 (Import Desk) の幇辦 (Assistant) に提出し税關申告番號を受く輸入積荷目錄は船長署名の上船荷證劵及包裝、番號、荷印等明細に記入するを要す。船舶が支那海關に於て發行したる噸税證書 (Tonnage Dues Certificate) を有する時は船會社は又之を輸入係に差出し船舶が支那開港より入港したるときは積荷證明書 (Cargo Certificate) を差出すべきものとす。

次に支那船舶(常關に報告する民船を除く)又は領事派遣國以外の船舶入港したるときには船長又は船會社は船舶書類を輸入係に提出し税關申告番號を受く。船舶入港後四十八時間以内に税關に正當の屆出をなさゞるときは船長を國別に從つて毎一日の延滯に付五十兩又は五十弗の罰金に處す但し二百兩又は二百弗を越すことを得ず積荷目錄に虛僞又は不正の記入をなしたるときは條約上船長又は代理人を五百兩の罰金に處す但し書類提出後に至り目錄中に誤謬あることを發見したるときは二十四時間內に之が訂正をなし處罰を免ることを得。船舶入港後荷役に從事せずして二十四時間以內に出港するときは入出港の手續を要せず又船舶燃料及船用品の積取をなすものも之に準ず。

### (二) 船舶出港

入港したる船舶が關税噸税又は手數料を納付し一切の手續を完了せざるときは税關は之が出港を許可せざれども實際次に述ふる所の保證書 (Annual Guarantee) の準備をなしたるときは噸税及輸出税を納付したるのみにて輸入税納付前に於て税關總務課より其出港を許可せらる卽ち監視部は總務課より廻付したる船舶書類を領受したる後に船舶の代理人が積殘品報告書を提出したるときに之が出港を認許するものとす今出港手續

を分說せば左記の如し。

甲、總務課に於けるもの。沿海又は河江の開港場仕向の船舶は午後二時迄に出港の申告をなし船舶の代理人は輸出積荷目錄を總務課の輸出係に提出すべし輸出積荷目錄は船長の署名を要し船積指圖書の番號に符合せしめ包裝、荷印番號荷物の種類及荷主名を記入すべし。直接外國港仕向の船舶は輸出係に於て船舶の代理人が輸出申告書を提出せば輸出積荷目錄の呈示前に出港の許可を受くることを得。出港係は輸出積荷目錄又は出港屆を受理し收納整理係 (Duty Sheet Desk) に於ては納稅未濟の輸出申告書を取消す而して出港係は輸入稅の納否又は保證書の存否を檢し又噸稅の納付濟なることを認め積荷目錄を輸出申告書に照合し積荷目錄中に誤謬を發見したるときには船舶の代理人をして之を訂正せしむ噸稅を納付し輸出積荷目錄又は出港屆に異常なきを認めたるときには出港を認許す卽ち積荷目錄、噸稅證明書、積荷證明書、船舶書類等は時間中（午後五時前）には之を監視部に時間後は之を稅關棧橋に送致し又外國港又は沿岸開港に仕向くる外國船の場合には監視部又は稅關棧橋に稅關認許の英文證明書 (Noobjection Letter) を廻付し楊子江河航船の場合には通航免狀 (River Paass) 又は特別通過證（長江專照 Special River Pass）を他の書類と共に送付す。

乙、監視部に於けるもの。出港書類は監視部に於て受理す外國に仕向くる船舶の代理人は同部の出港係に對して積殘品の報告書又は積殘品皆無の報告書を提出し同係より噸稅證明書及稅關認許證（外國船の場合）の交付を受け自由に出港することを得。吳淞を經由して入港したる一層小型の外國仕向の船舶又は內國仕向の船舶に關しては其船舶書類は之を楊樹浦躉船（ハルクス）に送り之を積殘品報告と引替に船舶の代理人又は船長に交付せらるものとす。凡そ開港に仕向くる船舶の場合には監視部に於ける手續も其他の場合と同一なれど楊子江河航船に關しては通航免狀及積荷證明書は噸稅證明書と共に之を代理人に下付し代理人之を船長に渡し出港せ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

しむ。日曜又は休日に入港すべき船舶に對しては船舶の代理人より其の船舶の積荷目錄、噸稅證明書、積荷證明書等を稅關開廳時と同時に差出すべき旨の保證書を入れたるときは前以て其出港を許可す。出港の許可を受けたる船舶にして荷役をなさゞるときは其の出港手數を了し出帆前に噸稅證明書の期限を越ゆるも再入港の手續をなさず同一港に四十八時間碇泊することを得但し四十八時間を越へんとするときには更に入港手續をなし噸稅を納付するを要す。

## (三) 荷　役

### 一、揚　荷　役

凡そ上海に入港する船舶は材木船の如き特例を除き一般貨物荷揚許可證 (General Discharge Permit) に依り其貨物の荷揚をなす。

一般貨物荷揚許可證は船會社其他の代理人が稅關總務課の許可係 (Permit Desk) に申請して豫め稅關に保證書 (Annual Guarantee) を差入れ又倉庫支配人 (Superintendent of Godown) が庫入貨物を稅關の特許なくは移動せざる責任を負擔し稅關より發給せらるゝものとす。該許可證に依りて貨物は直接指定せられたる碼頭に限り荷揚すべきものとし船會社は本船の荷渡に關して責任を負擔すべし。該許可證は外國より入港したる船舶に對しては入港每に發給すべきも沿海及河航汽船に對して發給するものは三箇月間有效とす。該許可證を受領したる船舶は許可證の條項及荷役に關する規定に從つて直ちに荷揚を開始し許可證に規定したる碼頭に陸揚す而して時間外の荷揚をなさんとするときは特許 (Special Permit) を受くるを要す。

一般貨物荷揚許可證に依り武器を除く外船舶の輸入積荷目錄に記載せる貨物を直接に指定したる碼頭に揚荷すべく其他の場處に陸揚し又は武器及積荷目錄に記載せざる貨物を陸揚することを禁止す。武器の荷揚は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

船會社又は荷主の申請に依り准單處より特許を受くるを要す。爆發物の場合には申請の際に港務長の奥書を得たる後許可係に提出し許可を受くるを要す。釘付の封箱を以て自用品及家具を手荷物として積荷目錄に記載せず陸揚の許可を得んとするときには普通の例に依り輸入申告をなし所定の形式を具備せば總務課の許可係より陸揚許可書を交付す而して該許可書は之を陸揚前に乘船中の稅關官吏に引渡すものとす。

碼頭に碇繋したる船舶にして該碼頭に運搬する爲に其貨物を艀船に積取らんとするときは船舶の代理人は又許可係より特許を受くるを要す又別に一般貨物荷揚許可證を要するときに他の碼頭に運搬する爲め或は稅關棧橋に運搬する爲に其貨物を艀船に積取らんとするときは同じく特許を受くるを要す此場合に於ては船舶の代理人は許可の申請書に貨物荷揚の碼頭及其貨物の船荷證劵番號を記載し揚殘品報告ありたるが如き場合には輸入係に於て船荷證劵番號に其貨物の番號とを照合す許可書は之を入港船に乘船したる稅關官吏竝に荷揚したる碼頭に駐在せる稅關官吏に呈示すべし。

「バー」を橫過する爲に船舶が吳淞に於て其貨物の艀取をなさんとするときは之が許可を受くるを要す而して該許可は船舶の代理人が荷揚許可證に指定したる碼頭に揚荷し又藏置することを條件として附與せらる該許可書は之を乘船中の稅關官吏に呈示すべし。

河航汽船が他の汽船に對して轉送茶を船移せんとするときは同樣許可を受くるを要す該許可書は又之を兩船に乘船中の稅關官吏に呈示するを要す又船舶が碼頭荷揚せず登簿艀船に依り他の船舶に轉送貨物を船移せんとするときは又許可を受くることを要す。

支那の一港より石炭を積載せる船舶が支那艀に石炭を船移せんとするときは許可係より許可を受くることを要す而して外國より入港したるときは船移の石炭に對する輸入申告書を鑑定課 (Appriring Depertment) の

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

輸入係に提出し且つ其稅額の一倍半を供託し稅關監視の下に舷側に於て秤量し稅關開廳中に荷役の許可を得るものとす支那諸港より輸入したるときには時間外に又稅關監視を要せずして荷役をなすことを得。

石炭は何時にても普通艀移許可書 (Overside Discharge Permit) を受け保證碼頭に陸揚する爲に登簿荷船 (Registered Cargo-Boats) に荷卸することを得外國より入港の材木船の荷揚に關して後に述ぶるが如く一般貨物荷揚許可證を要せず。

條約上船舶は其貨物の輸入稅の支拂なくは出港することを得ざるものなれど條約外の特權として船舶の代理人が出港日より六日以內に納稅する保證をなす保證書 (Annual Guarantee) の差入をなし納稅前に便宜出港することを得尙ほ實際の慣行は該六日間の猶豫期間も十五日間に延長せらる。(註一)

支那開港より入港したる船舶に關しては總務課の土貨輸入係は前記十五日の滿期前五日內に積荷目錄中申告せざる總ての貨物に對しては一般輸入申告書 (General Import Application) を具備せしめ期間經過の際に總務課更正係 (Wrong File Desk) に送付す香港より入港したる船舶に關しては船舶の代理人が一般輸入申告書を土貨輸入係に提出す而して一般輸入申告書は積荷目錄と照合し之を收納整理係 (Duty Sheet Desk) に送り番號を附し更に更正係に廻付す。

代理人は貨物の荷受人が稅金を支拂はざる際には遲滯なく之を納付するを要す船舶出港免許の日より十五日以內に輸入稅を支拂はず又輸入積荷目錄の貨物中申告せざるもののあるときには延期料 (Extention Fee) を課徵せらる而して香港以外の外國より入港したる海洋汽船に關して一般輸入申告書 (General Import Application) を作成せず又無申告の貨物を保稅倉庫に庫入の手續をなさゞるときは積荷目錄の無效となりたる翌日より起算して延期料を徵せらるゝも期限內に庫入の申告をなす場合には庫入れの爲に更に五日間の延期を認

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

められ別に延期料を徵せられず。

輸入積荷目錄は稅關檢査官吏が保稅貨物を實際保稅倉庫に藏置したることを倉庫係（Bond ng Desk）に報告したる後に非れば其手數を完了したるものと看做さず。

延期料は十五日又は二十日（庫入猶豫期間五日間のとき）を越え每五日以內に付二十海關兩とし總て期間內に入庫手數をなさず又は納稅せざるときに之を徵收するものとす。

積荷目錄は條約上稅關官吏に引渡したる後二十四時間內に於て之を訂正すべきも實際に於ては虛僞の意思なきこと明なれば右期間を經過するも之を訂正することを得殊に左記場合には期間經過後之が訂正をなすことを妨げず。

一般貨物荷揚許可證（General Discharge Permit）に依り輸入貨物を倉庫に陸揚する場合に於て碼頭管理人（Wharf Manager）が目錄記載の貨物中揚殘品（Shortlanded Cargo）揚越品（Overlanded Cargo）あることを發見したるときには碼頭報告書（Wharf Report）を作成し碼頭駐在の稅關檢査官吏が之に副署し更に超等總巡（Chief Tidesurveyor）を經由して總務課の輸入係に廻付せらるる船舶出港後十五日間を經過したるときは同係の幇辦之に捺印して更正係に廻付し代理人は積荷目錄の訂正をなすことを許可せらる該報告を積荷目錄の締切後卽ち船舶出港許可後十五日を經過したるときに碼頭管理人より受理したるときは延期料を徵收し揚越品は保稅倉庫に庫入すべし。

入港船舶に對して稅關は必要を認めたるときは其荷揚監督の爲に稅關官吏を乘監せしむ。

（註一）船舶保證（Annual Guarantee, Guarantee for Steamer）制度は船會社が其取扱の船舶に對して全責任を負擔する誓約書にして之れには當該土地に居住し確實の地位に在る保證人二名及自國領事の證明を要するを原則とし支那人又は無領事國の船舶に就ては稅務司の證明を要す（厦門海關に於ける例は所屬國領事及銀行の外に保證人一名の證明を要することゝせり）保證書中の記載要項には（イ）關稅、噸稅、特許

手數料等の納付(ロ)海關規則の遵奉(ハ)船長の規則の場合に處理すべき義務等あり。
信用ある船會社は多くは保證制度を利用すれど其信用の程度は稅務司の認定に基き必しも貨物の數量、船舶の大小のみに因るものに非ず而して該特權を有せざるものは銀行預金又は銀行の保證したる小切手等を供託して同一便宜を受くるものあり保證書の差入れは每年一回之をなすを例となす。

## 二、積荷役

貨物の船積は稅關の許可印ある船積指圖書又は船積免狀に依つて之をなす而して時間外に船積をなさんとするときは又特許を受くるを要す。

船舶到著前に豫め輸出再輸出又は轉送の爲に通關せんとするときは申告書を准單處に申請すべし特許の際には其許可書は之を超等總巡に送り船舶入港と同時に船積を許可せらる。

手荷物と積荷目錄に掲載せられざる釘付封箱の自用品又は家具を船積する爲には一般貨物の例に依り輸出申告をなさしめ同處に於て船積免狀 (Permit of Ship) を申請人に發給す。

船用炭、燃料油又は「バラスト」を船積せんとするときは稅關監視部及同部派出所順泰及金利源碼頭、同檢查係、華通碼頭、稅關楊樹浦派出所、及稅關棧橋等に申告すべし而して是等船積に關しては時間外の特許手數料を要せざるものとす。

稅關は必要を認めたるときに船積監督の爲稅關官吏を乘船せしむ。

## 三、時間外の荷役

凡そ特許なきときは貨客の揚卸は錨地の限界内に於て平日は午前六時より午後六時の間に限る(註一)稅關は日曜以外に多くの休日を定む(註二)

貨物又は旅客及其手荷物の積卸に關する時間外仕役料は左記の如し(帆船を含む)

| | | 海關兩 |
|---|---|---|
| 平日 | 午後六時——午後十二時 | 一〇・〇〇 |
| | 午後十二時——午前六時 | 一〇・〇〇 |
| 日曜及休日 | 午前六時——午後六時 | 二〇・〇〇 |
| | 午後六時——午後十二時 | 二〇・〇〇 |
| | 午後十二時——午前六時 | 二〇・〇〇 |

旅客及其手荷物陸揚の時間外手數料は外國貿易汽船長江及寧波に對する沿岸定期船を除かば三兩となす長江及寧波航路の汽船の場合には無料とし外國貿易船の場合は旅客九名以上を乘船せしめるときに限り貨物荷役の例と同額の手數料を徴す。

燃料炭又は燃料油船積の爲には手數料を徴せざれど特許を受くることを要し監視部、稅關棧橋事務所、楊樹浦躉船(ハルクス)、順泰又は華通碼頭に於て之が取扱をなす。

小蒸汽船及發動機船貨物の揚卸及旅客並其手荷物の陸揚手數料は前記の半額となす。

夜間、日曜及稅關休日に於ける荷役の特許は平日は午後四時四十五分迄に監視部より之を發給し時間後又は日曜及休日に在りては稅關棧橋事務所より之を發給す。

船長又は船員が特許の申請をなすとき船舶の代理者が稅關に對して豫め手續を了したるときは小切手及買辨手形(莊票)を差入ることを得。

既に發行したる特許に對しては其發行當日の午後四時四十五分迄に書面を以て超等總巡に其の取消の申請をなさゞるときは之が使用の有無に拘らず料金の仕拂を免ることを得ず。

特許なくして荷役をなしたるときは處罰し其の荷役は之を中止す從つて更に荷役を開始せんとするときは特許を得て監船中の稅關官吏に呈示すべし但し特許を得たる船舶にして荷役の必要上更に其時間延長を申請

することを得延長したる時間に對しては手數料を追徵す。

吳淞又は通州に於て荷役する場合は前例に依らず豫め特許を受くるを要せず荷役後其の時間を當該稅關官吏に報告して手數料を納付すべし。

時間外に客を搭載する小蒸汽船又は發動船は南北稅卡を通過するときは陸揚手數料を納付すべきものとす

(註一)海關の執務時間は內班に在っては午前十時より午後四時迄とするも外班に在っては午前六時より午後六時迄にして貨物の檢査は午前八時に開始し午後五時に閉鎖し貨客の積卸は午前六時より午後六時迄とす。

(註二)稅關の休日は左記の如し。

一、陽曆一月一日、二日(外國新年休日)
一、陰曆一月一、二、三、四日(支那新年休日)
一、陽曆二月十二日(中華建國紀念日)
一、「グード、フライデー」(耶蘇復活祭前の金曜日)
一、「サターデー、ビフォーアー、エスタデー」(耶蘇復活前の土曜日)
一、陰曆五月五日(端午節)
一、陰曆八月十五日(中秋節)
一、同　八月二十七日(孔子誕生祭)
一、陽曆十月十日雙十節(共和記念日)
一、冬至節
一、陽曆十二月二十五日(クリスマス祭)
一、同　十二月二十六日(耶蘇降誕祭の次日)

以上の外に臨時休日として上海に於ては五月及十一月初旬の春季並に秋季の競馬三日間は海關半休日にして卽執務時間は午前九時より正午迄とす。

又陰曆五月五日の端午節及陰曆八月十五日の仲秋節の當日が日曜日に當らば次の月曜日を休日とす。

## 二　貨物輸出入手續

### (一)　貨物の輸入

輸入貨物に對しては輸入申告書を作成すべし輸入申告書中には(一)船名(二)船荷證劵番號(三)輸入日附(四)輸入者名(五)俵梱等の荷印及番號(六)包裝の數(七)「タリフ」番號(八)貨物內容の個數(九)打數又は反數

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

及重量（十）貨物の價格（海關兩換算高）を記入するを要す。

申告者は同時に納稅申告書を添附し納稅濟の上は稅關は之に其の旨を記入し檢印の上申告者に還付す。

申告書には其貨物に關する船荷證券又は荷渡指圖書を添附し鑑定課に提出し成るべく（イ）「エフ、オー、ビー」値段を表示する原製造者の仕入書(インボイス)（Original Manufacture's Invoice Showing F. O. B. Cost.）（ロ）「シー、アイ、エフ」値段を表示する外國輸出商の仕入書(インボイス)（Invoice of exporting firm abroad Showing C. I. F. Cost.）（ハ）從價稅の場合には地方賣買價格を表示する地方商人の契約書（Contract with local dealer Showing local purchase Value）を具備するを要す。

稅表に揭げたる箇數又は重量に依り課稅する貨物に關して鑑定課の幇辨が檢査を要せずと認めたるときは仕入書に記載せる明細事項に依り申告書を信憑し其仕入書に署名の上申告者に還付し徵稅す申告書には同課受入の時間印を押捺して總務課に廻付す而して鑑定課に在りては必しも總ての仕入書を正當と認めざると同時に各貨物を檢査する權利を留保すべきものとす。

稅表に揭げられざる貨物に關しては既に一九二二年の改訂輸入稅率表附則第一に示したるが如く從價五分の稅を課することゝし其課稅價格は地方通貨に於ける貨物の卸賣市價を基とし貨物の不必要なる檢査を避くる爲に輸入者は「インボイス」の外に賣買の條項の記載しある契約書を添附す該價格は稅關に依つて便宜市價と認めらる但し稅關は必要と認むるときは之が檢査をなすべきものとす。

仕入書又は賣買契約書を添附し能はざるときには申告者は普通の申告書を提出すべきも申告書の記載に一致する明細書（Particular Paper）を添附すべく又鑑定課に於て其檢査を要する其他の貨物に關しても明細書の作成をなすべし。

申告書、船荷證券及明細書は鑑定課に於て之に「マーク」を附し申告書は更に之に時間附印を押捺す明細書は明細書整理係より之を關係碼頭に廻付し時間印を押捺す而して船荷證券及申告書は總務課の輸入目錄整理係に廻付す。

申告書及船荷證券は輸入目錄整理係に於て船舶より提出したる輸入積荷目錄と照合し異常なきを認めたるときには先づ收税整理係（Duty Sheet Desk）に廻付し同係に於て申告書を船舶課税臺帳に記入し番號を附し納税告知書（餉單 Duty Memo）を發給する審査係（徴税係 Duty Memo Desk）に廻付し納税告知書に時間印を押捺し税關待合室に送付す特に檢査を指定せられたる貨物に關しては申告書は收納整理係に於て番號を附したる後に鑑定課に還送し碼頭より送付する明細書に照合す船荷證券は貨物檢査の碼頭に於て申告者に交付する爲に税關待合室に廻送す。

若し輸入目錄整理係に於て船荷證券及申告書が積荷目錄と一致せざることを發見したるときには之を鑑定課の更正係に廻付し輸入積荷目錄の誤謬は船會社の代理人をして之が訂正をなさしむるものとす。

申告者は税關待合室より檢査の爲に捺印したる船荷證券を受領したるときは碼頭に出頭し船荷證券又は荷渡指圖書を明細書と照合する爲に檢査官吏に呈示し檢査を受く。

檢査を終了したるときは貨物を包裝し之に檢印す檢査後に貨物に變更を生ずるときには檢査課の更正係に出頭して申告者自身之が訂正をなすべし。

申告者は總務課に於て發給したる納税告知書を税關待合室より受け中國銀行に税金を支拂ひて領收書を受く領收書は之を船荷證券に添附し又は派司（Pass）を要するときは派司に添附し總務課の審査係に提出すべきものとす而して該領收書及船荷證券は共に申告書に添附し照合の爲に審査補助係（Sub-Duty Memo Desk）に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

廻付し船荷證券は輸入目錄整理係(Foreign Import Manifest Desk)に於て更に之に副署し稅務司(Commissioner)の印を押捺し後稅關待合室に送り申告者に交付し貨物の引取を開始す。

支那開港より輸入する貨物に關しては其申告書を鑑定課の審査に附する前に積荷證明書と照合す申告者は申告書を鑑定課の代りに總務課の土貨輸入係(Native Import Desk)に提出し積荷證明書と照合したるときは同上係より船舶課稅臺帳に記入し番號を附する爲に土貨輸入稅整理係(Native Import Duty Sheet Desk)に廻付し後前記同樣手續に依り鑑定課に廻付す。

次に特殊貨物の取扱を見るに例へば鮮魚、果實又は蔬菜類を外國より輸入したるときは鑑定課の特許に依り是等特殊貨物の輸入期間中稅關に据置擔保(Permanent Deposit)を提供し輸入を中止したるときは何時にても之を解除をなすことを得。

是等貨物の申告書は又檢査後許放する旨を捺印して明細書を添付し(船荷證券にも同樣の捺印をなす)檢査官吏が異常なしと認めたるときには申告者は之が引取をなすことを得稅金は明細書が鑑定課に廻付せられたる後に徵收せらる材木に就ては輸入申告書竝に明細書を提出して解積又は碼頭に陸揚を許可せらる卽ち其船卸の申告書には船名數量及成るべく積荷目錄の謄本、明細書、船舶入港の電報等を具備して稅務司宛に提出するを要す是等書類は擔保を供託したる鑑定課に提出し納稅濟の上に擔保を解除せらる次に見本品に關しては單に見本に供し賣買の目的に存せず終局は再輸出せらるべき善意のものなるときは輸入申告書竝に明細書を鑑定課に提出し檢査の上正當と認めたるときには擔保を提供せしめ置き再輸出の際に之を還付す。終りに威海衞仕出の貨物に就ては特別規定あり卽ち威海衞より船積したる貨物を輸入し同英國官憲の正當なる檢印ある證明書に依り同地生產品に係り其他地方の生產又は輸出に非ずと認めたるときは外國品と看做

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し(一)上海に於て轉送したるときは全輸入税を課するものとし反之前記書類を具備せざるときには土貨と認め(一)上海に輸入したるときは輸出税を課し(二)上海に於て轉送したるときは輸出税並に沿岸貿易税を徴す而して威海衛の製品にして支那開港場に於て輸出税を支拂ひ輸入したる土貨を原料として製造したるものなるときには(一)上海に於て轉送したるときには無税とし(二)上海に輸入したるときは獨り沿岸貿易税のみを徴するものとす。

## (二) 貨物の輸出

船舶が碼頭に繋留すると同時に税關より番號を附與せられ輸出貨物の通關をなすことを得又番號を附與せられ入港前に通關を許可せらるゝことあり其場合は左の如し。

第一、沿江、沿海、汽船に就ては船舶が土曜日又は休日前の午後に入港すべきときには許可係に最終の寄港地を發航したる旨の電報を呈示し番號を受け其入港日に於て仕役をなすことを得。

第二、上海を終點とせざる郵船に就ては香港、長崎若しくは他の日本港の船舶代表者より同船舶は上海に向つて出發したる旨を打電し來れる時上海の船舶業者が之を許可係に呈示するときは左記條件の下に入港前に船舶番號を下附せらる(イ)前以て通關ずる貨物は登錄したる荷船に積載し又は同時に他の目的の爲に使用せられざる特別輸出品倉庫に藏置すべきものなること(ロ)完全なる輸出積荷目錄を船舶出港の際に提出すること(ハ)完全なる輸出積荷目錄の寫を船舶出港より少とも二十四時間前に税關監船官吏の使用に供すべきこと(ニ)船舶が上海に入港したるとき阿片を積載せざること。

第三、烏港以外に對する登簿噸數二千五百噸以上の海洋汽船に就ては前記郵船の場合に同じ。輸出貨物中檢査すべき種類は左の如し。

一、外國又は大連に輸出する金銀塊又は貨幣を除く總ての貨物
一、船用米、
一、支那開港に輸出する左記物品
(イ)支那工場生產品
(ロ)從價稅を納付すべき貨物
(ハ)禁制品及禁止品
(ニ)釘付新入の家具
(ホ)見本品

左記貨物を大連以外の支那開港に輸出するときには原則として檢査を要せず但し稅關は必要を認めたるときは檢査をなすことあるべし。

一、外國貨物
一、重量稅を納付すべき土貨
一、金及銀

輸出貨物の檢査は其船舶が中流に投錨し又は吳淞に碇泊したるときは稅關棧橋に於てし其他碼頭に繫留せるときは當該碼頭に於てす。吳淞に碇泊せる船舶に對し鐵道に依り輸送し始めて船積輸出する貨物は一日手數料十海關兩を支拂ひて吳淞の鐵道碼頭上屋に於て檢査を受くるものとす。

申告書は總て鑑定課の輸出係に差出し後申請人が更に之を監視部に提出す卽ち檢査に供すべき申告書は吳淞の鐵道上屋に提出し檢査後には監視部を經由して鑑定課に廻付する爲に封印の上申告者に還付す。

生絲の檢査は成るべく商人の倉庫に於てなし申告書に檢査を受けんとする倉庫名及其位置を記入し申告書は稅關棧橋の改裝事務所に提出し檢査官吏は檢査を了したるときは申告書に署名し鑑定課の輸出係に送り後次に述ぶる所の申告書と同一の手續を經るものとす。

細貨(Jewellery)懷中時計貴石其他類似高價品は鑑定課に於て超等驗估(Chief Appraiser)の檢査を受くべし斯る物品を包含する容箱は其明細を記載する申告書を添付して呈示するを要す有稅品なるときは輸出稅を納付し多くは納稅告知書を發給せらる而して申告書にして船積指圖書を具備せざるときは別に船積許可書を下附せざれども超等總巡は超等驗估の要求に依り貨物船積監督の爲に鑑定課に官吏を派出す。

事再輸出の目的を以て包裝したる輸出貨物は改裝の際には改裝上屋に於て檢査す申告者は再輸出申告書と共に增加したる貨物の數量、檢査したる上屋の名稱及位置等を記載したる輸出申告書を稅關碼頭の改裝係（Repacking Officer）に提出す檢査官吏は兩申告書に署名し封箱の上戾稅係（Drawback Desk）に廻付す。

輸出申告書に記載すべき貨物は成るべく細密に且つ明瞭なるを要し又申告書に揭ぐる純量は船積指圖書に之を記入すべし而して其署名は稅關に登錄したる正當の權限ある商人に限る。

稅關及商人双互の錯誤不正を防止する爲に申告者は納稅欄を連綴する特殊形式の輸出申告書を使用す後欄には稅關が署名捺印し稅額を記入するものにして之を引離して稅關の證明したる船積指圖書と共に稅關待合室を通し申告書に下附す。

輸出申告書には船會社の發行したる相互符合せる船積指圖書を添付するを要し其船積指圖書には申告書と同樣に連續したる番號を付し之に日附、船舶名、仕向地、貨物の荷印及番號、包裝の箇數、貨物の種類、重量等を記載すべし。

左に申告書の取扱を述べんとす。

甲、檢査を要する貨物。輸出申告書は船積指圖書を添付して之を貨物と共に船舶繫留碼頭又は中流或は吳淞繫留船舶の爲に稅關棧橋に駐在せる檢査官吏に對して日曜休日を除く每日午前八時以後に提出す當日出港船舶の檢査は午後二時迄翌日又は其後出港の船舶の檢査は午後五時迄とす檢査開始前に貨物は總て之を碼頭又は貨物船の船側或は檢査官吏の容易に出張し得る倉庫に藏置するを要し檢査官吏は檢査に必要なる包裝を指定するものとす。申告者は檢査の爲に貨物を提供するを要す而して稅關は檢査に關し生じたる損害に付責を有せざるが故に其貨物に就て周到の注意をなすべきものとす。檢査を終了したるときは申告書及船積指圖

書は封箱に入れ徵稅の爲に稅關の使丁に依り鑑定課に送付す申告書が檢査の上異狀なきことを認められたるときは申告者は稅關待合室に出頭し納稅告知書の發給を待つものとす檢査に際し貨物の重量、數量價格其他に於て一致せざるものあるを發見したるときは申告者は鑑定課に出頭して其事由を說明すべし課稅を決定したるときは申告書及船積指圖書に番號を付し納稅告知書を發給する所の總務課の輸出係に廻附す納稅告知書を發行したるときは船積指圖書と共に之を稅關待合室に送り申告者は納稅告知書及船積指圖書を受領し中國銀行に於て納稅するものとす納稅濟の上は中國銀行より領收書を請取り船積指圖書と共に之を總務課の輸出係に呈示し船積指圖書には稅務司奧印の上之を稅關待合室に廻送し申請人は之を受領し後船積を開始するものとす。

乙、檢査を要せざる貨物。輸出申告書は船積指圖書と共に課稅上の必要より鑑定課の輸出係を經由し之を總務課の輸出係に廻附し其手續は前記の如く納稅濟の上領收書を總務課の輸出係に提出するときは船積指圖書に押捺し稅關待合室を通じて申請人に還附す。

生絲及繭の輸出申告書には內地通過證(Transit Certificate)に依る土貨派司又は釐金受領書を添付すべし斯る證明書なきときは通過稅の支拂を要す其の手續は輸出稅及通過稅の兩納稅告知書を發行するの外は前述に同じ申告者は中國銀行に納稅し通過稅受領書を請取り之を通過貨物課(Transit Office)に提出し同課に於ては輸出申告書を通過稅未拂中保管するものとす申告書には同課の幫辦印を押捺し納稅濟の旨を記入し總務課の輸出係に送附す又船積指圖書に押印し稅關待合室を通じて本人に還附す。

特別課稅扱の洋式支那工場生產品の輸出申告書には貨物の明細書の外に關係工場の英漢兩名を記入するを要す該明細書を添附せざるときは貨物は普通品とし取扱はれ特殊利益を享受することを得す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

旅具中船客の「トランク」手提鞄「スユイト、ケース」は特許なく船積をなすことを得れど總て釘付の封箱に對しては船積免狀（Permit to Ship）（船積指圖書又は船荷證券に非らざるもの）を發給するを要す斯る場合には明細書を具備する申告書を鑑定課の輸出係に提出し同係に於て檢査の要否を決定す異狀なしと認めたるときは申告書は之を總務課の輸出係に廻附し檢印の上申請人に下附し該許可書を添附して貨物を船積するものとす。

要之旅具は其必要を認めたるときに之を檢査し釘付封箱に關しては先に述べたるが如き手續を要す前記鞄類は船積せられたるとき當番官吏が其必要を認めたるときに限り檢査するものとす。

既に使用し且つ販賣の目的に供せざる自用品を包含する善意なる旅具の申告書には明細書の外に右事實を記入したる說明書を添附するを要す。

支那の骨董品家具（事務所用又は家庭用）等は使用の有無を問はず課稅せらるべし。

責任ある支那居住の外國人は海陸に依り支那を退去するに際して自家防衛の爲に旅具として短銃、並連發拳銃各一挺及五百發を越えざる彈丸を携帶し得るも稅關に申告するを要す。

支那內地又は西藏、蒙古、土耳古斯旦等を旅行する爲に旅行券を有する外國人は前記定額の二倍を越えざる數量を携帶することを得。

又海陸に依り支那を退去する責任ある外國人は旅具として獵銃三挺及彈丸三千發を越えざる限度に携帶することを得。

前に輸入し輸入稅を供託したる輸出見本品の申告書は其貨物の明細書を添附し又は其事項を申告書に記入するを要し又輸入稅支拂の上申告者が署名し輸入日附、船舶名、供託額を記入したる說明書を添附すべきもの

とす申告書は檢查課の輸出係に提出し異常なきときは檢查の爲に檢印し申告者に還附し申告者は見本を檢查する稅關棧橋の檢查官吏に提出すべし。

供託したる稅金の還附を要求するの見本品は一般に檢查後官吏監督の上船積し乘船官吏は申告書に其旨を記入し署名し該申告書は鑑定課の輸入係に廻附し供託金を拂戾すものとす。

軍需品、發物、爆彈、及其原料は豫め支那政府の特別許可(護照)なくは之を輸出することを得ざれど一擔を越えざる小量の爆發材料は信認すべき商社の申請に係り工業用又は醫藥用の目的に供するものに限り稅務司の決裁を經て輸出することを得又外國人が工業用敎育用又は化學用の目的に供する爲に二擔以上の內外產爆發材料を輸出せんとするときは所屬國領事及海關監督 (Superintendent of Customs) を經由して支那政府より許可を受くるに當り其海關監督の發行したる護照 (Huchao) は輸出申告書及船積指圖書と共に之を許可係に提出すべし其他の手續は一般貨物の輸出に於ける場合と同じ。

米の外國輸出は禁止すれど船用品として一定量を限り無稅輸出を許す其許可數量左の如し。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日本、靑島及大連行汽船 | 一五・〇〇擔 | 廣東、烏港及爪哇 | 五〇・〇〇擔 |
| 福州、廈門及汕頭 | 二五・〇〇擔 | 歐州行郵船 | 七五・〇〇擔 |
| 河川、天津及其他北部諸港 | 三七・五〇擔 | 米合衆國行郵船 | 一〇〇・〇〇擔 |

稅關印を押捺せる船積指圖書を紛失したるときは船舶の代理人が自身出頭し喪失の事由を疏明し其複本に印章の押捺を受くるものとす。

### （三） 貨物檢查の弊

支那海關制度に於ては各方面に亘り改訂すべき不備缺陷ありと雖ども就中貨物の檢查に關しては最も其弊害の大なるものあるを認む現に上海々關に在りても日本人の申告貨物に對すると他の外國人殊に英米人等の

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

申告貨物に對すると其檢査の方法を異にすること及檢査官吏の腐敗せることゝを擧ぐべきものとす卽ち英米等外國人の申告する場合には送狀を信用し殆んど無檢査の通關を許可しつゝあるに反し日本人の申告する場合には申告書、送狀虛僞に出るものあり又包裝荷印等不統一なるの事實ありとし雜貨の如きは近年殊に一々包裝封箱を開披し全部の檢査を實施し又部分檢査の際にも其取扱過酷にして多くの時日と費用とを要し商人の受くる不利不便甚大なるものあり。

次に海關吏員は下級監吏のみならず外國人檢査官吏には相當敎育資格なく水夫等の出身者あり人格劣等にして勤務地の支那に在る關係上收賄を以て役得となし部分檢査の場合に除外せらるべき貨物の數は贈賄額に比例しつゝありと云へり尙日本人海關吏員も外國人同樣に腐敗し日本人に對する態度極めて冷淡なる一般商人の目擊する所なり。

斯の如き實況に在る以上は關稅制度上に於て多少の改善を加ふるも其弊竇を去ること困難なるべきに依り漸次邦人商業道德及習慣の向上を期すると同時に差當り日本領事、商業會議所其他の團體より稅務司に對して時々是等事實を指摘し檢査方法の矯正に關し要請する所あるべきなり。

## 三　貨物流通保護制度

### （一）　序　說

支那の關稅制度は收入主義に基くと同時に貿易の保護手段として條約上の拘束を存するを以て近世文明諸國に於けるものと其例を異にし不備多しと雖ども只現行法上貨物の流通に關する保護制度と看做すべき場合を擧ぐれば戾稅制度、免稅制度、保稅制度、派司制度其他あり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

戻稅制度には一旦納付せる內外關稅を主として再輸出の際に拂戻す關稅戻稅（Zollvergütingen, Zollvertitution）のみにして產業保護を目的とする所の消費稅戻稅（steurvergütingen, Steurre titution）又は製造戻稅（Manufactur Vergütingen）なく而して實額戻稅にして加工々業の奬勵手段たる原料戻稅或は定額戻稅なるものなきなり。

免稅制度には內地課稅を免除せらるゝ抵補として徵收する子口稅制度あり再輸出の際に輸入稅の拂戻を受けずして其後の課稅を免除せらるべき免重徵制度あり小貨物の運搬に關して紅箱を使用し容易に免稅せらるゝ紅箱制度あり其他貨物の轉送船移等に就ては原則として免稅せらるゝものとす。

保稅制度は保稅倉庫、輸入上屋、稅關上屋倉庫碼頭等の保稅地域を指示す廣義に解釋せば前記子口稅、免重徵、紅箱轉送等の諸制度亦之に屬すべきなり。

派司制度は特に上海に限り前記諸制度に附帶したる特例にして主として納稅濟貨物が再輸出の場合に戻稅證、免重徵證等を得んが爲に該貨物の原品に對する同一證明の作用をなし獨り關稅取締上效果あるのみならず商人に於ても之に依つて便益を受くること少からず。

是等制度中多くは條約に依るものなれど紅箱制度派司制度其他特別の取扱又は慣行に從ふものあり。

## （二）戻稅制度

戻稅（存票）は一旦納付したる內外國品に對する關稅を主として外國に再輸出する場合に還付するものにして海關戻稅課（存票處）より一覽拂の小切手の形式に於て之を發給し又は中國銀行より現金を以て拂戻さるゝものとし該小切手は商人より中國銀行に提出し現金と引換ふべきものとす。

戻稅の種類は從來效用上より分類して現金戻稅（免現存票）及抵稅戻稅（抵稅存票）との二種ありしが最近

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(一九二一年以降)現金制度に改めたり固より既に一八七六年以降現金戻税の慣行あり又一九〇二年「マッケー」條約に於ては明に之を規定する所ありしが實際に於て行はれたること少し(註一)

現行法上戻税は普通戻税及特別戻税に分つことを得。

甲、普通戻税 (Oridinary Drawback)

一、輸入税戻税(正税存票 Full Drawback)。本戻税は輸入外國品の外國(大連をも含む)に再輸出せらるゝときに限り拂戻さるゝものとす而して其戻税證は派司を具備し左記條件を附して之を發給するものとす。

(イ)貨物の荷印及番號を改めず且つ原包裝の儘なること(ロ)輸入の日より三箇年を越えざること。但し原包裝を改めざるに於ては新荷印を附することを防げず。

尙戻税特許條件の一として無記號貨物の陸揚をなしたるときには其包裝に番號を附するを要するを以て輸入者は納税前に之が爲に許可係に申請すべし。

散荷又は包裝したる無記號の左記貨物に對しては原狀を改めずして輸入したるときに限り戻税をなすものとす。

石炭、「コークス」木炭、耐火煉瓦、各種鐵類、銅、線、塊、及錠、鉛塊、米、海藻、錫錠、烏賊、薪材、「ケロシン」油、「ガゾリン」袋入馬鈴薯、檀香木、砂糖、各種木材、

次に下記貨物は原狀を改めず毎包裝の船積番號と相對應せる番號を附したるときに戻税せらる但し三箇年間他の船積貨物に同一番號の再出せざることを要す。

「洋釘、葉鐵、家庭用石鹼、「ステアリン」蠟燭、棉絲、曹達、曹達灰、油、塗料、「アルカリ」「パラフインワックス」樽入酒、及樽入醬油、

其他の貨物にして各包裝に連絡せる番號を記入せざるときは總て戻税の特權を附せず。

二、沿岸貿易税戻税(半税存票)。本戻税は内國品の外國(大連を含む)に再輸出せらるゝときに限り拂戻さるものとし同じく派司を具備し左記條件を附して之を發給するものとす。

(イ)原荷印を改めず原包裝の儘なること(ロ)輸入の日より一箇年以内に再輸出すること(ハ)大連以外の外國に再輸出する場合には貨物を改裝することを得但し税關監督の下に在ること。

一八六一年の規定に依れば内國品の外國に再輸出する場合には輸入の時より三箇月以内に原狀の儘輸出されたるときに戻税の特權を附與したりしが一八六三年の丁約其後の諸條約に在りては其期間を一箇年に延長したるのみならず外國品の場合と異り改裝を認めたり。

三、再輸出證明書(Re-export Proof Certificate)に依る戻税。外國品又は内國品を支那の一港に輸入し輸入税を支拂ひ更に上海に輸入したる後外國に再輸出せんとする場合には上海に於ては之が拂戻を受くる能はざるを以て再輸出證明書に依り當初の輸入港より戻税せらるゝものとす申告書は戻税課に對して免重徵證 E. C. 又は内國品免重徵證 N. E. C. に依る旨を記入したる再輸出申告書を提出し再輸出證明書の交付を受くるものとす。

乙、特別戻税 (Special Drawback)

一、積殘品(短裝貨物 Shut Out Cargo) 戻税。既に輸出税を支拂ひたる積殘品に對して當該税金の拂戻をなすものとす。

二、揚殘品(短運貨物 Short Landed Cargo) 戻税。既に輸入税を支拂ひたる揚殘品に對して當該税金の拂戻をなすものとす。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、海損品 (Sea Damaged Goods) に對する戻稅

四、稅金過徵 (Excess Duty Paid) に對する戻稅

是等諸品に對するものは眞正の意義に於ける戻稅に非ず單に課稅手續上の錯誤より生じたる稅金の還付に過ぎず又現に何れも無稅輸出を許可し又は普通の減免稅の方法を使用し實際戻稅證を發給すること殆んど少きなり從つて又一種の現金戻稅と稱し得べきなり。

總て戻稅は稅關に登錄したる商社員に對して每月一日より十五日迄の間に於て戻稅課より之を發給す戻稅を申請する商人は戻稅簿を備付け每月二十五日迄に之を戻稅課に提出し查證に供するを要す。

(註、一)戻稅は當初天津條約に於て規定したる後一八七六年芝罘條約に依り三箇年の期間を設け又光緒三年正月一日(一八七七年)以降海關銀行に於て現金と兌換することゝし戻稅證は海關監督より之を發給し以て子口稅及噸稅以外の關稅に代納することゝしたりが後長江地方海關銀行の戻稅證の抵稅に關する取扱區々たり而して商人は現金の拂戻を申請する者多かりしかば光緒九年七月七日(一八八三年)總稅務司は總理衙門の允許を得て通行辦法三條を訂定する所あり其規定に依れば抵稅を認め又現金の拂戻をも許し次て上海々關稅務司及造册處稅務司(統計局長)は海關銀行に商議し取扱の形式を定め各港一樣に適用したれど當時通商港十九關中長江地方の五關は其他の諸關と情形を異にしたるを以て同年十月二十九日長江五關暫行專章三條を訂定する所あり其規定に依れば光緒九年十二月四日以降發給の戻稅證は各種稅金に代納し又は現金拂戻をなすが商人の選擇に委することゝし(第一條)同九年一月より十二月四日に至る迄に於て發給したる土貨戻稅證は特に各種稅金に代納することを許し(第二條)同九年以前の發給に係る土貨戻稅證は同種稅金に限り代納することゝせり(第三條)

然れども同年總理衙門は上海、漢口、宜昌、九江、蕪湖各關監督の意見に依り土貨戻稅の現金拂戻は徵稅上支障あるものと認め廢止することにし其後又變改する所ありしが遂に光緒二十八年(一九〇二年)の英清「マッケー」條約第一條に依り戻稅證は從來海關監督の手を經て發行し遲延したるを以て今後は海關より三週間內に於て直接發給することに改め該證券は海關に對し子口稅を除く輸出入關稅に代納し得べく又輸入の日附より三箇年以內に外國に再輸出する外國貨物に對する戻稅は海關銀行より現金を以て拂渡すべきことゝしたり而して代納に就ては米約には獨り噸稅を除外したれども從來の內國品戻稅證の要式中には復進口半稅(沿岸貿易稅)に抵代し船鈔(噸稅)及子口半稅を代納し得ざることゝせり又固より改修稅及碼頭稅に對しても代納し得べきものに非ず且つ現金拂戻に決定したるものは稅金の納入に代用し得ざることゝしたり其後一九二一年一月一日以降內外國品の再輸出に對する戻稅及特別戻稅は總て中國銀行より一覽拂の小切手又は現金を以て拂

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

戻すことゝなし現在の形式に依る戻稅證は今後發行せず又稅金の代納の爲に之を受領せざることゝせり一九二〇年十二月三十一日以前に發行し又其後使用せざる戻稅證は小切手と交換する爲に戻稅課に提出せしむることゝしたり最近一九二四年十一月二十日上海々關告示第一〇六二號を以て戻稅證の時效に關し左記の如き規定を公布せり。

左に掲ぐるものは一九二五年二月一日以前に請求なき時は破棄すべきものとす。

(一)一九一六年一月一日より一九二〇年十二月三十一迄の期間中に發給することを得たりし戻稅證にして發給の申請なかりしもの

(二)一九二一年一月一日より同年十二月三十一日に至る期間の日附を有する戻稅小切手

左に掲ぐるものは一九二五年一月三十一日以降無效とす。

(一)一九一六年一月一日より一九二〇年十二月三十一日迄の期間中に發給したる戻稅證にして戻稅小切手と引換の請求なきもの

(二)一九二一年一月一日より同年十二月三十一日に至る間の日附を有する戻稅小切手にして現金と引換ざるもの

(黃序鵬海關通法下卷三一六頁—三二二頁、Morse, The International Relation of the Chinese Empire, Vol III P. 372 3, The Maritime Customs, Hand-Book of Custom Procedure at Shanghai, 1921, P. 81-82)

## (三) 免稅制度

### 一、免重徵制、(Exemption Certificate System)

免重徵制は一旦納稅したる貨物が再輸出せらるゝ場合に關稅の重課を免れしむるものにして戻稅の場合と異り外國輸出を目的とせず內國開港に再輸出する內外貨物に對して適用す外國品の再輸出に關する場合は當初天津條約に於て規定し內國品の再輸出に關する場合は各國公使の承認を得たる一八六一年の免重徵法を以て之を定むる所あり蓋し再輸出に關しては(一)外國貨物を內國開港に輸出し(二)外國貨物を外國に輸出し(三)內國品を內國開港に輸出し及(四)內國品を外國に輸出する場合あり就中(一)及(三)の例に在りては從來戻稅制に依ると免重徵制に依ると商人の自由選擇に委したりしが戻稅に依るときは免重徵に依る場合に比して其檢查取締を嚴重にしたるが爲に正當なる商人は之を利用するもの殆んどなきに至り一方免重徵制に依れば戻稅を發給するの手續と輸入港に於ける再度納稅の煩累を免ることを得且つ海關に在つては不正商人の戻

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

稅法濫用に依る所の關稅法上の損失をも防止し得る利益あり從つて一九一四年以降是等の場合には寧ろ免重徵制を利用することゝせり。

再輸出品に對し免重徵の特權を附與せんとするときは輸出港に於て免重徵證 (Exemption Certificate) を發行す。

免重徵制は下の如く分類することを得。

甲、普通免重徵制 (Ordinary Exemption System)

(一)外國品免重徵制。本制に依る特許證たる外國品免重徵證 (洋貨免重徵執照 Exemption Certificates to Foreign Goods, E. C.) は輸入稅支拂濟の外國品にして派司を具備し其原荷印を改めず又原包裝の儘にて三箇年以內に大連以外の支那開港に再輸出するものに對し下附す。

(二)內國品免重徵制。本制に依る特許證たる內國品免重徵證(土貨免重徵執照 Native Exemption Certificate, N. E. C.) は納稅濟輸入內國品にして派司を具備し其原荷印を改めず又原包裝の儘なるを要するも前者と異り一箇年以內に大連以外の支那開港に再輸出するものに對して交付す。

內外品の普通免重徵制に關しては海關より正當に洋貨免重徵執照 (E. C.) 又は土貨免重徵執照 (N. E. C.) に依るべき旨を記したる再輸出申告書の副本を他の開港に送致するものとす。

乙、特別免重徵制 (Special Exemption System)

(一)鐵道免重徵制 (Railway Exemption System)。輸入稅支拂濟の外國品を滬甯線、滬杭甬線又は津浦線の開港場に再輸出して釐金其他通過途中の又は到著地の課稅を免れんとする商人は其貨物の原包裝を改めず又他の支那開港に積出し免重徵證を受くる場合に限り海關より鐵路免重徵證 (Railway Exemption Certificate)

を交付せらる是等三線に於ける免重徵に關する手續は彼の滿州方面の例と異り獨り外國品に限り其他取扱を異にするものあり（註一）其手續を概說すれば下の如し。

（イ）商人は三連の再輸出申告書を海・の通過貨物課に提出し而して其一通の寫は海關に保存し一通の寫は貨物を積載する停車場に駐在せる稅關檢査官吏に廻付し最後に之を釐金局に於て保管するものとす他の一通の寫は之を仕向港に送致し尙ほ一通の寫をは鐵道會社に交付す。

申告書は海關に提出する前稅務司宛に鐵道吏員が署名せる保證書の形式に於ける裡書を添附するを要す裡書中には鐵道倉庫に藏置したる當該貨物を仕向港に發送し免重徵證は發給日より二週間以內（天津仕向のときは六週間以內）に取消の爲に海關に返還すべく若し是等規定に違反したるときは子口稅の二倍に相當する罰金の支拂をなすべき旨を記載す。

（ロ）再輸出申告書は上海に輸入したる貨物に對して發行したる派司又は副派司を添附するを要し正副申告書は派司と對照す。

（ハ）免重徵證は土貨照合課（Chinese Verifing Office）に於て作成し原申告書と共に之を通過貨物課に廻附す通過貨物課は之に依つて一種の積荷證書（Memorandum in lieu of Cargo Certificate）を準備し原申告書と共に之を郵便を以て貨物の仕向港に送附す。

（ニ）免重徵證は當該貨物に添附し仕向港に到達したるときは鐵道會社より之を通過貨物課に返還す。

（ホ）檢査官吏が證書と貨物との間に符合せざるものあるを發見したるときは貨物を沒收す。

（ヘ）輸入稅支拂濟の貨物を鐵道に依り不開港地に運送せんとするときは子口稅制に依るか又は釐金を納付するか商人の選擇に委す。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（註一）滿洲特別重徵法（Manchurian Special Exemption Rules）に依れば納稅濟の內國品を鐵路滿洲の商埠に再輸出する場合に對しても免重徵證を發給し其他特質を舉ぐれば左記の如し。

（イ）免重徵證の返還期限は其發行日より四箇月以內とす（ロ）保證書には期限內に免重徵證の返還をなさゞるときは子口半稅の三倍に該當する罰金を支拂ふべき旨を記載す（ハ）證書と貨物と符合せざるものあるときは貨物を沒收し且つ前記罰金をも課す。

（二）機械製工業品免重徵制。支那の新式工場に於て製造せられたる工業品を內國開港に輸送し課稅を免れしめんとするときは機器廠免重徵執照（Exemption Certificate to Steam-factory Goods）を發給す而して開港より內地不開港に對する場合には運單（Conveyance Certificate）を發行す但し北京に運送する貨物に關しては例外として崇文門落地稅を課す。

運單は一九一八年十一月十一日以降免重徵の特權を證するが爲に各個に付一弗五十仙に相當する收入印紙を貼布せしむることゝしたり。

二、紅箱制度（Hung-hsiang, Red Box System）附寧波郵便袋（Ning-Po Mail Bags）

紅箱制度は支那小賣商人の爲に輸入稅支拂濟の零碎なる外國品を海關特許の紅箱に裝入し他の開港に再輸出し免稅の取扱をなさしむるものにして正式の免重徵制又は小包郵便等に依るものに比し其手續負擔輕易にして極めて便宜なる方法なりとす。本制は條約に基かず當初一八九三年上海より寧波及溫州に對し外國雜貨の再輸出に對し附與したる慣行を起源となし光緒二十八年（一九〇二年）輸入稅改正の際に負擔過重を事由として南京、蕪湖、鎭江の支那人雜貨商の請願に依り上海より是等地方に對しても之を許可することゝし其後一九一一年には漢口を中心とし岳州、長沙、沙市、宜昌等の長江諸開港に擴張せらるゝに至れり。

現行法に一九〇二年七月十四日外國品の販路擴張の爲に上海々關稅務司の意見に基き上海長江等口暫行紅箱試章九章を制定し其後宣統三年（一九一一年）八月二十八日二箇條を追加し最近一部に改定を加へたるもの

とす。

紅箱を使用せんとする者は一箇年手數料海關兩二兩を納付し海關に登錄し海關に於て定めたる一定の方式に依り番號積出店の名稱、仕向港を記載するを要し箱は朱塗となし約四呎の方形にして蝶番及南京錠を附す內箱には葉鐵を用ゆることを得ず紅箱貨物運送手續は左記の如し。

(イ)紅箱には船積指圖書及兩通の申告書を附し稅關棧橋に提出し檢査を經るを要す(ロ)檢査官吏は其內容の正當なるを認めたるときは鉛を以て封印し兩通の申告書に署名す(ハ)檢査官吏は封印前に當りて(一)正當に登記し支障なき狀態に在るか(二)紅箱の名稱、番號が申告書の記載と符合するや否やを確むるを要す(ニ)檢査官吏に依り正當に署名せられ船積指圖書を添付したる兩通の申告書は之を封函に入れ通關の爲に總務課の再輸出係に送致し一通の寫は同課に於て保管し他は之を仕向港に送附す船積指圖書は適當と認めたるときは之を待合室に投下す(ホ)貨物は仕向港に於て檢査し異常を認めざるときには自由に通關せしめ虛僞を發見したるときは之を沒收し積出人に對して海關兩五十兩の罰金を課す(ヘ)價額五十兩以上の同種貨物は同一箱內に僞造することを得す(ト)裝入の貨物は外國品に限る(チ)英漢兩文を以て是等規則を各箱の蓋の內方に記載するを要す。

次に寧波郵便袋は紅箱に類似したる便宜方法の一にして寧波通汽船に對しては免稅品の小荷物を裝入する支那郵便袋の輸送を認め該袋は運送狀(Waybill)と共に海關檢査事務所に呈示し檢査を受くるを要す而して(一)入港の際には封袋を檢査し開披の上異情を認めざるときは運送狀に裡書をなし遞送人に之を還付す(二)出港の際には紅箱の場合と同じく稅關棧橋に於て封印を施す每袋に對する一箇年の手數料は其大小に從つて海關兩一兩乃至二兩と定む。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三、子口稅制度（内地通過稅制）

甲、輸入品子口稅制度 (Inward Transit Pass System)

輸入外國品を内地に運搬し内地に於ける一切の課稅を免除せんとするときは輸入品通過稅證たる子口單 (Inward Transit Pass) を發給す子口單は每帳左記三聯より成る支那文證書となす即ち。

(一)存根 (Butt, Counterfoil) 稅關に存留するもの

(二)半稅單 運洋貨入內地之稅單 Transit Pass to Interior, Barrier Bill) 商人に交付するもの

(三)知照單 (Pass) 關卡に送致し查驗に供するもの

子口單の各葉並に申告書には稅關の日附及番號印を押捺す子口單の申告書には貨物が上海より南北關卡、鐵道、常關、等何れを通過すべきか又は揚子江の寄港地に仕向くる場合は何れの河航汽船に依るべきかを記載し尚輸入の際に於ける普通明細書の事項以外に子口單の番號及貨物の仕向地を認むるを要す。

南北關卡又は鐵道に依り貨物を内地に發送する爲に子口單の取付をなさんとする商人は其申告書に副派司を添付し之を通過貨物課に提出するを要す但し輸入に際し副派司の發行をなさゞるときは申告者は子口稅申告書に派司簿 (Pass Book) を添付し派司係に提出し而して通過貨物課より "No Sub Pass" の檢印を受くべし。

申告書と稅單とを通過貨物課の幫辦が照合し異常なきものと認めたるときは子口稅を算定し納稅告知書を發行す申告者は之に依つて中國銀行に稅金を支拂ひ其領收書を受け同課に呈示し半稅單を給付せらる。

北卡を通過する貨物は蘇州涇の周太爺廟に駐在せる稅關官吏に依り南卡を通過する貨物は浦東の董家渡の釐金局に依り檢査せらる而して鐵道に依るものは停車場駐在の稅關官吏の檢査を受く。

知照單は通過貨物課より南北關卡又は鐵道停車場に宛て封固して每日午後四時に送致す當該貨物は稅單發

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

行日より三日以內に關卡に運到するを要す若し正當の事由なくして遲延したるときは之を取消すべきものとす。

子口單付貨物に關し不正の申告其他虛僞の行爲ありたるものに對しては關係貨物を沒收し犯則者が外國人なるときは領事に於て支那人なるときは支那官憲に於て之を處罰す（其他本子口稅制に關する手續は上海々關の "Custom Procedure" 及江海關稅務司酌定稅單由關塡給辨法等に就て見るべし。

### 乙、輸出品子口稅制度 (Antward Transit Pass System)

內國生產品を外國輸出の目的を以て開港に搬出し途中一切の課稅を免除せんとするときは輸出品通過稅證たる三聯單 (Antward Transit Pass) を發給す三聯單に關する手續は左記の如し。

（一）商人が上海に於て三聯單 (San-Lien-Tan) の下付を受けんとするときは先づ領事に申告し領事より海關監督に請求す（英國商人の多くは領事より稅務司を經て海關監督に請求し米國商人は領事を經て稅務司に請求し又佛、西商人等は各領事を經て直接海關監督に對し之を請求し而して支那人の場合には稅務司を通じて海關監督に請求するが如し）申告書は領事の面前に於て商人が之に署名し領事より三聯單を商人に交付す申告書には貨物の種類、數量、買入場處、申請人の氏名、及國籍等を記載するを要す。

（二）海關監督は領事より三聯單發給の請求ありたるときは其旨を貨物の原產地に通達し又其明細書を稅務司に報告す。

（三）商人は貨物買出の爲に內地に至り買入の上は途中第一の稅局に達せるとき貨物を其檢査に提供し三聯單を呈示す。

（四）稅局は三聯單に貨物の數量、斤量等及仕向地開港名を記入し之に檢印す。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

（五）該稅局は一單を輸出港に送り一單を途中關卡の檢査に呈示する爲に本人に渡し他の一單を自局に存留す（實際に於ては第一の稅局は三聯單の全部を往々商人に渡すことあり）

（六）貨物が輸出港に最も近き稅局に達したるときは商人は稅關に出頭し子口稅を納付し其納稅濟の證明を右稅局に對してなすときは貨物の通過を許可せらる。

最後の稅局たる上海に最も近き稅局と看做すべきものは左の如し。

（イ）內地より民船に依り運到したる貨物に對しては蘇州涇の周太爺廟（「ジイス、フイルド」の上部）に在る上海々關北卡（ロ）河航汽船に依り運到したる貨物に對しては上海々關（ハ）吳淞港外より內河航汽船に依り運到したる貨物に對しては上海常關（ニ）吳淞港外より戎克に依り運到したる貨物に對しては上海又は吳淞常關（ホ）鐵道に依る貨物に對しては滬寧線の中央停車場

（七）本規程に違反し貨物を運送途中に於て密賣し其他不正の行爲ありたるものに對しては其貨物を沒收し更に第一の稅局を通過したるときの三聯單揭載面貨物の數量に從つて子口稅を徵收す。

（八）商人が書類を抹消し又は通過貨物の數量を低減して申告したるときは三聯單記載の總貨物を沒收せらる。

（九）三聯單の有效期間は其發行日より上海に接近したる最終の稅局に達する迄一箇年とす該期限を過ぎたるときは其效力を失ひ取消の爲に提出を命ず（上海以外の各關中には二年乃至三年となすものあり）

既に效力を失ひたる三聯單を取消の爲に提出せざる商人に對しては同期限內に貨物が上海に到著せざりし相當事由を疏明するに非れば更に三聯單を發給せず（一九一二年五月一日附稅關告示第七百六十號）

（十）商人が三聯單に依り運送したる貨物を實際外國に輸出したるときは通過貨物係より發給したる派司を

輸出申告書に添付すると同時に輸出申告書に同一事項を記入するを要す（子口稅納付濟の貨物は一定期間內に外國に輸出すべきを要し日清條約には其期限を一箇年となしたり上海以外の各關中漢口、鎭江等は六箇月となせど多くは一箇年となす而して之が犯則に對しては罰則を設くるも各地必ずしも同一ならず上海に在りても山羊皮の場合には到著後六箇月內に外國に輸出せざるときは輸出稅の一倍半に相當する支拂の保證狀を差入ることを要し輸出したるときは保證狀を抹消し稅關の通過貨物課に於て保存し犯則者に對しては保證狀記載の全額を强徵するものとす）

北卡に於ける手續を見るに貨物の到著と同時に稅關官吏は三聯單を檢査し申告者に下附し申告者は之に通過稅申告書及派司を添付し通過貨物課に提出す該申告書及派司には所定の事項を記入し就中派司に就ては申告者は土貨を外國に輸出すべき旨を記載し同課の幫辦は三聯單と申告書及派司とを照合し申告書は月別番號並に派司追次番號を記入し登錄す更に檢査の爲に押印し三聯單及派司と共に之を申請人に還付す而して申告書は貨物檢査の稅局に提出す檢査後は申告書三聯單及派司を超等總巡宛に封印し申請人に交付し監視部を通して之を同貨物係に廻付す納稅告知書を待合室を經由して申請人に交付したるときは申請人は中國銀行に稅金を支拂ひ其領收書を受け之を同貨物係に提出し查證に供す通關免狀（過卡准單 Barrier Release Permit）を同上貨物課に於て發給し幫辦か之を申告書に照合し派司番號を裡書し稅務司印を押捺したる上に署名す申告書及派司は之を封印し派司及通關免狀は稅局に呈示する爲に申請人に下付す。

貨物が稅局に到著したるときには申請人は稅局官吏に其通過稅申告書を呈示し通過貨物課に出頭する前に貨物檢査を受く。

通關免狀交付前には貨物を稅局に保留し其提出後に於て上海に向つて貨物の船積を許可す但し前は三聯單

に一致するときには檢査後直に税局を通過せしむ。

滬寧及滬杭線に依る貨物に關して前記手續と同樣なれど左記例外あり。

(一)三聯單は貨物に添付せずして仕出地の代理人より郵便又は使丁に依り商人に送付し商人は之を受領し派司(Pass for Goods from the Interior)と共に通過税申告書(Outward Transit Application)に添付し提出す。

(二)檢査後通過税申告書は三聯單及派司に添付して檢査官吏に依り通過貨物課に送付す。

(三)鐵道に依り鎭江又は南京より上海迄運送したる上海三聯單付貨物は土貨運照(Native Produce Certificate)を發行する鎭江關又は南京關に申告するを要し該證明書は兩關より上海々關に對して郵送するものとす

右鐵道の中央停車場に於ては通關免狀(Release Permit)を發給せらるゝ迄は其貨物は許放せず該免狀は停車場の檢査官吏に呈示する爲に通過貨物課が申請人に對して之を發給するものとす。

「麥根路」停車場に於ては現在子口税納付前に鐵道が署名したる保證の下に貨物を許放す。

各停車場に於て繭は異常なき場合は總て檢査後に之を許放す。

吳淞外港より内河航汽船に依り上海に運送する三聯單付貨物は輸入船舶の代理人が到著と同時に一般輸入申告書に三聯單を添付し常關總務課に申告す同課にて申告書と三聯單とを照合の上三聯單は海關通過貨物課に對して貨物の到著を報告する申請人に還付す三聯單は派司及海關要式の通過税申告書と共に海關通過貨物課の幇辦より檢査濟の檢印をして申請人に依り直接荷揚の碼頭に送付す檢査官吏が檢査の結果を申告書に記入し封緘に入れ常關總務課に廻付し申請人を通じて海關通過貨物課に送付し子口税納入後同課より通關免狀(Release Permit)を發行し申請人は常關總務課に免狀を提出し其副署を受け更に貨物の許放を求むるが爲に碼頭官吏に呈示するものとす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

呉淞外港より戎克に依り上海又は呉淞に運到する三聯單付貨物に關する手續は前記汽船の場合に同じ只貨物は上海又は呉淞に於て共に戎克に於て檢查し戎克は通關免狀 (Release Permit) の發給を受け其荷揚を開始し又呉淞に於て戎克は荷揚の爲に上海に入港することを許可せらる。

### 丙、土貨運照制度

本制度は前記輸出品子口制度に關連するものにして內國品を三聯單に依り一開港場に運搬し外國輸出の目的を以て更に汽船又は鐵道に依り上海に運送せんとするものに對して土貨運照 (Native Produce Certificate) を發給す該運照には貨物の種類、荷印、重量、包裝、番號、荷送人等を明細に記入し商人の申告に基き當初の開港に於ける海關に於て之を發行し貨物か上海に到達したるときは之を申告書に添付して通過貨物課に提出するを要す貨物を外國に輸出したるときは上海に到著したる日より六箇月以內に之を上海々關より仕向港に還送するものとす但し他の內國開港に運送したるときは上海々關より其開港に送致し後當初の開港に返送するものとす。

前記關係貨物を期限內に外國に輸出せざるときは該免狀を取消し又は三聯單の下に當初の海關に供託したる證劵をも處分するものとす。

土貨を鎭江行三聯單 (Chinkiang Outward Transit Pass) の下に鎭江に運到し鐵道に依り更に之を上海に運送せんとするときは鎭江海關に於ては積荷證書 (Cargo Certificate) を作成し之を上海々關通過貨物課に送致す。該運照に依る鐵道貨物は上海停車場に到著後三十日以內に申告し引取ることを要す同期間を經過するときは每五日以內に對し二十海關兩の延期料を徵せらる汽船に依るときは普通の土貨輸入又は轉送の場合と同一なるも只該證に輸入又は轉送申告書を附し輸入係に提出し該證の番號を申告書中に記入するを要し該證は輸

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

入係より更に通過貨物課に廻付せらる。
土貨運照に依り上海に運送したる貨物を再輸出せられたるときは商人は再輸出申告書中に其運照の番號を記入し通過貨物課に申告するを要す又同課に於て書類整理の便宜上再輸出數量を抹消し適當の時期に於て該運照をば取消又は擔保强制の爲に發行地の海關に返還するものとす。

四、貨物の轉送（轉口 Transhipment）

貨物の轉送は輸出の目的を以て一時的に貨物の陸揚をなす一種の中繼貿易に屬し其貨物に對しては税金を課せずと雖ども單純なる船移たる通行貨物（Through Cargo）の場合と異り原則として檢査を要す而して開港間の轉運に限り不開港に對するときは輸入税を徵す。轉送の場合を細別するときは（一）外國港より（イ）他の外國港に對するもの（ロ）支那の開港に對するもの及（二）支那の開港より（イ）外國港に對するもの（ロ）支那の他の開港に對するものあり。

貨物の轉送に關しては其の貨物の入出港船が必ずしも同時に同港に在るを要せず但し左記の如く期限を定む。

（一）外國港より他の外國港又は支那の開港に對するものは入港船舶の出港日より十五日間とし。
（二）支那開港より外國港に對するものは（イ）貨物を歐羅巴又は亞米利加に仕向け最初の仕出港に於て（外國轉送）の旨を示すときは入港船舶の出港日より普通十五日間の上に三十日即ち四十五日間の猶豫あり而して延期料を徵せず（ロ）貨物を歐羅巴又は亞米利加に仕向け最初の仕出港に於て外國轉送の旨を示さず又は日本に仕向くるときは入港船舶の出港日より十五日間とす。
（三）支那開港より他の支那開港に對するときは入港船舶の出港日より十五日間とす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

從つて外國貨物を十五日以内に轉送せざるときは保稅倉庫に庫入し又は輸入するを要す內國貨物を十五日以内又は四十五日以内に轉送せざるときは輸入するを要す。

轉送貨物の檢査手續は左の如し(一)外國港より他の外國港に轉送するものは通し船荷證劵に依り船舶の代表者より申請せざるときは凡て檢査を受くることを要す(二)外國港より內國開港に轉送するものは船舶の代理人より申請することなくは原則として檢査を受くべきも多くは檢査を省略せらるゝ例へば貨物に「インボイス」を添付したる場合の如し檢査せられざる轉送貨物は輸入碼頭より登錄したる艀船を以て輸出船舶に運搬するを要す蘇州又は杭州に對する轉送は多くは稅關の押印を受け又は稅關官吏の監視に附す(三)內國開港より外國港に轉送するものは輸入船舶の代理人が申請し原積出港に於て「外國轉送」の旨を示したる場合に非れば檢査を受くることを要す(四)內國開港より他の內國開港に(大連を除く)轉送するものは散荷の船積をなす外は檢査を要せず但し人參の如き高價格品は輸出船に於て監船官吏の檢査及監視を要す(五)大連に對する總ての轉送貨物は檢査を受くるを要す(六)威海衞より外國港又は內國開港に轉送する土貨は檢査を受くるを要す而して是等貨物は同所英國官憲の署名ある證明書を添付するを要す之に依つて土貨の證明を得ざるときは轉送の際上海に於て輸出稅を課徵せらる。

轉送貨物は一般に陸揚地の倉庫又は碼頭に於て檢査し其檢査は日曜及休日を除く外毎日午前八時より午後三時三十分迄に之をなす。

轉送貨物の申請は特別轉送申告書(Special Transhipment Application)明細記入し稅關宛に提出し許可を受くるものとす。

蘇杭二州に對するもの丶外總て二通の申告書に輸入船舶の代理人が裡書したる船荷證劵又は荷渡指圖書及

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貨物積込の船舶に對する船積指圖書を添付して總務課の番號係に提出すべし蘇、杭二州に對するものは蘇杭係に於て之を處理す正當に番號を付したる蘇、杭二州以外の諸港に對する申告書は番號係より積荷目錄又は積荷證明書（Cargo Certificate）を照合する輸入係に廻付す檢査を要せざる貨物の船荷證劵及船積指圖書には稅務司印を押捺し待合室を通し船積出港をなす申請人に交付す檢査を要する貨物に關しては申請人は其申告書を直接碼頭の檢査官吏に提出し又は番號係に提出し申告書、船荷證劵及船積指圖書には輸入係に於て檢印し申請人に還付す。

檢査は輸入の際に於けると同じ檢査後檢査官吏は申告書を使丁に依り輸入係に廻付する爲に封印して申請人に交付す貨物に異常なきときは船荷證劵及船積指圖書に押印し待合室を通じて船積出港を開始する申請人に還付す。

轉送貨物は直接輸入碼頭より水路登錄したる艀船に依り輸出船舶に積込むものとす。

棉花及米は稅關吏に依り碼頭より輸出船迄看守せらるる監視官吏の出張を乞ふときは荷主より日中監視部に對して申請するを要す其手數料は五十仙（墨其西哥弗）とす。

五、保證狀制度（Bond System）

貨物輸出入に際して特殊品に限りて保證狀（Bond）を提供せしめ輸出稅又は沿岸貿易稅を免除することあり現在海關通過貨物課に於て保證狀を要求しつゝある場合は卽ち（一）內國港に輸出する穀物、麥粉、銅錢（二）芝罘より輸入したる野蠶絲製品及外國輸出目的の爲に內國開港より輸入したる茶、（三）上海三聯單付の內地より運到せる山羊皮とす。

穀物、穀粉銅貨を上海より積出さんとするときは其船舶の代理人は積載貨物價額に達する保證狀を內地通

過貨物課に供託するを要す保證狀と共に同課に提出したる輸出又は再輸出申告書は同課より「保證付」の檢印を受け之を總務課の輸出又は再輸出係に提出す其後の手續は普通の輸出又は再輸出の例に同じ上海々關に於て發行し貨物の到著港稅關に送付したる保證狀證明書(Bond Certificate)は到著港より保證狀調印日以降六箇月以內に貨物陸揚を證明したる稅關の裡書をなし還送せらる右手續を怠るときは保證狀を處分す。

原仕出港に於て外國輸出を申告し免稅せらるべき芝罘野蠶絲製品及茶は一定期間內に實際外國に輸出することを要し前者の場合には荷送人、後者の場合には船舶の代理人が輸入申告書と共に輸出稅及沿岸貿易稅に相當額の保證狀を總務課の土貨輸入係に提出するを要す而して支那商人の作成する芝罘野蠶絲製品の保證狀には二人の信用ある保證人の連署を要す是等保證狀中には貨物は輸入の日より一箇年以內に再輸出すべく若し之に違反せば保證狀を處分すべく輸出稅及沿岸貿易稅を課稅すべき旨を記す。

三聯單付山羊皮が上海に到達したるときは檢査後納稅し輸入者は稅金領收書と共に輸出稅の二倍に相當する保證狀を通過貨物課に提出するを要す貨物輸入の日より六箇月以內に外國に輸出せざるときは海關は保證狀に記載したる金額を强徵すべし。

支那商人の提供する保證狀には收入印紙を貼付するを要し其價格は左記標準に依り保證狀の記載の額面に依つて之を定む。

| 保證金額 | | 收入印紙 |
|---|---|---|
| 五〇、〇〇〇元以上 | | 元 一・五〇 |
| 一〇、〇〇〇元以上 | 五〇、〇〇〇元未滿 | 一・〇〇 |
| 五、〇〇〇元以上 | 一〇、〇〇〇元未滿 | 〇・五〇 |
| 一、〇〇〇元以上 | 五、〇〇〇元未滿 | 〇・二〇 |
| 五〇〇元以上 | 一、〇〇〇元未滿 | 元 〇・一〇 |
| 一〇〇元以上 | 五〇〇元未滿 | 〇・〇四 |
| | 一〇〇元未滿 | 〇・〇二 |

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## 四　再輸出手續

貨物再輸出の目的は輸入税を支拂ひ原包裝の儘又は税關監視の下に改裝して再び船積する内外國品に對して條約上戻税又は免重徴の特權を設定するに在ること前に述べたるが如し。

再輸出貨物にして許可を得ずして其包裝又は荷印を改め其他變更を加へたるときは總て再輸出の特權を喪失す改裝の許可を得んとせば改裝申告書（Application to Repack）を提出するを要す荷印及番號なき貨物に對して其荷印及番號を付する爲に許可を得んとせば貨物許放前に税關許可係より之が特許を受くべし又貨物再輸出の特許を得んとせば輸入の際に派司を準備することを要す。

再輸出貨物中外國又は威海衛或は大連に對するものは總て檢査を要し青島以外の其他の支那開港場に對するものは一般に檢査を要せず。

外國輸出貨物の檢査は午後五時迄とすれど其貨物は實際午後三時前に檢査に提供するを要し其他の貨物は積殘と看做さるものとす。

内國港に仕向けらるゝ貨物の檢査は當該船舶出港日の午後三時三十分迄とし其他の出港日のものに在りては午後五時迄とす。

（イ）左記（ロ）（ハ）及（ニ）掲げたる以外の貨物にして其出港船舶が碼頭に繋留したるときは之が再輸出貨物の檢査は同碼頭に於てす中流又は呉淞に繋留したるときは税關棧橋に於てす。

（ロ）再輸出貨物が最初輸入の際に陸揚したる倉庫より移動せざるときは總務課の戻税係（Drawback Desk）に申請して其倉庫に於て檢査を受くることを得。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(ハ)棉花及米の再輸出は最初輸入したる碼頭に於て檢査を受くべし

(ニ)改裝貨物の再輸出は其改裝したる倉庫に於て檢査す但し特許に依り他の倉庫に於て檢査を受くることを得。

戻稅申請の際に於ける再輸出申告書に關するの手續は左の如し。

甲、外國及威海衞(大連を除く)に對する原包裝に於ける內外國品の再輸出、

(イ)再輸出申告書は綠色紙を使用すること(ロ)再輸出申告書は派司及船積指圖書を添付して船舶出港日の午前十一時前に戻稅係に提出すべし但し同十一時十五分迄には每申告書に付延期料○・二五海關兩を納付して受理せらるべし(註、戻稅の申請せらるゝときは申告書の原荷印及番號は又船積指圖書に記入すべし)(ハ)稅關印を押捺したる船積指圖書の一半は申告書及派司を添付して汽船繫留の碼頭(中流又は吳淞に繫留したるときは稅關棧橋)に送致す(ニ)同上船積指圖書の他の一半即ち同種證明書たる本船領收書(Mate's Receipt)は申告者に交付し申告者は之を關係碼頭の檢査官吏に呈示し檢査に供すべし(ホ)貨物が其申告書に符合するときは檢査官吏は其船積指圖書を申告者に還付し船積を許す(ヘ)再輸出申告書は又戻稅申告書の用をなす(ト)抹消せざる派司は稅關待合室に廻送し再輸出の日より五日以內に申告者に還付す。

乙、外國及威海衞(大連を除く)に對する改裝したる內外國品の再輸出

(イ)申告書は綠色紙を使用し派司及船積指圖書を添附して稅關棧橋に於て改裝係員に呈示す(ロ)貨物が其申告書に符合するときは改裝係員が檢印し戻稅係に廻付す(ハ)申告書と派司とを照合し一致したるときは船積指圖書に押印し申告者に下付し船積を許可す抹消せざる派司は再輸出の日より五日以內に稅關待合

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

室に送付す。

丙、大連に對する再輸出。申告書は正副二通にして白色紙を使用し船舶出港日の正午前に之を戻稅係に提出する外は其手續は總て外國に對する內外國産再輸出貨物の場合に同じ又毎申告に付延期料○・二五海關兩を支拂ふときは午後十二時十五分迄の受取を許す。

免重徵證及十貨免重徵證に依り大連以外の內國港に仕向くる內外國品の再輸出申告書に關する手續は左の如し。

(イ)再輸出申告書は總て白色紙を使用す(ロ)再輸出申告書は正副二通を作り派司及船積指圖書に添付して船舶出港日の午後二時迄に再輸出係に之を提出すべし但し午後二時十五分迄のものに毎申告に付延期料○・二五海關兩の支拂を要す其申告書は成るべく迅速に之を提出するを要し出來得べくんは貨物が上海に到着する以前に於てすべし(ハ)申告貨物の明細書及派司を照合して一致したるときは船積指圖書を發行し申告者に下付す。

前記形式の再輸出申告書の外に下の明細書を附することを要す。

(イ)入港船の稅關番號(ロ)貨物の原産地。而して檢査を要するときは即ち(ハ)檢査をなすべき碼頭の名稱並に其位置。戻稅を請求するときは即ち(ニ)戻稅の要求額雜貨の場合には毎件に對する同上額(ホ)申告書には申告者の捺印を要す(ヘ)申告書に記載せる純量は又船積指圖書に之を記入するを要す。

商社を代表する者は其印章を更正係に登錄すべし。

改裝貨物の申告書は現在狀態に於ける明細書の外に尚最初輸入したる當時の情況に於ける詳密の明細書を附加すべし。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

米麥の沿岸再輸出申告書は船積指圖書、綠色派司及税關印ある船積指圖書又は荷渡指圖書を添付するを要し其貨物は輸入品倉庫より輸出貨物積載船迄税關官吏の看守の下に送致すべし該申告書に對して總務課檢印の後申告者は監視部に出頭し手數料五十仙(墨其西哥弗)を支拂ふべし尙其輸出には通過貨物課(Transit Pass Office)の執行する保證狀(Bond)を具備するを要す保證狀差入の上は始めて船積指圖書に押印し申告者に下付す。

内地產棉花の再輸出申告書は船積指圖書及赤色の派司を添付す而して最初天津及漢口より輸入せられたる棉花の外は棉花試驗所の水氣證明書(Cotton Testing House Certificate)の添付なくは之が船積を許可せず但し原船積指圖書を申告書と同時に提出するときは多くは檢査を要せず。

船用炭船積の許可書は監視部、虹口、金利源又は華通碼頭或は楊樹浦臺船又は税關棧橋に於て發給す是等石炭にして外國品なれば船積後船舶の代理人が派司又は副派司を添付して再輸出申告書を再輸出係に提出し申告書が派司並に監視部より再輸出係に送付せらるゝ船用炭許可目錄に一致するときは戾税係に廻付せられ戾税を發給す但し石炭に關する本船領收書の提出を要せず。

上海に仕向くる沿海沿江汽船の出港通知の電報を領受したるときは船舶の代理人は再輸出貨物通關の爲に豫め船舶入港の前に税務司に對して船舶番號の附記を申請す。

總ての再輸出貨物に對しては改修税(Conservancy)及碼頭税(Wharfage D.)を免ず。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 臺灣に於ける庶民金融の現況

財務局金融課

（目次）一緒言＝二 頼母子講 （イ）頼母子講の落札歩合、（ロ）加入者の利息歩合に關する觀念、（ハ）花會、＝三 密講＝四 搖會仔＝五 頼母子講會の利弊竝に弊害防止意見＝六 無盡業＝七 民間質屋＝八 公設質舖＝九 金錢貸付業＝十 信用組合＝十一 結言＝、附屬表） 頼母子講會調及說明＝搖會仔調及說明＝無盡契約高調及說明＝民間質屋調及說明＝公設質舖事業狀況＝金錢貸付業運轉資本額調及說明＝信用組合事業狀況＝不動產擔保登記貸金利率調

## 一 緒言

本島に於ける庶民金融上尤も重きを爲せるものは信用組合、無盡及頼母子講竝に金錢貸付業に依る金融にして質金融に至りては其の融通人員は多數に上るも一部下層階級に偏局するが故に貸付金額比較的少額なり而して信用組合、無盡、公設質舖に付ては官廳に於て夫々事業內容に涉り常に監督し居るを以て、其の計數等詳細に之を知ることを得るも、民間に行はるゝ頼母子講、頼母子講類似、質屋、金錢貸付業の內容に至りては之が調査至難にして、果して幾許を金融し居るや將又頼母子講の組織內容利廻觀念等に就ても從來之が取調を爲したることなく之を遺憾としたりしが、曩に地方廳に照會し大要其の資料を蒐集せるを以て以下無盡、質金融等と共に項を分つて之を概述し本島庶民金融現況摑知の便に供することゝせり。

## 二 頼母子講

頼母子講は國史上鎌倉時代又は其の以前より行はれ來れりと稱する程にて、各階級間に普及し居り、其の

本來の性質は隣保相助の目的に出て、貯蓄と、融通とを併せ行ふことを得る巧妙なる金融組織にして、我國民の經濟生活上に深き根底を有し、現に本島に於ても正式手續濟のもの丶みにて、大正十一年末現在一〇七〇組二七、一〇七口總掛金契約高一八、四七四、三九五圓の巨額に上り、他に手續を爲さゞるもの約三割（見込）三二一組八、一三二口掛金契約高五、五四二、三一八圓本島人間に行はるゝ搖會仔又相當に多額に上る見込にして掛金契約高恐くは四、四〇三、三一二圓を下らざるべく合計民間賴母子講及賴母子類似の契約高二八、四二〇、〇二五圓を算し、本島各階級間に亘りて驚くべき巨額の金融を爲しつゝあり、其の地方廳別組數、口數、契約金額等は別表詳記の通にして、今其の組織內容等の大要を記述せむに。

一、賴母子講會は會員相互の金融調和を計るを以て目的とし

二、會は會主（普通講主と稱す）加入者間にて開會の場所、日時、一回の掛金額入札方法等一定の規約書を作りて會員一同調印の上官廳に申請し許可を受くるに依りて成立し

三、會員の內より數人の管理人を選擧して講會一切の事務を處理せしめ、且つ會員及第三者に對し講會を代表せしむるものなり。

四、會の組織は例令は講主一人會員二十三人にて一口一回の掛金三十圓、二十四箇月滿會とすれば、初會の總掛金七百二十圓を、講主に交付し講主は每回花籤費及會諸費を負擔するものにして、第二回目には入札の上最低入札のものに之を交付し、總掛金七百二十圓と落札手取額五百十八圓（假定七二％）及花籤費三十圓を差引たる差額百七十二圓を未落札會員二十二名に平等に分配す、卽ち一人當割戾額七圓八十錢となり結局未落札會員の第二回目純掛金は二十二圓二十錢となる勘定にして、第三回第四回と順次此の方法を繰返すものなり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五、講會規約書に規定を要する事項は

（一）講會の目的、期間及事務所の位置（二）開會の定日及場所（三）一口の掛金額及口數（四）掛金拂渡金拂戻金の收支方法（五）講金受領の際に於ける保證並に擔保に關する事項（六）講金及擔保物保管方法（七）講員死亡其他に依り缺口を生じたる場合に於ける處理方法（八）發起人講主又は管理人の責任に關する事項（九）講金の入札又は抽籤の方法（十）管理人其他の者に報酬を給するときは其の額（十一）配當割戻金又は花籤費等の處理に關する事項（十二）解散の場合に於ける處理方法（十三）講會に要する費用負擔方法等にして一口の掛金少く、口數亦少數なるもの例令は一口掛金十五圓以下口數二十口以下、會期二箇年迄のものに付ては開會前に管理人より警察官署に屆出を爲すのみを以て足り、制限以上のもの丶みを許可を受けしむることに規定し居る地方と、會の大小に拘はらず凡て許可を受けしむる地方とあり。

六、而して第四項に述べたるが如く、初會に於ては入札を行はず掛金の全部を講主に交付し、第二次會以後は入札の上落札者を定むるを常とす、此の場合入札の最低額は元金に對し七割を下れるものは之を無效とすることに規約せしむるを普通とせり。

猶以下入札の場合に於ける落札歩合及加入者の利息歩合に關する觀念、花籤支給の方法金額等に付普通に行はる丶もの丶事例を左に記述することゝすべし。

（イ）賴母子講の落札歩合

賴母子講に在りては前に述べたるが如く初會には概ね糶を行はず總加入會員の掛金全部を講主に交付し講主に於ては一口分の掛金に相當する金額を以て花籤金及開會雜費等を負擔するを常とす、而して第二次會以後に於ては入札の上手取金額の最も低き入札者を以て落札者と定むるの例なり糶歩合は素より各講の

事情に依りて、一定せざるも一口三十圓掛込二十四口を以て一組とする二十四箇月滿會の程度にて大約左の如き割合にて落札せらるゝもの多きものゝ如し

掛金總額七百二十圓に對する落札步合竝に割戻金（平均落札步合八五％）

| 回數 | 落札步合 | 手取金額 | 總掛金より手取金及花會金を差引たる割戻金總額 | 一人當り割戻金 |
|---|---|---|---|---|
| 第一回 | 一〇〇% | 六九〇円 | 〇円 | 〇円 |
| 第二回 | 七二 | 五一八 | 一七二 | 七・八〇 |
| 第三回 | 七三 | 五二六 | 一六四 | 七・八〇 |
| 第四回 | 七四 | 五三三 | 一五七 | 七・八〇 |
| 第五回 | 七五 | 五四〇 | 一五〇 | 七・九〇 |
| 第六回 | 七六 | 五四七 | 一四三 | 八・〇〇 |
| 第七回 | 七八 | 五六二 | 一二八 | 七・五〇 |
| 第八回 | 八〇 | 五七六 | 一一四 | 七・一〇 |
| 第九回 | 八一 | 五八三 | 一〇七 | 七・一〇 |
| 第十回 | 八二 | 五九〇 | 一〇〇 | 七・一〇 |
| 第十一回 | 八三 | 五九六 | 九四 | 七・一〇 |
| 第十二回 | 八四 | 六〇五 | 八五 | 七・一〇 |

| 回數 | 落札步合 | 手取金額 | 總掛金より手取金及花會金を差引たる割戻金總額 | 一人當り割戻金 |
|---|---|---|---|---|
| 第十三回 | 八五% | 六一二円 | 七八円 | 七・一〇円 |
| 第十四回 | 八六 | 六一九 | 七一 | 七・一〇 |
| 第十五回 | 八七 | 六二六 | 六四 | 七・一〇 |
| 第十六回 | 八八 | 六三四 | 五六 | 七・〇〇 |
| 第十七回 | 八九 | 六四一 | 四九 | 七・〇〇 |
| 第十八回 | 九〇 | 六四八 | 四二 | 七・〇〇 |
| 第十九回 | 九二 | 六六二 | 二八 | 五・六〇 |
| 第二十回 | 九三 | 六七〇 | 二〇 | 五・〇〇 |
| 第二十一回 | 九四 | 六七七 | 一三 | 四・三三 |
| 第二十二回 | 九五 | 六八四 | 六 | 三・〇〇 |
| 第二十三回 | 九六 | 六八八 | 二 | 二・〇〇 |
| 第二十四回 | 一〇〇 | 六九〇 | 〇 | 〇 |

初回は講主に交付するが故に入札なく終回は未落札會員一名なるが故に入札の要なし而して花會費及雜費は會に依り一定せざるも普通には講主の掛金に相當する額を每回濟すを常とし本例の如き場合は三十圓を以て之の費用に充つるものなり。

入札額高を會員の任意に放置するときは諸種の弊害あるを以て前に述べたる如く地方廳に於ても講會取締

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上七割以下の入札は之を無效とする旨の規約を爲せるものにあらざれば認可せざることに取扱はれ居るが故に正式に手續濟のものに付ては極端に糶下ぐるが如きこと之なき理なるも秘密に開會する講會に至りては往々五〇%程度迄の入札行はれ居れるが如し、猶正式手續濟のものに在りても現今の如く金融硬塞の時期に於ては表面は七割迄に落札せるものとし內實は規約の制限以下にて落札しつゝあるの事例尠からずと云ふ。

（ロ） 加入者の利息歩合に關する觀念

利息歩合は其の入札の糶具合に依り區々にして例之は(一)商人其他金融に急なるものを多數に加入せしめ居る講會に在りては落札手取高少きが故に落札者の金利は高利にして隨つて滿會迄落札せざる會員に對する利廻歩合は極めて良好なるも如斯講會に在りては破產者等を出して結局掛金を爲さゞるものを出す場合多く究極の利廻りは著しく低下すべく又(二)成立に際し會員を選擇し比較的堅實なるものを入會せしむる講會に在りては糶歩合甚しからず隨つて落札利用者の金利も低率に當り自然滿會に至り講金を受領するものゝ利廻りも亦高からず然れども會員堅實なるが故に中途にて不掛者を生ずるが如き場合比較的僅少なり。

如斯各種の事情に依りて一定ならざるも普通の觀念としては一口三十圓掛二十四箇月滿會程度のものにて第二回目に於て七二%位にて落札したるものゝ金利は花籤の收入を計算外として略年利二割四分（日歩六錢七厘）內外に當り滿會に至り講金を受領するものゝ利廻歩合は同二割一歩（日歩五錢九厘）內外に相當するが如し。

右算出の根據（賴母子講の落札歩合に揭げたる例に依る）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| 回 | 掛金 | 割戻金 | 差引純掛金 | 終會迄の積數 |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第一回 | 三〇 | 〇 | 三〇・〇〇 | 六九〇 |
| 第二回 | 三〇 | 七・八〇 | 二二・二〇 | 四八八 |
| 第三回 | 三〇 | 七・八〇 | 二二・二〇 | 四六六 |
| 第四回 | 三〇 | 七・八〇 | 二二・二〇 | 四四四 |
| 第五回 | 三〇 | 七・九〇 | 二二・一〇 | 四二〇 |
| 第六回 | 三〇 | 八・〇〇 | 二二・〇〇 | 三九六 |
| 第七回 | 三〇 | 七・五〇 | 二二・五〇 | 三八二 |
| 第八回 | 三〇 | 七・一〇 | 二二・九〇 | 三六六 |
| 第九回 | 三〇 | 七・一〇 | 二二・九〇 | 三四三 |
| 第十回 | 三〇 | 七・一〇 | 二二・九〇 | 三二一 |
| 第十一回 | 三〇 | 七・二〇 | 二二・八〇 | 二九六 |
| 第十二回 | 三〇 | 七・一〇 | 二二・九〇 | 二七五 |
| 第十三回 | 三〇 | 七・一〇 | 二二・九〇 | 二五二 |
| 第十四回 | 三〇 | 七・一〇 | 二二・九〇 | 二二九 |
| 第十五回 | 三〇 | 七・一〇 | 二二・九〇 | 二〇六 |
| 第十六回 | 三〇 | 七・〇〇 | 二三・〇〇 | 一八四 |
| 第十七回 | 三〇 | 七・〇〇 | 二三・〇〇 | 一六一 |
| 第十八回 | 三〇 | 七・〇〇 | 二三・〇〇 | 一三八 |
| 第十九回 | 三〇 | 五・六〇 | 二四・四〇 | 一二二 |
| 第二十回 | 三〇 | 五・〇〇 | 二五・〇〇 | 一〇〇 |
| 第二十一回 | 三〇 | 四・三〇 | 二五・七〇 | 七七 |
| 第二十二回 | 三〇 | 三・〇〇 | 二七・〇〇 | 五四 |
| 第二十三回 | 三〇 | 二・〇〇 | 二八・〇〇 | 二八 |
| 第二十四回 | 三〇 | 〇 | 三〇・〇〇 | 〇 |
| 計 | 七二〇 | 四四、六〇 | 五七五、六〇 | 六、三三九 |

前記の如くにして三十圓掛二十四口總掛金七百二十圓に對し第二回目に七二%にて落札せるものは金五百十八圓を借受け二十四回に分割し毎月三十圓宛元利濟崩しの方法に依り合計七百二十圓を返濟するものにて(初回分三十圓は受給付前に拂込むものなるも計算複雜にして僅微なる差に付右に依り算定す)金利便覽年賦償還表に依り之が利率を計算するに大約年利二割四分に相當し又滿會に至りて受領するものは割戻金を差引たる純掛金の終回迄の總積數六、三三九にして二十四箇月に五百七十五圓六十錢を拂込みたる上講金六百九十圓(全體にて七百二十圓なるも講主の掛金は花籤となる)を受領するを以て差引金百十四圓四十錢を利得することとなり之を總積數六、三三九にて除すれば約年利二割一分(日步五錢九厘)の利廻となる勘定なり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## （八）花　籤

未だ講金の受領を爲さゞる會員は開會當日の入札の結果に依りて相當の割戻金を受くる關係あり隨つて多くは期日に掛金を爲すことを怠らざるも、既に落札受領濟の會員に至りては所定の掛金を爲すのみにて何等の特典なきが故に自然掛金の延滯を來すことゝなるを以て凡ての會員に對し期日に掛金を爲したるものには籤を與え其の等級に依りて一定の金額を交付するの方法を設け居れり之を花籤と稱す中には飮食物を供して花籤を給せざることに定むるものなきにあらざるも是は極めて稀有に屬し普通は何れも花籤を給しつゝあり。

花籤の種類金額本數等に付ては規約極めて區々なるが前例一口三十圓掛二十四口一組のものにては略左記の如き振合に依り行はれ居るが如し。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一等 | 六圓 | 一本 | 六、〇〇 |
| 二等 | 四圓 | 一本 | 四、〇〇 |
| 三等 | 三圓 | 一本 | 三、〇〇 |
| 四等 | 二圓 | 三本 | 六、〇〇 |
| 平籤 | 五十錢 | 十八本 | 九、〇〇 |
| 計 | | 二十四本 | 二八、〇〇 |
| 當日の開會諸費 | | | 二、〇〇 |

而して猶右の外に糶を熾ならしめ會員の興趣を増す爲め入札者に賞與を給する方法あり例之落札者に最も近き金額にて入札せる者卽ち二番札より三番四番札を入賞とし四番札を一等三番札を二等二番札を三等と定め一等十圓二等五圓三等三圓と云ふが如き割合の給與を爲すものなり。

本賞與は前に述べたる花籤の外に餘分に之を給することに定むる場合あるも前記の平籤を空籤とし或は各等の金額を小額に定むる等の方法に依りて之を規約するを常とす而して中には本賞與に關しては何等正式の規約を爲さず之を落札者に負擔せしむることに取扱ひ以て許可を受けたる規約の七割以內の入札制限を潜りつゝあるもの其の例に乏しからざるなり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## 三　密　講

正式に手續を爲さず內密に賴母子講を開會するものを普通に密講と稱す之が取調は至難なるも全島を通づるときは相當多數に上る見込にして不正賴母子の檢擧又は賴母子金の橫領等時々新聞の三面記事材料となるものは多くは玆に所謂密講の場合なり前に落札歩合の項に於て之を述べたるが如く密講は其の競爭熾にして花籤金の如きも思切り割高のものを作りて會員の射倖的興味を唆り居り一面に入札に依る返戾金も割好きを以て自然無智の子女は眼先慾に眩惑し前後の思慮なく之に加入するに至るが如く且つ密講は概して管理者不正不德漢にして加入者亦無智の子女にあらざれば不堅實なるもの多く自然無理なる入札を爲すもの多きを以て中途掛金不能に陷り逃亡破產等を爲すもの多く是等失敗者の不掛金は殘餘會員の損失に歸するものにして其の弊害並に庶民金融上に及ぼす惡影響實に著大なるものあり嚴重なる取締を勵行して之が全滅を期することは蓋し當面の急務なるべしと思料す。猶密講を爲すに當りては同一會員にて數組の講を組織し其の內一組のみを手續して取締を逃れ居れるもの又相當に之あるものゝ如し。

密講の組數金額等は推測困難なるも少くとも正式手續濟のものに對し三割を下らざるべく（五割乃至十割を下らずと云ふものあるも不明）假りに之を三割として計算すれば大正十一年末現在にて三二一組八、一三二口契約金高五、五四二、三一八圓を算する勘定なり。

## 四　搖　會　仔

搖會仔は本島人間に行はるゝ金融方法にして其の組織等は略賴母子講と同じく、卽金融を得むと欲するも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の發起人(會頭)となり會員を募りて每會一定の掛金を爲すことを約し其の第一回の總掛金は全部會頭に於て之を收得し第二回よりは入札抽籤等に依り受領人を定むること賴母子講と同樣なり然れども賴母子講の如く規約書等は之を作成せず、概ね信用的口約に依り成立せしめ居るを以て正式に手續を爲し居るものなし。

搖會仔は各會に依りて一定ならざるも一組の會員數比較的多からず、七八名乃至二十名内外を普通とし、一口一回の掛金も割合に小額にして十圓内外のもの最も多く、概ね親籍及昵懇の間に於て組織する場合多きを以て口約なるも密講に於て述べたるが如き極端なる弊害は之なきが如しと雖相當の取締は必要事なりと思料す、搖會仔の組數金額等に付地方廳の調査報告に依れば大正十一年末現在に於て臺北、臺中二州管内のみにて別表に詳記せるが如く二、二〇〇組二六、一三八口總契約高二、二〇一、六五六圓を算す、而して他州廳(新竹、臺南、高雄、臺東、花蓮港廳)管内に於ても精細に之を調査するときは、恐らくは相當の額に上るべく假りに右三州二廳を前記二州と同額と見るときは結局全島に於ける搖會仔は四、四〇〇組五二、二七六口總契約高四、四〇三、三一二圓を算することゝなるべし。

## 五　賴母子講會の利弊並に弊害防止意見

賴母子講は前にも之を述べたるが如く我國に於ては古き歷史を有し、廣く各階級間に普及して國民經濟生活上に於ける根底淺からず、現に本島に於ける正式手續濟のものゝみにて、大正十一年末現在一、〇七〇組二七、一〇七口總契約金高一八、四七四、三九五圓に上り、密講の推算額三二一組八、一三二口契約金高五、五四二、三二八圓、外に本島人の賴母子講たる搖會仔推算額四、四〇〇組五二、二七六口契約金高四、四〇三、三一二圓合計契約金高二八、四二〇、〇二五圓の巨額を算し普通民間營業者にして一、二組の賴母子講に加入せざる

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ものは少しと稱せらる丶程に利用せられ居り資金の利殖方法として用ゐらる丶と共に商賈の仕入資金、一般家政整理資金等に供せられ金融上に於ける利便少からず、故に其の純粹に隣保相助の目的に出て組合的の性質を有する以上は別段現行法規に悖ることなきのみならず、貯蓄と融通とを併せ行ふことを得て庶民金融上の貢献著大なるものありと雖、中には賴母子講の組織を職業的に營み利益を自家に收めながら種々なる陋策を弄して無盡業にあらざるが如く裝ひ、國家の監督を免かれむとするもの或は甚だしきに至りては最初より詐僞の目的にて賴母子講を組織し甘言を以て子女を欺き流汗苦辛の結晶たる零細なる資金を横領費消するが如き不德漢今尙相當に之あるが如く就中密講に於て其の弊害顯大なるものあり、嚴重に取締を勵行して之が全滅を期すると共に正式に講會の許可を與ふるに當りても會員の資力、信用等を愼重に調査し、猶管理人の人格性行等に付ても充分に之を監視して堅實なるもの丶外は之が成立の餘地なからしめ、他面無盡業法に依る營業無盡に付ても一般加入者の利益を充分に保護すると共に會社の基礎を鞏固ならしめ、社會の信用を得しむる樣業務の檢査監督を徹底して、彼の不正漢の犧牲となりつ丶ある者をして充分に熟慮考究せしめ、自然に政府の免許を受けたる確實なる無盡業を營む無盡に加入するに至る樣啓導の要ありと思料す。

最後に本案に關し考究を要する根本問題としては從來民間賴母子講及賴母子類似に付ては專ら地方警察に於て取締り居れるも主管を金融系統に移し他の金融機關と併せ之が取締を行ふこと丶するも亦一方法なるべし。

## 六　無盡業

無盡業は我國獨特の資金融通方法たる賴母子講を企業化せるものにして當初は自由業なりし爲め、一時惡

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

德不正の無盡業者續出し社會に害毒を流せるを以て、大正四年無盡業法を發布し、同業を免許業とし、嚴重なる監督掣肘を加ふることゝなりたるを以て漸次改善せられ現今の如く堅實なる發達を見るに至れるものなり。本島に於ても大正五年二月律令第五號を以て之を施行し（大正十年法律第二號の公布に伴ひ大正十一年十二月勅令第五二一號を以て內地の無盡業法を施行す）現在に於ては臺北に本店を有し基隆、宜蘭、新竹、臺中に支店を有する臺灣勸業無盡株式會社（資本金五十萬圓）及臺南に本店を有し嘉義、高雄、屏東の各地に支店を有する大正無盡株式會社（資本金十萬圓）の二免許營業者存在し、何れも相當に社會の信用を受け別表に示せるが如く大正十一年末現在に於て、滿會濟のものを除き三五九組一三、八八三口給付金契約高一〇、一五八、〇〇〇圓の加入契約を有し本島庶民金融に寄與貢獻しつゝあり、本來無盡業は營利事業なりと雖、其の事業方法は結局無盡各組の掛金者團體間に於て相互に資金の融通を與ふる作用を爲すものにして賴母子講の項に記述せるが如く庶民階級に對する貯蓄と融通とを一時に併せ行ふ極めて巧妙なる金融組織にして、加入會員の掛金延滯するも業者は速かに之を給付することを要するが故に賴母子講の如く會員の逃亡破產等が他の會員に影響せざることゝなり居るを以て將來民衆の自覺と業者の向上改善とに依り、益々發達すべき可能性あり現に臺灣勸業大正の兩無盡會社共其の重役は地方に於て相當に信用ある有力者にして責務の輕からざるを自覺し業務の改善發展に力を盡しつゝあるの跡、近時特に顯然なるものあるを以て、現今の狀態にて順調なる發達を續くるに於ては、現存未收掛金の回收整理も漸次に進捗すべく、資產內容又相當に鞏固となり、賴母子講、密講、搖會仔等の會員は自然無盡に加入するに至るの時機到來すべく營業無盡の將來は恐くは信用組合と相竝んで本島庶民金融上に一大地步を築くに至るべしと信ず。

猶無盡加入者の利息觀念に付ては賴母子講と同じく入札糶步合の如何に依り一定ならざるも玆に臺灣勸業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

無盡の實蹟を參酌し第五種千圓會三十六箇月滿會の分に付之が落札歩合割戻金等の内容を調査せし處に依れば。

口千圓會三十六箇月滿會の分（一回の掛金二十九圓五十錢）

| | 落札金 | 差金 | 一人當分配金 | 差引純掛込金 | 純掛込金の終回迄の積數 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第一回 | 七〇〇 | 三〇〇 | 七・七〇 | 二一・八〇 | 七六三 |
| 第二回 | 七一〇 | 二九〇 | 七・七〇 | 二一・八〇 | 七四一 |
| 第三回 | 七二〇 | 二八〇 | 七・七〇 | 二一・八〇 | 七一九 |
| 第四回 | 七三〇 | 二七〇 | 七・六〇 | 二一・九〇 | 七〇一 |
| 第五回 | 七四〇 | 二六〇 | 七・六〇 | 二一・九〇 | 六七九 |
| 第六回 | 七五〇 | 二五〇 | 七・五〇 | 二二・〇〇 | 六六〇 |
| 第七回 | 七六〇 | 二四〇 | 七・五〇 | 二二・〇〇 | 六三八 |
| 第八回 | 七七〇 | 二三〇 | 七・四〇 | 二二・一〇 | 六一九 |
| 第九回 | 七八〇 | 二二〇 | 七・三〇 | 二二・二〇 | 五九九 |
| 第十回 | 七九〇 | 二一〇 | 七・三〇 | 二二・二〇 | 五七七 |
| 第十一回 | 八〇〇 | 二〇〇 | 七・二〇 | 二二・三〇 | 五五八 |
| 第十二回 | 八一〇 | 一九〇 | 七・二〇 | 二二・三〇 | 五三五 |
| 第十三回 | 八二〇 | 一八〇 | 七・〇〇 | 二二・五〇 | 五一八 |
| 第十四回 | 八三〇 | 一七〇 | 六・九〇 | 二二・六〇 | 四九七 |
| 第十五回 | 八四〇 | 一六〇 | 六・八〇 | 二二・七〇 | 四七七 |
| 第十六回 | 八五〇 | 一五〇 | 六・八〇 | 二二・七〇 | 四五四 |
| 第十七回 | 八六〇 | 一四〇 | 六・七〇 | 二二・八〇 | 四三三 |
| 第十八回 | 八七〇 | 一三〇 | 六・五〇 | 二三・〇〇 | 四一四 |
| 第十九回 | 八八〇 | 一二〇 | 六・四〇 | 二三・一〇 | 三九三 |
| 第二十回 | 八九〇 | 一一〇 | 六・三〇 | 二三・二〇 | 三七一 |
| 第二十一回 | 九〇〇 | 一〇〇 | 六・〇〇 | 二三・五〇 | 三五二 |
| 第二十二回 | 九〇五 | 九五 | 六・一〇 | 二三・四〇 | 三二八 |
| 第二十三回 | 九一〇 | 九〇 | 六・三〇 | 二三・二〇 | 三〇一 |
| 第二十四回 | 九一五 | 八五 | 六・四〇 | 二三・一〇 | 二七七 |
| 第二十五回 | 九二〇 | 八〇 | 六・六〇 | 二二・九〇 | 二五二 |
| 第二十六回 | 九三〇 | 七〇 | 六・三〇 | 二三・二〇 | 二三二 |
| 第二十七回 | 九四〇 | 六〇 | 六・〇〇 | 二三・五〇 | 二一一 |
| 第二十八回 | 九五〇 | 五〇 | 五・六〇 | 二三・九〇 | 一九一 |
| 第二十九回 | 九六〇 | 四〇 | 五・一〇 | 二四・四〇 | 一七一 |
| 第三十回 | 九七〇 | 三〇 | 四・五〇 | 二五・〇〇 | 一五〇 |
| 第三十一回 | 九八〇 | 二〇 | 三・六〇 | 二五・九〇 | 一三〇 |
| 第三十二回 | 九八五 | 一五 | 三・四〇 | 二六・一〇 | 一〇四 |
| 第三十三回 | 九九〇 | 一〇 | 三・〇〇 | 二六・五〇 | 七九 |
| 第三十四回 | 九九五 | 五 | 二・三〇 | 二七・二〇 | 五四 |
| 第三十五回 | 九九八 | 二 | 二・〇〇 | 二七・五〇 | 二七 |
| 第三十六回 | 一、〇〇〇 | 〇 | 〇 | 二九・五〇 | 〇 |
| 計 | 八七% | | 二二六・五〇 | 八四五・七〇 | 一四、二〇五 |

備考

一、差金の一割は會社にて收得し殘額九割を未給付會員に分配す、本表一人當分配金は此の九割を未給付會員數にて除したるものなり

一、初回に落札せるものは七百圓を三十五箇月間運用し毎月二十九圓五十錢宛一、〇六二圓を三十六箇月に分割返濟するものなるを以て年賦償還表に依り之が利率を算出すれば大約年利二割三分（日步六錢三厘）となり

一、終會に至り受領せるものは分配金を差引たる掛込金の終會迄の總積數一四、二〇五にして三十六箇月間に八四五圓七〇を拂込みたる上一千圓を受領するものなるを以て差引利得は百五十四圓三十錢にして總積數一四、二〇五にて之を除すれば年利約一割三分（日步三錢六厘）の利廻となるべし

卽右記の如く第一回目に於て七〇%にて落札せるものゝ利息步合は年利二割三分（日步六錢三厘）に當り、滿會に至り給付金全額を受領したるものゝ利廻りは年一割三分（日步三錢六厘）に相當す。本例は前に賴母子講の利息概念に關し例示せる二十四箇月滿會のものとは其の期間長く（長期のものは比較的低利にして資金利用者に取り有利なり）掛金內容等にも多少の差異あり、直に之を該例に比較し難きも、會の初めに於ける落札者（資金利用者）の資金運用利率は賴母子講二割四分、無盡二割三分にして略同利率に當り、最終に至り受領するもの（利殖者）の利廻りは賴母子講二割一分無盡一割三分にして賴母子講の利廻り遙かに有利なり。蓋し無盡は保證人擔保徵求等の點嚴格なるが故に採算を度外して落札するもの比較的少きも賴母子講に在りては保證關係講崩れ見越し等にて競爭熾んなるを以て一般に割戾金多く且無盡にありては營業者に於て利益を收得するが故なり。猶無盡の加入者は賴母子講會員と異り假令他の加入者に不掛者を出せる場合と雖會員に於て之が危險を分擔するが如きことなく、會社に於て給付するを以て結局賴母子講に比し安全なるのみならず各種銀行預金貯金等に比しても遙に有利なる利殖方法なりと謂ふことを得べし。

## 七　民間質屋

質屋營業も亦賴母子講と略同時代より行はれ來れりと稱せられ、下層階級の金融機關として相當に重きを爲せり、而して本島に於ける民間質屋の利率は未だ臺灣民政の初期秩序安定せざるの時機に於て定めたるものを今日に於ても襲用し居り即月一割乃至二分五厘年利十二割乃至三割にして、內地の利率に比し及び本島の一般金利に對し極めて高く、流質期間又三箇月の短期にして保管倉庫の如きも、完全なるもの少く、質置主に對し、不利の點多きを以て、比較的に其の利用者多からず、大正十一年の現況は別表に詳記せるが如く全島質屋數一九四にして、同年中に於ける質入總額は二四六、九四六件二、〇〇七、一九九圓質受總額二〇九、三七九件一、六四四、四九七圓流質總額三七、〇四五件二二四、九五五圓を算し、大正十一年末質貸出現在額は七六、三八〇件五八〇、五三七圓なり、而して一件當り質貸出金額は七圓六十錢(年末現在による)に當り貸出金に對する流質の割合は大略一割六分に相當す。

大正九年以來臺北臺中の二箇所に公設質舖を新設せしが、一般の氣受好く漸次好成績を收むるに從ひ、之が設置希望各地に起り、大正十二年に入りて基隆に一箇所大正十三年に嘉義街に一箇所の新設を見、臺南に於ても近く設置の計劃あり、高雄街も亦民間質屋の營業現況に鑑みるときは設置の可能充分なるを以て將來夫々之が設置を見るに至らば公設質舖に依る金融の數字一段の增大を來すと共に民間質營業者に於ても自然金利の引下げ、流質期間の延長等質置者の利便を考慮施設するに至るべしと思料す。

## 八　公設質舖

公設質舖は本島に於ける民間質屋の金利が高利にして流質期間其他質置主に苛酷なる點多きを以て之を掣肘し、下層階級をして可成低利なる資金を利用せしむるの趣旨を以て大正八年勅令第四八五號質舖に關する

件、大正九年六月府令第三十七號公設質舖業務規則の發布に依り之を設置するに至りたるものにして其の民間質屋と異れる特質の主要點は。

一、民間質屋の金利が質貸出金額の多寡に依り年十二割乃至三割の高利なるに對し金額の多寡に拘はらず、臺北、基隆は年一割八分臺中、嘉義は年二割四分の低利なること。

二、民間質屋が金利の關係上、可成大口の受質を爲さず小口に分割せしめ受入るゝの弊害あるに對し貸出金額の多寡に拘らず、同一利率を徴することゝし其の弊なからしめたること。

三、民間質屋の流質期限が三箇月の短期なるに對し其の二倍に相當する六箇月と爲せること。

四、民間質屋に於ては月越の金利は日數に拘らず二箇月分の利息を徴し即ち月越躍利を徴するに對し、月を跨るも日數三十日未滿は之を一箇月として計算すること。

五、民間質屋の倉庫が概ね不完全にして質物毀損等の場合に於ても責任を負はざる旨の定めを爲すに對し、完全なる倉庫に依り周到なる保存方法を講じて保管を鄭重にせること。

等にして大正九年六月初めて臺北市に之を設置するや其の民間質に比して有利なる點一般に周知するに從ひ從來の質物を受出して之を轉質するもの頻出する等人氣靡然として公設質舖に集り開設後一箇年を經過せる大正十年六月末に質貸出現在高二四〇、七五四圓に上り、越えて大正十一年六月末には三四二、二二八圓、十二年六月末には三四四、〇〇七圓十三年八月末には三三八、三八〇圓に達し既設の質物倉庫建坪九十坪にては保管に困難を來す迄の質物を擁するに至り、一面流質物の處分に付ても正札陳列賣の方法に依り民衆に對して可成割安なる價格を以て之が賣却を爲すことゝせるを以て、之亦一般の人氣を呼び、賣出毎に早朝より店頭列を造りて開店時刻を待つの盛況を見つゝあり、而して其の事業上の收支計算に於ても。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正九年度（大正九年六月中旬業務開始初年度は調度品新調等に多額の費用を要せり）

收入 九、六三五圓 支出（質屋廢業交付金を除く）一二、六六八圓

差引損失金 三、〇三三圓

大正十年度

收入 四、二八七五圓 支出 一六、二九二圓

差出利益金 二六、五八三圓

大正十一年

收入 六一、〇三五圓 支出 二一、七一八圓

差引利益金 三九、三一七圓

前記の如き結果を示し初年度に於ては器具調度の支出等にて若干の損失を見たるも次年度よりは事業收益の點に於ても相當の成績を現はすに至り、斯くて十一年四月には臺中市に、十二年十一月には基隆街に大正十三年十一月には嘉義街に於て夫々之が設置を見るに至れり、臺中市公設質舖に於ける質貸出殘高は業務開始後一箇年を經過せる大正十二年四月末には五九、五四〇圓に上り、十二年十二月末には七四、七五四圓十三年八月末には八八、一二八圓に達し、基隆公設質舖に在りては業務開始後十箇月を經過せる大正十三年八月末現在貸出殘高六二、五〇四圓にして何れも極めて順潮なる道程を以て發達しつゝあり。

大正十一年中に於ける各公設質舖の業務狀況は別表に詳記せるが如く臺北、臺中兩質舖にて質入件數四三、八五七件金額九〇七、四八五圓、質受件數三五、一三二件金額七九八、〇六一圓、大正十一年末質貸出現在一七、六四七件金額三六〇、五九六圓を算し全島百九十四軒の民營質屋貸出現在の六割を占むるに至れり。

是より先公設質舖の設置に付ては民間質屋の營業上の影響打擊甚大にして、自然廢業を爲すもの續出すべ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

きを豫想し公設質舖開始後一定の期間内に廢業したるものに對しては補償金を給することあるべき旨を業務規則に規定し、各質舖共夫々之を實行せり、今臺北公設質舖に於ける補償金支給の實例を摘出すれば、同質舖に於ては質舖開始後二箇月以内に廢業せしものに對し左の計算方法に依り之を交付せり。

(1)廢業者には平等に二百圓を交付す

(2)前號二百圓の外廢業者の專業及兼業を區分し專業を十個とし兼業者は其の割合に依り相當の箇數を割當て其の箇數一箇に付五十圓を交付す（例之は質屋にて煙草小賣を兼業するものとし其の割合が質屋八〇％煙草小賣二〇％に相當するとせば之を八箇とし四百圓を交付するの勘定なり割合は運轉資金純益金等を參酌し達觀を以て之を定む）

(3)前年中の質貸出高實蹟に依り、其の年額五千圓以上は五百圓、四千圓以上は四百圓、三千圓以上は三百圓、二千圓以上は二百圓、二千圓未滿は百圓の割合にて交付す。

(4)以上(1)(2)(3)の合算額が七百圓に達せざるときは之を七百圓に切上げ、千百圓を超ゆるときは之を千百圓に打切り七百圓乃至千百圓を交付せり。

而して臺北公設質舖開始當時に於ける臺北市内の質屋營業者四十六名の内質舖開始後二箇月以内に廢業せるものは二十六名にして最高補償金一、一〇〇圓を交付せるもの六人、最低七百圓を交付せるもの八人、一人當り平均八九二圓交付金總額二萬三千二百圓なりき。

臺中、基隆、嘉義公設質舖に於ても廢業指定期間を延長せる外大體前記の標準に準して之を交付せり。

公設質舖に於ける質草は衣類（大部分は絹物）最も多く四五％内外を占め、貴金屬四〇％内外にして之に亞ぎ其他雜品一五％内外なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

質置主は當初は本島人比較的少かりしが、近時著しく增加して殆んど內地人と伯仲の間に在り、質物一件當り平均は二十圓にして民間質屋の七圓六十錢に比し約三倍に相當す、流質物の割合は八％內外にして民間質屋の一六％に對し二分の一に當れり。

最近大正十三年二月に於ける各公設質舖の一日平均貸出高は臺北二、六〇六圓臺中六八五圓基隆四六五圓にして質物の一件當り金額は臺北十七圓臺中十七圓七十五錢基隆十四圓八錢なり。

本島公設質舖の現狀大要前述の如くにして、臺北、臺中、基隆、嘉義の四箇所に現在し、何れも其の市又は街に於て之を經營し居り、事業成績の如きも今日迄の處豫期以上の成績を收め、既に臺北に於ては倉庫の狹隘を感じ、市內に於て更に一箇所を新設するにあらざれば充分に需要に應じ難き狀況に在り、臺南市にては大正十四年度に於て之が新設の計劃あるを以て、將來高雄に於て開設するに至らば、公設質舖設置の可能ある本島主要市街地は凡てに亘り設置を見ることゝなるべく、其の曉に於ける本島庶民金融乃至社會政策上に於ける貢献稗益は蓋し甚大なるものゝあるべきなり。

## 九　金錢貸付業

茲に金錢貸付業と稱するは所謂高利貸のみを云ふにあらず、金融公司、信託會社等種々の名稱を用ゐて金錢の融通を業とする者を總稱せるものにして金利の如きも比較的高利ならざるものありと雖、大體に於ては普通の金融機關の比にあらず、其の市中に所謂高利貸に至りては年五六割は之を普通とするが如し別に參照として大正十年九月現在本島に於ける不動產を抵當とせる一般貸金利率の實例を調査せるものを末尾に添付することゝせり、由來金錢貸付業に對しては一定の取締法規なきを以て極端なる暴利を貪り又は陰險なる方

法を以て無智なる借主を陷害するもの多く、一度是等の者に資金の融通を受くるや、之が利捕に逐はれ終生立つ能はざるに至るもの相當に之あるが如きも漸次民衆の自覺と庶民金融機關の發達に伴ひ、是等暴戾なる金貸業者の活動範圍も自然に狹まめらるゝに至るべし。本島に於ける金錢貸付業の金融的計數に至りては調査困難なるも大正十一年度の營業税課税標準として決定せる額を調査したる處に依れば個人營業者八七四人運轉資本金額五、六九五、五一四圓(質屋營業に屬する分を含む)に上り、法人營業者三二人資本金額三、四九五、一四三圓合計九〇六人九、一九〇、六五七圓を算するを以て其の年末貸出高現在は右の金額を以て略之に相當するものと見ゆるを得べし、各地方廳別人員金額等は之を別表に詳記せり。

## 十　信用組合

信用組合に付ては毎年刊行の印刷物產業組合要覽あり詳細なる調查記錄存するも、庶民金融機關として、重要なる地步を占むるものなるを以て茲に其の大要を併述することゝせり。

本島に於ける信用組合は大正二年二月律令第二號臺灣產業組合規則の發布に依り大正二年以降に於て設立を見たるものにして、爾來官民協力其の發達に努めたる結果現時に於ては全島に普及し別表に詳記せる如く大正十一年末現在組合數二三七、拂込濟出資金一〇、九七一、〇五〇圓積立金三、七七二、一八八圓を有し貯金八、三四一、六七二圓貸付金二四、三八三、二三七圓の巨額を算し、大正十二年に成立せる臺灣產業組合協會の活動と相俟つて倍々順調なる發達を見つゝあり。

## 十一　結　言

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島に於ける各種庶民金融の現況は前各項に略之を述盡せるが、其の賴母子講、密講、搖會仔に依る金融は之が取締を一層嚴重にして健全確實なるもの、外は成立の餘地なからしめ一面營業無盡の發達に依りて右賴母子講に依らざるもの、金融の便を計り。主要市街地に公設質舖を設置して下層金融を圓滑にすると共に、民間質屋の利息引下け其他質金融の改善を促し。信託業法の施行信用組合の普及發達に依りて不健全なる金貸業者の活動範圍を限局することに依りて略各部面に於ける庶民金融の改善發達を庶幾することを得べしと信ず。

以下各種金融の計數總括を再掲すれば大正十一年末現在に於ける賴母子講の總契約高は一八、四七四、三九五圓にして密講五、五四二、三二八圓搖會仔四、四〇三、三一二圓無盡給付契約高（滿會濟のものを除く）一〇、一五八、〇〇〇圓右無盡及賴母子講、同類似の總契約高合計三八、五七八、〇二五圓に達し民間質屋の大正十一年中に於ける貸出金總額二、〇〇七、一九九圓（年末貸出高現在の三倍四分）年末貸出現在五八〇、五三七圓、公設質舖の大正十一年度中に於ける貸出金總額九〇七、四八五圓（年度末貸出高現在の二倍五分）年度末貸出高現在三六〇、五九六圓右質貸出總額二、九一四、六八四圓貸出殘高九四一、一三三圓に上り。金錢貸付の運轉資本金額は民間質屋の年末貸出高現在を除きたる額八、六一〇、一二〇圓（金錢貸付業者の大正十一年末貸出殘高に相當する見込）にして、信用組合の大正十一年末貸出金現在二四、三八三、二三七圓の巨額を算せり。而して無盡及賴母子講同類似の總契約高は他の貸付金とは其の性質を異にし直に之を他の貸付金年末現在の金融力と比較すること困難なるが總契約高の約五〇％は給付濟にして五〇％は給付未濟と推測することを得八五％を平均落札步合と看做し得べき理由あるを以て結局大正十一年末現在に於て總契約高の半額一九、二八九、〇一二圓の八五％に相當する金一六、三九五、六六〇圓を金融し居り、之を一定期間内に月賦濟崩しに依り返

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濟するものにして、其の半額に相當する八、一九七、八三〇圓を將來に於て拂込むものと見れば諸貸出金殘高と略等しかるべく右に依り茲に各種目別貸出殘高を列擧すれば

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 賴母子講總契約高 | | 一八、四七四、三九五圓 | | |
| 常講同 | | 五、五四二、三一八圓 | | |
| 搖會仔同 | | 四、四〇三、三一二圓 | | |
| 無盡同 | | 一〇、一五八、〇〇〇圓 | | |
| 計 | | 三八、五七八、〇二五圓 | 此の四半額に八五%を乘したる額 | 八、一九七、八三〇圓 |
| 民間質屋 | 大正十一年總貸出高 | 二、〇〇七、一九九 | | |
| 公設質舖 | 大正十一年度總貸出高 | 九〇七、四八五 | | |
| 計 | | 二、九一四、六八四圓 | 年末貸出現在（公設質舖は年度末） | 九四一、一三三 |
| 金錢貸付業 | （信託業金融公司等を含む） | | 年末貸出現在 | 八、六一〇、一二〇 |
| 信用組合 | | | 同 | 二四、三八三、二三七 |
| 合計 | | | | 四二、一三二、三二〇圓 |

右の如くにして大正十一年末現在の庶民金融額實に四千二百十三萬餘圓の巨額を算し、同時期に於ける島內各銀行の島內貸出殘高二億二千八百餘萬圓（勸業銀行代理貸付一千八百五十七萬餘圓を含む）に對し一八%餘に相當し島民の經濟的自覺向上と各種庶民金融機關の整備發達とは相俟つて將來倍々其の數字を增大せむとするの趨勢に在り。終りに本調査は急速に之を完成せるものにして蒐集材料に稍遺憾の點あり特に賴母子講、同類似等に關しては今回初めて調査したるものにして內容悉く正確を保し難しと雖今後更に精査を重ね漸次完璧を期する積りなり。（終）

口賴母子講會調：全島（大正十一年分）

| 州廳別 | 前年末現在 組數 | 前年末現在 口數 | 前年末現在 總金額 | 十一年中新規開會 組數 | 十一年中新規開會 口數 | 十一年中新規開會 總金額 | 十一年中滿會 組數 | 十一年中滿會 口數 | 十一年中滿會 總金額 | 差引十一年末現在 組數 | 差引十一年末現在 口數 | 差引十一年末現在 總金額 | 差引十一年末現在 總契約高 | 差引十一年末現在 未拂込總金額 | 差引十一年末現在 一組平均口數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臺北 | 三三二 | 七、九三三 | 二二七、〇四四円 | 二三九 | 五、〇六三 | 一四九、二三四円 | 一九〇 | 四、五四八 | 一二七、一三八円 | 三八一 | 八、四四八 | 二四九、一四〇円 | 五、四八一、〇八〇円 | 四、二〇二、三六三 | 二二 |
| 新竹 | 二九 | 四一五 | 七、一九五 | 六 | 一五九 | 四、三一七 | 二 | 五三 | 一、九九五 | 三三 | 五二一 | 九、九一七 | 二二六、〇九一 | 四、七三七 | 二三 |
| 臺中 | 二〇 | 一、〇九三 | 二三、九五〇 | 二四 | 五九四 | 二三、九六〇 | 六 | 二六〇 | 四、八一〇 | 三八 | 一、四〇七 | 四三、一〇〇 | 一、一五一、二二八 | 二八七、五〇九 | 三七 |
| 臺南 | 二六八 | 八、三三三 | 一八七、五三三 | 一〇六 | 三、三二〇 | 六六、二一〇 | 九〇 | 二、六五八 | 五四、三四五 | 二八四 | 八、九六五 | 一九九、三六八 | 六、三八〇、四一六 | 一、九二三、四四七 | 三一 |
| 高雄 | 二二一 | 四、七三三 | 一三九、九五六 | 一〇七 | 二、二八二 | 八三、八一〇 | 六八 | 一、三八八 | 三七、〇九〇 | 二六〇 | 五、六〇七 | 一八六、〇七六 | 三、九八五、八七二 | 一、三二〇、五四七 | 二一 |
| 臺東 | 二一 | 五一二 | 一三、五二〇 | 一七 | 三三四 | 九、五二六 | 一三 | 二八二 | 六、三八〇 | 二五 | 五六四 | 一六、六六六 | 三八三、三一八 | 一九四、八三七 | 二三 |
| 花蓮港 | 九一 | 二、〇六三 | 六七、八七〇 | 二八 | 六〇二 | 二二、九三〇 | 五〇 | 一、〇七〇 | 三四、九九〇 | 六九 | 一、五九五 | 五五、八一〇 | 一、二八三、六二〇 | 二五一、六六五 | 三三 |
| 計 | 九七二 | 二五、〇八二 | 六五一、六五八 | 五一七 | 一三、三〇四 | 三三九、七七七 | 四一九 | 一〇、二七九 | 二九八、三四八 | 一、〇七〇 | 二七、一〇七 | 七二五、〇八七 | 一八、四七四、三九五 | 七、九四〇、一〇五 | 二五 |

## 口一口の拂込金額別内譯

| 種別 | 前年末現在 組數 | 前年末現在 口數 | 前年末現在 總金額 | 十一年中新規開會 組數 | 十一年中新規開會 口數 | 十一年中新規開會 總金額 | 十一年中滿會 組數 | 十一年中滿會 口數 | 十一年中滿會 總金額 | 差引十一年末現在 組數 | 差引十一年末現在 口數 | 差引十一年末現在 總金額 | 差引十一年末現在 總契約高 | 差引十一年末現在 未拂込總金額 | 差引十一年末現在 一組平均口數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十圓以内 | 一〇九 | 二、四四七 | 二一、五七二円 | 五八 | 一、二六一 | 一〇、〇一四円 | 四三 | 一、一二九 | 八、八〇一円 | 一二三 | 二、五七九 | 二二、七八四円 | 五二八、六三三円 | 一八三、〇一六 | 二一 |
| 二十圓以内 | 三三五 | 九、二九五 | 一六四、四九五 | 一七三 | 四、〇九九 | 六九、六一〇 | 一五二 | 三、七一五 | 六四、八九九 | 三五六 | 九、六七九 | 一九八、八八九 | 五、三三〇、〇〇三 | 一、七一三、七二八 | 二七 |
| 三十圓以内 | 二八六 | 七、四七五 | 二〇九、五四七 | 一三四 | 三、二八二 | 八六、八六一 | 一四二 | 三、五三一 | 九七、三一七 | 二七八 | 七、二二六 | 一九八、八九二 | 六、一七一、一九二 | 二、四二一、六四二 | 二六 |
| 五十圓以内 | 二一九 | 五、三一八 | 二一〇、九三一 | 一三八 | 三、二一七 | 一二四、六六二 | 七一 | 一、六六四 | 六九、四五〇 | 二八六 | 六、七七一 | 二四六、三一七 | 五、九一一、六〇八 | 二、八〇七、八四〇 | 二四 |
| 百圓以内 | 二三 | 五四七 | 四九、一一五 | 二五 | 五二四 | 四五、六八〇 | 一一 | 二四〇 | 三〇、〇八〇 | 三七 | 八三一 | 六四、八九五 | 一、四二六、八一〇 | 八一二、六七九 | 二二 |
| 百圓を超ゆるもの | — | — | — | 一 | 二 | 三、一五〇 | — | — | — | 一 | 二 | 三、一五〇 | 六六、一五〇 | 二、七〇〇 | 二 |

（說明）

一、本表中總金額とあるは總口數に一口の一回拂込金額を乘じたるものにして即ち一回分の拂込金を表示せるものなり。

一、總契約高は前項一回の拂込金額即ち總金額に一組の平均口數を乘し算出せり但し拂込金額別内譯の總契約高と州廳別の總契約高との不突合額は平均口數の最も多くして不自然と認めらるゝ臺中州の分にて扣除し之を符合せしむ。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、本表計數中不自然と認めらるゝ州廳あるも精査困難なるを以て第二次の調査に譲り地方廳報告の儘を掲出することゝせり。

一、一口の拂込金額別内譯表に依り各種類別に總口數にて總金額を除し之に一組平均の口數を乘じたる額即ち略無盡の會別に對照すべきもの左の如し但し計算上十圓位に於て四捨五入せり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一口の拂込金十圓以内のもの | 二〇〇圓會 | 此總組數 | 一一二 |
| 同　二十圓同 | 五〇〇圓會 | 同 | 三五六 |
| 同　三十圓同 | 七〇〇圓會 | 同 | 二七八 |
| 同　五十圓同 | 九〇〇圓會 | 同 | 二八六 |
| 同　百圓同 | 一、七〇〇圓會 | 同 | 三七 |
| 同　百圓を超ゆるもの | 三、一〇〇圓會 | 同 | 一 |

一、契約金高の最も多きは九百圓會五百九十餘萬圓にして五百圓會五百三十餘萬圓七百圓會五百十餘萬圓之に亞ぎ千七百圓會二百圓會三千百圓會の順位なり。

一、各州廳別講會調は不明

## 口搖會仔（本島人頼母子講）調　（全島大正十一年分）

| 州廳別 | 前年末現在 組數 | 前年末現在 口數 | 前年末現在 總金額（円） | 十一年中新規開會 組數 | 十一年中新規開會 口數 | 十一年中新規開會 總金額（円） | 十一年中滿會 組數 | 十一年中滿會 口數 | 十一年中滿會 總金額（円） | 差引十一年末現在 組數 | 差引十一年末現在 口數 | 差引十一年末現在 總金額（円） | 差引十一年末現在 總契約高（円） | 差引十一年末現在 未拂込金額 | 差引十一年末現在 一組平均口數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臺北 | 一、九八八 | 二三、三〇八 | 一四五、〇九八 | 七四二 | 八、六四六 | 五四、三三二 | 六七五 | 七、五三六 | 四六、二六四 | 二、〇五五 | 二四、四二八 | 一五三、一五五 | 一、八三二、〇八〇 | 一、二七九、七九八 | 一三 |
| 臺中 | 一一七 | 一、四〇二 | 二一、九四六 | 五〇 | 六四七 | 一四、八八〇 | 二二 | 三二九 | 五、五四三 | 一四五 | 一、七二〇 | 三〇、八八三 | 三七〇、九九八 | 二六八、九一三 | 一三 |
| 其他の各州廳（見込） | 二、一〇九 | 二四、七一〇 | 一六六、六六四 | 七七八 | 九、二九三 | 六九、三〇一 | 六八七 | 七、八六五 | 五一、八〇七 | 二、二〇〇 | 二六、一三八 | 一八四、〇三八 | 二、二〇一、六九八 | 一、五〇八、三二一 | 一三 |
| 計 | 四、二一〇 | 四九、四二〇 | 三三三、三二八 | 一、五八四 | 一八、五八六 | 一三八、四〇一 | 一、三九四 | 一五、七三〇 | 一〇三、六一四 | 四、四〇〇 | 五二、二七六 | 三六八、〇七八 | 四、四〇三、三三一 | 三、〇一二、三二一 | 一三 |

## 口一口の拂込金額別内譯

| 種類 | 前年末現在 組數 | 前年末現在 口數 | 前年末現在 總金額（円） | 十一年中新規開會 組數 | 十一年中新規開會 口數 | 十一年中新規開會 總金額（円） | 十一年中滿會 組數 | 十一年中滿會 口數 | 十一年中滿會 總金額（円） | 差引十一年末現在 組數 | 差引十一年末現在 口數 | 差引十一年末現在 總金額（円） | 差引十一年末現在 總契約高（円） | 差引十一年末現在 未拂込金額 | 差引十一年末現在 一組平均口數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十圓以内 | 三、三五〇 | 三八、九五六 | 一七五、七六八 | 一、三〇四 | 一五、一八六 | 七二、七一六 | 一、二一四 | 一三、五三六 | 六四、四七四 | 三、四四〇 | 四〇、六〇六 | 一八四、〇〇八 | 二、二〇八、〇九六 | 一、五七六、七六二 | 一三 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二十圓以内 | 七六 | 九、三四二 | 一二〇、六〇一 | 二八 | 二、五九六 | 三四、六四六 | 一五八 | 一、八八四 | 二七、〇八〇 | 八二六 | 一〇、〇五四 | 一二八、一六八 | 一、五三八、〇一六 | 一、〇一九、七九六 | 一二 |
| 三十圓以内 | 七六 | 九〇八 | 二四、三三〇 | 三六 | 四六八 | 一三、〇八〇 | 一六 | 二二六 | 五、八六〇 | 九六 | 一、一六〇 | 三一、五四〇 | 三七八、四八〇 | 二二九、四二四 | 一二 |
| 五十圓以内 | 一三 | 一四四 | 六、八〇〇 | 一二 | 二九六 | 一三、九六〇 | 四 | 六四 | 三、二〇〇 | 三〇 | 三七六 | 一七、五六〇 | 二一〇、七二〇 | 一四六、〇二〇 | 一三 |
| 百圓以内 | 六 | 七〇 | 五、八〇〇 | 四 | 四〇 | 四、〇〇〇 | 二 | 三〇 | 三、〇〇〇 | 八 | 八〇 | 六、八〇〇 | 六八、〇〇〇 | 四〇、六〇〇 | 一〇 |

（說明）

一、本表中總金額とあるは總口數に一口の拂込金額を乘じたるものにして卽ち一囘分の掛込金を表示せるものなり。

一、總契約高は前項一囘分の拂込金額卽ち總金額に一組の平均口數を乘じ算出せり。

一、新竹、臺南、高雄、臺東、花蓮港の各州廳に於ては其の計數不明なるも精細に之を調査するときは相當額に上るへき見込なるを以て假りに右臺北臺中二州分に相當するものと看做し計上せり。

一、地方廳別揺會仔調は登載を略せり。

## 口無盡契約高調　全島（大正十一年分）

| 州廳別 | 前年末現在 組數 | 前年末現在 口數 | 前年末現在 給付契約高 | 十一年中新規開會 組數 | 十一年中新規開會 口數 | 十一年中新規開會 給付契約高 | 十一年中滿會 組數 | 十一年中滿會 口數 | 十一年中滿會 給付契約高 | 差引十一年末現在 組數 | 差引十一年末現在 口數 | 差引十一年末現在 給付契約高 | 差引十一年末現在 一組平均口數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臺北 | 一三一 | 四、六八五 | 四、〇八五、〇〇〇 | 五七 | 一、九二五 | 一、五九五、五〇〇 | 三二 | 九三〇 | 六二一、〇〇〇 | 一五六 | 五、六八〇 | 五、〇四七、五〇〇 | 三六 |
| 新竹 | 四八 | 二、〇二五 | 一、四一五、〇〇〇 | 一〇 | 三六〇 | 一八八、〇〇〇 | 九 | 二三五 | 一六〇、五〇〇 | 四七 | 二、一五〇 | 一、四四二、五〇〇 | 四六 |
| 臺中 | 八五 | 二、四七五 | 一、六〇五、〇〇〇 | 二二 | 六〇〇 | 四〇〇、〇〇〇 | 四二 | 一、〇四〇 | 七九〇、〇〇〇 | 六五 | 二、〇三五 | 一、二一五、〇〇〇 | 三一 |
| 臺南 | 五七 | 二、七一九 | 一、四二五、二〇〇 | 一〇 | 五〇〇 | 一六五、〇〇〇 | 一五 | 六五〇 | 一九四、二〇〇 | 五二 | 二、五六九 | 一、三九六、〇〇〇 | 四九 |
| 高雄 | 二八 | 一、一七九 | 八二三、五〇〇 | 五 | 二二〇 | 一〇六、〇〇〇 | 九 | 三五五 | 二四四、〇〇〇 | 二三 | 一、〇四四 | 六八四、五〇〇 | 四七 |
| 臺東 | 九 | 二一七 | 一六九、五〇〇 | 三 | 八五 | 七二、五〇〇 | 七 | 一八二 | 一三二、〇〇〇 | 五 | 一二〇 | 一一〇、〇〇〇 | 二四 |
| 花蓮港 | 一五 | 三一五 | 二七八、五〇〇 | — | — | — | 一 | 二〇 | 六、〇〇〇 | 一三 | 二九五 | 二七二、五〇〇 | 二四 |
| 計 | 三六七 | 一三、六一五 | 九、七七八、七〇〇 | 一〇七 | 三、六八〇 | 二、五二七、〇〇〇 | 一一五 | 三、四一二 | 二、一四七、七〇〇 | 三五九 | 一三、八八三 | 一〇、一五八、〇〇〇 | 四九 |

## 口種類別內譯

| 種類 | 前年末現在 組數 | 前年末現在 口數 | 前年末現在 給付契約高 | 十一年中新規開會 組數 | 十一年中新規開會 口數 | 十一年中新規開會 給付契約高 | 十一年中滿會 組數 | 十一年中滿會 口數 | 十一年中滿會 給付契約高 | 差引十一年末現在 組數 | 差引十一年末現在 口數 | 差引十一年末現在 給付契約高 | 差引十一年末現在 一組平均口數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | | 円 | |
| 百圓會 | 一六 | 七二五 | 七二,五〇〇 | 六 | 二六〇 | 二六,〇〇〇 | 六 | 二五三 | 二五,三〇〇 | 一六 | 七三二 | 七三,二〇〇 | 四六 |
| 三百圓會 | 五四 | 一,九七四 | 五九二,二〇〇 | 一四 | 五二〇 | 一五六,〇〇〇 | 一九 | 六二五 | 一八七,五〇〇 | 四九 | 一,八六九 | 五六〇,七〇〇 | 三八 |
| 五百圓會 | 一〇五 | 三,六〇四 | 一,八〇二,〇〇〇 | 三六 | 一,一一〇 | 五五五,〇〇〇 | 四〇 | 一,二〇〇 | 六〇〇,〇〇〇 | 一〇一 | 三,五一四 | 一,七五七,〇〇〇 | 三五 |
| 千圓會 | 一九二 | 七,三一二 | 七,三一二,〇〇〇 | 五一 | 一,七九〇 | 一,七九〇,〇〇〇 | 五〇 | 一,三五五 | 一,三五五,〇〇〇 | 一九三 | 七,七六七 | 七,七六七,〇〇〇 | 四〇 |
| 計 | 三六七 | 一三,六一五 | 九,七七八,七〇〇 | 一〇七 | 三,六八〇 | 二,五二七,〇〇〇 | 一一五 | 三,四三三 | 二,一六七,八〇〇 | 三五九 | 一三,八八三 | 一〇,一三八,〇〇〇 | 三九 |

（説明）

一、本表には臺灣勤業無盡、及大正無盡株式會社の無盡契約高より既に滿會濟に依るものを除却計上したるものにして滿會濟にして猶一部掛金の完了せざるもの全部を擧ぐれば左の如し。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 臺灣勤業無盡 | 六〇七組 | 一七、九一四口 | 給付金契約高 | 一一、三一一、六三〇圓 |
| 大正無盡 | 二二三組 | 一〇、五四八口 | 給付金契約高 | 四、一三一、六〇〇圓 |

一、州廳別及各營業所別の計數は登載を省略せり。

## 口民間質屋調　全島（大正十一年分）

| 州廳別 | 質屋數 | 質入 口數 | 質入 點數 | 質入 金額 | 質受 口數 | 質受 點數 | 質受 金額 | 流質 口數 | 流質 點數 | 流質 金額 | 贓物 口數 | 贓物 點數 | 贓物 金額 | 大正十一年末現在 口數 | 大正十一年末現在 點數 | 大正十一年末現在 金額 | 一口當り金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | | 円 | |
| 臺北 | 四五（一一） | 三二,三八四 | 一五一,六七五 | 六〇一,七五九 | 四〇,四六三 | 九八,七〇二 | 四六八,四二〇 | 九,二六六 | 二五,五三〇 | 一〇〇,九七七 | 一〇一 | 二二四 | 一,一八四 | 一五,六九五 | 六二,七二三 | 一七七,七二七 | 一一 |
| 新竹 | 九（二） | 三,二六九 | 七,三四三 | 二三,一三八 | 二,四三九 | 六,一七九 | 一九,〇九〇 | 五七七 | 九〇三 | 二,七〇九 | 一 | 一 | 五 | 七三八 | 一,八七七 | 九,二一四 | 一三 |
| 臺中 | 三六（一〇） | 三六,二五六 | 七七,三三一 | 二九六,八三四 | 三〇,〇二六 | 六七,一七三 | 二四一,六七九 | 四,九九〇 | 一一,五六一 | 四三,九七九 | 三〇 | 六九 | 三六四 | 一二,四六四 | 二四,七三二 | 八二,六六八 | 七 |
| 臺南 | 四九（一八） | 一二三,三一八 | 二〇一,九八七 | 六七八,三七七 | 一〇六,三七一 | 一五三,九八八 | 六一七,三四二 | 一五,四八九 | 三二,二三七 | 一二七,一六四 | 一一二 | 二〇七 | 五七〇 | 三〇,五〇五 | 八七,四六六 | 一六四,八八〇 | 五 |
| 高雄 | 三六（一一） | 三二,三二五 | 六一,九一二 | 三〇四,七八三 | 二三,九七七 | 四〇,五七四 | 二一八,四二六 | 四,六四一 | 九,二五四 | 四一,八〇三 | 五五 | 一五一 | 五七〇 | 一五,四七二 | 三二,九一〇 | 一三五,一八三 | 八 |
| 臺東 | 五 | 九九六 | 一,八八一 | 一四,七〇一 | 七二一 | 一,三六八 | 一一,四九九 | 二〇一 | 三二四 | 二,一三五 | — | — | — | 二三二 | 四七六 | 三,六七九 | 一六 |
| 花蓮港 | 一四（二） | 八,三九八 | 一七,五六四 | 八五,六〇七 | 六,三八二 | 一三,一九九 | 六八,〇四一 | 一,八八一 | 三,九六五 | 一六,一八八 | 四 | 一七 | 五一 | 一,二七四 | 二,九八四 | 一七,一八六 | 一三 |
| 計 | 一九四（五五） | 二四六,九四六 | 五一九,六九三 | 二,〇〇七,一九九 | 二〇九,三七九 | 三八一,一八三 | 一,六四四,四九七 | 三七,〇四五 | 八三,七七四 | 三三四,九五五 | 三〇三 | 六六九 | 二,七四四 | 七六,三八〇 | 二一三,一五八 | 五八〇,五三七 | 八 |

（備考）

一、貸出金に對する流質割合一六％に當れり。
右は十一年中の質入總額にて流質總額を除したる割合にして公設質舖は八％なり。

一、年末現在質物一口當り平均は七圓六十錢公設質舖は二十圓なり。

一、貸出利率は左記の通りにして

| 貸付金額 | | 貸付金額 | |
|---|---|---|---|
| 三圓以下 | 日利一割 | 三十圓以下 | 日利六分 |
| 同　五圓以下 | 同　九分 | 同　五十圓以下 | 同　五分 |
| 同　十圓以下 | 同　八分 | 同　五十圓を超ゆるもの | 同　二分五厘 |
| 同　二十圓以下 | 同　七分 | | |

公設質舖の貸出利率は貸出金額の多寡に拘らず。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 臺北市公設質舖 | 月利　一分五厘 | 臺中公設質舖 | 月利　二分 |
| 基隆公設質舖 | 月利　一分五厘 | 嘉義公設質舖（認可申請に付詮議中） | 月利　二分 |

一、大正十一年中の質貸出總額は年末現在貸出額の二、倍四分に相當す公設質舖は二、倍五分なり。

一、民間質屋の大正十一年中に於ける貸出金額の最も多き地方竝に其の貸出金額左の如し。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 臺南市 | 五一四、七七四圓 | 臺中市 | 一六八、二九四圓 |
| 臺北市 | 三六七、四五二圓 | 嘉義街 | 一三六、八一六圓 |
| 高雄街 | 二二〇、一六五圓 | 花蓮港街 | 七四、三四〇圓 |
| 基隆街 | 一七三、七六五圓 | 彰化街 | 七一、七八七圓 |

一、前項八市街の内臺北、臺中、基隆には既に公設質舖設置濟にして嘉義は大正十三年度、臺南は大正十四年度に設置することゝなり居るを以て（臺南州の報告による）高雄街設置を見るに至れば主要市街地にて公設質舖設置の可能ある箇所には凡てに涉り之が經營を見るに至るべし。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## 口公設質舗事業状況（大正十一年度）

| 質舗名 | 質入 件數 | 質入 金額 | 質受 件數 | 質受 金額 | 流質 件數 | 流質 金額 | 贓物 件數 | 贓物 金額 | 大正十一年度末現在 件數 | 大正十一年度末現在 金額 | 大正十一年度末現在 一件當金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臺北 | 三八、一五〇 | 七八一、六〇六円 | 三一、九七五 | 七二七、一三七円 | 三、六四〇 | 七一、〇三一円 | 三八 | 三七二円 | 一五、一六三 | 三〇六、七四三円 | 二〇円 |
| 臺中 | 五、七〇七 | 一二五、八七九 | 三、一五七 | 七〇、九二四 | 六二 | 九四七 | 四 | 一五五 | 二、四八四 | 五三、八五三 | 二二 |
| 計 | 四三、八五七 | 九〇七、四八五 | 三五、一三二 | 七九八、〇六一 | 三、七〇二 | 七一、九七八 | 四二 | 五二七 | 一七、六四七 | 三六〇、五九六 | 二〇 |

（備考）

一、本表に件數とあるは質屋調に於ける口數に相當す。

一、臺北公設質舗は大正九年六月、臺中公設質舗は大正十一年四月に開設せり。

一、基隆にては大正十二年十一月に開設し、嘉義及臺南に於ても大正十三、四年度中に夫々開設の豫定なり。

一、貸出金に對する流質の割合は〇割七分八厘、質物一件當貸出金額は二十圓なり。

一、貸出金利率は貸出金額の多寡に拘らす臺北月利一歩五厘、基隆月利一分五厘、臺中月利二分なり。

一、各公設質舗開設以來の月別事業成績表の通り。

## 口臺北公設質舗月別事業成績表

| 年 | 月 | 質入金額 | 質受（同收）金額 | 流質金額 | 贓物金額 | 月末質貸出殘高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正九、 | 六 | 一〇、九八〇円 | 二七一円 | ―円 | ―円 | 一〇、七〇九円 |
| | 七 | 二三、三一八 | 二、四五四 | ― | ― | 三一、五七二 |
| | 八 | 三一、五三四 | 六、六九一 | ― | ― | 五六、四一五 |
| | 九 | 三三、六二五 | 九、八一四 | ― | ― | 八〇、二二六 |
| | 一〇 | 四二、〇〇一 | 二二、八九八 | ― | 一一五 | 九九、二一四 |
| | 一一 | 四七、八一五 | 二二、九三六 | ― | 七〇 | 一二四、〇二三 |
| | 一二 | 六三、五五二 | 五三、三〇三 | ― | 二 | 一三四、二七〇 |
| 一〇、 | 一 | 五四、一一〇 | 二六、八〇一 | ― | 二八 | 一六一、五五一 |
| | 二 | 五五、二六九円 | 三六、五七五円 | ―円 | ―円 | 一八〇、二四五円 |
| | 三 | 五三、一一七 | 三五、六二四 | 二、一六三 | 一四四 | 一九五、四三一 |
| 大正九年度 | 計 | 一六、四四三件 四一五、三一九 | 八、八七七件 二一七、三六七 | 九件 二、一六三 | 一七件 三五九 | 七、六五〇件 一九五、四三〇 |
| 大正一〇、 | 四 | 六三、一八九 | 四五、六一七 | 二、一九八 | 七 | 二一〇、七九七 |
| | 五 | 六〇、二九一 | 三九、三〇一 | ― | ― | 二三一、七八七 |
| | 六 | 五九、六九五 | 四三、四六八 | 七、二六〇 | ― | 二四〇、七五四 |
| | 七 | 五七、六七九 | 三八、二四七 | ― | 九二 | 二六〇、〇九四 |

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 八 | 五九、二六〇 | 四二、〇〇〇 | 三、六三五 | 一五 | 二七三、七〇八 |
| 九 | 五八、四六四 | 五一、三〇八 | 四、七五八 | 一〇二 | 二七四、〇〇三 |
| 一〇 | 六九、〇九五 | 七三、〇七〇 | — | 一七 | 二六九、九七一 |
| 一一 | 七九、五八〇 | 六八、五七四 | 三、四六八 | 九八 | 二七七、四一五 |
| 一二 | 八六、六九五 | 九七、五九一 | 三、六三六 | 二九 | 二六二、八一四 |
| 一一、一 | 六七、〇六九 | 五一、一一一 | — | 一八 | 二七八、七五四 |
| 二 | 六〇、〇八九 | 四二、四八五 | — | 五五 | 二九六、三〇三 |
| 三 | 八〇、八五一 | 五三、四七七 | — | — | 三二三、六七七 |
| 大正十年度計 | 五一、四九七件 七九九、八七七 | 二五、二四七件 六四六、二四八 | 一、一九七件 二四、九五一 | 三七件 四三一 | 一二、六六八件 三二三、六七七 |
| 大正一一、四 | 七九、七九一 | 六四、六二一 | 一一、七五五 | — | 三二七、一〇三 |
| 五 | 七三、六五八 | 五九、四七七 | — | — | 三四一、二八三 |
| 六 | 五五、二三二 | 五四、二八七 | — | — | 三四二、二二八 |
| 七 | 五四、七七七 | 四七、〇九八 | 五、〇一二 | 六八 | 三四四、八二七 |
| 八 | 五三、六九一 | 四七、七九〇 | 一一、四〇五 | 六六 | 三三九、二五七 |
| 九 | 六〇、一一〇 | 五八、八二一 | 九、二八一 | 三八 | 三三一、二三八 |
| 一〇 | 七〇、〇七八 | 七五、七〇一 | 九、〇一九 | — | 三一六、五九五 |
| 一一 | 七〇、三六二 | 七七、九六〇 | 一一、八三八 | — | 二九七、一五九 |
| 一二 | 七四、四四一 | 一〇四、〇六三 | 六、八六二 | — | 二六〇、六七五 |
| 大正一二、一 | 五七、八一九 | 四一、二三六 | — | 一三〇 | 二七七、一三八 |
| 二 | 五九、三六五 | 四三、〇一八 | 五、八六〇 | — | 二八八、六二五 |
| 三 | 七二、二八四 | 五四、〇九五 | — | 七一 | 三〇六、七四三 |
| 大正十一年度計 | 三八、一七〇件 七八一、六〇六 | 三一、九七五件 七二七、一三七 | 三、六四〇件 七一、〇三一 | 三八件 三七二 | 一五、一六三件 三〇六、七四三 |
| 大正一二、四 | 七五、六二三 | 六三、八四九 | — | — | 三一八、五一七 |
| 五 | 七三、四〇九 | 五一、六一六 | 四、四二一 | 三五 | 三三五、八五五 |
| 六 | 五九、二四七 | 四七、五七四 | 三、四九〇 | 七一 | 三四四、〇〇七 |
| 七 | 六六、九二八 | 四八、九一四 | 八、二六七 | 一五 | 三五三、七四〇 |
| 八 | 六六、一五九 | 五〇、九八八 | 九、五八五 | — | 三五九、三二五 |
| 九 | 七〇、二九五 | 五八、三四〇 | 一一、四二〇 | 三八 | 三五九、八二三 |
| 一〇 | 八一、三五七 | 八二、四二三 | — | 八六 | 三五八、六七一 |
| 一一 | 八〇、五五七 | 七八、六一六 | 八、九一〇 | 七三 | 三五一、六二九 |
| 一二 | 八八、四三三 | 一二一、八〇五 | 五、五〇七 | — | 三一二、七五〇 |
| 一三、一 | 七〇、三六七 | 五二、五三五 | — | 一二 | 三三〇、五七〇 |
| 二 | 七三、三〇九 | 五四、〇二四 | 五、三六四 | 一四七 | 三四四、三四四 |
| 三 | 八一、九〇七 | 六一、七三九 | 四、六一三 | 五六 | 三五八、四四三 |
| 大正十二年度計 | 五〇、一四〇件 八八七、一九一 | 四〇、八八五件 七七三、四二三 | 三、九四一件 六一、五三六 | 七七件 五三三 | 二〇、四〇〇件 三五八、四四三 |
| 大正一三、四 | 六六、八七四 | 六六、五四四 | 三、五〇四 | 一〇〇 | 三五七、一六九 |
| 五 | 六三、二四〇 | 六〇、八二一 | 四、六八一 | 二 | 三五四、八八六 |
| 六 | 五三、一六六 | 五三、〇七三 | 一〇、〇三〇 | 七 | 三四四、九四二 |
| 七 | 五六、四七一 | 五九、八〇一 | — | 三九 | 三四一、五七三 |
| 八 | 五三、三四七 | 五〇、九三八 | 五、五九〇 | 二 | 三三八、三八一 |

## □臺中公設質舖月別事業成績表

| 年月 | 質入金額 | 質受（回收）金額 | 流質金額 | 賣物金額 | 月末質貸出殘高 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 大正一二、四 | 三、二八一 | 四二 | — | — | 三、二三九 |
| 五 | 九、二七二 | 五〇三 | — | 四〇 | 一一、九五九 |
| 六 | 七、二八七 | 一、六七九 | — | — | 一七、五四七 |
| 七 | 九、〇三三 | 二、〇三一 | — | — | 二四、五四七 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 八 | 八、三五三 | 二、三五六 | — | — | 三〇、五六四 |
| 九 | 九、〇七九 | 三、六七五 | — | — | 三五、九六八 |
| 一〇 | 一一、一三二 | 七、一六九 | — | — | 三九、九三一 |
| 一一 | 一四、七九六 | 一二、七〇一 | — | 九七 | 四一、九三〇 |
| 一二 | 一四、二八二 | 一五、一九四 | — | — | 四一、〇一八 |
| 大正一二、一 | 一三、一七二 | 七、九八三 | — | 八 | 四六、一九九 |
| 二 | 一二、一八一 | 九、八八六 | — | — | 四八、四九五 |
| 三 | 一四、〇三四 | 七、七二九 | 九四七 | — | 五三、八五三 |
| 大正十一年度計 | 五、七〇七件 一二六、八七九 | 三、一五七件 七〇、九二四 | 八二件 九四七 | 四件 一〇五 | 二、四八四件 五三、八五三 |
| 大正一二、四 | 一五、八五四 | 九、〇八五 | 一、〇七七 | 五 | 五九、五四〇 |
| 五 | 一六、九五九 | 一二、四六二 | 八七二 | 三〇 | 六三、一三五 |
| 六 | 一五、二七六 | 一一、三五五 | — | — | 六七、〇五六 |
| 七 | 一六、九八二 | 一一、八六九 | — | — | 七二、一六九 |
| 八 | 一四、九八一 | 一〇、四三〇 | — | — | 七六、七一九 |

## □基隆公設質舖月別事業成績表

| 年月 | 質入金額 | 質受（回收）金額 | 流質金額 | 贓物金額 | 月末質貸出殘高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大正一二、一一 | 六、四一二円 | 三八八円 | —円 | —円 | 六、〇二四円 |
| 一二 | 一二、八三一 | 三、〇〇一 | — | — | 一五、八五四 |
| 一三、一 | 一二、二〇六 | 二、九四五 | — | — | 二五、一一五 |
| 二 | 一三、〇二九 | 四、四二四 | — | 八五 | 三三、六三五 |
| 三 | 一四、〇〇一 | 五、一八六 | — | 二七 | 四二、四二三 |
| 大正十三年度計 | 三、八二一件 五八、四七九 | 一、一六七件 一五、九四四 | —件 — | 一三件 一一二 | 二、六三一件 四二、四二三 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 九 | 一八、五三二 | 一三、七三六 | — | — | 八一、五一五 |
| 一〇 | 一八、六九〇 | 一五、九〇〇 | — | — | 八四、三〇五 |
| 一一 | 二〇、四六九 | 一八、三四〇 | — | — | 八六、四三四 |
| 一二 | 二四、四八八 | 三一、八一六 | 四、三五三 | — | 七四、七五三 |
| 一三、一 | 一六、七五七 | 一三、三八六 | 六、四二四 | 三 | 七一、六九八 |
| 二 | 一九、一九七 | 一五、二一三 | 二、四三二 | — | 七三、二五〇 |
| 三 | 一九、二七三 | 一四、五四〇 | 二、三九四 | — | 七七、五八九 |
| 大正十三年度計 | 一一、三四九件 二一七、四五四 | —件 一七六、一二九 | —件 一七、五五一 | 三件 三八 | 四、〇四〇件 七七、五八九 |
| 大正一三、四 | 二一、三七二 | 一五、六〇二 | 三、五〇七 | 一七 | 七九、八三七 |
| 五 | 二一、五九六 | 一二、六三一 | 二、九三九 | — | 八五、八六三 |
| 六 | 一九、五二二 | 一二、九一七 | 七、一二三 | — | 八五、三四五 |
| 七 | 一七、〇八八 | 一一、三六六 | 三、八六〇 | 四六 | 八七、一六一 |
| 八 | 一七、八五〇 | 一二、二五〇 | 四、六一六 | 一七 | 八八、一二八 |

| 年月 | 質入金額 | 質受（回收）金額 | 流質金額 | 贓物金額 | 月末質貸出殘高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 大正一三、四 | 一二、六八〇円 | 九、六四六円 | —円 | 八四円 | 四五、三七三円 |
| 五 | 一四、九七二 | 一〇、九〇四 | — | — | 四九、四四一 |
| 六 | 一六、八一四 | 一〇、六六四 | — | 二 | 五五、五八九 |
| 七 | 一五、七四八 | 一〇、四九七 | — | 二〇 | 六〇、八二〇 |
| 八 | 一三、六四〇 | 一〇、八八五 | 一、〇六九 | 二 | 六二、五〇四 |

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## □金錢貸付業者運轉資本調（大正十一年度）

| 州廳別 | 個人營業者 人員 | 個人營業者 運轉資本金額 | 個人營業者 百分比 | 法人營業者 人員 | 法人營業者 資本金額 | 合計 人員 | 合計 資本金額 | 合計 百分比 | 個人一人當平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臺北 | 七一 | 一、九七三、八七〇 | 三五 | 九 | 九八二、三三〇 | 八〇 | 二、九五六、二〇〇 | 三二 | 二七、〇〇〇 |
| 新竹 | 一四 | 五三、七六〇 | 一 | 二 | 三四一、九四三 | 一六 | 三九五、七〇三 | 四 | 四、〇〇〇 |
| 臺中 | 四一 | 二八六、四九〇 | 五 | 一〇 | 一、三〇一、七六〇 | 五一 | 一、四八八、二五〇 | 一六 | 六、〇〇〇 |
| 臺南 | 二五三 | 一、九九四、七八〇 | 三五 | 三 | 四六〇、〇〇〇 | 二五六 | 二、四五四、七八〇 | 二七 | 七、〇〇〇 |
| 高雄 | 四六九 | 一、三三二、二六四 | 二三 | 七 | 四八一、一二〇 | 四七六 | 一、八一三、三八四 | 二〇 | 二、〇〇〇 |
| 臺東 | 一〇 | 二三、一〇〇 | — | — | — | 一〇 | 二三、一〇〇 | — | 二、〇〇〇 |
| 花蓮港 | 一八 | 三二、二五〇 | 一 | 一 | 二七、〇〇〇 | 一七 | 五九、二五〇 | 一 | 二、〇〇〇 |
| 計 | 八七四 | 五、六九五、五一四 | 一〇〇 | 三二 | 三、四九五、一四三 | 九〇六 | 九、一九〇、六五七 | 一〇〇 | — |

（説明）

一、本調査は全島税務官署に於て大正十一年度營業税課税標準として決定せる額に依り取調たるものなり。

一、個人營業者に對しては其の固定資本額は之を除却し運轉資本のみを計算し、法人に付ては固定運轉の區分困難なるを以て課税標準額其儘を掲上す。

一、金融公司其他の法人類似のものと雖法人にあらざるものは凡て個人の部に計算す。

一、個人營業者の運轉資本に付各州廳を比較するに臺南、臺北、高雄、臺中、新竹、花蓮港、臺東の順位にして臺北が臺南の下位に在り、臺中、新竹が高雄に比し格段に少額なること、竝に其の一人當りの平均額に於ても臺北の二萬七千圓に對し高雄の僅かに二千圓なることは奇異の感あり。

一、又之を人員の點より見るも高雄州は新竹州に對し三十三倍臺中州に對し十一倍に當り臺北州に對しても猶六倍に相當して全島の最第一位を占め居れり。

一、惟ふに南部は民度低く地方産業又中北部に劣るか故に一人當りの平均に於て多少の寡少なることは理由ありと雖中北部に比し本表に現はれたるが如き數字を示せることは何等か別に特殊の理由に因るにはあらざるか?。

一、等しく金錢の貸付を爲し居るものと雖極端なる營利行爲を爲すものは兎も角として其の營業者なるや否を判別することは實際問題としては一難事にして若し各税務官署が其の課税決定を區々に行へる結果として前項の如き數字を表はせるものなりとせば金融統計としては多く

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の重要を認め難しと雖一參考たるを失はざるを以て現資料に依り州別に郡市別內譯表及十萬圓以上の郡市別調を附添することゝせり。

## 二　口郡市別內譯表（大正十一年度）

| 州別 | 郡市別 | 個人營業者 營業者數 | 個人營業者 運轉資本金額 | 法人營業者 營業者數 | 法人營業者 資本金額 | 計 營業者數 | 計 資本金額 | 內質屋營業者の分 營業者數 | 內質屋營業者の分 運轉資本金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臺北州 | 臺北 | 五二 | 一、六〇九、六五〇 | 七 | 九三四、五五〇 | 五九 | 二、五四四、二〇〇 | 一五 | 九七、〇〇〇 |
| | 基隆 | 一〇 | 五七、八〇〇 | 二 | 五八、〇〇〇 | 一二 | 一一五、八〇〇 | 七 | 七一、五〇〇 |
| | 宜蘭 | 一一 | 一〇〇、六五〇 | — | — | 一一 | 一〇〇、六五〇 | 七 | 三、四五〇 |
| | 羅東 | 六 | 九〇、八五〇 | — | — | 六 | 九〇、八五〇 | 四 | 五、八五〇 |
| | 海山 | 二 | 四三、四〇〇 | — | — | 二 | 四三、四〇〇 | 一 | 四〇〇 |
| | 淡水 | 六 | 五、一〇〇 | — | — | 六 | 五、一〇〇 | 四 | 四、八〇〇 |
| | 七星 | 二 | 五、一〇〇 | — | — | 二 | 五、〇〇〇 | — | — |
| | 蘇澳 | 二 | 一、一五〇 | — | — | 二 | 一、一五〇 | 二 | 一、一五〇 |
| | 計 | 九一 | 一、九七五、八五〇 | 九 | 九八二、五五〇 | 一〇〇 | 二、九五六、一五〇 | 四二 | 一五五、〇五〇 |
| 新竹州 | 新竹 | 二 | 二五、九〇〇 | 一 | 二六一、二五〇 | 三 | 二八七、一五〇 | 六 | 一〇、四〇〇 |
| | 竹南 | — | — | 一 | 八〇、六五八 | 一 | 八〇、六五八 | — | — |
| | 大溪 | 二 | 三五、九五〇 | — | — | 二 | 三五、九五〇 | 一 | 九〇〇 |
| | 苗栗 | 一 | 二、〇〇〇 | — | — | 一 | 二、〇〇〇 | 一 | 二、〇〇〇 |
| | 計 | 四 | 五五、七四〇 | 二 | 三四一、九〇三 | 六 | 三九五、七〇三 | 八 | 一三、四〇〇 |
| 臺中州 | 臺中 | 一一 | 六一、五〇〇 | 四 | 八六一、四〇〇 | 一五 | 九二二、九〇〇 | 九 | 四八、二〇〇 |
| | 彰化 | 八 | 二七、九八〇 | 一 | 一六八、九〇〇 | 九 | 一九六、八八〇 | 八 | 二七、九八〇 |
| | 南投 | 四 | 一七一、五六〇 | — | — | 四 | 一七一、五六〇 | 二 | 二、四〇〇 |
| | 員林 | 二 | 九、五五〇 | 二 | 六五、〇五〇 | 四 | 七四、六〇〇 | 二 | 九、二五〇 |
| | 大甲 | — | — | 二 | 九九、一〇〇 | 二 | 九九、一〇〇 | — | — |
| | 北斗 | 四 | 一、一〇〇 | 一 | 四六、八〇〇 | 五 | 四七、九〇〇 | 二 | 一、一〇〇 |
| | 大屯 | 一 | 七、〇〇〇 | — | — | 一 | 七、〇〇〇 | — | — |
| | 能高 | 七 | 六、四八〇 | — | — | 七 | 六、四八〇 | 四 | 五、五一〇 |
| | 新高 | 二 | 九五〇 | — | — | 二 | 九五〇 | 二 | 九五〇 |
| | 竹山 | 一 | 五五〇 | — | — | 一 | 五五〇 | — | — |
| | 豐原 | 一 | 五五〇 | — | — | 一 | 五五〇 | — | — |
| | 計 | 四一 | 二八六、四九〇 | 一〇 | 一、三〇一、七五〇 | 五一 | 一、五八八、二四〇 | 三二 | 九三、一五〇 |
| 臺南州 | 臺南 | 六九 | 七九七、五四〇 | 一 | 五〇八、〇〇〇 | 七〇 | 一、三〇五、五四〇 | 二三 | 二九五、二〇〇 |
| | 北港 | 一六 | 二六一、五〇〇 | 二 | 一三三、〇〇〇 | 一八 | 三九四、五〇〇 | 一 | 一、〇〇〇 |
| | 嘉義 | 六一 | 五七七、八一〇 | — | — | 六一 | 五七七、八一〇 | 四 | 六六、二一〇 |
| | 斗六 | 二九 | 一七六、四〇〇 | — | — | 二九 | 一七六、四〇〇 | — | — |
| | 東石 | 一五 | 一七四、八〇〇 | — | — | 一五 | 一七四、八〇〇 | — | — |
| | 虎尾 | 一四 | 七九、八〇〇 | — | — | 一四 | 七九、八〇〇 | 四 | 三、八〇〇 |
| | 新營 | 一七 | 五八、八五〇 | — | — | 一七 | 五八、八五〇 | 一 | 一、〇〇〇 |
| | 曾文 | 一二 | 五六、九〇〇 | — | — | 一二 | 五六、九〇〇 | 一 | 一、五〇〇 |
| | 新化 | 九 | 二七、〇〇〇 | — | — | 九 | 二七、〇〇〇 | — | — |
| | 新豐 | 六 | 一九、〇〇〇 | — | — | 六 | 一九、〇〇〇 | 一 | 五、〇〇〇 |
| | 北門 | 六 | 九、〇〇〇 | — | — | 六 | 九、〇〇〇 | — | — |
| | 計 | 二三三 | 一、九九四、七五〇 | 三 | 四六〇、〇〇〇 | 二三六 | 二、四五四、七五〇 | 四七 | 三二八、八五〇 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 高雄州 | 屏東 | 三五 | 一一三、二一〇 | 五 | 三六七、一六〇 | 四〇 | 四八〇、三七〇 | 三 | 七、八〇〇 |
| | 東港 | 六一 | 四二八、三五〇 | 二 | 四〇、五六〇 | 六三 | 四六八、九一〇 | 一 | 三、八〇〇 |
| | 潮州 | 七九 | 三五七、八四〇 | 一 | 二、八〇〇 | 八〇 | 三六〇、六四〇 | — | — |
| | 高雄 | 八三 | 一八〇、三一〇 | 一 | 五七、一〇〇 | 八四 | 二三七、四一〇 | 一六 | 五七、六〇〇 |
| | 鳳山 | 九七 | 一四五、四七〇 | — | — | 九七 | 一四五、四七〇 | 五 | 五、六〇〇 |
| 臺東廳 | 新港 | 五 | 一三、六〇〇 | — | — | 五 | 一三、六〇〇 | — | — |
| | 臺東 | 六 | 一〇、一〇〇 | — | — | 六 | 一〇、一〇〇 | 六 | 一〇、一〇〇 |
| | 計 | 一〇 | 二三、七〇〇 | — | — | 一〇 | 二三、七〇〇 | 六 | 一〇、一〇〇 |
| 合計 | | 八七四 | 五、六九四、五一四 | 五二 | 六、四六五、一四七 | 九〇六 | 六、一六〇、六五七 | 一七四 | 七四七、六一〇 |
| 高雄州 | 岡山 | 八六 | 一〇一、八一〇 | — | — | 八六 | 一〇一、八一〇 | 一 | 八、〇〇〇 |
| | 旗山 | 一三 | 八六、九八〇 | — | — | 一三 | 八六、九八〇 | 五 | 七、八〇〇 |
| | 恒春 | 八 | 三五、七八〇 | — | — | 八 | 三五、七八〇 | — | — |
| | 澎湖 | 九 | 一三、五七四 | — | — | 九 | 一三、五七四 | 五 | 五、六〇〇 |
| | 計 | 四六八 | 一、四七一、二六五 | 七 | 五八二、一二〇 | 四七六 | 一、八三三、七四〇 | 三二 | 六七、八六〇 |
| 花蓮港廳 | 花蓮港 | 一三 | 二七、七四〇 | — | — | 一三 | 二七、七四〇 | 七 | 一六、二四〇 |
| | 玉里 | 四 | 五、四〇〇 | 一 | 二七、〇〇〇 | 五 | 三二、四〇〇 | — | — |
| | 計 | 一六 | 三三、一四〇 | 一 | 二七、〇〇〇 | 一七 | 六〇、一四〇 | 七 | 一六、二四〇 |

## 三 口金錢貸付業者(個人)の運轉資本合計十萬圓以上に上る郡市調

| 順位 | 郡市名 | 人員 | 運轉資本額 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 臺北 | 三二人 | 一、六〇九、九四〇円 | 一人當平均資本金 | 五〇、〇〇〇円 |
| 二 | 臺南 | 六九 | 七九七、五一〇 | 同 | 一一、〇〇〇 |
| 三 | 東港 | 六一 | 四二八、三五〇 | 同 | 七、〇〇〇 |
| 四 | 嘉義 | 六一 | 三七五、八一〇 | 同 | 六、〇〇〇 |
| 五 | 北港 | 一六 | 二四一、五〇〇 | 同 | 一五、〇〇〇 |
| 六 | 潮州 | 七九 | 三五七、八四〇 | 同 | 五、〇〇〇 |
| 七 | 高雄 | 八三 | 一八〇、三一〇 | 同 | 二、〇〇〇 |
| 八 | 斗六 | 二九 | 一七六、四〇〇 | 同 | 六、〇〇〇 |
| 九 | 東石 | 一五人 | 一七四、八〇〇円 | 一人當平均資本金 | 一一、〇〇〇円 |
| 一〇 | 南投 | 五 | 一七一、五六〇 | 同 | 三四、〇〇〇 |
| 一一 | 鳳山 | 九七 | 一四五、四七〇 | 同 | 一、〇〇〇 |
| 一二 | 基隆 | 一〇 | 一一七、八〇〇 | 同 | 一一、〇〇〇 |
| 一三 | 屏東 | 三五 | 一一三、二一〇 | 同 | 三、〇〇〇 |
| 一四 | 岡山 | 八六 | 一〇一、八一〇 | 同 | 一、〇〇〇 |
| 一五 | 宜蘭 | 一一 | 一〇〇、九三〇 | 同 | 九、〇〇〇 |

主要市街地に於て資本金合計十萬圓以下のものを參考の爲め掲記す

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 臺中市 | 二人 | 六一、五〇〇円 | 一人當り平均資本金 | 三、〇〇〇 |
| 彰化街 | 八 | 二七、九八〇 | | 三、〇〇〇 |
| 花蓮港 | 一三人 | 二七、七四〇円 | 一人當り平均資本金 | 二、〇〇〇 |
| 新竹街 | 一二 | 二四、八四〇 | | 二、〇〇〇 |

## 口信用組合竝信用兼營組合事業狀況 (大正十一年十二月末現在)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | 組合數 | 組合員數 | 出資口數 | 資產 未拂込出資金 | 貸附金 | 土地建物什器 | 有價證券 | 預け金 | 假拂金 | 手形割引 | 其他 | 現金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 臺北 | 四六 | 一八,〇四四 | 一〇六,一〇二 | 五二九,九二〇 | 五,二〇八,一一九 | 一四六,四四五 | 九九,〇四五 | 八六〇,五三二 | 八九,八九三 | 一六,〇一〇 | 八,五〇三 | 七九,一〇四 | 七,〇四〇,六九六 |
| 新竹 | 四五 | 一六,七一八 | 七五,〇二六 | 六四,九〇三 | 三,六六八,九八八 | 五六,三〇九 | 一,五八二 | 一二四,八二七 | 六,五〇三 | — | 二八,五八五 | 三七,二九三 | 三,九八七,九九四 |
| 臺中 | 五七 | 四一,六八八 | 一〇五,四四一 | 二〇六,五六八 | 七,一五〇,四一〇 | 七八,〇九〇 | 一五,八五八 | 一,二九五,一九一 | 四五,一七九 | — | — | 一一七,七七五 | 八,九〇五,〇五二 |
| 臺南 | 五四 | 二九,三五八 | 一二三,四五八 | 二六〇,〇九八 | 五,三五二,七六一 | 八九,八〇一 | 三,五六四 | 一六九,〇八一 | 一三,五五八 | — | 二,一二五 | 七三,七一五 | 五,九六四,六八九 |
| 高雄 | 三〇 | 一二,三三六 | 六〇,八一〇 | 八五,六九三 | 二,六〇一,一〇五 | 八二,九五五 | 一,三三〇 | 一〇八,四三二 | 二七,四三一 | — | — | 三二,一〇一 | 二,九二九,一五〇 |
| 臺東 | 一 | 一二六 | 五〇七 | — | 六九,一〇二 | 五九六 | — | 一五,一〇一 | — | — | — | 一,九七九 | 八六,七七八 |
| 花蓮港 | 四 | 五一〇 | 九,九二七 | 二一,一五六 | 三二二,六五〇 | 一,二五五 | — | 二二,八四九 | 三五 | — | — | 一,三四二 | 三六九,二八七 |
| 合計 | 二三七 | 一一八,七八〇 | 四八五,二七一 | 一,一六八,五六一 | 二四,五八三,二三七 | 四五七,二五五 | 一一九,五六一 | 二,五八四,一一七 | 一八二,六七二 | 一六,〇一〇 | 三九,二一四 | 三三三,四〇九 | 二九,二八三,六四八 |
| 前月末合計 | 二三七 | 一一八,九二五 | 四八五,二三四 | 一,二四八,九八六 | 二四,四九六,九二八 | 四二三,四一〇 | 一二三,〇二四 | 二,四七九,四七七 | 二三四,二〇九 | 二三,九七九 | 三〇,一九一 | 三四五,三九九 | 二九,三九六,八〇八 |

| | 負債 出資金 | 貯金 | 準備金 | 各種積立金 | 未拂配當金 | 借入金 | 假受入金 | 其他 | 剩餘金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 臺北 | 二,七六二,四二二 | 二,八三二,二八五 | 三七六,三七二 | 一二七,〇五五 | 三,七五〇 | 五〇四,四一三 | 二〇,〇八八 | 五四,二八五 | 三五九,九六三 | 七,〇四〇,六九六 |
| 新竹 | 一,六一八,七九〇 | 五八六,一五四 | 四六一,六二八 | 二一九,八五九 | 二,六〇八 | 八七五,三七五 | 七,九四五 | 一八,一一七 | 一九九,五五七 | 三,九八七,九九四 |
| 臺中 | 三,三〇六,五七〇 | 三,三八五,六六五 | 七八六,二一七 | 三三八,三七三 | 七,六六一 | 三一三,〇一一 | 四四,二五一 | — | 五二三,四六九 | 八,九〇五,〇五二 |
| 臺南 | 二,八一一,〇七〇 | 八一五,三八八 | 六六六,三八七 | 二七八,〇一四 | 五 | 九三八,六三五 | 五,四三五 | 一〇,五〇七 | 四三九,〇六五 | 五,九六四,六八九 |
| 高雄 | 一,三三六,五七〇 | 六六〇,一三一 | 三三六,〇七二 | 二八,四六〇 | 一,七九四 | 三七九,一八七 | 一〇,三一四 | 八四〇 | 一九八,三五八 | 二,九二九,一五〇 |
| 臺東 | 二五,三五〇 | 一九,四二三 | 一四,七四九 | 四,四一三 | — | 一四,〇〇〇 | 六四二 | — | 八,一七九 | 八六,七七八 |
| 花蓮港 | 一九八,五四〇 | 四一,六四一 | 二七,二五四 | 一〇,〇五九 | 八一 | 五五,六五五 | 五二四 | — | 三四,六一九 | 三六九,二八七 |
| 合計 | 一二,一五九,四一一 | 八,五四二,六七二 | 二,六六五,七八二 | 一,一〇六,四〇六 | 一五,六八〇 | 三,〇七八,一七八 | 八九,四四一 | 八三,一五〇 | 一,二六一,四三三 | 二九,二八三,六四八 |
| 前月末合計 | 一二,二〇七,〇五五 | 八,三一一,九七五 | 二,六六四,一四八 | 一,一〇九,二二七 | 一九,四六五 | 三,一〇九,四三〇 | 三三,三五八 | 二六,六六二 | 一,九一五,四八七 | 二九,三九六,八〇八 |
| 增減△印は減 | △ 六七,六四四 | 二九,六九七 | 一,六三四 | △ 二,八二〇 | △ 三,八八二 | △ 三一,二五一 | 五六,〇八二 | 五七,〇八八 | △ 一五三,〇六一 | △ 一一三,一六〇 |

| | 貯金内譯 組合員貯金 円 | 貯金内譯 第一號第三項貯金 円 | 貯金内譯 第一條第四項貯金 円 | 貯金内譯 加入據約者貯金 円 | 貯金内譯 計 円 | 販賣高 円 | 購買高 円 | 利用料又は加工料 | 貸付金利率 最高 錢 | 貸付金利率 最低 厘 | 貯金利率 最高 錢 | 貯金利率 最低 厘 | 借入金利率 最高 錢 | 借入金利率 最低 厘 | 手形割引歩合 最高 錢 | 手形割引歩合 最低 厘 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臺北 | 一、三九九、八八八 | 七八三、九四二 | 六四八、八五三 | 一 | 二、八三一、二八五 | 二三八、二九七 | 一六一、七二五 | 四、四四二 | 五〇 | 二五 | 三二 | 一〇 | 三八 | 一五 | 四三 | 二七 |
| 新竹 | 三一八、一九五 | 二四四、六二三 | 二三、三七四 | ― | 五八六、一九四 | ― | ― | 五二七 | 四五 | 二八 | 三三 | 一〇 | 三七 | 一七 | ― | ― |
| 臺中 | 二、〇〇〇、九三三 | 一、三九二、七一七 | 三一、八〇一 | 二一三 | 三、三八五、六六五 | ― | ― | ― | 五二 | 二〇 | 四〇 | 一〇 | 四〇 | 一七 | ― | ― |
| 臺南 | 五三九、五八八 | 二六九、二六九 | 一〇、五一〇 | ― | 八一九、三六八 | 四、四五八 | 五三七 | ― | 五〇 | 二八 | 三〇 | 一四 | 三七 | 一七・八 | ― | ― |
| 高雄 | 四二九、五一〇 | 二三〇、四五七 | ― | 一六二 | 六六〇、一三一 | ― | ― | ― | 六〇 | 二二 | 三〇 | 一〇 | 三五 | 一七 | ― | ― |
| 臺東 | 一九、四二三 | ― | ― | ― | 一九、四二三 | ― | ― | ― | 五〇 | 四五 | 三〇 | 一七 | 二七 | 一六・八 | ― | ― |
| 花蓮港 | 三七、九五三 | 四、六八九 | ― | ― | 四二、六四二 | ― | ― | ― | 六〇 | 三五 | 二七・四 | 一四 | 二七 | 一七・八 | ― | ― |
| 合計 | 四、七四一、四五二 | 二、八八五、五〇一 | 七二四、五四〇 | 三七七 | 八、三四一、六七二 | 二四二、七五六 | 一六二、二六五 | 四、九六九 | 六〇 | 二〇 | 四〇 | 一〇 | 四〇 | 一五 | 四二 | 二七 |
| 前月末合計 | 四、六八八、一三一 | 二、九五〇、二七四 | 六七三、一六三 | 四〇四 | 八、三二一、九七五 | 二四〇、八八二 | 一五〇、四八六 | 四、四四一 | 六〇 | 二〇 | 四〇 | 一〇 | 四〇 | 一七 | 四三 | 二七 |

## 口登記貸金利率調　全島計（大正十年九月末現在）

| 種別／利率 | 内地人の貸付口數 百圓未満ノモノ | 内地人の貸付口數 三百圓同 | 内地人の貸付口數 千圓同 | 内地人の貸付口數 萬圓同 | 内地人の貸付口數 萬圓以上ノモノ | 内地人の貸付口數 計 | 本島人の貸付口數 百圓未満ノモノ | 本島人の貸付口數 三百圓同 | 本島人の貸付口數 千圓同 | 本島人の貸付口數 萬圓同 | 本島人の貸付口數 萬圓以上ノモノ | 本島人の貸付口數 計 | 計 百圓未満ノモノ | 計 三百圓同 | 計 千圓同 | 計 萬圓同 | 計 萬圓以上ノモノ | 計 計 | 千分比 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 六分 | ― | 一 | 五 | 四 | ― | 一〇 | 六 | 三〇 | 六九 | 二七 | ― | 一三二 | 六 | 三一 | 七四 | 三一 | ― | 一四二 | 四 |
| 七 | 一 | ― | 四 | ― | 一 | 六 | 八 | 三八 | 三七 | 二九 | 一 | 一一三 | 九 | 三八 | 四一 | 二九 | 二 | 一一九 | 三 |
| 八 | ― | 一 | ― | 一 | 一 | 三 | 一九 | 六五 | 八九 | 六七 | ― | 二四〇 | 一九 | 六六 | 八九 | 六八 | 一 | 二四三 | 七 |
| 九 | ― | 一 | ― | 一 | ― | 二 | 八 | 六八 | 一六三 | 一三五 | 三 | 三七五 | 八 | 六七 | 一六三 | 一三六 | 三 | 三七七 | 一一 |
| 一〇 | 一 | 一 | 二 | 四 | 一 | 九 | 一四三 | 四六一 | 六八四 | 五五七 | 二四 | 一、八六九 | 一四四 | 四六二 | 六八六 | 五六一 | 二五 | 一、八七八 | 五五 |
| 一一 | ― | ― | 五 | 一三 | ― | 一八 | 二七 | 一八六 | 二九四 | 一九九 | 八 | 七一四 | 二七 | 一八六 | 二九九 | 二一二 | 八 | 七三二 | 二二 |
| 一二 | ― | 二 | 七 | 五 | 一 | 一五 | 一六七 | 七二三 | 九三四 | 五七三 | 二二 | 二、四一九 | 一六七 | 七二五 | 九四一 | 五七八 | 二三 | 二、四三四 | 七一 |
| 一三 | 六 | 四 | 八 | 三 | 四 | 二五 | 九八 | 四八五 | 七四五 | 四三四 | 一九 | 一、七八一 | 一〇四 | 四八九 | 七五三 | 四三七 | 二三 | 一、八〇六 | 五三 |

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一四 | 二 | 九 | 三 | 九 | 一 | 二四 | 一六一 | 七二八 | 八七八 | 四五七 | 一七 | 二、二四一 | 一六三 | 七三七 | 八八一 | 四六六 | 一八 | 二、二六五 | 六六 |
| 一五 | 二 | 一八 | 二七 | 一九 | 一 | 六七 | 四五七 | 一、五四七 | 一、四〇六 | 七九六 | 一八 | 四、二二四 | 四五九 | 一、六六五 | 一、四三三 | 八一五 | 一九 | 四、三九一 | 一二六 |
| 一六 | — | 二八 | 一六 | 四 | 二 | 五〇 | 四八三 | 一、三八七 | 一、二〇〇 | 四二五 | 八 | 三、五〇三 | 四八三 | 一、三九五 | 一、二一六 | 四九九 | 一〇 | 三、六〇三 | 一〇六 |
| 一七 | 四 | 二七 | 三〇 | 三 | — | 六四 | 一二三 | 三四四 | 四〇一 | 二七八 | 二 | 一、一四八 | 一一六 | 三七一 | 四三二 | 二〇一 | 二 | 一、一二二 | 三五 |
| 一八 | 六 | 五四 | 四三 | 四〇 | 一 | 一四四 | 六一八 | 一、六三八 | 一、三七六 | 六七六 | 一四 | 四、三二二 | 六二四 | 一、六九二 | 一、四一九 | 七一六 | 一五 | 四、四六六 | 一三一 |
| 一九 | — | — | 一 | — | — | 一 | 三〇 | 一二九 | 一七一 | 一〇七 | 二 | 四三八 | 三〇 | 一二九 | 一七二 | 一〇七 | 二 | 四四〇 | 三 |
| 二〇 | 一九 | 三六 | 三一 | 二三 | — | 一〇九 | 一、一八六 | 二、一一五 | 一、一七二 | 四九三 | 一二 | 四、九七八 | 一、二〇五 | 二、一五一 | 一、二〇四 | 五一五 | 一二 | 五、〇八七 | 一五〇 |
| 二一 | — | 一 | 一 | 一 | — | 三 | 二一 | 六一 | 四九 | 二四 | — | 一五五 | 二一 | 六二 | 五〇 | 二五 | — | 一五八 | 五 |
| 二二 | 二 | 五 | 三 | — | 二 | 一二 | 八八 | 二九五 | 一六二 | 四六 | — | 五九一 | 九〇 | 二六〇 | 一六五 | 四六 | 二 | 五六三 | 一六 |
| 二三 | 二 | — | 二 | — | — | 四 | 二〇 | 四五 | 四九 | 一四 | — | 一二八 | 二五 | 四五 | 五三 | 一二 | — | 一三三 | 四 |
| 二四 | 一四 | 四五 | 三三 | 三 | — | 一二三 | 八〇〇 | 一、三三二 | 六〇三 | 八七 | — | 二、八二二 | 八一四 | 一、三七七 | 七四五 | 九九 | — | 三、〇三五 | 八七 |
| 二五 | 二 | 三四 | 三五 | 一 | — | 七二 | 八五 | 二二四 | 一九五 | 一五 | — | 五一九 | 八七 | 二五八 | 二三〇 | 一六 | — | 五九一 | 一七 |
| 二六 | — | — | — | — | — | — | 一二 | 三六 | 二三 | 六 | — | 七七 | 一二 | 三六 | 二三 | 六 | — | 七七 | 二 |
| 二七 | 一 | — | 一 | — | — | 二 | 一二 | 二三 | 一二 | 一 | 一 | 四九 | 一三 | 二三 | 一三 | 一 | 一 | 五一 | 一 |
| 二八 | — | 一 | 一 | — | — | 二 | 三 | 二一 | 五 | 五 | — | 三四 | 三 | 二二 | 六 | 五 | — | 三六 | 一 |
| 二九 | — | — | — | 一 | — | 一 | 八 | 八 | 四 | 一 | — | 二一 | 八 | 八 | 四 | 二 | — | 二二 | 一 |
| 三〇 | 八 | 五 | 三 | 三 | — | 一九 | 一八八 | 一〇一 | 三二 | 一〇一 | 二 | 三三六 | 一九六 | 一〇六 | 三五 | 一六 | 二 | 三五五 | 一〇 |
| 三一 | — | 一 | — | — | — | 一 | 一 | 一 | 八 | — | — | 一〇 | 一 | 二 | 八 | — | — | 一一 | — |
| 三二 | — | — | 一 | 一 | — | 二 | 四 | 二 | 二 | 一 | — | 九 | 四 | 二 | 三 | 二 | — | 一一 | — |
| 三三 | — | — | — | — | — | — | 一 | 一 | 一 | — | — | 三 | 一 | 一 | 一 | — | — | 三 | — |
| 三四 | — | — | — | — | — | — | 二 | 六 | — | — | — | 八 | 二 | 六 | — | — | — | 八 | — |
| 三五 | 一 | — | — | — | — | 一 | 一 | 三 | 一 | — | 一 | 六 | 二 | 三 | 一 | — | 一 | 七 | — |
| 三六 | 二 | 五 | 四 | 一 | — | 三 | 七 | 一二 | 三 | 三 | 二 | 二七 | 九 | 一六 | 一六 | 三 | — | 四四 | 一 |
| 三七 | — | 一 | 一 | — | — | 二 | 一 | 二 | — | — | — | 二 | 一 | 二 | 一 | — | — | 四 | — |
| 三八 | — | — | — | 一 | — | 一 | 一 | — | 一 | — | — | 二 | 一 | — | 一 | 一 | — | 三 | — |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三九 | — | — | — | — | — | — | — | — | 一 | — | — | 一 | — | — | 一 | — | — | 一 | — |
| 四〇 | 一 | — | — | — | — | 一 | 五 | 八 | 六 | — | — | 一九 | 六 | 八 | 六 | — | — | 二〇 | 一 |
| 四一 | — | — | — | — | — | — | — | 一 | — | — | — | 一 | — | 一 | — | — | — | 一 | — |
| 四二 | — | — | 二 | — | — | 二 | — | 一 | 二 | — | — | 三 | — | 一 | 四 | — | — | 五 | — |
| 四三 | — | — | — | — | — | — | — | — | 一 | — | — | 一 | — | — | 一 | — | — | 一 | — |
| 四四 | — | — | — | — | — | — | — | 一 | 一 | — | — | 二 | — | 一 | 一 | — | — | 二 | — |
| 四五 | — | 一 | 一 | — | — | 二 | 一 | — | 一 | — | — | 二 | 一 | 一 | 二 | — | — | 四 | — |
| 四六 | — | 一 | — | — | — | 一 | 一 | — | 一 | — | — | 二 | 一 | 一 | 一 | — | — | 三 | — |
| 四七 | — | — | — | — | — | — | — | 二 | — | — | — | 二 | — | 二 | — | — | — | 二 | — |
| 四八 | — | 二 | 二 | 一 | — | 五 | 三 | 三 | 三 | 一 | — | 一〇 | 三 | 五 | 五 | 二 | — | 一五 | — |
| 四九 | — | 一 | — | — | — | 一 | — | — | — | — | — | — | — | 一 | — | — | — | 一 | — |
| 五〇 | — | — | — | — | — | — | 三 | 六 | — | — | — | 九 | 三 | 六 | — | — | — | 九 | — |
| 計 | 七五 | 二八四 | 二九二 | 一五〇 | 一五 | 八一六 | 四,七九一 | 一二,〇六五 | 一〇,八九五 | 五,六四九 | 一六四 | 三三,四五四 | 四,八六六 | 一三,三四九 | 一一,一八八 | 五,六九八 | 一六九 | 三四,二七〇 | 一,〇〇〇 |
| 穀 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 其他 | — | — | — | — | — | 三八 | — | — | — | — | — | 二三九 | — | — | — | — | — | 二六五 | — |

（説明）

一、本調査は各州廳税務課及税務出張所に於て所得税調査資料として全島の登記官署に於て調査せる材料に依り大正十年九月現在を取調たるものなり。

一、返濟期限の經過せるものと雖抹消登記未了のものは凡て本調査件數に包含せしむ。

一、利率は年利に依り百分の一位に止め厘位は五捨五入せり。

一、穀を以て利拂の定をなせるものは其の總件數のみを取調べ末尾に之を掲げたり。

一、年利五分以下のもの及年利五割を超ゆるものは特種關係のものと看做し元利濟崩に依れるものと合せて之を「其他」に集め總件數のみを末尾に掲載せり。

一、下欄の千分比は年利六分より年利五割迄の總件數に對し利率毎に依る割合を取調たるものにして年利二割の一五〇其の第一位を占め一割八分の一三一第二位一割五分の一二六第三位なり。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、貸出件數の最も多きものは貸付金三百圓未滿の年利二割二、一五一件其の首位を占め同年利一割八分の一、六九二件之に亞き同年利一割五分一、五六五件第三位なり。

一、臺灣利息制限規則の制限利率及之に對する貸付件數割合左の如し。

貸付金百圓未滿のものは現行制限利率年三割
右制限迄のもの四、八三一件九九%、以上のもの三五件一%
同千圓未滿のもの　年二割五分
右制限迄のもの二三、一四〇件九八%、以上のもの三九七件二%
同千圓以上のもの　年二割
右制限迄のもの五、六二五件九六%、以上のもの二四二件四%

一、內地に於ける制限利息は大正八年四月法律第五十九號を以て舊率に對し其の一割六分乃至二割九分を減ぜり而して右の減率に準じて臺灣の制限利率を減ずるときは百圓未滿二割四分千圓未滿二割千圓以上一割七分となる右に依り現登記貸付件數の割合を調査するに左の如し。

貸付金百圓未滿のもの年二割四分（計算上二割三分となるも月利算出上の便宜及通常行はるゝ利率を參酌し二割四分とせり）二割四分迄のもの四、五一二件九三%、以上のもの三五四件七%
同千圓未滿のもの　年二割
二割迄のもの一九、八九五件八五%以上のもの三、六四二件一五%
同千圓以上のもの　年一割七分
一割七分迄のもの四、二五八件七三%、以上のもの一、六〇九件二七%、（終）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 臺灣の鳳梨罐詰工業（承前）

殖産局商工課

## 十一　臺灣産鳳梨罐詰に對する批評

本島産罐詰の品質向上を圖り且つ其の販路を擴張せしめんが爲には、廣く當路の批評に依つて之が改善發展に努むべきは極めて必要なりとす。今當局への報告に據る本島罐詰の批評と注意とに就き其の要點を記述すれば左の如し。

**倫敦に於ける批評**　臺灣罐詰の中Aは芳香を放ち糖水は淸澄且つ佳良にして赤糖の缺點に就ては何等の跟跡なくBは香味は液汁中にクドキ赤砂糖を使用せることを思はせ其砂糖の味を試味に於て感せしむ。而してAは淸淨新鮮なる風味を有し輪切にしBは鳳梨は良き色なるも肉粗にして味に缺ける様思はる。更に共に「口中にて溶ける様也」と説明さるべき細かき組織と完全なる熟度を有せず咀嚼後口當り惡き纖維様の殘滓あり。臺灣鳳梨も製造方法に關し多少の注意と專念とを用ゐなば充分注意を惹き得る値段なる限り當地に於て賣擴げられざる理由なし。兎に角英國市場への送品計畫ならば果實をスライス又キユーブに刻むことを勸む是等二種の形及大さに就てはスライス厚さ四分の一吋キユーブは約四分の三吋角。

**布哇に於ける批評**　臺灣産パインアップルの原料は布哇産に比し著しく劣等の品質にしてミスポラシキ外觀を有す。果實は夥しく柔軟にして色澤暗色を呈し風味は平凡にして香氣なし。注入砂糖は布哇の優

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

良品は二十四度乃至二十八度なるに臺灣產は十五度に過ぎず。而して臺灣品は原料過熟せるものを使用し其上に加熱强き感あり。芯拔の方法惡しく原料の中心を外れ居り且つ芯拔せる部分はギザ〳〵となり芯拔に銳利なる芯拔機を用ひ且つ中心を外れざる樣注意すべきこと。以上の點より考慮し原料を今少しく未熟の中に採取し芯拔を完全にし注入砂糖液を濃厚のものを使用し加熱を今少しく弱くする時は餘程製品の品位は向上すること〻信ず。空罐は蓋付及底付共理想的に完全に製作され居りバキウムは八乃至拾吋を保つ。要するに現在の如き「パインアップル」罐詰にては到底布哇產に比し價格低廉に供給するも競爭する資格は全くなしと確信す乍去前記の批評を基礎に改良を擧ぐれば品質は今日以上數等向上すべしと思惟す。

## 十二　支那地方に於ける臺灣品の狀況と注意

**廣東地方**　當地方は從來新嘉坡品の獨占せしも近年當地に製造會社の設立せられたるより漸次輸入減少し將來は當地產品を以て市場を獨占するに至るべし臺灣品は品質體裁優秀なるも價格高き爲め從來輸入せられたること少きが故價格に於て當地品と競爭し得るにあらざれば販路の擴張は見込少し。

**汕頭地方**　外國人及支那酒樓の需要に止まり其額少く當地には土產品として「適味罐頭公司」と稱する公司の外、美香・振球・和和・の公司あり梨・荔枝・枇杷・鳳梨等の罐詰を製造し主として南洋華僑を顧客とし外國人向としては布哇產少額輸入せられ臺灣產鳳梨罐詰の販路開拓の餘地なかるべし。

**上海地方**　當地への供給品は香港・新嘉坡・及米國品多く廣東商人によりて輸入せられたる後支那雜貨店食料品店及邦人食料品商に販賣す將來支那人間にも其需要益々增加すべし但し或製品には酸味あり又は製

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

造當時の不注意より餅果に附着せる塵埃等の能く洗滌せられざるもの等あり不評を招けることありと云へば製造に際しては十分の注意を要することあるべし。

●●●南京地方　當地には概して上海より仕入せられ其種類は廣東製・米國製・の二種にして前者七後者三の割合なり商標は一般に華美濃艶なるものを好む臺灣製品が品質と分量に於て廣東製より勝れ而して高價ならざれば當地に販路を擴張し得べき見込あり當地方にては一般に波羅蜜と稱し鳳梨と呼はず。

●●●漢口地方　當地には臺灣品の輸入なく汕頭製品及香港製品が主として上海より仕入れらる秋より冬に亙り林檎・梨・其他新鮮なる果物多きが故需要少く而して罐詰は一般に近來漸次賣行増加の勢にありて料理店に使用せらるゝ外進物用として多く用らるゝの傾向あり一種の迷信より、支那人、不吉或は忌み嫌ふ文字及それに音の通ずる語等を用ふるを厭ふの僻あれば商標に多少留意すべきことならん。

●●●青島地方　支那人は香港上海商人より、日本人は全部大阪商人の手より、輸入するが故に其の種類多し主として需要せらるゝは新嘉坡品(レッテルは鳳梨と歐洲人の半身像を印刷せるもの)なるが夏期に於ける食後果物代用及ビールの肴として愛用せらる日本人の嗜好は果實其物にして其の切方を罐の大さに從つて三分位の輪切となしたるを嗜好し支那人は其汁液を珍重する風あり當地夏期一箇月一萬罐冬期一千罐に達せざるべし。

●●●●濟南地方　當地には臺灣品なし濟南城内外及商阜頭を通じて一箇月の賣高三百箱内外にして日支商共新嘉坡品を扱ふ當市場にては支那人は薄利多賣主義を取るに反し邦商は暴利を貪りつゝあるが如し商標は新嘉坡製のものと類似の商標を用ふる方得策にして一箱四打入丈夫にして美麗且再び他の用に供せらるべき物を用ふる事必要とす鳳梨は中流以上の間食又は料理に用ひられ濟南を中心として日用食糧品の供給

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を仰ぐ都市頗る多きが故に將來有望なるべし今日迄試食せし新嘉坡品の內には甘味は佳良なるも食後口內に苦味を殘し甚だ不快を感せしめ又葉鐵厚きに過ぎ切開くに困難を感ずるものあり鳳梨は丸のまゝにて入るゝ際には小切を入れ容易に切り得らるゝ樣注意を要す。

**天津地方** 一年の總額四・五千打の約九割は香港より輸入せられ主として當地方及北京に供給するも太原・唐山・山海關・にも移出せらる當地方は臺灣鳳梨罐詰の輸入なきを以て特に記載すべき事項なきも容器內容とも香港品に比し大形となし價格を比較的廉價に供給するに於ては需要を喚起し得べしと信ず尙商標も可成支那式を可とす。

**大連地方** 新嘉坡產(一萬三千箱)爪哇產(七百箱)臺灣產(四百箱)の順序にして大正十二年には一萬四千一百箱十三萬五千百八十圓の輸入を見たるが當地は銀相場の高低に依つて臺灣物の輸入增減を來す。其の取引は顧客は主に支那人にして現金若くは一箇月の延賣とし又供給地との取引は六十日乃至九十日間の荷爲替附にて多く取引するを例とす。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 臺灣物一箱(三打入) | 一一、〇〇圓 | 爪哇物一箱(二打入) | 一四、五〇圓 |
| 同　同(二打入) | 九、八〇 | 新嘉坡物一箱(四打入) | 約九圓內外 |

**主なる取扱者**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 盤城町一九 | 瑞宜商行 | 大山通二ノ四〇 | 宅合名會社支店 |
| 同　一五 | 中村商店 | 吉野町三ノ六一 | 三星洋行 |
| 同　五 | 京和洋行 | 濵速町二ノ二九 | 大谷商七支店 |
| 紀伊町一九 | 盛進商行 | 寺兒溝 | 三合盛 |

**商標及包裝** 前記の如く支那人の需要品なるが故に商標の如きも色彩を濃厚にして彼等の嗜好に適せし

むるを要し包裝は矢張り二封度罐四打入を一箱とする方運搬及小賣上便利にして箱は可成厚板を用ひ釘付及繩掛を嚴重にするの要あり然らざれば運送中往々手鈎にて開荷し中味の果汁を吸取るが故從來受荷後其被害を發見するもの少からず特に荷造には注意を要す。

**將來の見込**　本品は獨り支那人のみならず露國人の嗜好に適するを以て年々需要增加の傾向あり北滿及歐露行は從來上海浦鹽經由にて新嘉坡物仕向られたり若しも該品以上に製品を改善し且つ生產費を節減し安價に供給するを得ば臺灣物の前途多望なるべし。

**牛莊地方**　鳳梨罐詰の需要地は長春及び「ハルビン」地方にして取引多きは夏季とし冬季は賣行不良、從來新嘉坡品及汕頭品にして臺灣品の市場出廻りは極めて僅少なり臺灣品は新嘉坡品に倣ひ一塊物の代りに小片物とせば支那人間に販路を擴張するを得ん。

**營口地方**　當地方の消費は少く大部分は長春及ハルビン方面に輸送せられ生果の乏しき夏季に賣行良好なり大正十二年の輸入は新嘉坡八千箱九萬六千圓、布哇二百箱四千圓、計八千二百箱十萬圓にして臺灣物の輸入なかりしが從來より主なる供給地は新嘉坡にして汕頭品之れに次ぎ布哇品臺灣品は少し。

**新嘉坡品**—切屑及下等品より製出せる小片物にして一塊物の市場にあることあり香港より仕入れらる。

**汕頭品**—全部小片物とし品質は前者に比し不良、直接又は上海より輸入す。

**臺灣品**—大阪より輸入す生蕃印、鹿印等とす鹿印は品質良好にして新嘉坡の塊物に比し遜色なしと云ふ但し新嘉坡品は口中に糟を殘さざるも臺灣品は口中に滓を殘す本邦人の食料品店にて取扱在留邦人の需要に應ず。

**布哇品**—上海より取り寄せ上等品は芯を拔き取りたる輪切物とす顧客は當地方在住の歐米人に限る商標

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は小形のものよりも大形のものにして簡單に言ひ顯はし易きものを可とす又荷造の際釘打込方惡くして其の尖端箱の內側に露出し罐に損傷を與ふることあり此點特に注意を要す將來一般支那人の生活程度向上と共に幾分需要を見るに至らん滿州に於て臺灣品の販路を擴張せんとせば一般支那人の購買力に相應する樣賣値も商標の一般に知れ渡る迄は新嘉坡品より安價に賣出すの要あるべし。

**奉天地方**　邦商取扱に係るは双鹿印・軍人印・虎印・鳥印・にして主として臺灣より供給せらるゝもの多數を占め其他新嘉坡布哇より供給せらる支那商扱ひは白鬚老人・黑鬚老人にして上海天津より供給せらる奉天浪速通大和洋行、同柳町小松洋行、同加茂町村木洋行、同江の島町福田商會出張所、同浪速通伊勢作支店は主なる邦人取扱商とす。商標は常に支那人の嗜好に適應するものを研究し斬新の意匠を案出するに努むべし。包裝の粗雜なるは甚だしく現物の品質を毀損し取引上惡影響を及ぼすこと甚大なるを以て豫め破損を防ぎ拔荷を止むる樣可成厚板を用ひ鐵帶を施すを必要とす又其商品を詰め込むときは空間に十分罐屑又は鋸屑を押入して商品其のもの、被害を防止することに留意すべし。將來漸次需要增加する見込あり。

**長春地方**　往時新嘉坡品と臺灣品と相伯仲せしも其後は臺灣品市場獨占の觀を呈し更に需要地は長春・吉林・農安其他附近の都市一圓にして主なる取扱者としては長春西三道街同原泰・長春滿鐵附屬地日本橋區中和長、同所吉井洋行、林洋行等なり需要は支那人八日本人二の比にして軍人印は支那人間に最も歡迎せらる容器罐は新嘉坡品に比し劣り保存期間の短きは臺灣品に對する一般の非難なり。將來著しき增加は本品の性質上之を望み得ざるべく特に南滿一帶は果實豐富なるに於て特に其の感あり近年大連方面より新嘉坡品の輸入せられたるは注意に値すべし。罐詰の中味は小口に切りたるものと原形の儘なると二

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

種あるが支那人は一般に後者を歡迎す。

**平壤地方**　支那地方に次ぎ當地に於ける主要供給地は横濱（新嘉坡）及臺灣にして賣行は横濱七臺灣三取扱者は大和町幸田商店なり新嘉坡産は臺灣産に比し品質優良美味にして臺灣産の追從を許さゞるも値段割高なるが故近來臺灣産を愛用するもの漸次增加の有樣なれば品質及價格の改良に依て今後新嘉坡産を凌駕するは難からざるべし。

## 十三　布哇に於ける鳳梨罐詰の概況

**沿革**　布哇産鳳梨は現在其の産出額並に品質に於て世界第一の名聲を博し居れるが其の初めて布哇に移植せられたるは今を距る三十九年前即一八八四年にして此間幾多の經驗と改良とを重ね今や鳳梨業は布哇産業中糖業に亞ぐ大宗となるに至れり。

**鳳梨の種類**　鳳梨は其の種類多數なるが現今布哇に於て一般に栽培せらるゝは「スムース、カイエン」種なり元來鳳梨は主として罐詰とするものにして「スムース、カイエン」種は周圍の種子が深く果皮内に喰入り居らざるが故に殆ど果皮の全部を食用に供し得ると且つ其の形狀の極めて罐詰と爲すに適するを特色とす此種類は布哇農事試驗所が多年研究の結果一八八六年に至り初めて改良種として得たる優良品種のものなり。

**耕地反別及罐詰會社數**　鳳梨栽培耕地は之を二種に分つことを得、則ち一は鳳梨罐詰會社に於て直接耕作するものにして他は單に鳳梨罐詰會社に原料賣込の目的を以て耕作するものなり而して後者に屬するものは極めて少數にして之が反別を知ること困難なるが、布哇に於ける鳳梨耕地の殆んど全部は前者に屬

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

し而して其の反別は一九二一年（大正十年）に於ける各會社所屬全反別數四萬六千八百四十五英町にして尚ほ漸次擴張發展の氣勢を示しつゝあるの狀態なり今之を現在十一製造會社所屬に區別すれば左の如し

### 一九二一年布哇鳳梨耕地各會社所屬別表

| 會社名 | 所在地 | 所屬反別數 |
|---|---|---|
| Hawaiian Pineapple Co., | Honolulu. Oahu. T. H., | 10,000英町 |
| Libby. Mcneill & Libby | 〃 〃 | 11,000 |
| Calif. Packing Corporation | 〃 〃 | 8,000 |
| Pearl City Fruit Co., | Waiawa, 〃 | 3,000 |
| Hawaiian Fruit Pkrs. | Honolulu, 〃 | 0,800 |
| Hwaai Fruit & Land Co., | Kopaa, 〃 | 0,400 |
| Haiku Fruit & Packing Co., | Haiku. Maui, 〃 | 3,000 |
| Baldwiu Packers | Lahaina, 〃 | 0,550 |
| Paumela Pineappll Co., | Haiku, 〃 | 2,550 |
| Hohala Pineappll Co., | Kohala. Hawaii, 〃 | 6,015 |
| Total | | 46,845 |

**●●生產** 鳳梨栽培の初期にありては之を罐詰と爲すの設備を缺き果實は生果の儘島內市場並に米本土に輸出せらるゝに過ぎずして果實の產額も亦隨つて多量ならざりしが一八九五年始めて罐詰業起るに至り四百六十八函（一函二打入）の罐詰を製出せり而して斯業は一九〇六年頃より每年漸次發達し來りたるが一九一九年以後に於ては特に好況を示し現在にありては實に糖業に次ぐの主要產業となれり今一八九五年以降一九二三年に至る鳳梨罐詰生產高を表示すれば左の如し。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□自一八九五年至一九二三年布哇鳳梨罐詰生産高年別表（一函二打入一罐二封度入）

| 年次 | 生産高（函） | 年次 | 生産高（函） | 年次 | 生産高（函） |
|---|---|---|---|---|---|
| 一八九五年 | 四六八 | 一九〇五年 | 五一、三〇〇 | 一九一五年 | 二、六八九、六一六 |
| 一八九六年 | 五八九 | 一九〇六年 | 八四、三〇〇 | 一九一六年 | 二、六〇九、四八〇 |
| 一八九七年 | 一二五 | 一九〇七年 | 一八六、七〇〇 | 一九一七年 | 二、六〇七、〇三一 |
| 一八九八年 | 三、一五一 | 一九〇八年 | 四一〇、〇〇〇 | 一九一八年 | 三、八四七、三一五 |
| 一八九九年 | 一、〇六四 | 一九〇九年 | 四九八、三〇〇 | 一九一九年 | 五、〇七一、九七六 |
| 一九〇〇年 | 一、二〇〇 | 一九一〇年 | 六五〇、〇〇〇 | 一九二〇年 | 五、九七八、一八三 |
| 一九〇一年 | 二、〇〇〇 | 一九一一年 | 七三〇、〇〇〇 | 一九二一年 | 五、三八五、一五六 |
| 一九〇二年 | 六、〇〇〇 | 一九一二年 | 一、三一八、三三六 | 一九二二年 | 四、〇〇〇、三三一 |
| 一九〇三年 | 九、八〇〇 | 一九一三年 | 一、六八七、一二三 | 一九二三年 | 五、一五四、〇〇〇 |
| 一九〇四年 | 二五、五〇〇 | 一九一四年 | 二、二八八、七八一 | | |

而して布哇産鳳梨罐詰は大部分米本土へ輸出さるゝものなるが今最近十年間に於ける米本土への輸出額を表示すれば左の如し。

□最近十年間米本土向鳳梨輸出表

| 年次 | 生果 | 罐詰 | 果汁 | 合計（弗） |
|---|---|---|---|---|
| 一九一三年 | 五八、〇三三 | 三、九八六、二〇一 | 七八、五九三 | 三、七〇三、八一六 |
| 一九一四年 | 一五、七五四 | 四、五三六、九一九 | 六八、九三六 | 四、七二二、六〇九 |
| 一九一五年 | 五二、九二八 | 五、九八八、一九〇 | 四三、〇一〇 | 六、〇八三、二四八 |
| 一九一六年 | 七七、一一一 | 六、九四七、〇五三 | 八、七五〇 | 六、六三三、九一四 |
| 一九一七年 | 二三、五四八 | 七、九七〇、五三三 | 三〇、五三〇 | 八、〇三四、五八八 |
| 一九一八年 | 一〇、三三六 | 八、三九四、三〇七 | 二、六〇四 | 八、四〇七、一四七 |
| 一九一九年 | 一六、〇五七 | 一一、九八九、六一一 | 二、四三〇 | 一二、〇〇八、〇八[illegible] |

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一九二〇年 | 三四、九四九 | 一八、八六七、四四九 | 五八、一六九 | 一八、九六〇、五六七 |
| 一九二一年 | 二八、〇九八 | 二九、七四五、八一八 | 六九、五四七 | 二九、八四一、四六三 |
| 一九二二年 | 三一、〇八六 | 一九、七三七、四〇五 | 八一、五六二 | 一九、八五〇、〇五三 |

**●相場及鳳梨罐詰取扱店●**　鳳梨罐詰の種類は果實の品質により上中下の三種に分ち居れるが上等品は果實の優良美味にして形狀亦完全なるものを以て製造し中等品之に次ぎ下等品は其の餘の劣等原料を以て製造するものなり而して普通最も多く市場に賣出さるゝは上中の二種類なり大正十二年五月當地に於ける卸賣相場は上等品一函（二打入）金七弗七十五仙、中等品金七弗、下等品四弗乃至五弗なり。

本品は當地「デヴキス」商會（T. H. Davis Co.）の獨占的取扱に係り在留邦人商店にして「ヴデキス」商會の手を經て本品取扱をなすものは左の如し。

| 商店名 | 所在 |
|---|---|
| 高桑商店 | Nuuanu St., Honolulu. T. H. |
| 住田商店 | Maunakea St. 〃 |
| 檜山商店 | Smith St. 〃 |

## 十四　新嘉坡に於ける鳳梨罐詰の概況

新嘉坡に於ける鳳梨罐詰は規模小にして其の製造高大ならずと雖も工業地に非ざる彼地に於ては屈指の工業と稱するに足るべし。

**●原料●**　原料鳳梨は新嘉坡島を中心として馬來半島卑南及新嘉坡附近の蘭領諸島（Rio and Lingga）に栽培せらるゝもの多きを占む鳳梨栽培は何れも大規模に行はるゝもの多く牛馬又は小舟に積載して工場に搬入せらる

製罐材料錻力は英・米品なり其の需要額は明かならざるも罐詰の輸出七十萬箱(一箱二打乃至四打)に達するを以て使用錻力板の數量も略推算するを得べし。

**工場** 鳳梨罐詰工場は凡て支那人の經營する所にして十數箇所を算するも其の多くは小規模なり今其の製造工場中著名のものを擧ぐれば

| | | |
|---|---|---|
| 1 | Thoy Hin & Co, | 55, Aumbawa Rd |
| 2 | Whatt Hin Pine-apple factory, | Grove Rd |
| 3 | Sin Hen & Co., | Sarangoon Rd |
| 4 | Tye Chan & Co., | Grove Rd |
| 5 | Sin Kee Seng | Seraugoon Rd |
| 6 | Jil Sin & Co., | Klang Rd |
| 7 | Kiam Ann & Co., | Klang Rd |

製造高は大工場にありては一日約二萬罐小工場に於て一萬罐なり。

**製品の種類と包裝** 製品は普通一封度入、一封度半入、二封度入、二封度半入に大別す又內容鳳梨の切り方には丸の儘(Whole)にて周圍の芽を切り拔きたるもの(Whole eyeless)花形薄片(Slice)角型(Cube)細長形(Chank)等あり而して其の包裝は二打入、三打入、四打入の木箱とす。

**製法** 特に記載すべきことなく本島在來式と同樣なり。

**輸出高** 毎年の生産高の實數を知ること困難なるが本品の需要は寧ろ海外輸出にあるを以て各年の輸出高を示さん。

| 年 | 數量 | 價額 |
| --- | --- | --- |
| 大正十一年 | 七一〇,〇〇〇 | 六,六九四,〇〇〇 |
| 同　十　年 | 六六三一〇,〇 | 六,三一〇,〇〇〇 |
| 同　九　年 | 四四八,〇〇〇 | 七,一七七,〇〇〇 |
| 同　八　年 | 三五六,〇〇〇 | 五,三八六,〇〇〇 |
| 同　七　年 | 一〇三,〇〇〇 | 八五〇,〇〇〇 |
| 同　六　年 | 二五七,〇〇一 | 一,六六七,〇〇〇 |

| 年 | 數量 | 價額 |
| --- | --- | --- |
| 同　五　年 | 七八五,〇〇〇 | 四,四一三,〇〇〇 |
| 同　四　年 | 八一〇,〇〇〇 | 三,一四二,〇〇〇 |
| 同　三　年 | 八九五,〇〇〇 | 二,六一七,〇〇〇 |
| 同　二　年 | 七四八,〇〇〇 | 三,一四二,〇〇〇 |
| 同　元　年 | 五六〇,〇八八 | 三,一二六,〇〇〇 |

其の仕向地は英本國を第一とし全輸出額の大部分を占む此の外英領印度及緬甸並に埃及・香港・支那及日本等あり。

**取引事情**　原料鳳梨は凡て支那商人の手により直接工場に賣込まるゝを以て其の事情を知る能はざるも原料鳳梨一個は五、六仙の間にあるが如く罐詰の賣買は凡て現金取引とす。

**相場と輸出高**　前述の如く大部分は英本國に仕向けらるゝが故に英國の市況により左右せらる今倫敦に於ける大正十二年十月末の相場を見るに

| | | | | |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| シンガポール | キューブ | 一打に付 | 五志二片半 | (税済) |
| 同 | スライス | 同 | 五志 | (税済) |

而して輸出業者も其の需要關係より英國商人にして左記店は就中錚々たるものなり。

| | |
| --- | --- |
| Sime Darby & Co., ltd | 5. Malacca Street, |
| Mc Alister & Co., ltd | Gresham House, |
| Bonsteael & Co., | 18. Collyer Duay |
| The Pacific Irading Co., ltd | 40. Arcade, |
| Travers, Jaseph & Sons ltd | 12. Battary Road |

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Traucis Peek & Co
Jaegar & Co.,
14-B Collyer Duay

三井物產會社支店に於ては歐洲戰爭中本品を取扱ひたるが近來邦商中殆んど之を扱ふものなく大和商店其他一二船舶食料賣込業者間に於て (Ship Chandler) 臨時取扱するに過ぎずと云ふ。

## 十五　結論

要之、本島產鳳梨罐詰は相當生產數量に達しつゝあるに拘はらず之が市場に於ては兎角倦怠視せらるゝ所以のものは品質本位の布哇品竝に品質及價格の點に於ける新嘉坡品に比し著しき逕庭あるが爲にして是れ全く過去約二十年に亘り放任的狀態に置かれ又顧みられざりしが爲にして當然本島產罐詰の受くべき結果に外ならざるべし。

然りと雖も本果實は甘酸適和し一種の佳香に富むのみならず果液には「ブロメリン」なる蛋白質分解酵素を含有し衞生的果實なるを以て一般の嗜好に適し文化生活上將來益々需要の增大を見るべきは瞭なるを以て今や漸く覺醒期に入らんとしつゝあり斯業者は速かに根本的改革に心を致し内にありては優良品種の栽培によりて品種の更新を圖り或は機械工業を向上せしめて製造上の改善を行ふと共に一面生產費を低減し且つ生產の增加に意を注ぎ外に向つては東洋殊に滿鮮方面に對し極力販路の開拓に努むると共に進んでは歐洲方面へ輸出し世界市場に於て外國品と輸贏を競ふの覺悟なかるべからず斯くして當局の劃策中なる指導奬勵の實現と相俟つて斯業は爰に一大革新を出現すべく前途洋々として其の發展を見るべきは疑を容れざる所なり況んや天惠を享有せる本島に於てをや本產業をして鞏固なる基礎の下に發達せしむべきは最も合理的にして本島產業界に一大偉觀を呈すべきや必せり。

若し夫れ鳳梨の利用工業に至りては罐詰の外其の果實及其の纖維に於て種々調理若は加工さるゝものあり

と雖も此等は本問題とは別個のものなるを以て之を他日に譲らん。（終）

（参考諸表）

## □生鳳梨輸移出高累年表

| 年次 | 輸出 数量（斤） | 輸出 價額（円） | 移出 数量（斤） | 移出 價額（円） | 合計 数量（斤） | 合計 價額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正十二年 | 九四、九二〇 | 二、三七〇 | 一、〇五八、四二〇 | 六二、二五五 | 一、一五三、三四〇 | 六四、六二五 |
| 同十一年 | 一七〇、〇一九 | 四、四八一 | 六二九、三二〇 | 二八、二二七 | 七九九、三三九 | 三二、七〇八 |
| 同十年 | 八九、六九二 | 二、六三〇 | 三六四、〇四〇 | 二八、一五八 | 四五三、七三二 | 三〇、七八八 |
| 同九年 | 一二三、二一八 | 四、七五五 | 一、〇八〇 | 一六五 | 一二四、二九八 | 四、九二〇 |
| 同八年 | 一八三、七六〇 | 六、七一七 | 二五三、八〇〇 | 三七、一八二 | 四三七、五六〇 | 四三、八九九 |
| 同七年 | 二八五、七二三 | 七、七九四 | 二五五、三〇五 | 一五、二七三 | 五四一、〇二八 | 二三、〇六七 |
| 同六年 | 四〇八、五四七 | 八、二六九 | 八二三、六二五 | 一八、三一二 | 一、二三二、一七二 | 二六、五八一 |
| 同五年 | 三〇〇、一二八 | 三、九三七 | 一、一八八、三五〇 | 三八、五七八 | 一、四八八、四七八 | 四二、五一六 |
| 同四年 | 一三六、五六九 | 二、三九三 | 五三四、八〇〇 | 一七、三七二 | 六七一、三六九 | 一九、七六五 |
| 同三年 | 七二、六〇六 | 一、六五三 | 三八、一〇〇 | 一、四五三 | 一一〇、七〇六 | 三、一〇六 |
| 同二年 | 六四、六八八 | 一、三一五 | 九四、六五〇 | 三、八四六 | 一五九、三三八 | 五、一六一 |
| 同元年 | 二一、三九一 | 六〇四 | 四五六、〇一〇 | 一三、二八三 | 四七七、四〇一 | 一三、八八七 |
| 明治四十四年 | 一〇四、二三〇 | 一、七八六 | 四七五、二〇〇 | 一六、六四八 | 五七九、四三〇 | 一八、四三四 |
| 同四十三年 | 一一一、九九三 | 二、〇一八 | 三八、六五〇 | 一、七九九 | 一五〇、六四三 | 三、八一七 |
| 明治四十二年 | 二三八、五三七 | 三、九三八 | 三二、五五〇 | 一、〇五六 | 二七一、〇八七 | 四、九九四 |
| 同四十一年 | 一二七、六九六 | 一、九六六 | 六六、九〇〇 | 二、四七二 | 一九四、五九六 | 四、四三八 |
| 同四十年 | 一二二、八三五 | 二、〇八一 | 八、七五〇 | 三四二 | 一三一、五八五 | 二、四二三 |
| 同三十九年 | 一三〇、〇八四 | 二、〇六四 | — | — | 一三〇、〇八四 | 二、〇六四 |
| 同三十八年 | 七一、〇九七 | 一、〇六四 | — | — | 七一、〇九七 | 一、〇六四 |
| 同三十七年 | 五四、三五九 | 七二八 | — | — | 五四、三五九 | 七二八 |
| 同三十六年 | 四〇、五六九 | 七四二 | — | — | 四〇、五六九 | 七四二 |
| 同三十五年 | — | — | — | — | — | — |
| 同三十四年 | 一六、七二三 | 一八五 | — | — | 一六、七二三 | 一八五 |
| 同三十三年 | 一一、五四六 | 二〇〇 | — | — | 一一、五四六 | 二〇〇 |
| 同三十二年 | 二四、四六七 | 四六四 | — | — | 二四、四六七 | 四六四 |
| 同三十一年 | 一四、八五一 | 二八九 | — | — | 一四、八五一 | 二八九 |
| 同三十年 | 二二、九一八 | 七〇四 | — | — | 二二、九一八 | 七〇四 |

## □生鳳梨輸出仕向地別表

| 仕向地別＼年別 | 大正十二年 數量（斤） | 大正十二年 價額（円） | 大正十一年 數量（斤） | 大正十一年 價額（円） | 大正十年 數量（斤） | 大正十年 價額（円） | 大正九年 數量（斤） | 大正九年 價額（円） | 大正八年 數量（斤） | 大正八年 價額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支那 | 九四、二二〇 | 二、三四九 | 一六九、五六〇 | 四、四六〇 | 八九、六九二 | 二、六三〇 | 一二三、二一八 | 四、七五五 | 一八三、七六〇 | 六、七一七 |
| 香港 | 七〇〇 | 二一 | 四五九 | 二一 | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 九四、九二〇 | 二、三七〇 | 一七〇、〇一九 | 四、四八一 | 八九、六九二 | 二、六三〇 | 一二三、二一八 | 四、七五五 | 一八三、七六〇 | 六、七一七 |

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□生鳳梨移出仕向地別表

| 仕向地別／年別 | 大正十二年 數量（斤） | 大正十二年 價額（円） | 大正十一年 數量（斤） | 大正十一年 價額（円） | 大正十年 數量（斤） | 大正十年 價額（円） | 大正九年 數量（斤） | 大正九年 價額（円） | 大正八年 數量（斤） | 大正八年 價額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京 | 二二、七五〇 | 二一四 | 一、八〇〇 | 三〇 | — | — | — | — | — | — |
| 神戸 | 七二二、二七〇 | 四三、二八九 | 四三五、一八〇 | 一九、九八五 | 二五二、〇五〇 | 一九、三五五 | 一、〇三〇 | 一八〇 | 一五〇、一〇〇 | 二〇、三五六 |
| 門司 | 三一三、二〇〇 | 一八、七四九 | 一九二、三三〇 | 八、二〇二 | 一一一、九九〇 | 八、八〇三 | — | — | 一一、七〇〇 | 一六、三八一 |
| 八重山 | — | — | — | — | — | — | 三〇 | 九 | 八〇〇 | 六六 |
| 宮古（沖繩） | 二〇〇 | 三 | — | — | — | — | — | — | 一、〇〇〇 | 一八〇 |
| 計 | 一、〇五八、四二〇 | 六二、二五五 | 六二九、三一〇 | 二八、二一七 | 三六四、〇四〇 | 二八、一五八 | 一、〇六〇 | 一八九 | 一六三、六〇〇 | 三七、七六一 |

□鳳梨罐詰輸移出高累年表

| 年次 | 輸出 數量（打） | 輸出 價額（円） | 移出 數量（打） | 移出 價額（円） | 合計 數量（打） | 合計 價額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大正十二年 | 三〇三 | 一、三八三 | 二七九、四四一 | 九二五、三六九 | 二七九、七四四 | 九二六、七五二 |
| 同十一年 | 一六三 | 八五六 | 二一〇、〇二四 | 八六〇、四一〇 | 二一〇、一八七 | 八六一、二六六 |
| 同十年 | — | — | 二九〇、八二六 | 八六五、四四六 | 二九〇、八二六 | 八六五、四四六 |
| 同九年 | 一、六五九 | 八、二三九 | 一五九、二〇八 | 八五〇、一五八 | 一六〇、八六七 | 八五八、三九七 |
| 同八年 | 二一、九七五 | 四五、〇九七 | 一四九、〇六〇 | 五一四、八八七 | 一七一、〇三五 | 五五九、九八四 |
| 同七年 | 一、五五六 | 五、四一八 | 一〇七、七二三 | 五八一、六〇九 | 一〇九、二四八 | 五八七、〇二七 |
| 同六年 | 一、七一七 | 六、六七〇 | 九〇、六一五 | 二六四、二二七 | 九二、三三二 | 二七〇、八九七 |
| 同五年 | 二六八 | 五六八 | 九〇、五九八 | 一九五、二三二 | 九〇、八六六 | 一九五、八〇〇 |
| 同四年 | 八四五 | 一、四六九 | 六五、五七〇 | 一五九、四七六 | 六六、四一五 | 一六〇、九四五 |
| 同三年 | 一八 | 四〇 | 六五、六一〇 | 一三〇、四五〇 | 六五、六二八 | 一三〇、四九〇 |
| 同二年 | 三〇三 | 六六四 | 六六、二一八 | 一五八、三九六 | 六六、五二一 | 一五九、〇六〇 |
| 大正元年 | 二九 | 六九 | 五〇、五二〇 | 一二一、一五一 | 五〇、五四九 | 一二一、二二〇 |
| 明治四十四年 | 九 | 一〇 | 二六、三五三 | 七四、七〇四 | 二六、三六二 | 七四、七一四 |
| 同四十三年 | — | — | 一三、七七八 | 三七、七七七 | 一三、七八五 | 三七、七七七 |
| 同四十二年 | — | — | 一九、七五〇 | 五九、九〇六 | 一九、七五〇 | 五九、九〇六 |
| 同四十一年 | — | — | 三二、一五六 | 六六、五三二 | 三二、一五六 | 六六、五三二 |
| 同四十年 | — | — | 六、二三九 | 一八、八六九 | 六、二三九 | 一八、八六九 |
| 同三十九年 | — | — | — | 一四 | — | 一四 |
| 同三十八年 | — | — | 六三二 | 一、一四四 | 六三二 | 一、一四四 |
| 同三十七年 | — | — | — | — | — | — |
| 同三十六年 | — | — | — | — | — | — |
| 同三十五年 | — | — | — | 九八〇 | — | 九八〇 |

三　水利組合及埤圳組合ニ關スル事項
四　灌漑排水ニ關スル事項
五　市區計畫及公園ニ關スル事項
第十三條　財務局ニ庶務係、主計課、税務課及金融課ヲ置ク
第十四條　庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　局內庶務ニ關スル事項
第十五條　主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　豫算決算ニ關スル事項
二　公債及借入金ニ關スル事項
三　會計法令諸規則及經理ノ統一ニ關スル事項
四　總地方費現金、罹災救助基金ノ運用及總地方費收扱所ノ監督ニ
關スル事項
五　國費、州費、廳地方費、市費、街庄費、罹災救助基金、農會其
ノ他公共ノ團體及政府ヨリ補助金ヲ交付シ又ハ出資ヲ爲ス法人又
ハ個人ノ會計檢査ニ關スル事項
六　出納官吏、保管物取扱主任、物品出納主任ノ監督ニ關スル事項
第十六條　税務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　國税其ノ他諸收入ニ關スル事項
二　税務ノ管理監督ニ關スル事項
三　土地臺帳ニ關スル事項
四　地圖及土地測量標保管ニ關スル事項
五　諸税金、費用徵收、寄附其ノ他人民ノ負擔ニ關スル事項
第十七條　金融課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　貨幣及金融ニ關スル事項
二　銀行ノ監督ニ關スル事項

三　市街地信用組合ニ關スル事項
四　信託及無盡ニ關スル事項
第十八條　殖產局ニ庶務係、特產課、農務課、商工課及山林課ヲ置ク
第十九條　庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　局內庶務ニ關スル事項
第二十條　特產課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　糖業ニ關スル事項
二　製糖場ノ取締監督ニ關スル事項
三　製糖工場財團及製糖工場抵當權ニ關スル事項
四　糖業改良奬勵補助ニ關スル事項
五　製糖機械器具ノ保管及貸付ニ關スル事項
六　茶業其ノ他特ニ指定スル產物ニ關スル事項
第二十一條　農務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　農業ニ關スル事項
二　園藝ニ關スル事項
三　蠶業ニ關スル事項
四　畜產ニ關スル事項
五　家畜衛生ニ關スル事項
六　狩獵ニ關スル事項
七　移民ニ關スル事項
八　農會其ノ他ノ農業團體ニ關スル事項
九　土地改良ニ關スル事項（土木課ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク）
十　水產業ニ關スル事項
十一　水產試驗ニ關スル事項
十二　海洋其ノ他水產ノ調査ニ關スル事項

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十三　水產會其ノ他ノ水產團體ニ關スル事項

第二十二條　商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　商業ニ關スル事項
二　工業ニ關スル事項
三　鑛業ニ關スル事項
四　鑛物、實地ノ調査ニ關スル事項
五　博覽會、共進會及品評會ニ關スル事項
六　陳列館ニ關スル事項
七　同業組合、產業組合（市街地信用組合ヲ除ク）其ノ他ノ商工團體ニ關スル事項
八　勞力ノ調査ニ關スル事項
九　軍需工業動員法ノ施行ニ關スル事項
十　工場財團及工場抵當權ニ關スル事項但シ他ノ主管ニ屬セシメタルモノヲ除ク

第二十三條　山林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　林野ノ取締保護及其ノ監督ニ關スル事項
二　民林ノ獎勵及其ノ監督ニ關スル事項
三　保安林、部分林ニ關スル事項
四　林產物處分ニ關スル事項
五　森林調査及造林ニ關スル事項
六　官行樟樹造林地ノ調査選定及殖林ニ關スル事項
七　樟樹造林ニ關スル經濟調査ニ關スル事項

第二十四條　警務局ニ庶務係、警務課、保安課、理蕃課及衛生課ヲ設ク

第二十五條　庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　局內庶務ニ關スル事項

第二十六條　警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　警察區畫ニ關スル事項
二　警察職員ノ配置及服務ニ關スル事項
三　巡查以下ノ給助ニ關スル事項
四　警察專用電話ニ關スル事項

第二十七條　保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　集會、結社、言論ニ關スル事項
二　新聞紙、雜誌、出版物及著作物ニ關スル事項
三　外國人取締ニ關スル事項
四　勞働爭議取締ニ關スル事項
五　保安規則執行ニ關スル事項
六　危險思想其ノ他機密取締ニ關スル事項
七　前各號ノ外高等警察ニ關スル事項
八　行政警察ニ關スル事項
九　司法警察ニ關スル事項
十　犯罪即決ニ關スル事項
十一　受刑者、刑事被告人、被疑者及留置人護送ニ關スル事項
十二　保甲ニ關スル事項
十三　戶口ニ關スル事項

第二十八條　理蕃課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　蕃人、蕃地ニ關スル事項
二　蕃地內取締ニ關スル事項
三　兵器彈藥ニ關スル事項
四　航空ニ關スル事項
五　鐵條網ニ關スル事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六　蕃地衛生ニ關スル事項

第二十九條　衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　傳染病及地方病ニ關スル事項
二　保健衛生ニ關スル事項
三　海港檢疫ニ關スル事項
四　上水、下水及市區港灣ノ衛生計畫ニ關スル事項
五　醫制、藥制ニ關スル事項
六　官公立醫院ニ關スル事項
七　阿片及代用品取締ニ關スル事項
八　濟生會其ノ他施藥ニ關スル事項

附　則

大正八年訓令第百號臺灣總督府官房並各局部事務分掌規程ハ之ヲ廢止ス

## ●臺灣總督府交通局事務分掌規程（大正十三年十二月廿五日訓令第百三號）

第一條　臺灣總督府交通局ニ總務課、道路港灣課、鐵道部及遞信部ヲ置ク

第二條　總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　機密ニ關スル事項
二　他ノ部及課ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　道路港灣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　道路、橋梁ニ關スル事項
二　港灣ノ工事ニ關スル事項
三　港灣ノ計畫並設備ノ調査ニ關スル事項
四　運河ニ關スル事項

第四條　鐵道部ニ庶務課、運輸課、汽車課及工務課ヲ置ク

第五條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　庶務及鐵道事業ノ會計ニ關スル事項
二　部內他課ノ主管ニ屬セサル事項

第六條　運輸課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

運輸及附帶事業ニ關スル事項
二　私設鐵道及軌道ニ關スル事項

第七條　汽車課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　車輛ノ運轉及保管ニ關スル事項
二　車輛及機械器具ノ製作修理ニ關スル事項

第八條　工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　線路建物ノ建設及保守ニ關スル事項
二　線路ノ調査ニ關スル事項

第九條　遞信部ニ庶務課、監理課、工務課及海事課ヲ置ク

第十條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　庶務及遞信事業ノ會計ニ關スル事項
二　電氣事業並瓦斯事業ノ取締ニ關スル事項
三　部內他課ノ主管ニ屬セサル事項

第十一條　監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便振替貯金及電信電話業務ノ監督規畫ニ關スル事項
二　賞勤年金、恩給ノ支給ニ關スル事項
三　郵便爲替、郵便貯金及郵便振替貯金貯金ノ計算ニ關スル事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第十二條　工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　電信電話ノ技術ニ關スル事項
二　電信電話線路ノ設計、建設及保守ニ關スル事項
第十三條　海事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　船舶、海員、航路及補助金ヲ交付スル海運會社又ハ個人ノ業務ノ監督ニ關スル事項
二　航路標識ニ關スル事項
三　港灣事務ニ關スル事項（道路港灣課ノ主管ニ屬スル事項竝海港檢疫ノ監督ニ關スル事項ヲ除ク）
四　水難救護ニ關スル事項
第十四條　各部ニ部長、各課ニ課長、出張所ニ所長ヲ置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ部長、課長及出張所長ハ上官ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌理ス
第十五條　郵便局、電信局、電話局、出張所及工場ノ事務分掌ハ別ニ之ヲ定ム

## ●臺灣總督府專賣局分課規程

（大正十三年十二月廿五日訓令第百四號）

第一條　臺灣總督府專賣局ニ庶務課、製造課、鹽腦課、煙草課及酒課ヲ置ク
第二條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　職員ノ進退及機密ニ關スル事項
二　文書、統計、調査及報告ニ關スル事項
三　會計及諸收入ニ關スル事項
四　共濟組合ニ關スル事項
五　他課ノ主管ニ屬セサル事項
第三條　製造課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　阿片及作業用物品ノ購入、保管ニ關スル事項
二　樟腦油再製及芳油製造ニ關スル事項
三　阿片煙膏及樟腦竝副産物ノ製造ニ關スル事項
四　阿片煙膏及粉末阿片ノ分配、運搬及賣渡ニ關スル事項
五　阿片、樟腦及樟腦油ノ試驗及試製ニ關スル事項
六　阿片煙膏ノ保管ニ關スル事項
七　阿片ノ取締ニ關スル事項
第四條　鹽腦課ニ於ハ左ノ事務ヲ掌ル
一　食鹽、粗製樟腦、樟腦油ノ製造、收納及取締ニ關スル事項
二　食鹽、樟腦、樟腦油及副産物ノ賣渡ニ關スル事項
三　粗製樟腦、樟腦油製造用ノ林産物取締、保護及拂下ニ關スル事項
四　食鹽、樟腦、樟腦油及副産物ノ保管ニ關スル事項
五　鹽田開設ノ許可及取締ニ關スル事項
六　鹽田ノ開設及修理ノ補助ニ關スル事項
七　食鹽、副産物及製腦ノ試驗ニ關スル事項
第五條　煙草課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　煙草ノ耕作ニ關スル事項
二　煙草ノ收納及運搬ニ關スル事項
三　煙草葉煙草ノ購入保管竝販賣ニ關スル事項
四　煙草ノ取締ニ關スル事項
五　煙草製造及試製ニ關スル事項
六　煙草製造及試製材料諸品ノ保管ニ關スル事項

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七　煙草工場及倉庫ニ關スル事項

第六條　酒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　酒類ノ製造、購入、販賣及保管ニ關スル事項

二　酒類製造用原料及材料諸品ノ保管ニ關スル事項

三　酒類工場及倉庫ニ關スル事項

四　酒類、白糖、紅糖、酒母及麴ノ取締ニ關スル事項

五　徵收及交付金ニ關スル事項

六　酒類ノ製造ニ關スル工場其ノ他ノ建築及設備ノ計畫ニ關スル事項

七　酒精ニ關スル事項

第七條　各課ニ課長ヲ置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ上官ノ命ヲ承ケ主管ノ事務ヲ掌理ス

## ●臺灣總督府中央研究所事務分掌規程中改正ノ件（大正十三年十二月廿五日 訓令第百五號）

第十三條　工業部釀造課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　釀造及醱酵菌類ニ關スル試驗研究

二　釀造及醱酵ノ化學ニ關スル試驗研究

三　酒類、酒精及其ノ材料品ノ分析試驗ニ關スル事項

四　其ノ他釀造ニ關スル試驗研究

## ●臺灣總督府州港務部事務分掌規程（大正十三年十二月廿五日 訓令第百六號）

第一條　州港務部ニ海務課及檢疫課ヲ置ク

第二條　海務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　開港ノ港則ニ關スル事項

二　部內他ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　檢疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　海港檢疫ニ關スル事項

二　輸入及移入獸類ノ檢疫、檢查ニ關スル事項

第四條　各課ニ課長ヲ置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ上官ノ命ヲ承ケ主管ノ事務ヲ掌ル　（外略）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 詞苑

## 賦得山色連天

藤波 千深

映空山色秀。光麗挂朝曦。帝座遙
通處。神龍忽見時。瑞雲濃繚繞。
佳氣鬱嶔崎。萬里探舟藥。當年歆
紫芝。獨尊瞻兜率。孤起仰須彌。
其獻壽無量。天雞鳴和詩。

## 乙丑元旦恭賦

澗庵 魏 淸德

迎正除夕家人事。晚起裁箋且賦詩。
四十何嘗能不惑。二三還喜得相知。
香飄花氣侵書幌。暖送春風入硯池。
舊有輪菌肝膽在。壯圖未試愧囊錐。

## 乙丑元旦賦得山色連天

柚木 玉邨

乾坤一幅畫圖妍。誰是匠心工染渲。
萬里東風海波穩。春山平遠碧連天。

## 新春雜感戲賦

孤松生

罷官士似藏身鼠。放任人如負重牛。
入穴無聲虛遠喘。一便擾々一便休。

如大旋風整理風。舊枝吹折蕩然空。
東皇不管人間事。分送春光到處同。

古來官海有沈浮。多爲沈浮作喜憂。
休嘆眼前榮辱事。人間命運也磨牛。

官海風波莽未收。吟朋多少半沈浮。
人心動靜關家國。誰道今我風馬牛。

## 歲首遊鷺洲柑園有作

尾崎 古邨

楊州錫貢有書傳。夙記東瀛橘柚鮮。
海島猶存當年種。禹包風味四千年。

## 同遊北投

靈泉一洛濯塵纓。頓覺此身分外淸。
晚來更喚酒三斗。痛飲淋漓心未平。

## 古亭庄晚步口占

城南晚步避繁華。不厭江村一路賒。
翠閣朱樓看漸遠。始知春在野人家。

## 乙丑元旦

雲滄 王 少濤

錦繡江山景物新。東風送暖鳥喚春。
梅花香裡裁詩句。聊祝平安寄故人。

## 題扇面牡丹

圖書之外無長物。四壁蕭然寒士家。
難得平生眞富貴。山齋空挂牡丹花。

## 歲晚書懷

曾川 高島 愿

居諸如箭歲將徂。對鏡忽驚霜滿鬚。
客載挂冠避世路。晚年樂道問眞儒。
家貧尚有三餘在。才拙元非一計無。
回首感懷不知盡。燈前兀坐我忘吾。

## 山色連天

郊外雪晴還杖藜。皚々玉樹路將迷。
新春風物何尤好。山色連天入御題。

## 周甲自述

曆還乙丑歲云新。今我正迎華甲春。
賴有孤心堅似石。不妨雖兵白如銀。
古來萬壽雖難享。晚近六旬何足珍。
如是人生初段落。更開大地養全眞。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

乙丑元旦書懷

鹽埔 高樹木

滿城紅紫望中收。鶯囀樓頭臘已休。
好友賀正來似鯽。慈親尚健免扶鳩。
欲酬壯志須勤學。甚好春光莫浪遊。
島上喜無兵火刼。花前暢飲話神州。

乙丑年元旦試筆

王寶藏

群峰聳翠玉簾前。喔々靈雞唱曉天。
窓外薔薇初放蕚。池中菡萏正迎年。
一時春色隨潮湧。半世雄心被俗纏。
幸喜山妻能解事。屠蘇樽裡共陶然。

同題

王忠滿

樓臺楊柳照人妍。容易洪鈞又一旋。
惟看履端春似海。傾樽相對入新年。

鎮海龍君弄璋兼介尊翁七十壽辰
賦此誌賀

屏山 樵夫

霓裳歌舞宴瑤池。正是老萊戲綵時。
座滿敢誇無俗客。書香繼起有佳兒。
觴傾北海千杯酒。人獻南山百壽詩。
父得龜齡兒鶴算。柏松嬈美到期頤。

有贈

王寶藏

柔情百轉可憐宵。一曲琵琶淚未銷。
腸斷燈殘人散後。無端偸唱念奴嬌。

乙丑元旦 七絕

鳳山 林靜觀

履端佳氣典遙頒。澤降紫宸鵷路環。
復旦賡歌昭景福。臣工喜起祝南山。

其二

文物昭囘賡一德。椒花獻頌紀皇極。
仁恩覆被遍遐方。瑞靄氤氳呈霽色。

其三

紫殿春輝瑞靄鮮。鏘鏘劍佩擁羣仙。
屠蘇酒暖頒丹陛。湛露賡歌喜起連。

其四

金殿傳宣玉佩聯。履端維始日華鮮。
好生德洽仁風扇。萬彙均沾樂帝天。

其五 七律

帝德傳宣降紫宸。履端佳氣日華新。
宴賡魚藻迎仙輪。詩賦鹿鳴建斗寅。
栢葉浮觴呈瑞靄。椒花獻頌樂熙春。
衢歌喜歌盈廷慶。拜舞堯階誦至仁。

廢寺看花

館星邨

殿堂壁落鎖蜘絲。依舊桃林春滿枝。
草木不關人世事。傷心偏在落花時。

獨釣

蘆葉風吹夕影搖。白鷗隨水伴孤蓬。
長竿篛笠漁人趣。功業何須羨太公。

聽砧

寒城霜白夜愈深。何處征鴻度竹林。
少婦不關孤客恨。長安月裡送幽音。

韓信

城下垂綸貧亦清。憑餐漂母却堪驚。
誰知漢高創業策。惟看淮陰這裡生。

城山懷古

來弔英雄荒逕幽。鼓鼙長歇幾春秋。
誰知細雨斜風夕。鬼火陰々催客愁。

見某氏夫婦寫眞戲贈

涼雨生

六扇紗窓曉畫眉。鏡前猶看悞春思。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

郎君心事未全解。昨夜歸來故故遲。
晚來悄未解愁眉。凭椅低頭有所思。
傾聽窓前海棠雨。一層嬌態上[illegible]遲。

擬某氏酬余作

諸老文壇推白眉。新詩贈我盡佳思。
今朝春夢未全覺。把筆茫然次韻遲。

題畫蘭用前韻　岳陽生

奇峰未上彼蛾眉。但有佳人空谷思。
邂逅所南居士後。曉風殘月度欄遲。

乙丑新春試賦　伊坂旭江

燈下沈吟忘素貧。公餘弄筆葆天眞。
熙々淸世仁風裡。椒酒間迎乙丑春。

山色連天

岡山　中山寛

晴れわたる野末はるかに見ゆるかな
雲かあらぬか遠のやま〱

岡山　岸本久滿男

ほの〱と雲にまかひてくれないの
みそらににほふ有明のやま
初日さす大ひゑの嶺もうちかすみ
御空につゝく年のあさあけ

吉川利一

天地のけちめもわかすおほ空に
そひえて高き新高のやま

乙丑新春よめる

吉川利一

千里ゆく牛にならひて今年より
いめ怠たらす世を渡らなむ

同

内藤龍平

今年はも重荷をおひて山坂も
たゆます登ほる牛に肖えなむ
六十ちかき年迎へも愚けしや
よき歌ひとつあらぬ我かも

# 臺灣日誌

## ■十二月

▼十九日
□能高郡農產品評會擧行

▼二十一日
□中華民國の領事鴻銘氏招待晩餐會、長官々邸に催さる

▼二十四日
□吉岡臺北州知事初登廳

▼二十五日
□總督府及所屬官署の行政整理發表せられ官人の大異動行はる
□總督府、專賣局、中央研究所、地方官、稅關、其他官制の改正及交通局官制等公布せられ、其の事務分掌を定めらる
□基隆、高雄の兩地に市制を敷かる

▼二十八日
□基隆市制實施祝賀會

▼二十九日
□總督府御用納
□伊澤總督行政整理に關する訓示を發す

## ■一月

▼一日
□總督府に於て新年拜賀式擧行
□臺北官民名刺交換會鐵道ホテルに擧行せらる

▼三日
□臺灣神社にて元始祭奉行

▼四日
□總督府御用始
□臺北消防出初式

▼五日
□總督官邸新年宴會
□歲暮大賣出抽籤を臺北新公園に行ふ

▼八日
□陸軍初閲兵式總督府前に擧行せらる

▼九日
□後藤總務長官全島初巡視の途に上る

▼十一日
□吉岡州知事、太田市尹新任披露茶話會を鐵道ホテルに催ほす

▼十五日
□阿里山達邦社獻穀田地鎭祭
□高雄市制實施祝賀會

# 人事消息

自大正十三年十二月十八日
至同　十四年一月十五日

▼小谷淡雲氏（南洋協會爪哇支部常任幹事）十二月十八日本島視察の爲め內地より來臺同月二十三日爪哇に歸る

▼坂本森一氏（警務局長、本誌評議員）內地歸省中の處、十二月二十二日歸臺

▼喜多孝治氏（臺南州知事、本誌評議員）二十五日臺南州に赴任す

▼鼓包美氏（事務官、本誌評議員）二十五日內地より歸臺

▼田川大吉郎氏　視察の爲め二十五日來臺

▼常吉德壽氏（元臺中州知事）行政整理により退官、二十六日內地に歸還

▼富島元治氏（元高雄州知事）同上

▼新元鹿之助氏（元鐵道部長）行政整理により退官、二十八日內地に歸還

▼東忠藏氏（元臺北州內務部長）樺太廳警務部長に轉任、赴任の爲め二十八日內地に赴く

▼青柳榮司氏（帝大教授、工博）電力日月潭工事及一般電氣工業の企業的調査の爲め二十八日來臺

▼三宅驥一氏（帝大農學部助教授、理博）本島植物珍種發見の爲め二十八日來臺、一月十一日歸還

▼片山三郎氏（新任殖產局長、本誌評議員）二十八日着任

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼李鴻銘氏（民國碩學）本島視察中の處、三十一日出發朝鮮を經て北京に向ふ
▼濱田恒之助氏（拓殖事務局長）視察の爲め一月二日來臺、十三日歸還
▼丸井圭次郎氏（元內務局社寺課長）退官に付三日內地へ歸還
▼宇賀四郎氏（專賣局長）二日內地より着任
▼青木敬一氏（軍參謀、本誌編纂委員）支那視察の爲め三日出發
▼小出博士　北海道大學演習林視察の爲め四日來臺
▼高木友枝氏（電力社長、本誌評議員）六日內地より歸臺
▼鈴木重臣氏（大日本製糖取締役、本誌評議員）六日內地より歸臺

# 任　命

自大正十三年十一月二十二日
至同　十二月二十八日

▼十一月二十二日

遞信局長　吉田平吾
上京ヲ命ス

公立高等女學校長　清水儀六
東京、大阪、京都、愛知、宮城、新潟、廣島岡山、福岡、長崎ノ三府七縣下へ出張ヲ命ス

▼十一月二十四日

臺灣總督府中央研究所技師　柳川秀興
英領印度へ出張ヲ命ス

總督秘書官兼參事官　小林音八
免本官專任參事官

領事（兼）臺灣總督府事務官　佐々木勝三郎
免兼官

領事　井上庚二郎
兼任臺灣總督府事務官

事務官　井上庚二郎
總督官房外事課勤務ヲ命ス

通信技師　片山活三
臺南駐在ヲ命ス

▼十一月二十五日

專賣局技師　笠島孝作
歸任ノ途次東京、京都ノ二府下へ出張ヲ命ス

▼十一月二十六日

事務官　深川繁治
遞信局長吉田平吾不在中代理ヲ命ス

▼十一月二十九日

公立高等女學校長　近藤康三
東京、京都、大阪、奈良、廣島、福岡、熊本長崎ノ三府五縣下へ出張ヲ命ス

醫院醫官補　井田博
任醫院醫官、臺南醫院勤務ヲ命ス

醫學專門學校助教授　帖佐直喜
任醫院醫官、新竹醫院勤務ヲ命ス

山口縣土木技師　新井英次郎
任公立實業學校教諭、補臺北工業學校教諭

醫院醫官　山下靜一
任府技師、警務局衞生課勤務ヲ命ス

▼十二月二日

五十嵐武雄
高雄州協議會員ヲ命ス

▼十二月四日

公立中學校教諭　渡邊末造
南支那及英領香港へ出張ヲ命ス

事務官　岡本佃
醫院醫長　尾崎峯
（各通）
上京ヲ命ス

▼十二月八日

技師　田賀奈良吉
歸朝ノ途次上京ヲ命ス

師範學校教諭　坂上一郎
補臺中師範學校舍監

通信事務官　水間位彥
高雄郵便局長ヲ命ス

通信事務官　平賀稱樹
新竹郵便局長ヲ命ス

通信技師　片山活三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

遞信局工務課長ヲ命ス
總督府技師 山本三次郎
法院檢察官 筒井清眞
醫院事務官 加藤忠太郎
州技師 古川眞雄
州警視 中間市之助
鐵道部事務官補 岡本鉦吉郎
同 荘村鹿吉
同 小川義郎
同 八代定太郎
同 佐藤才郎
鐵道部技師 吉武千代藏
(各通) 鐵道部技師 立川昇
總督府技師 渡邊正彥
法院檢察官 玉置榮吉
通信技師 桑名祝
通信事務官 橋本定二
同 錦織光彥
州理事官 吉川豐
州警視 近藤滿夫
郡守 藤代三九三
同 越山正彥
同 岡村勝次郎
同 生野猪六
依願免本官

郡守兼州警視 毛利猷意
(各通) 編修官兼翻譯官 丸井圭治郎
郡守兼州警視 藤崎濟之助
依願免本官竝兼官
▼十二月九日
依願免本官 總督府技師 野呂寧
郡守兼州警視 河東田義一郎
中央研究所技師兼府技師 山村悅造
(各通)
中央研究所技師兼總督府技師 山田秀雄
郡守兼州警視 池田鳴遠
同 松村儀十郎
依願免本官竝兼官
▼十二月十日
郡守 塚越翠
郡守 山口德治
郡守 限元多市郎
郡守 森直吉
州警視 細井鶴三郎
州理事官 秋山滿之助
專賣局副事務官 古本廣丸
同 細谷錄三郎
(各通) 府技師 關野讓三
同 原澤豐吉
同 平井成

同 八板志賀助
同 若杉直
同 白石方亮
郡守 宇都宗一
同 小倉信一
州警視 新谷郡康
依願免本官
▼十二月十一日
師範學校長 大岩榮吾
東京、京都、新潟、廣島、島根及長崎ノ二府四縣へ出張ヲ命ス
總督府技師(兼)中央研究所技師 福留喜之助
依願免本官竝兼官
臺北市屬 中間光太郎
任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス
臺北州郡屬 山下雄輔
任州理事官、臺南州勤務ヲ命ス
中央研究所技師 島津眞能
(各通) 中央研究所技師 岸喜鑑
文官分限例第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
▼十二月十二日
法院判官 金子榮次郎
退職ヲ命ス
通信事務官 藤田忠四郎

依願免本官
參事官 小林音八
(各通) 州理事官 中岡光太郎
州理事官 山下雄輔
依賴免本官
州事務官 飯田盛敏
任參事官
府技手 會澤權太郎
(各通) 州技手 近藤三綱
任總督府技師、財務局稅務課勤務ヲ命ス
專賣局書記 寺田勝次郎
(各通) 同 渡部靜吉
任專賣局副事務官
警察官及司獄官練習所舍監(兼)教官總督府警部 志波吉太郎
任警察官及司獄官練習所舍監
通信書記 石井慶松
任通信事務官、臺南郵便局勤務ヲ命ス
通信書記 岩切勇吉
任通信事務官、臺北郵便局勤務ヲ命ス
鐵道部技手 小松次郎
(各通) 同 川又輝
同 鈴木文吉
任鐵道部技師
鐵道部書記 東午藏

同 村上安次
(各通) 同 村上繁之助
同 森遠重
任鐵道部事務官補
編修書記 平澤平七
任編修官
通信技手 浦野丸吉
任通信技師、遞信局工務課勤務ヲ命ス
臺南州屬 伊東祐二
任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス
臺南州技手 坂本萬藏
兼任總督府技師、殖產局農務課勤務ヲ命ス
鐵道部技手 觀行正三
(各通) 同 足達三太郎
兼任總督府技師、土木局土木課勤務ヲ命ス
總督府屬 眞島恕永
同 石原利作
(各通) 州警部 平峰彥三
總督府屬 田村兵司
兼任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス
州警部 貴島勇熊
(各通) 同 柏尾久吉
同 德成義和
兼任州理事官、高雄州勤務ヲ命ス
郡屬 原尻右京

州屬 室屋萬兵衛
兼任州警視、高雄州勤務ヲ命ス
市屬 中野堅吉
同 田中都二
(各通) 同 有馬源太郎
市屬 石橋文三
兼任州警視、臺南州勤務ヲ命ズ
通信書記 中治稔郎
兼任遞信局事務官、爲替貯金課勤務ヲ命ス
府屬 和田正彥
兼任通信事務官、高雄郵便局勤務ヲ命ス
府屬 森田鉞太郎
兼任通信事務官、臺中郵便局勤務ヲ命ス
郡屬 工藤濟
兼任州警視、臺北州勤務ヲ命ス
總督府技手 篠原宗吉
兼任州技師。臺北州勤務ヲ命ス
州警部 久野仙次郎
兼任市理事官、臺南市勤務ヲ命ズ
參事官 飯田盛敏
總督官房參事官室勤務ヲ命ス
總督府技師 近藤三綱
財務局稅務課勤務ヲ命ス
府技師 會澤權太郎
、殖產局度量衡所勤務ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼十二月十三日

補臺南地方法院檢察官長 檢察官 武井羽二郎
補臺中地方法院檢察官長 同 古河新次郎
補臺南地方法院檢察官 同 桝目眞作
府事務官 岡本佃
任參事官、官房參事官室勤務ヲ命ス 通信書記 杉本利太郎
任通信事務官、新竹郵便局勤務ヲ命ス 參事官 飯田盛敏
府技師 近藤三綱
警察官及司獄官練習所舍監 志波吉太郎
通信事務官 石井慶松
同 岩切勇吉
專賣局副事務官 寺田勝次郎
同 渡部靜吉
府技師 會澤權太郎
編修官 平澤平七
(各通)
通信技師 浦野丸吉
鐵道部事務官補 東午藏
同 村上繁之助
同 村上安次
同 森遠重

鐵道部技師 小松次郎
同 川又輝
同 鈴木文吉
州理事官 伊東祐二

依願免本官
州技手兼總督府技師 坂本萬藏
府屬兼州理事官 眞島恕永
同 石原利作
州警部兼同 平峰彥三
府屬兼同 田村兵司
郡屬兼州警視 工藤濟
鐵道部技手兼總督府技師 觀行正二
同 足達三太郎
州警部兼州理事官 貴島勇熊
同 柏尾久吉
同 德成義和
(各通)
州屬兼州警視 室屋萬兵衛
郡屬兼同 原尻右京
市屬兼同 石橋文三
同 中野堅吉
同 田中都二
同 有馬源太郎
通信書記兼遞信局事務官 中治稔郎
府屬兼通信事務官 和田正彥
同 森田鋨太郎

府技手兼州技師 笹原宗吉
州警部兼市理事官 久野仙次郎
依願免兼官

▼十二月十五日

(各通)
參事官 岡本佃
通信事務官 杉本利太郎
依願免本官
郡守兼州警視 村田豐次郎
依願免本官竝兼官
府屬 田中萬二
同 萬代庄三郎
專賣局書記 岩崎辰三郎
同 森脇市治郎
同 桑原虎之助
同 安井祐成
同 市野啓太郎
(各通)
任總督府郡守 法院書記兼州警部 尾崎繁男
任州警視、臺北州勤務ヲ命ス 府屬 河西方利
任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス 州警部 綱島小三郎
任通信事務官、臺南郵便局勤務ヲ命ス 總督府屬 市川彌惣次
任廳理事官、臺東廳勤務ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

府屬 白男川敬藏
（各通） 同 金谷雄實
府屬 北野敬太郎
兼任鐵道部事務官補
府屬 蒲地孫八郎
兼任專賣局副事務官
府屬 石畑良右衛門
兼任州理事官、臺中州勤務ヲ命ス
▼十二月十六日
公立中學校教諭 松平治郎吉
（各通）
同 並河良孝
南支那及英領香港ヘ出張ヲ命ス
府技手 横尾善夫
（各通） 同 八田知義
府技手兼州技師 後藤廣吉
任總督府技師
府技手 細野角三郎
（各通）
府技手 安野由之丞
任總督府技師
測候所技師 近藤久次郎
任總督府技師
法院書記 槌本正脩
（各通）
同 岡部七次郎
任法院通譯
市視學 原松治

任編修官
專賣局技手 松島武雄
任專賣局技師
專賣局技手 小野木和多利
任專賣局技師
府屬 末松宗晉
任州理事官
府屬兼專賣局書記 柳瀨馨
任州理事官
府技手 内田又四郎
兼任總督府州技師
州理事官 本山直枝
廳理事官 長谷川直吉
同 新舘謐次郎
郡守 池田壯太郎
同 津下猪太郎
同 長谷八太郎
專賣局技師 松浦作治郎
市尹 川中子安治郎
翻譯官 法水了譯
州技師 岩瀨恕
州理事官 增田多助
廳警視 下山又喜
廳長 市來半次郎
郡守 清水喜七

醫院藥局長 小田部鎮
州理事官 石井繁治郎
州理事官 山田孝使
郡守 武井雪三
府技師 田中元次郎
府技師 市川雄一
府技師 佐藤善吉
（各通） 中央研究所技師 惠澤貞次郎
中央研究所技師 赤城五十羽
專賣局技師 寺島與三太郎
廳警視 神田龜次郎
廳警視 松尾溫留
港務醫官 末次常太郎
典獄 松本助太郎
州技師 宇都宮無垢介
郡守 兒玉三次郎
州警視 尾崎繁男
通信事務官 綱島小三郎
郡守 田中萬二
郡守 萬代庄三郎
州理事官 河西方利
郡守 岩崎辰三郎
郡守 森脇市治郎
郡守 桑原虎之助
郡守 安井祐成

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

郡守　市野啓太郎
州理事官　市川彌惣次
郡守　松野常世
依願免本官
府屬兼鐵道部事務官補　白男川敬藏
府屬兼鐵道部事務官補　金谷雄貫
府屬兼鐵道部事務官補　北野敬太郎
（各通）
府屬兼州理事官　石畑甚右衛門
府屬兼專賣局副事務官　蒲地孫八郎
依願免兼官
中央研究所技師兼專賣局技師　土橋力太
依願免本官竝兼官
產業技師　峰須留三郎
願ニ依リ本職ヲ免ス
府技師　横尾善夫
土木局營繕課勤務ヲ命ス
府技師　八田知義
内務局地理課勤務ヲ命ス
府技師　後藤廣吉
殖產局水產課勤務ヲ命ス
府技師　細野角三郎
府技師　安野山之丞
土木局營繕課勤務ヲ命ス
府技師　近藤久次郎

遞信局海事課勤務ヲ命ス
法院通譯　樋本正脩
法院通譯　岡部七次郎
補高等法院通譯
編修官　原松治
内務局編修課勤務ヲ命ス
州理事官　柳瀬馨
臺北州勤務ヲ命ス
州理事官　末松宗吾
臺南州勤務ヲ命ス
郡守　田中爲二
蘇澳郡守ヲ命ス
郡守　爲代庄三郎
大湖郡守ヲ命ス
郡守　岩崎辰三郎
文山郡守ヲ命ス
郡守　森脇市治郎
新高郡守ヲ命ス
郡守　桑原虎之助
南投郡守ヲ命ス
郡守　安井祐成
東港郡守ヲ命ス
郡守　市野啓太郎
旗山郡守ヲ命ス
▼十二月十六日

臺南州知事　松井榮堯
上京ヲ命ス
▼十二月十六日
中央研究所長　東宮誠
任郡守、斗六郡守ヲ命ス
▼十二月十七日
府技師　近藤久次郎
法院通譯　樋本正脩
法院通譯　岡部七次郎
編修官　原松治
府技師　横尾善夫
府技師　細野角三郎
府技師　安野山之丞
州理事官　末松宗吾
州理事官　柳瀬馨
（各通）
府技師　八田知義
同　後藤廣吉
專賣局技師　松島武雄
同　小野木和多利
州理事官　陰山登
專賣局技師　矢田貝寛
州警視　伊関喜一
醫院醫長　後藤邦之助
醫院醫官　松本留吉
郡守　東宮誠

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

依願免本官
中央研究所兼府技師　石田研
依願免本官竝兼官
公立高等女學校長兼視學官　田川辰一
依願免本官竝兼官
府技手兼州技師　內田又四郎
依願免兼官
府技師　山崎嘉夫
兼任中央研究所技師
醫院醫長　尾崎宰
兼任總督府技師
高雄州屬　石川重男
任郡守
郡屬　有田達吉
（各通）
州屬　村上龜市
任郡守
高雄州屬　湯川寛猛
專賣局書記　姫浦長六
（各通）
郡屬　牧野誠
任郡守
州屬　河野勝治
任鐵道部事務官補
州屬　宮崎忠平
（各通）
州屬　小山盛吉
任鐵道部事務官補

看守長　大沼安吉
任典獄、臺中刑務所長ヲ命ス
醫學專門學校書記　中村豐一
任醫院事務官、臺北醫院勤務ヲ命ス
專賣局書記　野々部兼次郎
任專賣局副事務官
州警部　田村菊三郎
任州警視、臺北州勤務ヲ命ス
州警部　大澤嘉十郎
任州警視、新竹州勤務ヲ命ス
郡屬　小山東
任州警視、臺中州勤務ヲ命ス
郡屬　中林壽
任州警視、高雄州勤務ヲ分ス
府屬　永野熊記
任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス
府屬　荒井信大郎
任州理事官、臺南州勤務ヲ命ス
府屬　仲村鐵夫
府屬　田中元吉
任州理事官、臺中州勤務ヲ命ス
中央研究所事務官　國府小平
任總督府事務官、警務局勤務ヲ命ス
醫院藥劑師　成田清晋
任醫院藥局長、臺中醫院勤務ヲ命ス

廳屬　前田德太郎
任廳理事官、花蓮港廳勤務ヲ命ス
廳技手　岡直
任州技師、臺南州勤務ヲ命ス
府屬　矢部清三郎
兼任遞信事務官、臺北郵便局勤務ヲ命ス
郡屬　高科信積
兼任州警視、臺中州勤務ヲ命ス
州技手　折田猛輔
兼任府技師、內務局勤務ヲ命ス
府屬　藤森益美
兼任總督府統計官、臨時國勢調査部勤務ヲ命ス
州警部　德永新一
兼任州理事官、新竹州勤務ヲ命ス
州警部　今泉耕太郎
兼任州理事　、臺中州勤務ヲ命ス
州警部　崎山昇
兼任州理事官、臺南州勤務ヲ命ス
醫院醫官　原膺藏
澎湖醫院長事務取扱ヲ命ス

▼十二月十八日

公立高等女學校長　鹽谷件造
公立實業學校長　國井清音
醫院藥局長　成田清晋

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

□鳳梨罐詰輸出仕向地別表

| 仕向地別＼年別 | 大正十二年 數量（打） | 大正十二年 價額（円） | 大正十一年 數量（打） | 大正十一年 價額（円） | 大正十年 數量（打） | 大正十年 價額（円） | 大正九年 數量（打） | 大正九年 價額（円） | 大正八年 數量（打） | 大正八年 價額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支那 | 三〇 | 一八〇 | 二二 | 一五一 | — | — | 五九 | 二三九 | 二六八 | 八六八 |
| 關東州 | 二七五 | 一、二〇五 | 一四二 | 七〇五 | — | — | 一、六〇〇 | 八、〇二〇 | 一、六九九 | 四、二〇〇 |
| 香港 | — | — | — | — | — | — | — | — | 八 | 二九 |
| 計 | 三〇五 | 一、三八五 | 一六四 | 八五六 | — | — | 一、六五九 | 八、二五九 | 一、九七五 | 五、〇九七 |

□鳳梨罐詰移出仕向地別表

| 仕向地別＼年別 | 大正十二年 數量（打） | 大正十二年 價額（円） | 大正十一年 數量（打） | 大正十一年 價額（円） | 大正十年 數量（打） | 大正十年 價額（円） | 大正九年 數量（打） | 大正九年 價額（円） | 大正八年 數量（打） | 大正八年 價額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小樽 | 三、三〇八 | 一〇、二〇五 | 二、八〇〇 | 一〇、七〇〇 | 二、五五九 | 一一、五九七 | 一、三二四 | 五、四〇〇 | 四 | 一四 |
| 函館 | 五、四二三 | 一六、〇四九 | 一〇、九〇〇 | 四〇、六五〇 | 六、三三〇 | 二六、一七〇 | 二、九三六 | 一三、五五〇 | 二、八〇〇 | 九、八〇〇 |
| 東京 | 二三、〇〇八 | 七六、七二二 | 二三、一九六 | 一〇九、六二八 | 一三、四七七 | 五五、五七六 | 八、二九七 | 五一、三五〇 | 五、七二四 | 二〇、五二六 |
| 橫濱 | 六、八九四 | 二一、七八六 | 一三、二三〇 | 四六、三三〇 | 一、四一七 | 六、二九五 | 一三〇 | 五五〇 | 三二 | 一一三 |
| 名古屋 | 六、二一〇 | 一九、一九〇 | 二、〇二九 | 八、八一四 | 二、八七八 | 九、一九九 | — | — | — | — |
| 大阪 | 一五四、八〇四 | 五二五、三五四 | 一〇四、八二一 | 三九五、九〇一 | 一一七、九一七 | 四七九、一四九 | 九一、一八〇 | 四三七、四八九 | 七〇、五〇三 | 二四三、五三一 |
| 神戸 | 六六、一六八 | 二二二、八三五 | 四八、八七二 | 二二七、三五一 | 五九、一七四 | 二四七、六二七 | 四七、五四一 | 二七五、六九七 | 六三、〇一二 | 二二六、九一二 |
| 下關 | 三、九四二 | 一二、五八九 | 八〇四 | 三、一一六 | 一、八九六 | 八、〇一八 | 一三〇 | 五四〇 | 四八〇 | 一、六八〇 |
| 門司 | 五、〇三九 | 一五、七四三 | 四、三八二 | 一七、九三〇 | 五、一四四 | 二一、六三八 | 八、〇三〇 | 四五、二九二 | 六、四七〇 | 二三、一七四 |
| 那覇 | — | — | — | — | — | — | 二 | 九〇 | — | — |
| 宮古（沖繩） | — | — | — | — | 二 | 八 | — | — | — | — |
| 八重山 | 四二 | 一二五 | — | — | 二四 | 九六 | 四〇 | 一八〇 | 三六 | 一三九 |
| 三池 | 三〇 | 一一〇 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 長崎 | 四 | 一三 | — | — | — | — | — | — | — | — |

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

| | 大正十二年 數量 | 大正十二年 價額 | 大正十一年 數量 | 大正十一年 價額 | 大正十年 數量 | 大正十年 價額 | 大正九年 數量 | 大正九年 價額 | 大正八年 數量 | 大正八年 價額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 仁川 | 五八〇 | 一、九八〇 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 釜山 | 三、七五四 | 一一、九四二 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 京城 | 二〇 | 六〇 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 其他各地 | 二三六 | 六八七 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 計 | 二七九、四四二 | 九三五、五六九 | 二一〇、〇一四 | 八六〇、四一〇 | 二〇九、八二八 | 八六五、四四六 | 一五九、二〇八 | 八三〇、一五八 | 一四九、〇六〇 | 五一四、八八七 |

## 口內地に於ける鳳梨罐詰輸出國別表

| | 大正十二年 數量（打） | 大正十二年 價額（円） | 大正十一年 數量（打） | 大正十一年 價額（円） | 大正十年 數量（打） | 大正十年 價額（円） | 大正九年 數量（打） | 大正九年 價額（円） | 大正八年 數量（打） | 大正八年 價額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支那 | 一〇八 | 四〇五 | 一七五 | 四二〇 | 二 | 六八 | 九五七 | 五、六二〇 | 二、一〇八 | 九、九九〇 |
| 關東州 | 三七五 | 一、五五八 | 二〇五 | 一、二八七 | 一八 | 一〇八 | 九〇二 | 五、五四七 | 一、五七五 | 四、五八二 |
| 香港 | 九 | 五五 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 英領亞細亞 | 九二五 | 九、八〇五 | 一、二一八 | 六、一四九 | 七五三 | 五、〇一八 | 一六八 | 一、一〇五 | 五一 | 五〇四 |
| 英吉利 | ― | ― | 二 | 九 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 計 | 一、四一二 | 七、六五九 | 一、五八八 | 七、八六五 | 七六三 | 五、一九四 | 二、〇〇七 | 一二、二七〇 | 四、一三三 | 一四、八七六 |

## 口內地に於ける鳳梨罐詰輸入國別表

| | 大正十二年 數量（斤） | 大正十二年 價額（円） | 大正十一年 數量（斤） | 大正十一年 價額（円） | 大正十年 數量（斤） | 大正十年 價額（円） | 大正九年 數量（斤） | 大正九年 價額（円） | 大正八年 數量（斤） | 大正八年 價額（円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 支那 | ― | ― | ― | ― | 五、五〇〇 | 八四〇 | ― | ― | ― | ― |
| 海峽植民地 | 五、五六八 | 一、〇八七 | 六、三五三 | 一、七一七 | 一〇一、七五七 | 二〇、二〇一 | 四一九 | 一八一 | 一九九 | 一八〇 |
| 北米合衆國 | 一七、一一八 | 六、二〇一 | 二八、六三六 | 九、七八七 | 七五、三三二 | 二一、〇七五 | 九、六〇二 | 四、〇一四 | 二、六六四 | 九二七 |
| 濠太剌利 | ― | ― | ― | ― | 一六八 | 一九五 | ― | ― | ― | ― |
| 布哇 | 五九、四八八 | 二一、三六九 | 三二、七五九 | 一〇、四〇〇 | 一四、三二八 | 五、七九五 | 一〇、九二八 | 四、一〇二 | ― | ― |
| 不詳 | 五一 | 一四 | 二六四 | 五三 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 計 | 八二、〇二一 | 二八、六七一 | 六八、〇二二 | 二一、九五七 | 二二九、四九八 | 二七、一〇四 | 二〇、九四九 | 八、二九七 | 二、八六三 | 一、一〇七 |

（備考）横濱港の分は震災の爲資料燒失し不明なるを以て本表に包含せざるものとす。

# 刮目すべき比律賓の糖業

越村生譯

（左の一文は砂糖統計者にして又た砂糖化學の世界的權威たるアーノルド・エチ・ワレン氏が遠東時報に寄稿せるものにして、最近跳躍的大發展を遂げつゝある比島製糖業の現在を略述し將來をトせる點臺灣の糖業にとり他山の石たるべきを以て茲に全譯す。）

## 一　緒言

比島糖業は今や製糖方法の大改變期を通過して新に急速の發展期に入りつゝあり。一九一八年比島收穫高の八割強は粗糖なりしも、僅々四箇年を經たる一九二二年に於て全然其位置を轉して分蜜糖八割を占むるに至れり。斯くの如く急速に舊式製糖より新式製糖作業に改變せしが如き世界に於て他に其比を見出す能はざる所なり。粗糖より分蜜糖工場への改變は今日殆んど完成し居れるも、比島製糖業は今日此舊式より新式への改變以上に比島の將來の繁榮に重大なる意義を有する新しき過渡期に入りつゝあり。余は甘蔗栽培面積及び總產糖高の今日急速に增大せるを玆に述べんと欲す。一九二二年までの過去三十年間比島總產糖高は事實增減なかりしが、今日の總產糖高は躍進的に增加し、將來五箇年内には比島の總生產高は一百萬噸を超ゆべしと目下觀測され居れり。左表を參照されたし。

| 年次 | 粗糖 擔 | 粗糖 米突噸 | 分蜜糖 擔 | 分蜜糖 米突噸 | 計 擔 | 計 米突噸 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一九二二—二三年 | 七一〇、八六二 | 四四、九六二 | 三、五七七、七七五 | 二二六、二九八 | 四、二八八、六三七 | 二七一、二六〇 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ×一九二三—二四年 | 七〇〇,〇〇〇 | 四四,二七五 | 四,九六八,五六八 | 三一四,二六八 | 五,六六八,五六八 | 三九八,五四一 |
| 一九二四—二五年 | 七〇〇,〇〇〇 | 四四,二七五 | 六,六六六,二一〇 | 四二一,六四四 | 六,五六六,二一〇 | 四八五,九一九 |

×一九二三—二四年粗糖生産高は統計未了に付き概算なり。

## 二　今日の糖業發達の理由

比島の砂糖産出に今日の如く急速なる發展を遂げたる一理由は、高き保護税率に依り米國市場へ無税輸入を許さるゝ結果、比島産砂糖が比較的高價なるにあり。之は一目瞭然たるを以て特に解説せず。されど今日比島糖業の大發展を齎せるは市價高率なるのみに非ずして更に重要なる第二の理由あり。粗糖より分蜜糖工場への急速なる改變は戰時の好況中に行はれたるものにて其結果新式工場建築費極端に高かりしも、一九二一年に入り突如糖價の暴落するに及び、多くの新設工場は既に投下せる資金より有利に收益せんとするには、工場の本來の能力を増加し、同時に甘蔗苗生産高を増加して工場増加能力の許す限り壓搾せしむるより外に新法なきを覺るに至れり。

多くの栽培者も亦た從來其栽培に多額の負債を有したるを以て自己の栽培地よりの甘蔗年産出高を著しく増加せしむることなくして勢ひ元金の償却は勿論利子すらも支拂ひ得ざりき。當時比島産糖高を増加する上に於て採用し得る二種の方法ありて何れも夫々利用されたり即ち一は甘蔗植付面積を増加すること、他は一ヘクター當收糖量の増加なりき。第一の方法を實行する上に於て新しき土地に甘蔗を植えしめんが爲めに追加作物貸附金を栽培者に廣く貸し與ふることゝなり比島國立銀行は多少自發的に非ざりしも此作物貸附金の普及に努力せり。然れども當時國立銀行は戰時好況中に建てられたる六製糖工場に約四千萬ペソを固定せしめたるを以て、糖業より手を引き得ざるを知り新らしき窮境に陷いり。今日同銀行は製糖工場の本來能力を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

増加し且又甘蔗植付面積を増加せしむる爲め更に資金を投じつゝ、以て製糖業に今日固定する多額の資本を例へ總てに非ずとも大部分を回收せんことを希ひつゝあり。

一ヘクター當り産糖高を迅速に増加せしむるに一法として肥料の使用開始せられ、肥料の爲め支出せる金額より最大の收益を生じ得る肥料の種類及び數量を定めんが爲め、比島産糖地域一體に過去二年に亘り大規模の施肥試驗行はれたるが、其結果比島甘蔗に肥料の極めて必要なるを知得せらるゝに至れり。比島甘蔗一九二三―二四年作育成に使用されたる肥料は一萬噸に達し、更に一九二四―二五年作甘蔗に多額の肥料施されつゝあり。一九二三年―二四年作は一面に於て施肥の結果他面に於て天候順調なりしと新式製糖法及び甘蔗栽培の一層有效なる方法の使用されたる結果、一ヘクター當平均産糖高は六十五擔に達したるが、一九一八年の農務省の報告に依れば同年は一ヘクター當り平均僅かに三十四擔なりき。されど他の産糖國の生産高に比して、比島の一ヘクター當平均産糖高は未だ尚ほ少しと云ふべし。

## 三　主要工業に對しての砂糖の地位

砂糖は僅に數年間比島輸出品中の大宗なりき。更に産糖高今日の率にて依然として増加するに於ては、砂糖の輸出額は十年内に他の輸出品の總額を超過するに至るべし。稅關局の報告に依り一九二三年の比島主要輸出品を示せば左の如し。

| 品名 | 總輸出額に對する百分率 | 輸出額 | 品名 | 總移出額に對する百分率 | 輸出額 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 砂糖 | 二九 | 六九、〇三八、二四六 | 椰子油 | 10 | 二八、一三三、一六四 |
| 麻 | 二一 | 四九、九〇三、一五〇 | 煙草製品 | 八 | 二一、〇五四、八九三 |
| コプラ | 一六 | 三〇、四九三、九九八 | 總輸出額 | 100 | 二四一、五〇五、九八〇 |

農務部の報告に依れば一九二三年六月二十日現在比島九主要農產物の總額及び面積左の如し。

| 品名 | 栽培面積（ヘクタール） | 價額 |
|---|---|---|
| 米 | 一、六七五、八一〇 | 一四九、四七五、九五〇 |
| 甘蔗 | 二三七、二九〇 | 八七、八三一、五五〇 |
| 椰子油 | 四五六、四四〇 | 六四、五六六、二三〇 |
| 麻 | 五一六、四二〇 | 五九、五一七、四九〇 |
| 玉蜀黍 | 五五七、六九〇 | 三一、五八八、一〇〇 |
| 煙草 | 六四、七一〇 | 六、八一四、八〇〇 |
| 九大作物總額 | 三、五三八、二〇五 | 三八五、一四五、二八〇 |

## 四　比島糖業に使用せらるゝ資金

比島糖業に投せらるゝ總資金に關する統計は未だ入手し得ざるを以て、余は各種資料よりして左記概算を得たり。（單位ペソ）

| | |
|---|---|
| 製糖工場の使用せる資金 | 一三〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 土地價格（農場建築物、備品及び甘蔗栽培用家畜を含む）二二七、〇〇〇ヘクター、一ヘクター當り七百ペソ | 一五八、九〇〇、〇〇〇 |
| 甘蔗の育成に投じたる資金（七百萬擔、一擔三ペソ） | 二一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 砂糖商人が比島に於て砂糖賣買上使用せる資金（前項に含むものを除く） | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 比島糖業に使用せらるゝ總概算資金 | 三一九、九〇〇、〇〇〇 |

右記概算表は砂糖の生產及販賣に直接使用されたる資金のみにして、別途に使用されたる各種の資本あること勿論とす。例へば糖業に直接の關係の各種備品及機具を賣る商人、製糖機械の製造及び修繕に要する機械工場及鑄造所、糖業に必要なる機具及備品及砂糖の運送に從事する鐵道及び島內汽船等之等に依りて夫々使用せらるゝ資金あり。今此多くの別途資金の總額を得ること不可能なれど、此別途資本は收益如何に依る比島糖業の繼續及繁榮に關係を有するものなり。

## 五　比島砂糖生産費

比島の平均生産費に關し正確なる資料を得るに至れるは最近一二年のことゝす。比島生産費を考慮するに當り先づ記憶の必要あるは比島に於ては砂糖生産は卽ち栽培者と製糖工場の二者が共同經營する組合企業なることなり。更に共同企業なるも、二者は生産費又は生産品の何れに於ても同一の分配を爲さず。されど此組合企業は二者離るべからざる關係あり例へば栽培者が收益を得て甘蔗を生産し得ざるときは、工場は製糖用甘蔗を入手し得ず。又た工場が收益を得て砂糖を製造し得ざるときは栽培者は自己甘蔗を賣品とする術なし。故に比島生産費を充分に分析せんとするには工場竝びに栽培者兩者に屬する費用を考究せざるべからず、而して糖業の成否の決定的要素たる最も少き生産費にて働く側に屬する經費なること明かなり。此點より見て現在も最も少き經費にて働く栽培者なるを以て、此栽培者に屬する生産費に對し最も愼重なる考慮を拂はざるべからず。

比島栽培者の生産費問題に就いて敍述する資格あるものとしてはカーロス・ロシン氏を以て第一人者とす。ロシン氏は知名の砂糖化學者なると共に又成功せる栽培者にして、先般（砂糖通信一九二四年九月號誌上）比島栽培者の砂糖生産費に關し最も權威ある記述と考へらるゝ一文を發表せり。ロシン氏は栽培者の生産費は一ヘクター當の收量に依りて異れるとなし一ヘクター當り五十擔乃至百二十擔とせり。更に製糖工場及び土地所有者は夫に砂糖總生産高に對し一定の步合（製糖工場四割五分土地所有者一割二分）を受くるを以て、產糖の栽培者取分に對する（四割三分）栽培者の製造費は砂糖の賣價に依りて異なる。ロシン氏の算定に依れば販賣價格は製糖工場倉庫渡一擔十二ペソなりと。ロシン氏の算定法は卽ち栽培者は實際に製糖工場及び土地

所有者の取分を販賣價格にて購入したる後、之に對し支拂ひたると同一價格にて生產せる砂糖の全部を販賣するものなりとなし居れり。

今賣價一擔十二ペソとして製糖工場倉庫內の砂糖の栽培者取分一擔に付きての生產費を示せば左の如し。

（單位擔）

| 一ヘクタ一當り總產糖高 | 五〇 | 六〇 | 七〇 | 八〇 | 九〇 | 一〇〇 | 一一〇 | 一二〇 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下記の產額に對し製糖工場に支拂ひたるもの　砂糖製造費 | ペソ 五・四〇 | ペソ 五・四〇 | ペソ 五・四〇 | ペソ 五・四〇 | ペソ 五・四〇 | ペソ 五・四〇 | ペソ 五・四〇 | ペソ 五・四〇 |
| 土地所有者に支拂ひたる地代 | 一・四四 | 一・四四 | 一・四四 | 一・四四 | 一・四四 | 一・四四 | 一・四四 | 一・四四 |
| 植付、耕作其他 | 三・〇〇 | 二・五〇 | 二・一四 | 一・八八 | 一・六七 | 一・五〇 | 一・三六 | 一・二五 |
| 肥料代 | — | — | — | 〇・八一 | 〇・七二 | 〇・六五 | 〇・五九 | 〇・五四 |
| 收穫費 | 〇・八〇 | 〇・八〇 | 〇・八〇 | 〇・八〇 | 〇・八〇 | 〇・八〇 | 〇・八〇 | 〇・八〇 |
| 家屋、農具及農用家畜の減價償却 | 一・〇〇 | 〇・八三 | 〇・七一 | 〇・六三 | 〇・五六 | 〇・五〇 | 〇・四五 | 〇・四二 |
| 計 | 一一・六四 | 一〇・九七 | 一〇・四九 | 一〇・九六 | 一〇・五九 | 一〇・二九 | 一〇・〇四 | 九・八五 |
| 作物貸付金の追加利子 | 〇・三八 | 〇・三三 | 〇・二九 | 〇・三三 | 〇・三〇 | 〇・二八 | 〇・二六 | 〇・一五 |
| 總生產費 | 一二・〇二 | 一一・三〇 | 一〇・七八 | 一一・二九 | 一〇・八九 | 一〇・五七 | 一〇・三〇 | 一〇・〇〇 |

前述の栽培者の生產費算定法は、生產費として得たる計數が收穫高に對し夫々一定せず砂糖の賣價に依りて異なる點に於て不便なり。

甘蔗收穫高の生產上、栽培者は自己生產の砂糖の賣價と全然關係なき一定の支出をなすべきは明なるを以て此總支出を砂糖の自己の取分に割り當て斯くして直接砂糖賣價に關係なく、自分の取分の一擔當り又は一封度當りの自分の生產費を決定することを得べし。

ロシン氏の表は砂糖の總生產高（製糖工場の取分及び土地所有者の取分を含む）にて算出せる一擔當りの各

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

種の生産費をペソにて明示し居れり。製糖工場の取分は總産出高の四割五分土地所有者は一割二分なるを以、て栽培者の取分は四割三分なり。故に栽培者取分の一擔當り生産費はマルシン氏表中に掲げらる、計數を〇・四三にて割れば之を知ることを得べし卽ち左表の如し。

| 栽培者取分の生産費（生産高を一「ヘクター」六十擔として） | 一擔當りペソ | 一封度當り金貨仙 |
| --- | --- | --- |
| 植付、耕作、管理　(2.50＋.43) | 五・八一 | 二・〇八三 |
| 收穫費　(0.80＋.43) | 一・八六 | 〇・六六七 |
| 家屋農具及農用家畜減價償却　(0.83＋.43) | 一・九三 | 〇・六九二 |
| 計 | 九・六〇 | 三・四四二 |
| 作物貸附金の追加利子　(.33＋.43) | 〇・七七 | 〇・二七六 |
| 製糖工場倉庫渡總生産費 | 一〇・三七 | 三・七一八 |
| 追加販賣費 | 一・四六 | 〇・五六〇 |
| 紐育行汽船渡總生産費 | 一一・八三 | 四・二七八 |

## 六　工場の砂糖生産費

砂糖の自己の取分を生産する比島分蜜糖工場の經費は栽培者の夫れよりも一封度當り一金貨仙以上少し。左表は「大正十二年十月六日乃至十二日開催の比糖砂糖協會の第一回大會席上發表の委員報告」の第百五十一頁に掲げられたる工場生産費に關するより拔萃せるものなり。

一九二二—二三年作砂糖總製造高の四割五分を受くる比島工場の砂糖製造費

| | 一封度當り金貨仙 |
| --- | --- |
| 甘蔗の運搬費 | 〇・三一 |
| 製造費 | 〇・三五 |

| | 一封度當り金貨仙 |
| --- | --- |
| 管理及一般經費 | 〇・二三 |
| 計 | 〇・八七 |

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二四年七月十二日發行「砂糖の事實」誌中一九二三年の爪哇砂糖總生産高の一割二分を産する二十八箇の爪哇製糖工場の平均生産費に關する一文あり。此二十八工場の平均生産費は一封度に付き二・九三六金貨仙なるも、別に各種内譯經費の記載なく、又た産糖の平均糖度の記載なきも、是等工場の産糖の平均糖度は全爪哇産糖の平均糖度に近似すと見做すことを得。又た九六度五砂糖の平均生産費は總砂糖平均生産費(二・九三六)と同一率を有す之れ九六度五砂糖の平均販賣價格は全産糖の平均販賣價格と同一率を有すればなり。斯くの如く算定するに於ては九六度五砂糖の平均生産費は即ち二・九三六に〇・九三〇三五を乘じたる即ち一封度當り二・七三一五金貨仙となり。此數字は正確にあらざれども手許にある資料より得たる最良の數字なり。

甘蔗生産費は二十八工場より別々に報告なし。されど既報の數字に依れば産糖一封度當り〇・八七乃至一・四二金貨仙なり。此數字の平均を採れば爪哇に於ける甘蔗の近似生産費は産糖一封度當り一金貨仙一五に當る故に一九二三年作の爪哇平均生産費は九六度六砂糖に對し左の如し。

| 甘蔗生産費 | 製造費 | 總生産費 |
|---|---|---|
| 一・一五〇 | 一・五八一 | 二・七三一 |

## 七　他國に比較せる比島生産費

比較に資する爲め玖馬、爪哇及比律賓の砂糖生産費を記せば左の如し。

砂糖生産費（單位一封度金貨仙）

| | 甘蔗生産費 | 製造費 | 販賣費 | 總生産費 |
|---|---|---|---|---|
| 玖瑪工場 | 〇・九一〇 | 一・一四〇 | 〇・二四四 | 二・二九四 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 爪哇工場 | 一·一五〇 | 一·五八一 | ― | 二·七三一 |
| 比島工場 | 一·〇九〇 | 一·五五〇 | 〇·五六〇 | 三·二〇〇 |
| 比島栽培者 | 二·〇四五 | 一·六七三 | 〇·五八〇 | 四·二九八 |

販賣費に關し爪哇工場の分は別に記載なし。比島栽培者の製造費は其總生產費の四割五分と算定せらる（販賣費を除く）。同樣比島工場の甘蔗生產費は、砂糖の栽培地取分の賣價より計算せずして、工場の直接總生產費の五割五分として算定せらるるなり。（減價償却及販賣費を除く）。

前記の各生產費を比較するに當り注意すべきは、比島工場に對し揭げたる數字及び比島栽培者に對し揭げたる數字も共に今日の比島平均生產費より恐らく稍々少きことなり。

比島工場に對し揭げたる數字は一工場即ち最大にして管理最も行屆ける工場のみの生產費を示すものなり。別に生產費多額を要せる小工場多し更に是等の計數は工場財產に投せられたる資金に對する利子を含まず。元來比島工場は戰時好況の際借金して極めて高價の經費にて建設されたるものなるを以て、是等工場は當然負債の利子及び割賦償却の示す多額の重荷を負擔し居れり。

比島栽培者に對する數字は最も收益を得つゝある栽培者の生產費を明示するものにして、此外多額の生產費を投ずる多くの栽培者あること明なり。

今日比島砂糖生產費の高率なる原因は即ち左の如し。

（一）一ヘクター當り生產高極めて少きこと。一九二二—二三年作一ヘクター當分蜜糖平均收獲高は僅に五十七擔なりしも、一九二三—二四年作平均收獲高は一方施肥せると他方天候順調なりし爲め、確定的計數は未だ得られざるも一ヘクター當六十五擔を下らずと稱せらる。されど此六十五擔すら他の產糖國に比しては

遙かに少し。今左に比較表を掲げん。

主要產糖國の平均收穫高（一ヘクター當り擔にて示す）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 布哇 | 一九七・〇〇 | 比島（一九二二―二三年） | 五三・〇〇 |
| 爪哇（一九二三年） | 一七五・〇〇 | 同上（一九二三―二四年概算） | 六五・〇 |
| 玖馬 | 八八・〇〇 | | |

比島の收穫高は一定範圍內にて增加し得らると共に、今日實際に增加されつゝあり。されど收穫高の增加は必然農耕法の發展の遲々たる過程を經るゝものなれば比島の收穫高が將來布哇及爪哇の高き收穫高に近似するや否やは極めて疑問とさるゝ所なり。

（二）比島に於ける有效なる株出の失敗　玖瑪にては一ヘクター當收穫高比較的少きも、栽培費極めて少額なるに依り寧ろ相殺せられ居れるが此栽培費の極めて少額なるは、玖馬の地味及び氣候の極めて良好なる爲年々實際に耕耘費を要せずして甘蔗の株出をなし得るに因るものにして普通一回の株出より十乃至二十回の收穫を得ると云ふ。比島に於ては此株出に失敗し居れり之れ栽培費の高き主因とす。今日比島にては一回の株出に一回の收穫而かも極めて貧弱なる收穫を得つゝあるが、之れ卽ち土地を充分に耕耘し鋤返すと共に少くとも二年毎に一回植替ふる必要あるを示すものなり。玖馬にては此作業は十年毎に一回にして夫れ以上行はるゝことなし。されば比島に於て栽培法の改善又は新種の選擇が如何なる程度まで甘蔗の株出能力を改善し得るや否やは更に考究を要する問題とす。

（三）他の產糖國例へば爪哇に比して生產費高くして其農事勞働能率の低きこと　爪哇に於ては作物の輪作及び米の生產に關する規則に依り甘蔗の株出を許さずして、每年植替えられつゝあり、されど每年甘蔗の植替に多額の勞力を要すれども、一ヘクター當極めて高き甘蔗の收穫高及び爪哇の勞銀極めて低廉なるに依り

相殺せらる。爪哇は人口稠密なるを以て、非常に勞力過剰なり。更に人口稠密なるが故に、爪哇の勞働者は、天産物に依頼し働かずして生存することを得ず(比島にてはこれ可能なり)。其結果爪哇の勞働者の受くる日給は(一九二二年砂糖通信九月號誌上レントン、ヒンドの發表せる計數に依れば)比島勞働者の夫れの半額よりも少きのみならず、其働く量は比島農事勞働者に六倍す。換言せば爪哇農事勞働者は比島の夫れの受くる勞銀の十二分の一にて足れりとす。故に農業勞働が比島甘蔗生産費の半額以上を占むるとせば、比島農業勞働者の勞銀高きと能率の低き結果生産費を高騰せしむること明かなり。比島農業勞働者が今日受くる日給は將來著く減少するや否やは到底あり得べからざることにして、更に爪哇勞働者の受くる勞銀に近似するが如きは確かにあり得ざることとす。然りと雖も比島勞働者が日給に對して爲す仕事の量は將來著しく増大し得ることは可能なることゝす。

(四)甘蔗栽培に使用せらるゝ家畜の數を絶えず滅殺せしむる牛疫及其他の傳染病の蔓延　比島に於ける農事作業の原動力は農耕用家畜即ちカラバオ及びヴアカとす。農業用家畜の供給は常に需要に伴はず、更に傳染病特に牛疫、瘙及び敗血症に依り毎年多くの家畜の死亡する爲め其補充費極めて高價を告げ居れり。更に栽培者の農業用家畜に對する毎年の支出額は樹めて多額とせらるゝのみならず、家畜が耕作上最も緊要なるときに當り常に突如其家畜を失ふの虞ありとす。傳染病發生時に於ては、検疫制限の理由よりして失ひたる家畜を直ちに補充することは不可能なり。更に之れが爲め必要なる農耕を突然中止する結果、甘蔗收穫に齎す恐るべき影響が明かに窺知することを得べし、過去四五年に亘り甘蔗生産上農業用家畜に對しトラクターの代用旺んに考究されたるも、多くの農事作業にはトラクターは費用嵩むのみならず家畜よりも效果少きこと明になれる結果今日トラクターの使用は植付前土壤の耕耘に限られ居れり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

## 八　保護税に依頼する比島糖業

比島糖業の賢明なる觀察者は比島砂糖生産費の高き今日に於て米國の保護税率の援助なくして比島糖業は到底存し得ざることを窺知せらるべし。然れども今日の不安なる政情は或は斯る援助の突然撤廢せられんことの可能性を示し居れるを以て、此點は比島砂糖生産者の必ず充分研究し置くべき問題とす。

比島栽培者は生産費を低減せん爲め努力し、事實低減しつゝあり、更に將來の政情の不安を顧みず、生産費を多少にも低減することは、勢ひ收益を增加する所以なれば直ちに有利なることゝす。されど生産費減少の過程は必然遲々たるを免れざるを以て、比島砂糖生産者は如何なる變化が起るにしても突然又は急速に起らざる事をのみ衷心期望する所とす。而して例へば今日の極めて高率なる米國保護税率を著く低減することすら、比島糖業に局部的不幸を來すに至るべし。余は比島栽培者の生産費が玖瑪の夫れよりも少くとも二金貨仙高きことは既に述べたる所なるが、今日玖瑪產砂糖の米國輸入税率は一封度當僅に一仙七六なるを以て、比島產砂糖は既に米國市場に於て玖馬砂糖との競爭上不利なること明なれも、若し台衆國の今日の税率にして著しく減少されんか、比島生産者は著しく窮說に陷るに至るべく、況んや此保護税率の全然撤廢さるゝにば比島糖業の蒙る打擊は想像に難からざるべし。

——遠東時報十月號所載——

# 臺灣の林政に就て

青木繁

## 一

抑々森林が直接間接人類に與ふるの效益は恰も太陽空氣の夫の如く廣大無限である。それは日常生活上の薪炭材として、或は建築用材として、或は鑛山其他諸種の用材として、或は製茶製糖等の燃料として、或は木材を原料とする化學工業等、木材なしに人類の生活はあり得ない。又社會の進步も期し得られない。森林は實に此等木材を生產して吾等人類に其生活上の必須資料を供給し農業、工業等諸他產業の成立及び發達の基礎を與へ、公私經濟上重大なる關係を有してゐる。若し夫れ森林が水源を涵養し、洪水の禍を減し、空氣を清淨にし、風景の美を增進し、人心に慰安を與へ、精神を感化する等、間接的に人類の幸福に及ぼす偉大なる效益をも併せ思ふ時、吾等は唯々其效用の餘りに普遍的にして廣大無限なるに驚嘆せざるを得ぬと共

に、森林に對して感謝の心を起さずには居られない。

## 二

而も森林は一朝一夕に成立せしむることが出來ぬ故、一旦伐採して其後繼森林の造成を策すること無くんば、吾等は最早や前述の如き偉大なる效益を森林より享受することは出來ぬ。されば先見の明ある政治家は必ず森林の保護と殖林とに非常の注意を拂ふのである。彼の英雄ナポレオンの如き兵馬倥偬の間に身を終へたに拘らず、國運の伸張、國民の幸福の爲に常に、森林の保護と植林との緊要なるを認め、孜々として力むる所があつたと云ふことである。之に反して濫伐濫墾をこれ事として毫も森林を愛惜することなく、而も植林の途を講せざるが如き今日主義の國家及國民が、森林の廢滅と共に自滅せるの例は東西古今に決して乏しくない。

吾國は國土の全面積に對する森林面積の割合七割であるから、此點に於て實に世界第一の森林國で、何處に行くも何處を見るも山又山である。現今木材王國の觀ある米國の如きでさへ全地積に對する森林面積の割合は僅かに四割にも達せないのに比しても、如何に吾國が森林に豊かなるかを知ることが出來やう。從つて吾國及び吾國民は世界何れの國何れの國民よりも最も森林に親みを有して居り又有すべきである。而も之が爲に却つて森林の恩に馴れ過ぎたるの觀が無いでもない。是れ思はざるの甚しきものと云はねばならぬ。

## 三

而も林業は農業其他産業の有利に成立するを許さゞる天然要素並に經濟事情の土地に於ても、施業法換言

すれば樹種作業種伐期等が適當ならば立派に收益を擧げ得るの特性を有するのみならず、我國の天然要素竝に經濟事情は林業の經營に最も天惠的である。それ故吾國土の大部分を利用する方法として林業を經營することは卽ち最も多く國土及其自然力を利用する所以であると共に、國家經濟上乃至國土保安上必然的である。斯くて國土の效力の最大を發揮せしむることに依つて吾等は森林の物的非物的のあらゆる恩惠に浴することが出來るわけである。

之を要するに、國土の大部分たる林野をよく利用すると否とは、吾國家經濟上及び國土保安上重大なる關係を有し、其結果として國家の盛衰を支配することゝなるのである。されば森林は一國の興亡と其運命を共にすとの結論を生ずる次第であるから、一國一地方に於ける森林の狀態を見ると其國其地方が興國的であるか廢頽的であるかを察知することが出來る。

吾國は古來各地方とも林政には非常なる注意を拂つた爲に、例へば津輕の檜林、木曾の五木林、秋田の杉林等、著名の森林を殘存せしめてゐる。維新前後歐化主義の時代的思潮に伴つて林政も亦廢頽を免れなかつた卽ち從來愛惜し來つた各地の森林は眼前の小利に敏き者等の斧の下に倒れざるを得なかつた。けれ共やがて維新の大業成り諸政其緒に就かんとする時早くも林政は確立した。是れ今日日本の繁盛を來した所以であると共に、當時先見の明ある爲政家の在りしことを幸福に思はざるを得ぬ。

## 四

次に我が臺灣にのみ就て見るに、森林面積は約二百六十萬町歩で、全地積に對し約七割を占め、此數に於て實に世界第一位に居る。而も濫伐濫墾年を久しくせるが爲に、蕃界地帶に幾分の衛生林を殘せるの外、吾

等の目に映ずる限りは是れ皆な荒廢の極に達せる原野又は第二期以上の無價値の陽性森林である。

今や領臺三十年督府の適當なる保護獎勵と島民の漸次なる自覺とに依つて、森林復興の時代に歩を進めて居るの事實は國家の爲に吾等の欣快とする所である。而も我が臺灣の森林乃至林業が本島産業政策上如何の地歩を占むるや、又は各産業に投ずる豫算の多少、從つて各行政機關の組織内容等を彼是相考ふる時吾等は失望せざるを得ぬ。單に年生産額の多少に依つてのみ甲産業を重んじ、乙産業を輕視するの主義ならば之を排さねばならぬ。此意味に於て年額二億圓の農業を重要視せられ、僅々千數百萬圓の年額を有する林業が輕視され居るものとするならば、吾等は國家永久の發展の爲めに悲しみ慨かざるを得ぬ。

大正十三年九月の本島稀有の大洪水は吾等に何物を暗示せるや、單に新店溪流域の被害に就て見るも、其原因が實に北勢溪上流地方に於ける無法なる施業にありとの斷定は全然當らないこともないであろう。而も下流地方に施設さるゝであろう所の堤防工事の如きも、より以上の天然の破壞力の前には何等の抵抗力をも見せないであろう。又食糧問題解決上の耕地の如きも其上流地方の治山治水的施設を等閑に附したるが爲に可惜水泡に歸せし例も決して少なからず。況や督府は茶業獎勵・糖業獎勵・樟樹其他造林獎勵等の爲に、從來官有林野を賣渡し又は貸渡して夫々の事業の發達を圖つてゐるけれども、土地使用區分その宜しきを得ざる爲め事業其ものは縱令へ一時的には有利に成立するも遂に永續的生産を策ることを得ざるの例も亦決して少くない。例へば彼の山地農業の宗たる茶業に付て見るに、數年ならずして地力を搾取し盡し、而も土地概ね急峻なる上に豪雨襲來を常とするが故に容易に表土を流失し、爲に國土保安上乃至公益保護上惡影響を及ぼすのみならず其收益關係に見ても桃園新竹方面の地味中等地に於て其收利歩合は六分五厘乃至二分八厘、其他の地方の茶業は實に收支相償はざる事實を示してゐる。これ果して國家經濟上乃至國土保安上等閑に付す

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

べき問題であらうか、殖産局莵卯三郎氏の計算によれば、相思樹伐期十年乃至二十年の收利步合は全島平均二分、廣葉杉の如きは一割二分七厘であるから、前記桃園新竹地方以外の地方に於ては茶業よりも寧ろこれ等樹種の林業を經營する方がより有利なることを示してゐる。而して前記茶業地と雖も肥料を投じ且つ相當施設を加ふる時は收利率を相當高め得ることは說明を要せないけれ共、臺灣の地形氣候其他天然要素の如きでは收穫漸減の法則に依つて左まで大なる收利率を繼續することは出來ぬ。茶は概して奢侈品であり之に反して木材の如きは生活上の必需品であるばかりで無く、文明の進步の上に一日も無くてならぬものである。又それ等兩者の物價指數の比較に於ても更に木材生産の將來は其需要の增加の割合に生産の伴はざるが爲にも實に有望なる企業なのである。而も林業の經營の爲に如何に多大の無形的恩惠があらゆる方面に與へらるゝかを思へば林業は實に興國的文明的産業であると云ふべきである。さればと云つて之が爲めに茶業を廢すべしと云ふほど偏狹者では無い。要は土地の效力の永續と利益の大とを合理的に保持したい樣に努力すべきであると思ふ。これは然し一例に過ぎないので、結局臺灣の産業は臺灣の自然要素並に經濟事情に適せしめ、以て土地效力の最大を計らねばならぬ。是に於て本島地積の七割を占むる林野の經營が如何に臺灣産業中重要なるべき位置にあるかは說明を要しないであろう。

之を要するに、農業も糖業も茶業も林業自體も其他産業のあらゆるものは、實に本島森林の合理的經營に依つて始めて其發達と永續とが保持される。實に森林問題は臺灣産業政策の大宗であつて、從つて本島統治の中心問題でなければならぬ、隨つて今後の臺灣産業政策は森林問題に基礎づけられなければならぬものと斷言したいのである。是れやがて臺灣發展の根本的唯一手段にして其の興國的必須條件であると信ずるからである。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五

然らは臺灣の森林を國策上如何に取扱ふべきか、換言すれば臺灣林政の根本的問題如何と云ふに

第一、土地主として農林地使用區分（所謂山地農業地を指す）を適當ならしめること。即ち荒廢林野は勿論地力減退して既に栽培に適せざる茶園・甘藷園・甘蔗園・等は一應森林化して地力の恢復を圖ると共に土地利益を增加せしむること

第二、主要河川の上流地域の林野の處分及其產物の伐採利用を一層合理的ならしめ、且無立木地は速かに造林を實行すること

第三、造林方針の確定即ち木材界の將來の經濟事情と自然要素とに鑑み之に適合する如く全島的に造林樹種面積を概定し之を實行すること、大體論として

イ　海拔平均五百米突以下は相思樹、ダルベルギヤシッソ、臺灣赤松等を主木とする燃材備林及鑛山備林を造成し、以て日常生活上の燃料並に製茶製糖等本島特殊農產林產其他產業用燃料に充當し、又鑛山用材の需要に應せしむ。竹林の增殖改良も亦本帶域に於て必要且最有利なるべきは勿論である。

而して本帶域は其經濟事情並に施業要素關係（樹種伐期作業種等）に於て私經濟的經營に屬せしむべきが故に、吾等は此帶域を特に私經濟林業地と云ひ、之に反して次に述ぶるものを公經濟林業地と云はんとす

而て前者は私經濟的林業なるが故に主として經濟の原則に支配され、後者は經濟の原則に支配されると共に其自然要素因は國土保安並に公益に關係する所大なるを以つて保安林業も亦經營さる、帶域である

而して前者は又其地力の保持と收益の大とを期する上に於て本島特殊農業たる甘藷・甘蔗・茶・鳳梨・芭

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

蕉等の農作園藝と相思樹、ダルベルギヤシツソ、臺灣赤松等の短伐期林業とが適當なる週期率に依つて輪作的に交互經營さるべきである。而も是の方法に依つて始めて本帶は其土地效力の最大を發揮する。且つ此の帶域は面積の廣大なる丈け其經營の合理的なると否とが如何に本島産業上重大なる關係を有するかは窺ひ知ることが出來やう。換言すれば前記農作園藝の收利率が林野の夫に比して低位に下るべき時期に於て林業を經營し、其作業種及經濟的伐期に依つて再び農作園藝に更新し、永久的に之を繰り返すの謂である。而も能ふ限りに於て米作地の擴張を策るべきは云ふまでもない。

ロ、海拔五百米突以上千七百米突の間の地帶は特に農耕適地の外は樟を主木として山杉・福州杉・樫・櫸・等德用の針濶樹種を造林すること、世人往々製腦の目的として樟樹造林を爲すは例せば合成樟腦が人造絹絲の如く現はるゝ時代あるに依り危險なることを唱ふるも、そは決して心配するに當らないのである何となれば樟は用材としても價値大なる上に世界に於て獨り臺灣は樟の最適鄕土であつて、特産として將來有望であるからで。本帶が公經濟的林業地なるは前に述ぶる通りで又其樹種により針濶混交林業地と云ふべきである。

ハ、海拔千七百米突以上三千米突の間の地帶は臺灣の主要林業地で、建築其他の用材林業地として檜を主木として更新さるべきは贅言を要しない。只價値大なる林業地なるを以つて本島官業收入の目的に適する關係上犧牲となり易いから過伐に陷らぬ樣注意せねばならぬ。

ニ、最後に三千米突以上の所謂本島の山岳の頂上地帶は現存林を保護して其保安的效果を全からしむると共に將來盛んに行はるべき登山地としての設備を漸次加へること。

要之、現在の各種木材の需要量を基礎として、將來の人口の增加、産業の趨（一五二頁に續く）勢、其他木材の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 過去の地震情調

蕉鹿夢

信州は、富士と淺間との兩火山脈交叉する地點に位置する、自然の關係で、古來地震の歷史に富んでゐるやうだ、續日本後紀承和八年二月の條に『甲寅、信濃の國言す、地震其聲雷の如く、一夜の間凡そ十四度、墻屋倒頽して、公私共に損すと』とあるが、是れ實に今を距ること一千八十餘年前の出來事である、降りて近代に於て、弘化四丁未年三月には、亦信州の一圓大に震ひ、城郭家屋概ね崩壞し名高き善光寺の被害も亦甚だしかつたと傳へられる、時に幕府の醫員鹽田順菴(號松園)は、次の如き偶作を試みたといふのを此程實聞した。

今茲丁未三月二十四日。信州地震。水田高井二郡殊甚。壓死數千人。偶有善光寺印度佛開扉事。詩以紀之。

維昔聖帝御宇年。蕃夷朝貢皈舸連。中齋一軀彌陀佛。檀金鑄成自儼然。流轉遠來于

信陽。創立伽藍名善光、香火千歳如一日。山縣十里爐烟香。今玆丁未春三月。廚扉始開錦帳揭。近者悅兮相提携。遠者來兮多簪翠。云是一拜罪皆消。心田直種菩提核。霧集雲合幾萬人。梵唄喧闐至日沒。正是二十四夜亥時。大地震動難維指。宛似小舟盪巨浪。轉瞬比屋頽且欹。假令有千鳥獲力。棟折梁摧豈可支。加之回祿乘其隙。其誰撲滅縱所之。加之山崩壅河水。横流起濤看渺瀰。彼何爲者罹斯毒。顱破肢斷數千屍。父子兄弟不遑救。幸而免亦帶創夷。火燒其前水在後。進退維谷最可悲。井泥不食難充渴。釜碎無炊何療飢。淺岳雨石存舊聞。今後見之粟生肌。佛乎試問斯民固無辜何故現此地獄變相圖。

蓋し古來本邦にて、神佛に對し、鎮地震の祈禱を執行した事は、歴々國史に明徴があるから、聽て件の因襲に顧みし、一種の諷刺に外ならぬので、對震思潮の流露として、注目の價値あるは言はずもがな、凡そ地震を歌へる詞藻としては、雄渾の情調轉た掬するに足るものがある、昨秋の關東大震に際し、果して之に匹儔すべき傑作があり得たであらうかは、甚だ疑問だ。

經濟事情を達觀し、更に各帶の自然要素に適合する如く綿密なる調査研究に基きて樹種別に面積を概定し之を實行せねばならぬ。此點に關しては特に學者技術家等の研究努力を願ひたい。私の考では此問題を中心に臺灣林政會とも云ふ如きを設けて臺灣の林政に關して研究審議せしめ、遺憾無きを期すべきであると希ふ者である。それは林業が百年の後に生産收穫を得、效果を發揮すべき事業である丈け、今日に於て殊に審重審議するの必要があると信ずるからである。

第四、林政機關の整備　昨冬の兩政整理に伴ふて專賣局主管の樟造林事業が殖産局山林課に併合されたるは林政機關の統一整備上吾等の欣快とする所である。而も土地處分事務が依然內務局に主管されてゐることや、其他此問題はまだ〱多く取り殘されてゐるが、吾等は本島將來の發展の爲め英斷的に吾等か昨年本紙二月號に提案せる如くに改善されんことを切に希ふ者である。

第五　林業知識の普及發達を策ること　嘉義に州立農林學校が僅に一校しか設立されてないと云ふことは、單に林業知識と云はず如何に斯種教育が閑却されてあるかを雄辯に物語るものである。本島從來の民は須く經濟の民たらしめよとの聲は獨り吾等のみではあるまい。而も質朴にして思想の穩健著實なるは農林の民に如くは無し。近く臺灣大學設立さるべしと云ふに拘らず、中等程度以下の實業教育機關の貧弱なる現狀に見て、內地の夫に比し吾等は不可思議な感無きを得ぬ。之を要するに農林教育機關の充實に依つて此種知識の普及發達を策するは急務中の急務なりと信ずるのである。殊に朝令暮改的な施設は教育上絕對的に考慮すべきでは無いかと愚考する。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 總督府及所屬官署の官制改正及事務分掌

臺灣總督府の行政整理に伴ふ總督府及所屬官署の官制中改正は舊臘公布を見、其の事務分掌も同時に督府訓令を以て改正された、今總督府、交通局、專賣局、中央研究所、州港務部等に關する夫等を掲ぐれは左の如くである。（外略す）

## ●臺灣總督府官制中改正ノ件

（大正十三年十二月二十五日勅令第四百二十七號）

臺灣總督府官制中左ノ通改正ス

第十四條中「祕書官二人」ヲ「祕書官一人」ニ改ム

第十七條第一項中「六局及一部」ヲ「四局」ニ改メ「遞信局」、「土木局」及「法務部」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

　内務局ニ測候所ヲ附屬セシム

第十八條中「、各局及部」ヲ「及各局」ニ改ム

第十九條　總督府ニ左ノ職員ヲ置ク

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 總務長官 | | | 勅任 | |
| 局長 | | 四人 | 勅任 | |
| 事務官 | 專任 | 十九人 | 奏任 | 内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得 |
| 警視 | 專任 | 二人 | 奏任 | |
| 視學官 | 專任 | 二人 | 奏任 | |
| 編修官 | 專任 | 二人 | 奏任 | |
| 技師 | 專任 | 三十八人 | 奏任 | 内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得 |
| 統計官 | 專任 | 一人 | 奏任 | |
| 翻譯官 | 專任 | 一人 | 奏任 | |
| 屬 | 專任 | 百九十人 | 判任 | |
| 警部 | 專任 | 六人 | 判任 | |
| 編修書記 | 專任 | 四人 | 判任 | |
| 技手 | 專任 | 百三人 | 判任 | |
| 通譯 | 專任 | 一人 | 判任 | |

各測候所ヲ通シテ技師一人技手十六人ヲ置ク

測候所技師ハ奏任、測候所技手ハ判任トス

第二十條中「各局及部」ヲ「總督官房及各局」ニ改ム

第二十三條　削除

第二十四條　削除

第二十五條中「各局又ハ部」ヲ「及各局」ニ改ム

第二十六條ノ四及第二十六條ノ五ヲ削ル

第二十七條中「各局及部」ヲ「總督官房及各局」ニ改ム

第二十七條ノ二　統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル

第二十七條ノ三中「從事シ燈臺看守ハ上官ノ指揮ヲ承ケ航路標識ノ看守ニ從事ス」ヲ「從事ス」ニ改ム

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第三十一條ノ三ヲ削リ第三十一條ノ三ヲ第三十二條トス
第三十一條ノ四中「、煙草」ヲ削リ同條ヲ第三十三條トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ●臺灣總督府部內臨時職員設置制改正ノ件（大正十三年十二月二十五日勅令第四百二十八號）

臺灣總督府部內臨時職員設置制

第一條　臺灣總督府內ニ左ノ職員ヲ增置ス

一　營林ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任　二人
　技手　專任　八人
二　林野其ノ他ノ土地整理ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任　一人
　屬　　專任　十四人
　技手　專任　六人
三　河川事業ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任　一人
　屬　　專任　四人
　技手　專任　十二人
四　灌漑及排水ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任　一人
　技手　專任　三人
五　茶檢查ニ關スル事務ニ從事スル者
　技手　專任　三人
六　蔗苗養成ニ關スル事務ニ從事スル者
　屬　　專任　三人
　技手　專任　七人
七　蔗苗及植物檢查ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任　一人
　屬　　專任　一人
　技手　專任　八人
八　移出米檢查ニ關スル事務ニ從事スル者
　技手　專任　五人
九　水產試驗及海洋調查ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任　一人
　屬　　專任　一人
　技手　專任　五人
十　鑛物及地質ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任　一人
　技手　專任　二人
十一　森林計畫ニ關スル事務ニ從事スル者
　技師　專任　一人
　技手　專任　四人
十二　保安林ニ關スル事務ニ從事スル者
　屬　　專任　一人
　技手　專任　三人

第二條　臺灣總督府交通局ニ左ノ職員ヲ增置ス

一　鐵道ノ建設及改良ニ關スル事務ニ從事スル者

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

技師　專任　五人（内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得）
書記　專任　十四人
技手　專任　十三人

一　港灣ノ設備ニ關スル事務ニ從事スル者

技師　專任　四人
書記　專任　十二人
技手　專任　十八人

三　道路橋梁ニ關スル事務ニ從事スル者

技師　專任　一人
技手　專任　八人

四　無線電信局建設ニ關スル事務ニ從事スル者

技師　專任　一人
書記　專任　二人
技手　專任　五人

第三條　酒類專賣ニ關スル工場其ノ他ノ建築及設備ニ從事セシムル為臺灣總督府專賣局ニ左ノ職員ヲ增置ス

技師　專任　一人
技手　專任　六人

第四條　臺灣總督府州及廳ニ左ノ職員ヲ增置ス

一　林野其ノ他ノ土地整理ニ從事スル者

屬　專任　十人
技手　專任　七人

二　獸疫豫防ニ關スル事務ニ從事スル者

防疫獸醫　專任　七人　判任

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ●臺灣總督府交通局官制

（大正十三年十二月二十五日勅令第四百二十九號）

第一條　臺灣總督府交通局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

一　國有鐵道及其ノ附帶事業ニ關スル事項
二　港灣ノ設備及其ノ利用ニ關スル事項
三　道路橋梁ニ關スル事項
四　郵便、郵便為替、郵便貯金、電信、電話及航路標識ニ關スル事項
五　私設鐵道、軌道、航路、船舶、海員及電氣事業ノ監督ニ關スル事項

第二條　臺灣總督府交通局ニ左ノ職員ヲ置ク

總長　勅任
理事　專任　一人　勅任又ハ奏任
參事　專任　四人　奏任
副參事　專任　九人　奏任
技師　專任　十人　奏任（内一人ヲ勅任ト為スコトヲ得）
書記　專任　三百九十三人　判任
技手　專任　百十人　判任
交通主事　專任　百七十八人　判任
燈臺看守　專任　三十二人　判任
三等郵便局長　判任

第三條　總長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總長ハ奏任官ノ功過ハ之ヲ臺灣總督ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第四條　理事ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

理事ハ總長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第五條　參事及副參事ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第六條　技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

技師ハ上官ノ命ヲ受ケ事務ヲ助ク

第七條　書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第八條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第九條　交通主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ從事ス

第十條　燈臺看守ハ上官ノ指揮ヲ承ケ航路標識ノ看守ニ從事ス

第十一條　三等郵便局長ハ三等郵便局ノ長ト爲リ上司ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第十二條　臺灣總督府交通局ニ郵便局、電信局、電話局及燈臺ヲ置ク

郵便局ヲ分チテ一等、二等及三等トス

第十三條　臺灣總督ハ必要ト認ムル地ニ交通局ノ出張所又ハ工場ヲ置クコトヲ得

第十四條　郵便局、電信局、電話局、燈臺、出張所及工場ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣總督府鐵道部官制及臺灣總督府通信官署官制ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ臺灣總督府鐵道部ノ書記若ハ技手又ハ臺灣總督府ノ通信書記、通信技手、電信書記補、三等郵便局長若ハ燈臺看守ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ鐵道部書記及通信書記ハ臺灣總督府交通局書記ニ、鐵道部技手及通信技手ハ臺灣總督府交通局技手ニ、通信書記補ハ臺灣總督府交通局主事ニ、三等郵便局長ハ臺灣總督府三等郵便局長ニ、燈臺看守ハ臺灣總督府交通局燈臺看守ニ各同俸給手當ヲ以テ任セラレタルモノトス

## ◎臺灣總督府專賣局官制中改正ノ件（大正十三年十二月二十五日勅令第四百三十號）

臺灣總督府專賣局官制中左ノ通改正ス

第一條第五號ヲ削ル

第三條　臺灣總督府專賣局ニ左ノ職員ヲ置ク

| | | | |
|---|---|---|---|
| 局長 | | | 勅任 |
| 參事 | 專任 | 六人 | 奏任 |
| 副參事 | 專任 | 四人 | 奏任 |
| 技師 | 專任 | 七人 | 奏任 |
| 書記 | 專任 | 百六十四人 | 判任 |
| 技手 | 專任 | 六十四人 | 判任 |

第六條　參事及副參事ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第七條　削除

第九條　削除

第十二條　削除

第十四條中「事務官、副事務官」ヲ「參事、副參事」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ●臺灣總督府稅關官制中改正ノ件（大正十三年十二月二十五日勅令第四百三十一號）

臺灣總督府稅關官制中左ノ通改正ス

第一條第八號中「石油」ヲ削ル

第四條中「稅關長　勅任又ハ奏任」ヲ「稅關長　奏任」ニ、「事務官　專任二人」ヲ「事務官　專任三人」ニ、「屬　專任四十二人」ヲ「屬　專任四十五人」ニ、「監視　專任二十人」ヲ「監視　專任十八人」ニ、「鑑定官補　專任二十一人」ヲ「鑑定官補　專任十九人」ニ、「技手　專任二人」ヲ「技手　專任一人」ニ、「監吏　專任百四十六人」ヲ「監吏　專任百二十一人」ニ、改メ、「監視官　專任一人　奏任」ヲ削ル

第六條　事務官ハ稅關監視部長又ハ稅關支署長タル者ノ外稅關長ノ命ヲ承ケ稅關ノ事務ヲ掌理ス

第六條ノ二ヲ削ル

第十二條中「監視官」ヲ「事務官」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## ●臺灣總督府地方官官制中改正ノ件（大正十三年十二月二十五日勅令第四百三十二號）

臺灣總督府地方官官制中左ノ通改正ス

第二條　州及廳ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知事 | | 五人 | 勅任 |
| 廳長 | | 二人 | 奏任 |
| 事務官 | | 十人 | 奏任 |
| 地方理事官 | 專任 | 二十六人 | 奏任 |
| 地方警視 | 專任 | 十五人 | 奏任 |
| 地方技師 | 專任 | 十六人 | 奏任 |
| 視學 | 專任 | 十二人 | 判任 |
| 屬 | 專任 | 四百一人 | 判任 |
| 警部 | 專任 | 二百二十人 | 判任 |
| 技手 | 專任 | 百四十四人 | 判任 |
| 通譯 | 專任 | 十六人 | 判任 |
| 警部補 | 專任 | 二百七十人 | 判任 |
| 稅務吏 | 專任 | 百一人 | 判任 |
| 森林主事 | 專任 | 百三人 | 判任 |

前項職員ノ中知事、事務官及地方技師ハ州ニ、廳長ハ廳ニ之ヲ置ク

第三條　地方理事官、地方警視、地方技師及判任官ノ各州及各廳ニ於ケル定員ハ臺灣總督之ヲ定ム

第四條中「高等官官等俸給令第二十三條第三項」ヲ「大正九年勅令第二百六十二號第一條」ニ、「技師」ヲ「地方技師」ニ、「前二條」ヲ「第二條」ニ改ム

第十條中「理事官」ヲ「地方理事官」ニ、「警視」ヲ「地方警視」ニ改ム

第十四條、第十六條、第二十八條、第三十條及第三十六條中「警視」ヲ「地方警視」ニ改ム

第十五條及第三十一條中「理事官」ヲ「地方理事官」ニ改ム

第十七條、第三十五條及第四十二條中「技師」ヲ「地方技師」ニ改ム

第三十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

郡ノ數ハ四十六、市ノ數ハ五トス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第三十三條　郡及市ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

郡守
市尹
助役
地方理事官　五十六人　奏任
地方技師　專任　一人　奏任
視學　專任　五十一人　判任
屬　專任　三百五十六人　判任
技手　專任　五十一人　判任

前項職員ノ中郡守ハ郡ニ、市尹、助役及地方技師ハ市ニ之ヲ置ク
郡守、市尹及助役ハ地方理事官ヲ以テ之ニ充ツ
地方技師及判任官ノ各州ニ於ケル定員ハ臺灣總督、各郡及各市ニ於ケル定員ハ知事之ヲ定ム
臺灣總督ハ州ノ地方警視、警部、警部補又ハ巡査ヲ郡ニ配置スルコトヲ得
第三十四條中「理事官」ヲ「助役」ニ改メ「專任」及第二項ヲ削ル
第四十一條中「理事官」ヲ「助役」ニ改ム
第四十七條　臺北州及高雄州ニ港務部ヲ置ク
港務部ノ事務ノ分掌ハ臺灣總督之ヲ定ム
第四十八條　港務部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長
港務官　專任　一人　奏任
港務醫官　專任　一人　奏任
港務屬　專任　二人　判任
港吏　專任　四人　判任
港務醫官補　專任　一人　判任
港務獸醫　專任　一人　判任
港務調劑手　專任　一人　判任

第四十九條　部長ハ州警務部長ヲ以テ之ニ充ツ
部長ハ知事ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
部長ハ其ノ所管事務ニ關シテハ警察官吏ヲ指揮スルコトヲ得
第五十條　港務官ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌ル
第五十一條　港務醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ檢疫及醫務ヲ掌ル
第五十二條　港務屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
港吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部務ニ從事ス
港務醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ檢疫及醫務ニ從事ス
港務獸醫ハ上官ノ指揮ヲ承ケ獸畜ニ關スル檢疫、檢査及醫務ニ從事ス
港務調劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ從事ス
第五十三條　知事ハ臨時必要アリト認ムルトキハ檢疫又ハ醫務ニ從事セシムル爲豫算定額内ニ於テ港務部ニ檢疫員又ハ檢疫醫員ヲ置クコトヲ得
檢疫員及檢疫醫員ハ判任官ノ待遇トス
檢疫員及檢疫醫員ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム
第五十四條　港務部ノ位置及其ノ管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
知事ハ必要ト認ムル地ニ港務部ノ支部ヲ置クコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
臺灣總督府港務所官制及臺灣總督府臨時海港檢疫所官制ハ之ヲ廢止ス
本令施行ノ際現ニ臺灣總督府州又ハ廳ノ理事官、警視又ハ技師ノ職ニ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各臺灣總督府地方理事官、地方督視又ハ地方技師ノ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス
本令施行ノ際現ニ臺灣總督府ノ港務官、港務醫官、港務書記、港吏、港務醫官補、港務獸醫又ハ港務調劑手ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレサルトキハ各臺灣總督府州ノ港務官、港務醫官、港務屬、港吏、港務醫官補、港務獸醫又ハ港務調劑手ニ同官等俸給ヲ以テ任セラレタルモノトス

## ●臺灣總督府法院職員定員令中改正ノ件（大正十三年十二月二十五日勅令第四百三十三）

臺灣總督府法院職員定員令中左ノ通改正ス
第一條中「判官　奏任　二十三人」ヲ「判官　奏任　二十二人」ニ、「檢察官　奏任　十一人」ヲ「檢察官　奏任　十人」ニ改ム
第二條中「書記　專任百七十人」ヲ「書記　專任　百六十一人」ニ、「通譯　專任　三十五人」ヲ「通譯　專任　三十三人」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（外略ス）

## ●臺灣總督府官房竝各局事務分掌規程（大正十三年十二月廿五日訓令第百二號）

第一條　官房ニ祕書課、文書課、審議室、法務課、會計課及調査課ヲ置ク
第二條　祕書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　機密ニ關スル事項
二　官吏其ノ他職員ノ進退及身分ニ關スル事項
三　恩給及諸手當ニ關スル事項
四　敍位、敍勳及褒賞ニ關スル事項
五　儀式典禮ニ關スル事項
六　總督ノ官印及府印ノ管守ニ關スル事項
七　其ノ他總督ノ特ニ命スル事項
第三條　文書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　公文書類及成案文書ノ接受發送ニ關スル事項
二　公文書ノ編纂保管及圖書ノ保管ニ關スル事項
三　府報ニ關スル事項
四　外國人ニ關スル事項
五　海外旅行ニ關スル事項
六　外國文書ノ起草及翻譯ニ關スル事項竝其ノ他ノ涉外事項
七　他ノ局竝官房各課ノ主管ニ屬セサル事項
第四條　審議室ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　審議立案ニ關スル事項
二　法令ノ解釋適用ニ關スル事項
三　重要ナル處分ノ審議ニ關スル事項
四　臺灣總督府評議會ニ關スル事項
五　訴願ニ關スル事項
六　特命ニ依ル調査ニ關スル事項
第五條　法務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一　民事刑事其ノ他司法行政ニ關スル事項
二　裁判及檢察事務ニ關スル事項
三　恩赦ニ關スル事項
四　辯護士ニ關スル事項
五　民事爭訟調停ニ關スル事項
六　供託ニ關スル事項
七　刑務所ニ關スル事項
八　假出獄及假出場ニ關スル事項
九　釋放者ノ保護ニ關スル事項
十　犯罪人異同識別ニ關スル事項

第六條　會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　總督府ノ會計調度及財産ニ關スル事項
二　廳舍及官舍ノ取締ニ關スル事項
三　罹災救助基金其ノ他資金ノ保管出納ニ關スル事項
四　營繕工事ニ關スル事項
五　營繕ニ關スル技術ニ屬スル事項

第七條　調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　南支南洋其ノ他海外ニ於ケル制度及經濟調査ニ關スル事項
二　統計ノ調製及報告ニ關スル事項
三　統計ノ監督ニ關スル事項
四　特命ニ依ル制度及經濟調査ニ關スル事項

第八條　內務局ニ庶務係、地方課、文書課及土木課ヲ置ク

第九條　庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　局內庶務ニ關スル事項

第十條　地方課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　州、廳及市街庄ノ行政及經濟竝其ノ監督ニ關スル事項
二　郡、區ノ行政ニ關スル事項
三　州組合竝市街庄組合及其ノ監督ニ關スル事項
四　廳地方費ニ關スル事項
五　各種公共ノ團體ノ事務及經濟竝其ノ監督ニ關スル事項但シ其ノ主管ニ屬セシメタルモノヲ除ク
六　州協議會員ノ任免ニ關スル事項
七　兵事ニ關スル事項
八　地理ニ關スル事項
九　官有財産、廳地方費所屬財産ニ關スル事項
十　官有林野及開墾地ノ調査實測及處分ニ關スル事項

第十一條　文教課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　神社ニ關スル事項
二　學校、幼稚園、圖書館、博物館其ノ他學事ニ關スル事項
三　宗教ニ關スル事項
四　教員檢定ニ關スル事項
五　社會教育ニ關スル事項
六　圖書ノ編修、檢定著譯、出版及拂下ニ關スル事項
七　軍事救護ニ關スル事項
八　賑恤救濟慈善感化其ノ他社會事業ニ關スル事項
九　公設質舖ニ關スル事項

第十二條　土木課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　上水、下水、河川及埤圳其ノ他水利土木ニ關スル事項(營繕、鐵道、道路、橋梁、港灣、運河ニ關スル事項ヲ除ク)
二　前號土木ニ關スル技術ニ屬スル事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三　水利組合及埤圳組合ニ關スル事項
四　灌漑排水ニ關スル事項
五　市區計畫並公園ニ關スル事項
第十三條　財務局ニ庶務係、主計課、稅務課及金融課ヲ置ク
第十四條　庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　局內庶務ニ關スル事項
第十五條　主計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　豫算決算ニ關スル事項
二　公債及借入金ニ關スル事項
三　會計法令諸規則及經理ノ統一ニ關スル事項
四　廳地方費現金、罹災救助基金ノ運用及廳地方費取扱所ノ監督ニ關スル事項
五　國費、州費、廳地方費、市費、街庄費、罹災救助基金、農會其ノ他公共ノ團體及政府ヨリ補助金ヲ交付シ又ハ出資ヲ爲ス法人又ハ個人ノ會計檢査ニ關スル事項
六　出納官吏、保管物取扱主任、物品出納主任ノ監督ニ關スル事項
第十六條　稅務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　國稅其ノ他諸收入ニ關スル事項
二　稅務ノ管理監督ニ關スル事項
三　土地臺帳ニ關スル事項
四　地圖及土地測量標保管ニ關スル事項
五　諸稅金、費用徵收、寄附其ノ他人民ノ負擔ニ關スル事項
第十七條　金融課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　貨幣及金融ニ關スル事項
二　銀行ノ監督ニ關スル事項

三　市街地信用組合ニ關スル事項
四　信託及無盡ニ關スル事項
第十八條　殖產局ニ庶務係、特產課、農務課、商工課及山林課ヲ置ク
第十九條　庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　局內庶務ニ關スル事項
第二十條　特產課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　糖業ニ關スル事項
二　製糖場ノ取締監督ニ關スル事項
三　製糖工場財團及製糖工場抵當權ニ關スル事項
四　糖業改良奬勵補助ニ關スル事項
五　製糖機械器具ノ保管及貸付ニ關スル事項
六　茶業其ノ他特ニ導定スル產物ニ關スル事項
第二十一條　農務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　農業ニ關スル事項
二　園藝ニ關スル事項
三　蠶業ニ關スル事項
四　畜產ニ關スル事項
五　家畜衛生ニ關スル事項
六　狩獵ニ關スル事項
七　移民ニ關スル事項
八　農會其ノ他ノ農業團體ニ關スル事項
九　土地改良ニ關スル事項（土木課ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク）
十　水產業ニ關スル事項
十一　水產試驗ニ關スル事項
十二　海洋其ノ他水產ノ調查ニ關スル事項

十三　水産會其ノ他ノ水産團體ニ關スル事項

第二十二條　商工課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　商業ニ關スル事項
二　工業ニ關スル事項
三　鑛業ニ關スル事項
四　織物、質地ノ調査ニ關スル事項
五　博覽會、共進會及品評會ニ關スル事項
六　陳列館ニ關スル事項
七　同業組合、産業組合（市街地信用組合ヲ除ク）其ノ他ノ商工團體ニ關スル事項
八　勞力ノ調査ニ關スル事項
九　軍需工業動員法ノ施行ニ關スル事項
十、工場財團及工場抵當權ニ關スル事項但シ他ノ主管ニ屬セシメタルモノヲ除ク

第二十三條　山林課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　林野ノ取締保護及其ノ監督ニ關スル事項
二　民林ノ奬勵及其ノ監督ニ關スル事項
三　保安林、部分林ニ關スル事項
四　林産物處分ニ關スル事項
五　森林調査及造林ニ關スル事項
六　官行樟樹造林地ノ調査選定及植林ニ關スル事項
七　樟樹造林ニ關スル經濟調査ニ關スル事項

第二十四條　警務局ニ庶務係、警務課、保安課、理蕃課及衛生課ヲ置ク

第二十五條　庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　局內庶務ニ關スル事項

第二十六條　警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　警察區畫ニ關スル事項
二　警察職員ノ配置及服務ニ關スル事項
三　巡査以下ノ給助ニ關スル事項
四　警察專用電話ニ關スル事項

第二十七條　保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　集會、結社、言論ニ關スル事項
二　新聞紙、雜誌、出版物及著作物ニ關スル事項
三　外國人取締ニ關スル事項
四　勞働爭議取締ニ關スル事項
五　保安規則執行ニ關スル事項
六　危險思想其ノ他機密取締ニ關スル事項
七　前各號ノ外高等警察ニ關スル事項
八　行政警察ニ關スル事項
九　司法警察ニ關スル事項
十　犯罪卽決ニ關スル事項
十一　受刑者、刑事被告人、被疑者及留置人護送ニ關スル事項
十二　保甲ニ關スル事項
十三　戶口ニ關スル事項

第二十八條　理蕃課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　蕃人、蕃地ニ關スル事項
二　蕃地內取締ニ關スル事項
三　兵器彈藥ニ關スル事項
四　航空ニ關スル事項
五　鐵條網ニ關スル事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六　蕃地衛生ニ關スル事項
第二十九條　衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　傳染病及地方病ニ關スル事項
二　保健衛生ニ關スル事項
三　海港檢疫ニ關スル事項
四　上水、下水及市區港灣ノ衛生計畫ニ關スル事項
五　醫制、藥制ニ關スル事項
六　官公立醫院ニ關スル事項
七　阿片及代用品取締ニ關スル事項
八　濟生會其ノ他施藥ニ關スル事項

附　則

大正八年訓令第百號臺灣總督府官房竝各局部事務分掌規程ハ之ヲ廢止ス

## ●臺灣總督府交通局事務分掌規程（大正十三年十二月廿五日訓令第百三號）

第一條　臺灣總督府交通局ニ總務課、道路港灣課、鐵道部及遞信部ヲ置ク
第二條　總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　機密ニ關スル事項
二　他ノ部及課ノ主管ニ屬セサル事項
第三條　道路港灣課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　道路、橋梁ニ關スル事項
二　港灣ノ工事ニ關スル事項
三　港灣ノ計畫竝設備ノ調査ニ關スル事項
四　運河ニ關スル事項
第四條　鐵道部ニ庶務課、運輸課、汽車課及工務課ヲ置ク
第五條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　庶務及鐵道事業ノ會計ニ關スル事項
二　部內他課ノ主管ニ屬セサル事項
第六條　運輸課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　運輸及附帶事業ニ關スル事項
二　私設鐵道及軌道ニ關スル事項
第七條　汽車課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　車輛ノ運轉及保管ニ關スル事項
二　車輛及機械器具ノ製作修理ニ關スル事項
第八條　工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　線路建物ノ建設及保守ニ關スル事項
二　線路ノ調査ニ關スル事項
第九條　遞信部ニ庶務課、監理課、工務課及海事課ヲ置ク
第十條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　庶務及遞信事業ノ會計ニ關スル事項
二　電氣事業竝瓦斯事業ノ取締ニ關スル事項
三　部內他課ノ主管ニ屬セサル事項
第十一條　監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　郵便、小包郵便、郵便爲替、郵便振替貯金及電信電話業務ノ監督規畫ニ關スル事項
二　賞勤年金、恩給ノ支給ニ關スル事項
三　郵便爲替、郵便貯金及郵便振替貯金ノ計算ニ關スル事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第十二條　工務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　電信電話ノ技術ニ關スル事項
二　電信電話線路ノ設計、建設及保守ニ關スル事項

第十三條　海事課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　船舶、海員、航路及補助金ヲ交付スル海運會社又ハ個人ノ業務ノ監督ニ關スル事項
二　航路標識ニ關スル事項
三　港灣事務ニ關スル事項（道路港灣課ノ主管ニ屬スル事項竝海港檢疫ノ監督ニ關スル事項ヲ除ク）
四　水難救護ニ關スル事項

第十四條　各部ニ部長、各課ニ課長、出張所ニ所長ヲ置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ部長、課長及出張所長ハ上官ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌理ス

第十五條　郵便局、電信局、電話局、出張所及工場ノ事務分掌ハ別ニ之ヲ定ム

## ● 臺灣總督府專賣局分課規程

（大正十三年十二月廿五日 訓令第百四號）

第一條　臺灣總督府專賣局ニ庶務課、製造課、鹽腦課、煙草課及酒課ヲ置ク

第二條　庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　職員ノ進退及機密ニ關スル事項
二　文書、統計、調査及報告ニ關スル事項
三　會計及諸收入ニ關スル事項
四　共濟組合ニ關スル事項
五　他課ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　製造課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　阿片及作業用物品ノ購入、保管ニ關スル事項
二　樟腦油再製及芳油製造ニ關スル事項
三　阿片煙膏及樟腦竝副產物ノ製造ニ關スル事項
四　阿片煙膏及粉末阿片ノ分配、運搬及賣渡ニ關スル事項
五　阿片、樟腦及樟腦油ノ試驗及試製ニ關スル事項
六　阿片煙膏ノ保管ニ關スル事項
七　阿片ノ取締ニ關スル事項

第四條　鹽腦課ニ於ハ左ノ事務ヲ掌ル
一　食鹽、粗製樟腦、樟腦油ノ製造、收納及取締ニ關スル事項
二　食鹽、樟腦、樟腦油及副產物ノ賣渡ニ關スル事項
三　粗製樟腦、樟腦油製造用ノ林產物取締、保護及拂下ニ關スル事項
四　食鹽、樟腦、樟腦油及副產物ノ保管ニ關スル事項
五　鹽田開設ノ許可及取締ニ關スル事項
六　鹽田ノ開設及修理ノ補助ニ關スル事項
七　食鹽、副產物及製腦ノ試驗ニ關スル事項

第五條　煙草課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　煙草ノ耕作ニ關スル事項
二　煙草ノ收納及運搬ニ關スル事項
三　煙草葉煙草ノ購入保管竝販賣ニ關スル事項
四　煙草ノ取締ニ關スル事項
五　煙草製造及試製ニ關スル事項
六　煙草製造及試製材料諸品ノ保管ニ關スル事項

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七　煙草工場及倉庫ニ關スル事項

第六條　酒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　酒類ノ製造、購入、販賣及保管ニ關スル事項
二　酒類製造用原料及材料諸品ノ保管ニ關スル事項
三　酒類工場及倉庫ニ關スル事項
四　酒類、白糖、紅糖、酒母及麴ノ取締ニ關スル事項
五　徴收及交付金ニ關スル事項
六　酒類ノ製造ニ關スル工場其ノ他ノ建築及設備ノ計畫ニ關スル事項
七　酒精ニ關スル事項

第七條　各課ニ課長ヲ置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ上官ノ命ヲ承ケ主管ノ事務ヲ掌理ス

## ●臺灣總督府中央研究所事務分掌規程中改正ノ件（大正十三年十二月廿五日訓令第百五號）

第十三條　工業部釀造課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　釀造及醱酵菌類ニ關スル試驗研究
二　釀造及醱酵ノ化學ニ關スル試驗研究
三　酒類、酒精及其ノ材料品ノ分析試驗ニ關スル事項
四　其ノ他釀造ニ關スル試驗研究

## ●臺灣總督府州港務部事務分掌規程（大正十三年十二月廿五日訓令第百六號）

第一條　州港務部ニ海務課及檢疫課ヲ置ク

第二條　海務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　開港ノ港則ニ關スル事項
二　部内他ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　檢疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　海港檢疫ニ關スル事項
二　輸入及移入獸類ノ檢疫、檢查ニ關スル事項

第四條　各課ニ課長ヲ置キ高等官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ上官ノ命ヲ承ケ主管ノ事務ヲ掌ル　（外略）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 詞　苑

賦得山色連天　藤波千溪

映空山色秀。光麗挂朝曦。帝座遙通處。神龍忽見時。瑞雲濃繚繞。佳氣鬱嶺崎。萬里探舟藥。當年歌紫芝。獨尊瞻兜卒。孤起仰須彌。其獻壽無量。天雞鳴和詩。

乙丑元旦恭賦　潤庵 魏清德

迎正除夕家人事。曉起裁箋且賦詩。四十何嘗能不惑。二三還喜得相知。香飄花氣侵書幌。暖送春風入硯池。舊有輪囷肝膽在。壯圖未試愧囊錐。

乙丑元旦賦得山色連天　柚木玉邨

乾坤一[illegible]、誰是[illegible]。蔥翠東風海波穩。春山平遠碧連天。

新春雜感戲賦　孤松生

罷官士似藏身鼠。蒞任人如負重牛。入穴無聲慮遠喘。一便擾々一便休。

如大旋風將理風。舊枝吹折蕩然空。東皇不管人間事。分送春光到處同。

古來官海有沈浮。多爲沈浮作喜憂。休嘆眼前榮辱事。人間命運也磨牛。

官海風波猶未收。吟朋多少半沈浮。人心動靜關家國。誰道今我風馬牛。

歲首遊鷺洲柑園有作　尾崎古邨

楊州錫貢有書傳。夙記東瀛橘柚鮮。海島猶存當年種。禹包風味四千年。

同遊北投

靈泉一浴濯塵纓。頓覺此身分外淸。晚來更喚酒三斗。痛飲淋漓心未平。

古亭庄晚步口占

城南晚光送殘霞。不厭江村一路賒。翠閣朱樓看漸遠。始知春在野人家。

乙丑元旦　雲滄 王少濤

錦繡江山景物新。東風送暖鳥呼春。梅花香裡裁詩句。聊祝平安寄故人。

懸扇面牡丹

圖書之外無長物。四壁蕭然寒士家。難得平生眞富貴。山齋空挂牡丹花。

歲晚書懷　曾川 高島愿

居諸如箭歲將徂。對鏡忽驚霜滿鬚。客載挂冠避世路。晚年樂道問眞儒。家貧尙有三餘在。才拙元非一計無。回首感懷不知盡。燈前兀坐我忘吾。

山色連天

郊外雪晴還杖藜。皚々玉樹路將迷。新春風物何尤好。山色連天入御題。

周甲自述

曆還乙丑歲云新。今我正迎華甲春。賴有孤心堅似石。不妨雖兵白如銀。古來高壽雖難享。晚近六旬何足珍。如是人生初段落。也開天地養全眞。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

乙丑元日書懷　臺灣 高樹木

滿城紅紫望中收。鶯囀樓頭臘己休。
好友賀正來似鯽。慈親尚健免扶鳩。
欲酬壯志須勤學。甚好春光莫浪遊。
島上喜無兵火刦。花前暢飲話神州。

乙丑年元旦試筆　王寶藏

群峰聳翠玉簾前。喔々靈雞唱曉天。
窓外薔薇初放蕊。池中菡萏正迎年。
一時春色隨潮湧。半世雄心被俗纏。
幸喜山妻能解事。屠蘇樽裡共陶然。

同題　王忠滿

樓臺楊柳照人妍。容易洪鈞又一旋。
惟看履端春似海。傾樽相對入新年。

鎭海龍君弄璋兼令尊翁七十壽辰賦此誌賀　屏山 樵夫

霓裳歌舞宴瑤池。正是老萊戲綵時。
座滿放誇無俗客。書香繼起有佳兒。
觴傾北海千杯酒。人獻南山百壽詩。
父得鮐齡兒鶴算。柏松媲美到期頤。

有贈　王寶藏

柔情百轉可憐宵。一曲琵琶淚未銷。
腸斷燈殘人散後。無端偸唱念奴嬌。

乙丑元旦　七絕　鳳山 林靜觀

履端佳氣典遙頒。澤降紫宸衛路環。
復旦賡歌昭景福。臣工喜起祝南山。

其二

文物昭回鹿一德。椒花獻頌紀皇極。
仁恩覆被遍遐方。瑞靄氤氳呈霽色。

其三

紫殿春輝瑞靄鮮。鏗鏘劍佩擁羣仙。
屠蘇酒暖頒丹陛。湛露賡歌喜起連。

其四

金殿傳宣玉佩聯。履端維始日華鮮。
好生德洽仁風扇。萬彙均沾樂帝天。

其五　七律

帝德傳宣降紫宸。履端佳氣日華新。
宴鹿魚藻迎仙輪。詩賦鹿鳴建斗寅。
柏葉浮觴呈瑞靄。椒花獻頌樂熙春。
衢歌喜獻盈廷慶。拜舞堯階誦至仁。

廢寺看花　館 星邨

殿堂壁落鎖蜘絲。依舊桃林春滿枝。
草木不關人世事。傷心偏在落花時。

獨釣

蘆葉風吹夕影搖。白鷗隨水伴孤蓬。
長竿箬笠漁人趣。功業何須羨太公。

聽砧

寒城霜白夜悠深。何處征鴻度竹林。
少婦不關孤客恨。長安月裡送幽音。

韓信

城下垂綸貧亦淸。憑誇漂母却堪驚。
誰知漢高創業策。惟看淮陰這裡生。

城山懷古

來弔英雄荒逕幽。鼓鼙長歇幾春秋。
誰知細雨斜風夕。鬼火陰々催客愁。

見某氏夫婦寫眞戲贈　涼雨生

六扇紗窓曉畵眉。鏡前猶看悞春思。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

郎君心事未全解。昨夜歸來故故遲。
晩來悄未解愁眉。凭椅低頭有所思。
傾聽窓前海棠雨。一層嬌態上顋遲。

擬某氏酬余作

諸老文壇推白眉。新詩贈我盡佳思。
今朝春夢未全覺。把筆茫然次韻遲。

題書蘭用前韻　　岳陽生

奇峰未上彼蛾眉。但有佳人空谷思。
邐迤所南居士後。曉風殘月度欄遲。

乙丑新春試賦　　伊坂　旭江

燈下沈吟忘素貧。公餘弄筆葆天眞。
熙々淸世仁風裡。椒酒間迎乙丑春。

山色連天

岡山　中山　寛

晴れわたる野末はるかに見ゆるかな
雲かあらぬか遠のやま〳〵

岡山　岸本久滿男

ほの〳〵と雲にまかひてくれないの
みそらににほふ有明のやま

初日さす大ひゐの嶺もうちかすみ
御空につゝく年のあさあけ

吉川利一

天地のけちめもわかすおほ空に
そひえて高き新高のやま

乙丑新春よめる

吉川利一

千里ゆく牛にならひて今年より
いめ怠たらす世を渡らなむ

同

内藤龍平

今年はも重荷をおひて山坂も
たゆます登ほる牛に肖えなむ

六十ちかき年迎へも惚けしや
よき歌ひとつあらぬ我かも

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 臺灣日誌

## ■十二月

▼十九日
□能高郡農產品評會擧行
▼二十一日
□中華民國の顧儒事鴻銘氏招待晩餐會、長官々邸に催さる
▼二十四日
□吉岡臺北州知事初登廳
▼二十五日
□總督府及所屬官署の行政整理發表せられ官人の大異動行はる
□總督府、專賣局、中央研究所、地方官、稅關、其他官制の改正及交通局官制等公布せられ、其の事務分掌を定めらる
□基隆、高雄の兩地に市制を敷かる
▼二十八日
□基隆市制實施祝賀會
▼二十九日
□總督府御用納
□伊澤總督行政整理に關する訓示を發す

## ■一月

▼一日
□總督府にて新年拜賀式擧行
□臺北官民名刺交換會鐵道ホテルに擧行せらる
▼三日
□臺灣神社にて元始祭奉行
▼四日
□總督府御用始
□臺北消防出初式
▼五日
□總督官邸新年宴會
□歲暮大賣出抽籤を臺北新公園に行ふ
▼八日
□陸軍初閱兵式總督府前に擧行せらる
▼九日
□後藤總務長官全島初巡視の途に上る
▼十一日
□吉岡州知事、太田市尹新任披露茶話會を鐵道ホテルに催ほす
▼十五日
□阿里山達邦社獻穀田地鎭祭
□高雄市制實施祝賀會

# 人事消息

自大正十三年十二月十八日
至同　十四年一月十五日

▼小谷淡雲氏(南洋協會爪哇支部常任幹事)十二月十八日本島視察の爲め內地より來臺同月二十三日爪哇に歸る
▼坂本森一氏(警務局長、本誌評議員) 內地歸省中の處、十二月二十二日歸臺
▼喜多孝治氏(臺南州知事、本誌評議員) 二十五日臺南州に赴任す
▼鼓包美氏(事務官、本誌評議員) 二十五日內地より歸臺
▼田川大吉郎氏 視察の爲め二十五日來臺
▼常吉德壽氏(元臺中州知事) 行政整理により退官、二十六日內地に歸還
▼富島元治氏(元高雄州知事) 同上
▼新元鹿之助氏(元鐵道部長) 行政整理により退官、二十八日內地に歸還
▼東忠藏氏(元臺北州內務部長) 樺太廳務部長に轉任、赴任の爲め二十八日內地に赴く
▼青柳榮司氏(帝大教授、工博) 電力日月潭工事及一般電氣工業の企業的調査の爲め二十八日來臺
▼三宅驥一氏(帝大農學部助教授、理博) 本島植物珍種發見の爲め二十八日來臺、一月十一日歸還
▼片山三郎氏(新任殖產局長、本誌評議員) 二十八日着任

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼辜鴻銘氏（民國碩學） 本島視察中の處、三十一日出發朝鮮を經て北京に向ふ

▼濱田恒之助氏（拓殖事務局長） 視察の爲め一月二日來臺、十三日歸還

▼丸井圭次郎氏（元內務局社寺課長） 退官に付三日內地へ歸還

▼宇賀四郎氏（專賣局長） 二日內地より着任

▼青木敬一氏（軍參謀、本誌編纂委員） 支那視察の爲め三日出發

▼小出博士 北海道大學演習林視察の爲め四日來臺

▼高木友枝氏（電力社長、本誌評議員） 六日內地より歸臺

▼鈴木重臣氏（大日本製糖取締役、本誌評議員） 六日內地より歸臺

## 任命

自大正十三年十一月二十二日
至同　十二月二十八日

▼十一月二十二日

遞信局長 吉田平吾
上京ヲ命ス

公立高等女學校長 清水儀六
東京、大阪、京都、愛知、宮城、新潟、廣島岡山、福岡、長崎ノ三府七縣下へ出張ヲ命ス

▼十一月二十四日

臺灣總督府中央研究所技師 柳川秀興
英領印度へ出張ヲ命ス

總督府評議官兼參事官 小林音八
免本官專任參事官

領事 臺灣總督府事務官（兼） 佐々木勝三郎
免兼官

領事 井上庚二郎
兼任臺灣總督府事務官

事務官 井上庚二郎
總督官房外事課勤務ヲ命ス

通信技師 片山活三
臺南駐在ヲ命ス

▼十一月二十五日

專賣局技師 笠島孝作
歸任ノ途次東京、京都ノ二府下へ出張ヲ命ス

▼十一月二十六日

事務官 深川繁治
遞信局長吉田平吾不在中代理ヲ命ス

▼十一月二十九日

公立高等女學校長 近藤康三
東京、京都、大阪、奈良、廣島、福岡、熊本長崎ノ三府五縣下へ出張ヲ命ス

醫院醫官補 井田惇
任醫院醫官、臺南醫院勤務ヲ命ス

醫學專門學校助教授 帖佐直[illegible]
任醫院醫官、新竹醫院勤務ヲ命ス

山口縣土木技師 新井英次郎
任公立實業學校教諭、補臺北工業學校教諭

醫院醫官 山下部一
任府技師、警務局衛生課勤務ヲ命ス

▼十二月二日

五十嵐武雄
高雄州協議會員ヲ命ス

▼十二月四日

公立中學校教諭 渡邊末造
南支那及英領香港へ出張ヲ命ス

事務官 岡本佃
醫院醫長 尾崎宰
（各通）
上京ヲ命ス

▼十二月八日

技師 田賀奈良吉
歸朝ノ途次上京ヲ命ス

師範學校教諭 坂上一郎
補臺中師範學校舍監

通信事務官 水岡位彥
高雄郵便局長ヲ命ス

通信事務官 平賀種樹
新竹郵便局長ヲ命ス

通信技師 片山活三

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

遞信局工務課長ヲ命ス

總督府技師 山本三次郎
法院檢察官 筒井清眞
醫院事務官 加藤忠太郎
州技師 古川眞雄
州警視 中間市之助
鐵道部事務官補 岡本鉦吉郎
同 莊村鹿吉
同 小川義郎
同 八代定太郎
同 佐藤才郎
鐵道部技師 吉武千代藏
（各通）
鐵道部技師 立川昇
總督府技師 渡邊正彥
法院檢察官 玉置榮吉
通信技師 桑名祝
通信事務官 橋本定二
同 錦織光彥
州理事官 吉川豐
州警視 近藤諸夫
郡守 藤代三九三
同 越山正彥
同 岡村勝次郎
同 生野猪六

依願免本官

郡守兼州警視 毛利誠意
編修官兼翻譯官 丸井圭治郎
郡守兼州警視 藤崎濟之助
（各通）

依願免本官並兼官

▼十二月九日

依願免本官

總督府技師 野呂寧
郡守兼州警視 河東田義一郎
中央研究所技師兼府技師 山村悅造
（各通）
中央研究所技師兼總督府技師 山田秀雄
郡守兼州警視 池田鳴遠
同 松村儀十郎

依願免本官並兼官

▼十二月十日

郡守 塚越翠
郡守 山口總治
郡守 隈元多市郎
郡守 森直吉
州警視 細井鶴三郎
州理事官 秋山誼之助
專賣局副事務官 古本廣允
同 細谷錄三郎
（各通）
府技師 關野謙三
同 原澤豐吉
同 平井成
同 八板志賀助
同 若杉直
同 白石方亮
郡守 宇都宗一
同 小倉信一
州警視 新谷郡廉

依願免本官

▼十二月十一日

師範學校長 大岩榮吾

東京、京都、新潟、廣島、島根及長崎ノ二府四縣ヘ出張ヲ命ス

總督府技師（兼）中央研究所技師 稻留喜之助

依願免本官並兼官

臺北市屬 中間光太郎

任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス

臺北州郡屬 山下雄輔

任州理事官、臺南州勤務ヲ命ス

中央研究所技師 島津眞能
中央研究所技師 岸喜鑑
（各通）

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

▼十二月十二日

法院判官 金子榮次郎

退職ヲ命ス

通信事務官 藤田忠四郎

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

依願免本官 參事官 小林音八
(各通) 州理事官 中間光太郎
州理事官 山下雄輔
依願免本官 州事務官 飯田盛敏
任參事官 府技手 會澤權太郎
(各通) 州技手 近藤三綱
任總督府技師、財務局稅務課勤務ヲ命ス 專賣局書記 寺田勝次郎
(各通) 同 渡部靜吉
任專賣局副事務官 警察官及司獄官練習所舍監(兼)敎官總督府警部 志波吉太郎
任警察官及司獄官練習所舍監 通信書記 石井慶松
任通信事務官、臺南郵便局勤務ヲ命ス 通信書記 岩切勇吉
任通信事務官、臺北郵便局勤務ヲ命ス 鐵道部技手 小松次郎
(各通) 同 川又輝
同 鈴木文吉
任鐵道部技師 鐵道部書記 東午藏

(各通) 同 村上安次
同 村上繁之助
同 森遠重
任鐵道部事務官補
任編修官 編修書記 平澤平七
任通信技師、遞信局工務課勤務ヲ命ス 通信技手 浦野丸吉
臺南州屬 伊東祐二
任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス 臺南州技手 坂本萬藏
兼任總督府技師、殖産局農務課勤務ヲ命ス 鐵道部技手 覩行正三
(各通) 同 足達三太郎
兼任總督府技師、土木局土木課勤務ヲ命ス 總督府屬 眞島恕永
同 石原利作
(各通) 州警部 平峰彦三
總督府屬 田村兵司
兼任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス 州警部 貫島勇熊
(各通) 同 柏尾久吉
同 纐成義和
兼任州理事官、高雄州勤務ヲ命ス 郡屬 原尻右京

州屬 室屋萬兵
兼任州警視、高雄州勤務ヲ命ス 市屬 中野堅吉
同 田中都二
同 有馬源太郎
(各通) 市屬 石橋文三
兼任州警視、臺南州勤務ヲ命ス 通信書記 中治稔郎
兼任遞信局事務官、爲替貯金課勤務ヲ命ス 府屬 和田正彥
兼任通信事務官、高雄郵便局勤務ヲ命ス 府屬 森田鉄太郎
兼任通信事務官、臺中郵便局勤務ヲ命ス 郡屬 工藤清
兼任州警視、臺北州勤務ヲ命ス 總督府技手 笹原宗吉
兼任州技師。臺北州勤務ヲ命ス 州警部 久野仙次郎
兼任市理事官、臺南市勤務ヲ命ス 參事官 飯田盛敏
總督官房參事官室勤務ヲ命ス 總督府技師 近藤三綱
財務局稅務課勤務ヲ命ス 府技師 會澤權太郎
殖産局度量衡所勤務ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▼十二月十三日

檢察官　武井羽二郎
補臺南地方法院檢察官長
同　古河新次郎
補臺中地方法院檢察官長
同　桝目瓦作
補臺南地方法院檢察官
府事務官　岡本　佃
任參事官、官房參事官室勤務ヲ命ス
通信書記　杉本利太郎
任通信事務官、新竹郵便局勤務ヲ命ス
參事官　飯田盛敏
府技師　近藤三綱
警察官及司獄官練習所舍監　志波吉太郎
通信事務官　石井慶松
同　岩切勇吉
專賣局副事務官　寺田勝次郎
同　渡部靜吉
府技師　會澤槌太郎
編修官　平澤平七
（各通）
通信技師　浦野丸吉
鐵道部事務官補　東　午藏
同　村上繁之助
同　村上安次
同　森　遠重

鐵道部技師　小松次郎
同　川又　輝
同　鈴木文吉
州理事官　伊東祐二
依願免本官
州技手兼總督府技師　坂本萬藏
府屬兼州理事官　眞島恕永
同　石原利作
州警部兼同　平峰彥三
府屬兼同　田村兵司
郡屬兼州警視　工藤　清
鐵道部技手兼總督府技師　觀行正二
同　足達三太郎
州警部兼州理事官　貫島勇熊
同　柏尾久吉
同　總成義和
（各通）
州屬兼州警視　室屋萬兵衛
郡屬兼同　原尻右京
市屬兼同　石橋文三
同　中野堅吉
同　田中都二
同　有馬源太郎
通信書記兼遞信局事務官　中治稔郎
府屬兼通信事務官　和田正彥
同　森田鉞太郎

府技手兼州技師　笹原宗吉
州警部兼市理事官　久野仙次郎
依願免兼官
▼十二月十五日
（各通）
參事官　岡本一佃
通信事務官　杉本利太郎
依願免本官
郡守兼州警視　村田豐次郎
依願免本官竝兼官
府屬　田中萬二
同　萬代庄三郎
專賣局書記　岩崎辰三郎
同　森脇市治郎
（各通）
同　桑原虎之助
同　安井祐成
同　市野啓太郎
任總督府郡守
法院書記兼州警部　尾崎繁男
任州警視、臺北州勤務ヲ命ス
府屬　河西方利
任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス
州警部　綱島小三郎
任通信事務官、臺南郵便局勤務ヲ命ス
總督府屬　市川彌惣次
任廳理事官、臺東廳勤務ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

府屬 白男川敬藏
（各通）
同 金谷雄貫、
府屬 北野敬太郎
兼任鐵道部事務官補
府屬 蒲地孫八郎
兼任專賣局副事務官
府屬 石畑甚右衛門
兼任州理事官、臺中州勤務ヲ命ス
▼十二月十六日
公立中學校教諭 松平治郎吉
（各通）
同 並河甚孝
南支那及英領香港へ出張ヲ命ス
府技手 橫尾善夫
（各通）
同 八田知義
府技手兼州技師 後藤廣吉
任總督府技師
府技手 細野角三郎
（各通）
府技手 安野由之丞
任總督府技師
測候所技師 近藤久次郎
任總督府技師
法院書記 樋本正脩
（各通）
同 岡部七次郎
任法院通譯
市視學 原松治

任編修官
專賣局技手 松島武雄
任專賣局技師
專賣局技手 小野木和多利
任專賣局技師
府屬 末松宗吾
任州理事官
府屬兼專賣局書記 柳瀨醫
任州理事官
府技手 內田又四郎
兼任總督府州技師
州理事官 本山直枝
廳理事官 長谷川直吉
同 新縮謹次郎
郡守 池田壯太郎
同 津下猪太郎
同 長谷八太郎
專賣局技師 松浦作治郎
市尹 川中子安治郎
翻譯官 法水了禪
州技師 岩瀨恕
州理事官 增田多助
廳警視 下山又喜
廳長 市來半次郎
郡守 淸水喜七

醫院醫局長 小田部
州理事官 石井繁治郎
州理事官 山田孝使
郡守 武井響三
府技師 田中元次郎
府技師 市川雄一
府技師 佐藤善吉
（各通）
中央研究所技師 惠澤貞次郎
中央研究所技師 赤城五十羽
專賣局技師 寺島與三太郎
廳警視 神田龜次郎
廳警視 松尾溫留
港務醫官 末次常太郎
典獄 松本助太郎
州技師 宇都宮無垢介
郡守 兒玉三次郎
州警視 尾崎繁男
通信事務官 綱島小三郎
郡守 田中萬二
郡守 萬代庄三郎
州理事官 河西方利
郡守 岩崎辰三郎
郡守 森脇市治郎
郡守 桑原虎之助
郡守 安井萠成

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

郡守　市野啓太郎
州理事官　市川彌惣次
郡守　松野常世

依願免本官
府屬兼鐵道部事務官補　白男川敬藏
府屬兼鐵道部事務官補　金谷雄貫
府屬兼鐵道部事務官補　北野敬太郎
（各通）
府屬兼州理事官　石畑貝右衛門
府屬兼專賣局副事務官　蒲地孫八郎

依願免兼官
中央研究所技師兼專賣局技師　土橋力太

依願免本官並兼官
產業技師　蜂須留三郎

願ニ依リ本職ヲ免ス
府技師　横尾善夫

土木局營繕課勤務ヲ命ス
府技師　八田知義

内務局地理課勤務ヲ命ス
府技師　後藤廣吉

殖產局水產課勤務ヲ命ス
府技師　細野角三郎
府技師　安野由之丞

土木局營繕課勤務ヲ命ス
府技師　近藤久次郎

遞信局海事課勤務ヲ命ス
法院通譯　槌本正脩

補高等法院通譯
法院通譯　岡部七次郎

内務局編修課勤務ヲ命ス
編修官　原松治

臺北州勤務ヲ命ス
州理事官　柳瀬馨

臺南州勤務ヲ命ス
州理事官　末松宗吾

蘇澳郡守ヲ命ス
郡守　田中萬二

大湖郡守ヲ命ス
郡守　萬代庄三郎

文山郡守ヲ命ス
郡守　岩崎辰三郎

新高郡守ヲ命ス
郡守　森脇市治郎

南投郡守ヲ命ス
郡守　桑原虎之助

東港郡守ヲ命ス
郡守　安井祐成

旗山郡守ヲ命ス
郡守　市野啓太郎

▼十二月十六日

上京ヲ命ス
臺南州知事　松井榮堯

▼十二月十六日

任郡守、斗六郡守ヲ命ス
中央研究所屬　東富藏

▼十二月十七日

府技師　近藤久次郎
法院通譯　槌本正脩
法院通譯　岡部七次郎
編修官　原松治
府技師　横尾善夫
府技師　細野角三郎
府技師　安野由之丞
州理事官　末松宗吾
州理事官　柳瀬馨
（各通）
府技師　八田知義
同　後藤廣吉
專賣局技師　松島武雄
同　小野木和多利
州理事官　陰山登
專賣局技師　矢田貝寛
州警視　伊關喜一
醫院醫長　後藤邦之助
醫院醫官　松本留吉
郡守　東富藏

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

依願免本官
中央研究所兼府技師　石田研
依願免本官並兼官
公立高等女學校長兼視學官　田川辰一
依願免本官並兼官
府技手兼州技師　内田又四郎
依願免兼官
府技師　山崎嘉夫
兼任中央研究所技師
醫院醫長　尾崎宰
兼任總督府技師、
高雄州屬　石川重男
任郡守
郡屬　有田逢吉
州屬　村上龜市
高雄州屬　湯川寛猛
（各通）
任郡守
專賣局書記　姫浦長六
郡屬　牧野娥
（各通）
任郡守
州屬　河野勝治
任鐵道部事務官補
州屬　宮崎忠平
州屬　小山盛吉
（各通）
任鐵道部事務官補

看守長　大沼安吉
任典獄、臺中刑務所長ヲ命ス
醫學專門學校書記　中村豐一
任醫院事務官、臺北醫院勤務ヲ命ス
專賣局書記　野々部兼次郎
任專賣局副事務官
州警部　田村菊三郎
任州警視、臺北州勤務ヲ命ス
州警部　大澤嘉十郎
任州警視、新竹州勤務ヲ命ス
郡屬　小山東
任州警視、臺中州勤務ヲ命ス
郡屬　中林謙
任州警視、高雄州勤務ヲ分ス
府屬　永野熊記
任州理事官、臺北州勤務ヲ命ス
府屬　荒井信大郎
任州理事官、臺南州勤務ヲ命ス
府屬　仲村鐵夫
府屬　田中元吉
任州理事官、臺中州勤務ヲ命ス
中央研究所事務官　國府小平
任總督府事務官、警務局勤務ヲ命ス
醫院藥劑師　成田清晋
任醫院藥局長、臺中醫院勤務ヲ命ス

廳屬　前田德太郎
任廳理事官、花蓮港廳勤務ヲ命ス
廳技手　岡直
任州技師、臺南州勤務ヲ命ス
府屬　矢部清三郎
兼任遞信事務官、臺北郵便局勤務ヲ命ス
郡屬　高科信積
兼任州警視、臺中州勤務ヲ命ス
州技手　折田猛輔
兼任府技師、内務局勤務ヲ命ス
府屬　藤森益美
兼任總督府統計官、臨時國勢調査部勤務ヲ命ス
州警部　德永新一
兼任州理事官、新竹州勤務ヲ命ス
州警部　今泉耕太郎
兼任州理事　、臺中州勤務ヲ命ス
州警部　崎山昇
兼任州理事官、臺南州勤務ヲ命ス
醫院醫官　原庸藏
澎湖醫院長事務取扱ヲ命ス

▼十二月十八日

公立高等女學校長　鹽谷作造
公立實業學校長　國井清音
醫院藥局長　成田清晋

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

府事務官　國府小平
臨理事官　前田[illegible]太郎
州技師　[illegible]直
州警視　田村菊三郎
郡守　牧野城
州警視　小山東
同　大澤嘉十郎
鐵道部事務官補　河野勝治
郡守　湯川寛猛
州警視　中林壽
（各通）
州理事官　永野熊記
州理事官　荒井信太郎
州理事官　田中元吉
郡守　姬浦長六
公立中學校長　小豆澤英男
郡守　石川重男
總督府典獄　大沼安吉
醫院事務官　中村豐一
郡守　有田逸吉
郡守　村上龜市
鐵道部事務官補　宮崎忠平
同　小山盛吉
專賣局副事務官　野々部兼次郎
州理事官　仲村鐵夫
依願免本官

府屬兼通信事務官　矢部清三郎
府屬兼統計官　藤森登美
郡屬兼州警視　高科信積
（各通）
州技手兼府技師　折田猛輔
州警部兼州理事官　德永新一
州警部兼州理事官　今泉耕太郎
州警部兼州理事官　崎山昇
依願免兼官
府技師兼中央研究所技師　山崎嘉夫
醫院醫長兼府技師　尾崎寧
依願免本官並兼官
府技師　網野一壽
兼任中央研究所技師
專賣局書記　佐々木次郎
兼任州理事官
看守長　松島常太郎
任典獄・臺中刑務所長ヲ命ス
郡守　石川重男
中壢郡守ヲ命ス
大屯郡守ヲ命ス
同　有田逸吉
▼十二月十九日
翻譯官兼編修官高等商業學校教授　小川尚義
任高等商業學校長
▼十二月十五日
公立高等女學校教諭　松下範治

臺北第一高等女學校長清水儀六不在中代理ヲ命ス
▼十二月十六日
臺北州知事　高田富藏
東京府下及兵庫縣下へ出張ヲ命ス
▼十二月十九日
師範學校教諭　泉清藏
補臺北師範學校舍監
府技師　色部米作
殖産局附屬大南庄蕉苗養成所長兼務ヲ命ス
府技師兼中央研究所技師　網野一壽
依願免本官並兼官
典獄　松島常太郎
依願免本官
專賣局書記兼州理事官　佐々木次郎
依願免兼官
▼十二月二十日
州理事官　澁谷信吾
高雄州內務部長事務取扱兼務ヲ命ス
▼十二月十八日
郡守　村上龜市
新營郡守ヲ命ス
同　湯川寛猛
澎湖郡守ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新莊郡守ヲ命ス
同 姫浦長六
苗栗郡守ヲ命ス
同 牧野娥
府技師 山下靜一
支那汕頭へ出張ヲ命ス
▼十二月二十日
中央研究所技師 大島金太郎
中央研究所庶務課長事務取扱兼務ヲ命ス
▼十二月二十三日
農商務書記官 片山三郎
任總督府殖產局長
專賣局參事兼專賣局事務官 宇賀四郎
任總督府專賣局長
專賣局長 吉岡荒造
任臺北州知事
殖產局長 喜多孝治
任臺南州知事
市尹 武藤針五郎
任土木局長
（各通）
臺北州知事 高田富藏
臺南州知事 松井榮堯
依願免本官
內務局長兼土木局長 木下信
免兼官

任州理事官、臺中州勤務ヲ命ス
法院書記 安部清
任州理事官、臺南州勤務ヲ命ス
法院書記 三浦規明
任鐵道部事務官補
府屬 小西國平
▼十二月二十四日
事務官 內田隆
殖產局長片山三郎不在中代理ヲ命ス
專賣局事務官 鎌田正成
專賣局長宇賀四郎不在中代理ヲ命ス
專賣局技師 稻村時衛
任總督府技師、殖產局林務課勤務ヲ命ス
州理事官 篠崎正
任公立高等女學校長
補臺中第一高等女學校長
專賣局技師 加藤宣次郎
任中央研究所技師
州技師兼府技師 高橋精吉
免本官專任總督府技師
殖產局鑛務課勤務ヲ命ス
高等商業學校長 小川尚義
州理事官 安部清
同 三浦規明
鐵道部事務官補 小西國平
依願免本官

專賣局腦務監督官 花香伯[illegible]
任專賣局副事務官
參事官兼祕書官 下村充郎
任總督府事務官兼祕書官如故
祕書官兼參事官 平山泰
兼任總督府事務官
稅關監視官兼稅關事務官 大竹勇
鐵道部事務官兼府事務官 白勢黎吉
郡守兼州警視 齋藤透
專賣局事務官兼府事務官 松下芳三郎
海事官兼港務官府技師 淺香貞次郎
海事官兼府技師 加藤節
（各通）
郡守兼州警視 小島仁三郎
同 秋永長吉
同 田丸直之
同 橫山利助
同 西澤時藏
同 內田芳雄
同 武田駒吉
免兼官
▼十二月二十五日
（各通）
總務長官 後藤文夫
財務局長 阿部滂
政府委員被仰付
▼十二月二十四日

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

依願免本官
遞信局長　吉田平吉

▼十二月二十五日

地方警視　松田茂
同　高橋秀人
同　中島彥四郎
（各通）同　大村廉吉
同　今井呂治
同　木原圓次
同　赤堀鐵吉

文官分限令第三條第一項第三號ニ依リ本官ヲ免ス
新竹州知事　佐藤勸
臺中州知事　常吉德壽
（各通）高雄州知事　富島元治

依願免本官

任新竹州知事　府事務官　古木章光

任臺中州知事　州事務官　本山文平

任高雄州知事　總督府稅關長　木村英俊

任府事務官　鼓包美
白勢黎吉

任交通局理事
稅關事務官　辰野龜男
（各通）州事務官　三浦碌郎

任府事務官　横光吉規

任府事務官　社會局事務官　一戸二郎

任府事務官　地方理事官　川村直岡

任府事務官兼專賣局參事　州事務官　伊藤兼吉

任稅關長　青木敬次

任總督府稅關事務官　州事務官　能澤外茂吉

任中央研究所事務官

任測候所技師　測候所技手　寺本貞吉

任典獄　松井晟千代

任警務官及司獄官練習所教官　陸軍步兵中尉　木原圓次
鎌田正威
酒井雪介
（各通）田房秀之助

松下芳三郎
杉本良
渡邊廣

任專賣局參事　花香伯質
前島知德

任專賣局副參事
樺太廳警務部長　城間恒人
總督府事務官　田端幸三郎
大竹勇
（各通）總督府事務官　內田隆
地方理事官　角田廣次
增田秀吉
野口敏治

任州事務官
州事務官　太田吾一
荒卷鐵之助
村田三郎
遠藤所六
首藤章
岩本多助
松田茂
高橋秀人
川副龍雄
小島仁三郎

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大橋重衞
増永吉次郎
齋藤玄壽郎
石渡榮吉
秋永長吉
渡木利平
酒井正之
荒木藤吉
城戸彦市
田丸直之

（各通）

警察官及司獄官練習所教官兼、府事務官 田代彦二
中島彦四郎
佐々波外七

府事務官 野口滿
大村隆吉
赤堀鐵吉

府事務官 松岡一衞
同 林繁三
柴田虎猿

臺中州屬 榎本新太郎
石川定俊
橫山利助
池蒲和三郎
鈴木豐次郎
西澤時藏

杉山靖憲
圖部薰

府屬 鈴木秀夫 任地方理事官

府屬兼警察官及司獄官練習所教官 山口尙之
今井昌治 任地方警視

郡屬 小林章
州屬 和田博
劉明朝
府屬 中島與一
州警部兼、府屬 介谷勳
州屬 衞藤壽吉

（各通）

府屬 猪口誠
同 桑原政夫
同 坂口主稅
同 長谷川銕郎
府屬陸軍步兵少尉 石井善次
郡屬 藤黑總左衞門
州屬 森萬吉 任地方警視

[illegible]通譯兼[illegible]屬 林田軍五郎
州屬 福原本輝
府屬 佐藤由松 任地方技師
府屬 津久井牛次郎
同 梅本響 任臺東廳長
同 高橋眞作
石田治郎 任地方技師

内田芳雄
武田駒吉

兵庫縣警視 山本政一
府事務官 猪俟一郎
同 鶴友彦
同 佐治孝德
府屬 靑木健一
州警部 赤木佐太郎
州警部兼府屬 古藤誠助
森野石之助
岐阜縣警部 岩田此一
州警部 西村吾六
警視廳警視 山田彌市
州警部 下川部一
警視廳警視 原清治
府技師 市川純一郎
同 磯田兼雄
齋藤透
永野幸之丞

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

府事務官　深川繁治
府事務官　戶水昇
（各通）
任交通局參事
小川嘉一
任交通局參事、鐵道部運輸課長ヲ命ス
須田一二三
任交通局參事、鐵道部庶務課長ヲ命ス
樋口憲
上原松次郎
白井泉藏
（各通）
水間位彥
平賀種樹
分島薰
交通局書記　尾辻哲三
交通局書記陸軍三等主計　松倉照三郎
交通局書記　香取吉萬
任交通局副參事
淺香貞次郎
照屋宏
府技師　池田季苗
小山三郎
府技師　松本虎太
堀口勉一郎
府技師　長尾正元
加藤節

海野豐雄
速水和彥
府技師　山下繁造
上原惠迪
（各通）
長沼淺造
小出三郎
府技師　關子武八
北川幸三郎
谷口廣三
茂木亮策
片山活三
任交通局技師
奧田達郎
任地方理事官
府事務官　鼓包美
總督官房審議室勤務ヲ命ス
交通局理事　白勢黎吉
鐵道部長兼總務課長ヲ命ス
府事務官　下村充郎
總督官房文書課長兼官房調查課長心得總督官
房審議室勤務ヲ命ス
州事務官　田端幸三郎
補臺北州內務部長
州事務官　大竹勇
補臺南州內務部長

總督府事務官　長野龜男
財務局稅務課長ヲ命ス
同　三浦碌郎
總督官房審議室勤務ヲ命ス
州事務官　內田隆
補新竹州內務部長
專賣局參事　酒井雪介
庶務課長兼製造課長ヲ命ス
同　田房秀之助
鹽腦課勤務ヲ命ス
地方理事官　太田吾一
補臺北市尹
州事務官　城間恒人
補高雄州內務部長
交通局技師　小山三郎
鐵道部汽車課長兼鐵道部工務課勤務ヲ命ス
同　堀口勉一郎
花蓮港鐵道出張所長ヲ命ス
專賣局參事　鎌田正威
休職ヲ命ス
交通局技師　照屋宏
鐵道部工務課長ヲ命ス
同　池田季苗
道路港灣課長ヲ命ス
同　松本虎太

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　長尾正元
道路港灣課勤務ヲ命ス
交通局參事　深川繁治
遞信部長兼庶務課長海事課長ヲ命ス
州事務官　增田秀吉
補臺南州警務部長
地方理事官　遠藤所六
補臺中市尹
總督府事務官　橫光吉規
殖產局商工課長ヲ命ス
稅關事務官　青木敬次
庶務課長ヲ命ス
州事務官　野口敏治
補臺中州警務部長
專賣局參事　松下芳三郎
鹽腦課長ヲ命ス
州事務官　角田廣次
補新竹州警務部長
地方理事官　荒卷鐵之助
補臺南市尹
府事務官　一戶二郎
總督官房審議室兼總督官房調查課勤務ヲ命ス
交通局參事　戶水昇
遞信部監理課長ヲ命ス
地方理事官　岩本多助

補高雄市尹
同　松田茂
臺北州宜蘭郡守ヲ命ス
同　高橋秀人
臺北州基隆郡守ヲ命ス
同　首藤章
臺中州豐原郡守ヲ命ス
同　川副龍雄
高雄州地方課長ヲ命ス
同　佐藤矢
臺南市助役ヲ命ス
交通局技師　海野斐雄
鐵道部工務課勤務ヲ命ス
同　速水和彥
鐵道部汽車課勤務ヲ命ス
同　加藤節
遞信部海事課勤務ヲ命ス
交通局副參事　樋口憲
臺北郵便局長ヲ命ス
同　上原松次郎
臺中郵便局長ヲ命ス
交通局技師　山下繁造
道路港灣課勤務ヲ命ス
專賣局參事　渡邊廣
專賣局臺中支局長ヲ命ス

地方理事官　田代产
新竹州桃園郡守ヲ命ス
同　中島彥四郎
新竹州大湖郡守ヲ命ス
同　佐々波外七
臺南州新豐郡守ヲ命ス
同　野口滿
臺南州虎尾郡守ヲ命ス
同　大村康吉
高雄州恒春郡守ヲ命ス
同　奧田達郎
臺中州大屯郡守ヲ命ス
同　赤堀鐵吉
臺北州內務部教育課長ヲ命ス
同　松岡一衛
臺中州內務部地方課長ヲ命ス
同　林繁三
臺南州內務部勸業課長ヲ命ス
同　柴田虎狼
高雄州岡山郡守ヲ命ス
同　小島仁三郎
新竹州大溪郡守ヲ命ス
同　大橋重衛
新竹州新竹郡守ヲ命ス
同　增永吉次郎

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺中州大甲郡守ヲ命ス
同　齋藤圭壽郎
臺中州彰化郡守ヲ命ス
同　石渡榮吉
臺中州北斗郡守ヲ命ス
同　秋永長吉
臺中州能高郡守ヲ命ス
同　波木利平
臺南州曾文郡守ヲ命ス
同　酒井正之
臺南州北門郡守ヲ命ス
同　荒木藤吉
臺南州嘉義郡守ヲ命ス
同　城戶彥市
高雄州旗山郡守ヲ命ス
同　田丸直之
高雄州屏東郡守ヲ命ス
地方技師　市川純一郎
臺中州勤務ヲ命ス
同　磯田謙雄
臺南州勤務ヲ命ス
交通局技師　上原嘉迪
花蓮港鐵道出張所勤務ヲ命ス
同　長沼淺造
、（各通）
同　小出三郎
鐵道部汽車課勤務ヲ命ス
府事務官　川村直岡
總督官房文書課勤務ヲ命ス
專賣局參事　川村直岡
煙草課長ヲ命ス
專賣局副參事　花香伯貢
專賣局臺南支局長兼庶務課勤務ヲ命ス
交通局副參事　白井泉藏
臺南郵便局長ヲ命ス
同　水間位彥
高雄郵便局長ヲ命ス
交通局技師　圖子武八
道路港灣課勤務ヲ命ス
總督府典獄　松井盛千代
臺中刑務所長ヲ命ス
交通局參事　小川嘉一
鐵道部運輸課長ヲ命ス
同　須田一二三
鐵道部庶務課長ヲ命ス
地方理事官　鈴木秀夫
臺北州淡水郡守ヲ命ス
地方理事官　山口尙之
臺中州南投郡守ヲ命ス
地方理事官　今井昌治
臺中州新高郡守ヲ命ス
地方理事官　劉明朝
新竹州內務部勸業課長ヲ命ス
地方理事官　石川定俊
臺北州七星郡守ヲ命ス
地方理事官　橫山利助
臺北州羅東郡守ヲ命ス
地方理事官　池浦和三郎
臺中州員林郡守ヲ命ス
地方理事官　鈴木數次郎
臺中州竹山郡守ヲ命ス
地方理事官　西澤時藏
高雄州潮州郡守ヲ命ス
地方理事官　園部薰
臺中市助役ヲ命ス
地方理事官　榎本新太郎
新竹州竹南郡守ヲ命ス
地方理事官　中島與一
臺北州文山郡守ヲ命ス
地方理事官　倉谷勳
臺北州蘇澳郡守ヲ命ス
地方理事官　衛藤諄吉
新竹州中壢郡守ヲ命ス
地方理事官　猪口誠
臺南州新化郡守ヲ命ス
地方理事官　桑原政夫

臺南州東石郡守ヲ命ス
地方理事官　坂口主税
高雄州鳳山郡守ヲ命ス
地方理事官　長谷川綠郎
高雄州東港郡守ヲ命ス
地方理事官　石井善次
臺中州斗六郡守ヲ命ス
地方理事官　藤黒總左衛門
臺南州北港郡守ヲ命ス
地方理事官　森萬吉
新竹州苗栗郡守ヲ命ス
地方理事官　林田軍五郎
臺東廳庶務課長ヲ命ス
地方理事官　福原本輝
高雄市助役ヲ命ス
地方理事官　小林章
臺南州新營郡守ヲ命ス
地方理事官　杉山靖憲
高雄州澎湖郡守ヲ命ス
地方理事官　和田博
花蓮港廳庶務課長ヲ命ス
地方理事官　佐藤由松
基隆市助役ヲ命ス
地方理事官　津久井中次郎
臺南州蕭壠税務出張所長ヲ命ス

地方理事官　梅本[illegible]
新竹州知事官房税務課長ヲ命ス
地方理事官　高橋貞作
臺中州知事官房調停課長ヲ命ス
地方警視　猪俣一郎
臺中州警務部警務課長ヲ命ス
地方警視　鶴友彦
臺南州警務部警務課長ヲ命ス
地方警視　佐治孝德
高雄州警務課長ヲ命ス
地方警視　青木健一
新竹州警務課長ヲ命ス
地方警視　赤城佐太郎
臺東廳警務課長兼臺東支廳長ヲ命ス
地方警視　古藤誠助
臺東廳里壠支廳長ヲ命ス
地方警視　桑野石之助
花蓮港廳警務課長ヲ命ス
地方警視　岩田此一
基隆警察署長ヲ命ス
地方警視　西村吾六
臺中警察署長ヲ命ス
地方警視　下川靜一
高雄警察署長ヲ命ス
地方技師　永野幸之丞

臺北市勤務ヲ命ス
交通局技師　谷口廣三
鐵道部工務課勤務ヲ命ス
交通局技師　茂木亮俊
鐵道部工務課勤務ヲ命ス
交通局技師　片山活三
遞信部工務課長ヲ命ス
專賣局副參事　前島知[illegible]
專賣局屏東支局長ヲ命ス
交通局副參事　平賀種樹
新竹郵便局長ヲ命ス
交通局副參事　分島[illegible]
基隆郵便局長ヲ命ス
交通局副參事　尾辻哲三
鐵道部運輸課勤務ヲ命ス
交通局副參事　松倉照三郎
鐵道部庶務課勤務ヲ命ス
交通局副參事　香取吉彌
鐵道部汽車課勤務ヲ命ス
專賣局技師　上妻理人
鹽腦課勤務ヲ命ス
專賣局技師　加福均三
鹽腦課兼務ヲ命ス
專賣局技師　松田信吉
鹽腦課勤務ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

專賣局技師　牟田邦基
專賣局嘉義支局長事務取扱ヲ命ス
總督府事務官　大澤清高
總督官房會計課長ヲ命ス
總督府事務官　和田一次
總督官房法務課長兼官房審議室勤務ヲ命ス
總督府事務官　水越幸一
內務局地方課長ヲ命ス
總督府事務官　生駒高常
內務局文敎課長兼總督官房審議室勤務ヲ命ス
視學官　續有節
視學官　小野正雄
（各通）
編修官　古山榮三郎
編修官　野上英一
內務局文敎課勤務ヲ命ス
總督府事務官　高橋親吉
內務局土木課長ヲ命ス
總督府事務官　生駒高常
成德學院長ヲ命ス
總督府事務官　水越幸一
成德學院長事務取扱ヲ免ス
總督府事務官　中瀨拙夫
殖產局特產課長ヲ命ス
殖產局農務課長今川淵不在中代理ヲ命ス
府事務官　淺野安吉
殖產局山林課長ヲ命ス

府事務官　佐藤續
警務局警務課長兼保安課長衛生課長ヲ命ス
總督府技師　色部米作
總督府技師　土井季太郎
總督府技師　小笠原金亮
總督府技師　辻眞介
（各通）
總督府技師　大島金太郎
總督府技師　金子昌太郎
總督府技師　三宅勉
總督府技師　石田昌人
殖產局特產課勤務ヲ命ス
總督府技師　大石浩
（各通）
總督府技師　黑澤愼介
總督府技師　金平亮三
殖產局山林課勤務ヲ命ス
總督府技師　森脇虎壽
（各通）
總督府技師　須田義次郎
殖產局農務課勤務ヲ命ス
總督府技師　上野忠貞
殖產局營林所作業課兼
殖產局林務課勤務ヲ命ス
府事務官　栗原正
府事務官　井上庚二郎
（各通）
府事務官　內田五郎
府事務官　天羽英二
總督官房文書課勤務ヲ命ス

（各通）
府技師　井手薰
府技師　栗山俊一
府技師　吉眞宗一
總督官房會計課勤務ヲ命ス
府技師　小澤寬治
內務局地方課勤務ヲ命ス
府技師　田賀奈眞吉
（各通）
府技師　五十嵐大輔
內務局土木課勤務ヲ命ス
府技師　梅本英太郎
內務局文敎課兼務ヲ命ス
地方理事官　中村秀穗
臺中州知事官房稅務課長ヲ命ス
地方視學　今澤正秋
臺南警察署長ヲ命ス
州事務官　猪股松之助
補臺中州內務部長
地方理事官　澁谷信吾
臺北州內務部地方課長ヲ命ス
地方理事官　政所貢三郎
新竹州內務部地方課長ヲ命ス
地方理事官　岩崎重
臺南州內務部地方課長ヲ命ス
地方理事官　石井龍猪
臺中州內務部敎育課長ヲ命ス
地方理事官　堀ノ內林平

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺南州內務部教育課長ヲ命ス
地方理事官　八丁存太郎
高雄州內務部勸業課長ヲ命ス
地方理事官　柳內惣吉
臺北州知事官房調停課長ヲ命ス
地方理事官　島井勝治
臺南州知事官房調停課長ヲ命ス
地方警視　山本正一
臺北州警務部警務課長ヲ命ス
地方警視　原清治
臺北南警察署長ヲ命ス
地方警視　山田彌市
臺北北警察署長ヲ命ス
總督府事務官　平山癸
總督官房審議室勤務ヲ命ス
總督府技師　稻村時衛
殖產局山林課勤務ヲ命ス
地方理事官　石田治郎
臺北州海山郡守ヲ命ス
地方理事官　內田芳雄
新竹州竹東郡守ヲ命ス
地方理事官　武田駒吉
臺中州東勢郡守ヲ命ス
交通局技師　淺香貞次郎
遞信部海事課勤務ヲ命ス
地方理事官　村田三郎
臺北市助役ヲ命ス
專賣局參事　杉本良
酒課長兼臺北酒工場長ヲ命ス
地方理事官　佐藤得太郎
補基隆市尹
測候所技師　寺本貞吉
臺北測候所長ヲ命ス

▼十二月二十四日

殖產局長　片山三郎
殖產局營林所長ヲ命ス
府事務官　永山止米郎
營林所長片山三郎不在中代理ヲ命ス

▲十二月二十五日

府事務官　永山止米郎
殖產局長片山三郎不在中代理ヲ命ス
專賣局參事　酒井雪介
專賣局長宇賀四郎不在中代理ヲ命ス
編修官　土性善九郎
內務局文教課勤務ヲ命ス
府技師　荒木安宅
內務局土木課勤務ヲ命ス
殖產局特產課兼務ヲ命ス
中央研究所事務官　推澤外資吉
庶務課長ヲ命ス

▼十二月二十六日

師範學校教諭　泉清藏
東京、京都、福岡ノ二府一縣下へ出張ヲ命ス
產業技師　有馬桂
東京、三重、山口、熊本ノ一府三縣下へ出張ヲ命ス

▼十二月二十八日

總督府事務官　三浦碌郎
任高雄州知事
高雄州知事　木村英俊
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス
師範學校教諭　坂上一郎
臺中師範學校長大岩榮吾不在中代理ヲ命ス

▼十二月十八日

公立高等女學校教諭　廣松良臣
臺北第三高等女學校長事務取扱ヲ命ス
公立中學校教諭　渡邊末造
臺中第一中學校長事務取扱ヲ命ス
公立高等女學校教諭　淸水善次郎
臺中高等女學校長事務取扱ヲ命ス
公立實業學校教諭　野中鐵二
臺中商業學校長事務取扱ヲ命ス

▲十二月二十五日

總督府事務官　橫光吉規
殖產局附屬商品陳列館長兼務ヲ命ス
總督府事務官　中瀨拙夫
殖產局附屬茶檢查所兼務ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府技師 色部米作
殖産局大南庄蔗苗養成所長殖産局后里庄蔗苗養成所長兼務ヲ命ス

總督府技師 須田義次郎
殖産局鹹水養殖試驗場長ヲ命ス

地方警視 森野石之助
花蓮港支廳長兼務ヲ命ス

▼十二月二十七日

總督府技師 辻 眞介
殖産局附屬植物檢查所基隆分所主任ヲ命ス

▼十二月二十五日

總務長官 後藤文夫
交通局總長心得ヲ命ス

## 寄贈書目

| 書名 | | 發行所 |
|---|---|---|
| 臺灣日々新報 | 毎號 | 其社 |
| 臺灣新聞 | 同 | 其社 |
| 臺南新報 | 同 | 其社 |
| 臺灣經世新報 | 同 | 其社 |
| 商朝報 | 同 | 其社 |
| 九州日々新聞 | 同 | 其社 |
| 國報 | 同 | 其社 |
| 東亞經濟研究 | 同 | 其社 |
| 實業之臺灣 | 同 | 其社 |
| 臺法月報 | 同 | 其社 |
| 糖業 | 同 | 臺灣糖業研究會 |
| 臺灣教育 | 同 | 其社 |
| 臺灣貿易表 | 同 | 臺灣總督府稅務課 |
| 朝鮮 | 同 | 朝鮮總督府 |
| 支那 | 同 | 東亞同文會 |
| 東拓月報 | 同 | 東洋拓殖會社 |
| 會報 | 同 | 名古屋市教育會 |
| 臺灣鐵道 | 同 | 其社 |
| 臺灣農事報 | 同 | 臺灣農友會 |
| 稅務月報 | 同 | 稅務職員共慰會 |
| 貿易 | 同 | 日本貿易協會 |
| 臺灣鑛業會報 | 同 | 其社 |
| 臺灣警察協會雜誌 | 同 | 其社 |
| 南洋協會雜誌 | 同 | 其社 |
| 海事新報 | 同 | 帝國海事協會 |
| 週報(上海貿易) | 同 | 上海日本商業會議所 |
| 東洋 | 同 | 東洋協會 |
| 南洋經濟新報 | 同 | 新嘉坡商品陳列館 |
| 偕行社記事 | 同 | 陸軍偕行社 |
| 海友 | 同 | 大連海務協社 |
| 地方行政 | 同 | 帝國地方行政學會 |
| 內外情報 | 同 | 外事課調査課 |
| 臺灣パック社 | 同 | 臺灣パック社 |
| 統計學雜誌 | 同 | 統計學會 |
| 遞信協會雜誌 | 同 | 遞信協會 |
| 滿蒙實業彙報 | 同 | 大連商業會議所 |
| 會計 | 同 | 明治大學出版部 |
| 統計集誌 | 同 | 東京統計協會 |
| 一味 | 同 | 本願寺臺灣開教々務所 |
| 茶業界 | 同 | 其社 |
| 學士會月報 | 同 | 學士會 |
| 對岸時報 | 同 | 福井縣對岸實業協會 |
| 國際經濟 | 同 | 國際經濟協會 |
| 產業事報 | 同 | 日本產業協會 |
| 臺灣醫學會雜誌 | 同 | 醫學專門學校 |
| 專賣通信 | 同 | 專賣局煙草課 |
| 日印協會々報 | 同 | 日印協會 |
| 臺灣之茶業 | 同 | 臺北茶商公會 |
| 讀書會雜誌 | 同 | 滿鐵讀書會 |
| 警察彙報 | 同 | 朝鮮其社 |
| 滿洲之社會 | 同 | 滿洲社會事業研究會 |
| 農業時報 | | 高雄州農會 |
| 臺灣山林會報 | 同 | 臺灣山林會 |
| 南支南洋經濟 | 同 | 同研究會 |
| 稅 | 同 | 國民租稅協會 |
| 臺灣之產業組合 | 同 | 其社 |
| 臺灣遞信協會雜誌 | | 臺灣遞信協會 |
| 社會政策時報 | | 財團法人協調會 |
| 臺灣詩薈 | 同 | 其社 |
| 朝鮮地方行政 | 同 | 帝國地方行政學會朝鮮本部 |
| 能樂研究 | 同 | 中外產業調査會 |
| 海外重要記事 | 同 | 官房調査課 |
| 內外評論 | 同 | 其社 |
| 蘭領印度時報 | 同 | 南洋協會爪哇支部 |
| 新高新報 | 同 | 其社 |
| 朝鮮及滿洲 | 同 | 其社 |
| 中央佛教 | 同 | 其社 |
| 語苑 | | 臺灣語通信研究會 |
| 人と人 | 同 | 協調社 |
| 海運月報 | 同 | 其社 |

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府編纂

# 臺灣總督府第二十七統計書 大正十二年

右本所ニ於テ翻刻發行ノ許可ヲ得候ニ付御希望ニ候ハバ左記要件御承知ノ上豫約御申込被成下度候

記

一、申込期限　**本年二月十五日限リ**

一、送　本　本年四月上旬ノ豫定

三、代　價　一部ニ付送料共金六圓也

四、代金拂込方法　豫約金ヲ要セズ現品出來ノ通知ヲ受ケ次第御送金ヲ要ス（可成本所振替貯金口座臺灣二〇七〇番ヘ拂込ノコト）

大正十四年一月

臺灣總督府內

臺灣時報發行所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

**一九一四/二四年の北米合衆國回顧**

1914-1924 The United States: A Retrospect. Arthur B. Darling. (C. H. No. 3, Dec. '24. P. 335.)

**米大統領クーリッヂと歐洲**

President Coolidge and Europe. (E. Dec. 6, '24. P. 915.)

**米國の對支諸政策**

American Policies toward China. By Rear Admiral W. W. Phelps, U. S. Navy. (R. F. E. No. 1, Dec. 6, '24. P. 4.)

**米國鮮果・乾葡萄・甘藷及葱類輸出狀況**

United States Exports of Fresh Fruits, Raisins, Potatoes. and Onions. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 551.)

**本年十月米國自動車輸出著增**

October Brings Notable Increase in Automotive Exports. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 554.)

## 墨西哥及西印度諸島

**墨西哥鐵道沿革概況**

The Mexican Railway. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 416.)

**墨西哥に於ける機械市場現況**

Present Condition of Implements Market in Mexico. (Com. No. 48, Dec. 1, '24. P. 508.)

**墨西哥問題**

The Mexican Problem. (E. Dec. 6, '24. P. 913.)

**ドミニコ共和國に於ける化學藥品取引**

Chemical Trade of the Dominican Republic. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 396.)

**玖馬に於ける機械類市場**

The Cuban Implement Market. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 400.)

**玖馬に於ける商業界不況**

Decreased Commercial Activity in Cuba. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 425.)

## 南 亞 米 利 加

**南米に於ける民主主義**

Democracy in South America. Victor A. Belaunde. (C. H. No. 3, Dec. '24. P. 368.)

**ラテイン・アメリカ自動車輸入增大**

Latin America Automotive Development Rapid. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 442.)

**伯剌西爾に於ける既發弗公債表**

Brazilian Dollar Bonds. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24.)

**伯剌西爾に於ける棉栽培**

Cotton Growing in Brazil. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 455.)

**伯剌西爾對外貿易及經濟發達**

Brazilian Trade and Economic Development. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 584.)

**亞爾然丁鐵道會社現況**

Argentine Railway Results. (S. No. 3,434. Oct. 18, '24. P. 586.)

**ベネズエラに於ける機械市場現況**

Analysis of Present Machinery Market in Venezuela. (Com. R. No. 47, Nov. '24. P. 448.)

**智利に於ける經濟情況好望**

Favorable Economic Situation in Chile. (Com. R. No. 47. Nov. 24, '24. P. 470.)

............ ( ② ) ............

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二四年墺太利入超增加
Austrian Adverse Balance Increases in 1924. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 424.)

ユーゴー・スラヴの進步
The Progress of Jugo-Slavia. (E. Oct. 11, '24. P. 569.)

波蘭に於ける米國食料品市場
Market for American Foodstuffs in Poland. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 394.)

一九二四年上半期チエツク・スロヴアキア對外貿易
Czechoslovak Trade in the First Half of 1924. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 423.)

芬蘭の貿易と財政
Finnish Trade and Finance. (E. Nov. 23, '24. P. 869.)

一九二四年前半期リトワニア對外貿易
Lithuanian Trade, First Half of 1924. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 473.)

## ■阿　弗　利　加■

### 埃　及　其　他

埃及對外貿易出超增加
Egypt Increases its Favorable Trade Balance. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 421.)

一九二四／二五年南阿財政概況
Public Finance in South Africa for 1924. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 426.)

## ■南　米　大　陸■

### 加奈陀及合衆國

加奈陀の鑛業
Canadian Mining. (S. No. 2,437 Nov. 8, '24. P. 653.)

鐵・鋼輸出國としての加奈陀
Canada as an Iron and Steel Exporter. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 408.)

加奈陀の鑛業(續)
Canadian Mining. (S. No. 2,439. Nov. 22, '24. P. 914.)

加奈陀の鑛業(續)
Canadian Mining. (S. No. 2,440 Nov. 29, '24. P. 954.)

米國の大統領選擧戰
The American Presidental Campaign. (E. Oct. 11, '24. P. 562.)

米國と國際聯盟
America and League of Nations. (S. No. 2,433 Oct. 11, '24. P. 507.)

米國大統領選擧戰
The American Presidental Campaign. (E. Nov. 1, '24. P. 689.)

米國自動車の亞細亞市場獨占
American Vehicles Dominate the Asiatic Market. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 388.)

米國綿製品市場の發達概況
Extensive Markets for American Cotton Goods. (Com R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 390.)

本年九月米國石炭輸出情況
The Coal Export Situation. (Com. R. No. 46, Nov. 17. '24. P. 397.)

本年一／九月米國對極東貿易概況
Nine Months' Trade with the Far East. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 471.)

米國レース及刺繡品對外取引
United States Foreign Trade in Lace and Embroidery. (Com. R. No. 48, Dec. 1, '24. P. 510.)

北米合衆國に於ける大統領選擧
The Presidental Election in the United States. A. B. Hart. (C. H. No. 3, Dec. '24. P. 325.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

伊太利の地位
The Position of Italy. (E. Nov. 15, '24. P. 760.)

伊太利輸入護謨增加
Italian Rubber Imports Increase. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 450.)

## 獨　逸

獨逸對極東貿易概況
German Trade with the Orient. (F. E. R. No. 9, Sept. '24. P. 419.)

獨逸に於ける食料品輸入狀況
German Food Imports. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 444.)

獨逸輸入石炭激減
Significant Decrease in German Coal Imports. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 452.)

南方獨逸に於ける樂器類及寶石取引
Musical Instrument and Jewelry of Southern Germany. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 457.)

獨逸に於ける輸出增加運動
German Campaign to Increase Exports. (Com. R. No. 48, Dec. 1, '24. P. 499.)

獨逸に於ける護謨及同製品對外取引
Germany's Foreign Trade in Rubber and Rubber Goods. (Com. R. No. 48, Dec. 1, '24. P. 516.)

獨逸對印貿易復舊概況
Germany Regaining Indian Trade. (Com. R. No. 48, Dec. 1, '24. P. 528.)

獨逸關稅問題
German Tariftf Question. (S. No. 2,441, Dec. 6, '24. P, 995.)

獨逸に於ける共同組合現況
Present Condition of Cooperatives in Germany. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 549.)

獨逸機械類貿易減退
Growing Depression in Machinery Trade of Germany. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 557.)

獨逸對外織物貿易詳況
German Foreign Trade in Textiles Analysed. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 568.)

獨逸下院議員選擧
The German Election. (S. No. 2,442 Dec. 13, '24. P. 1027.)

## 露西亞・和蘭其他

露國の苦境
The Russian Dilemma. (S. No. 2,436 Nov. 1 '24. P. 613.)

露國の將來
Russian Prospect. (S. No. 2,437 Nov. 8, '24. P. 643.)

露國經濟狀態問題
Problems of the Russian Economic Situation. (E. Nov. 15, '24. P. 766.)

和蘭一九二五年度豫算
Netherlands Budget for 1925. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 423.)

西班牙食料品輸出貿易
Spanish Export Trade in Foodstuffs. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 553.)

瑞西化學藥品貿易
Chemical Trade of Switzerland. (Com. R. No. 49. Dec. 8, '24. P. 555.)

瑞西輸出市場促進運動
Swiss Efforts to Extend Export Markets. (Com. R. 39, Dec. 8, '24. P. 582.)

墺太利に於ける石油取引
The Austrian Petroleum Trade. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 404.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

選擧豫想
Election Forcast. (S. No. 2,435, Oct. 25, '24. P. 575.)

安定せる政府
A Stable Government. (S. No. 2,436 Nov. 1, '24. P. 605.)

一八八〇/一九二四年英國對外貿易表
The Quantity and Value of Our Oversea Trade. (E. Nov. 1, '24. P. 687.)

墨西哥さ大英國
Mexico and Great Britain. (E. Nov. 1, '24. P. 691.)

政府の事業
The Task of Government. (S. No. 2,437 Nov. 8, '24. P. 651.)

英國市況の回復
The Business Recovery. (S. No. 2,438. Nov. 15, '24. P. 847.)

英國の對外市場
Our Overseas Markets. (E. Nov. 15, '24. P. 751.)

愛蘭自由國問題
Irish Free State Problems. (E. Nov. 15, '24. P. 769.)

英國に於ける徵稅稍々輕減
British Taxes Becoming Less Burdensome. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 422.)

帝國內取引所諸問題
Empire Exchange Problems. (S. No. 2,439, Nov. 22, '24. P. 905.)

ドーズ案に基く英國石炭界の影響
Coal under the Dawes Scheme. (E. Nov. 22, '24. P. 805.)

食料品價格
Food Price. (S. No. 2,550. Nov. 29, '24. P. 943.)

內閣さ埃及
The Cabinet and Egypt. (S. No. 2,440. Nov. '24. P. 953.)

英獨通商條約
The Anglo-German Commercial Treaty. (E. Dec. 6, '24. P. 908.)

一九二三年英國護謨製品輸出增加
Increased British Rubber Goods Exports in 1923. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 565.)

一九二五年英國石炭貿易の將來
Outlook for British Coal Trade in 1925. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 572.)

愛蘭自由國に於ける商業界趨勢
Trend of Commercial Conditions in the Irish Free State. (Com. R. No. 46, Dec. 8, '24. P. 582.)

一九二四年十一月の英國對外貿易
Overseas Trade in November. (E. Dec. 13, '24, P. 955.)

英國さアルゼンチン
Great Britain and Argentine. (E. Dec. 13, '24. P. 956.)

英國農業諸情
Agricultural Conditions. (E. Dec. 13, '24. P. 959.)

政府さ農業
Government Agriculture. (S. No. 2,442 Dec. 13, '24. P. 1031.)

## 佛蘭西及伊太利

佛國產炭制限か
French Coal Production Restricted. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 453.)

佛國公債
French Bonds. (S. No. 2,440, Nov. 29, '24. P. 946.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

比島に於ける金鑛業
Gold Mining in the P. I. Dr. F. V. Conlu. (F. E. R. No. 12, Dec. '24. P. 588.)

馬尼拉港狀勢
The Port of Manila. (F. E. R. No. 12, Dec. '24. P. 597.)

## 蘭印・新西蘭・濠洲其他

蘭領東印度に於ける鑛業の發達
Mining Progress in N. E. I. (F. E. R. No. 10, Oct. '24. P. 559.)

蘭領東印度の油椰子油
East Indian Palm Oil. (E. Oct. 25, '24. P. 649.)

蘭領東印度に於ける水電事業の發達
Hydro-Electric Development in N. E. I. (F. E. R. No. 12, Dec. '24. P. 584.)

新西蘭爲替問題
The New Zealand Exchange Problem. (E. Nov. 15, '24, P. 765.)

パプア島產ダマール樹脂の化學的研究報告
Dammar Resin from Papua. (B. I. I. No. 1, '24. P. 26.)

濠洲爲替問題
The Australian Exchange Problem. (E. Oct. 25, '25. P. 642.)

濠洲加奈陀協商の及ぼす影響
Effect of Australian-Canadian-Trade Agreement. (Com. R. No. 46. Nov. 17, '24. P. 392.)

# ■ 歐　　羅　　巴 ■

## 一　　　　般

歐州の復興
The Recovery in Europe. (S. No. 2,437. Nov. 8, '24. P. 661.)

歐洲に於ける通貨好調
Monetary Improvement in Europe. (E. Oct. 11, '24. P. 561.)

歐洲に於ける貨幣の危機
The Chaotic Currency Condition of Europe. Neio Carothers. (C. H. No. 3, Dec. '24. P. 411.)

## 英　　吉　　利

英帝國博覽會狀況
The British Empire Exhibition. (F. E. R. No. 8, Aug. '24. P. 369.

英國の對印度及埃及政策
Indian and Egyptian Policy. (S. No. 2,433 Oct. 11, '24. P. 507.)

英國に於ける建築業賃銀
Wages in the Building Industry. (E. Oct. 11, '24. P. 562.)

愛蘭と其の政的危機
Ireland and the Political Crisis. (E. Oct. 11, '24. P. 565.)

一九二四年第三四半期に於ける英國の造船界
The Quarter's Shipbuilding. (E. Oct. 12, '24. P. 567.)

本國及海外に於ける投資額
Capital Issues at Home and Abroad. (E. Oct. 18, '24. P. 602.)

一九二四年九月の英國對外貿易
Overeseas Trade in September. (E. Oct. 18, '24. P. 608.)

一九二四年九月の英國鐵鋼及石炭產額
Iron, Steel, and Coal Output. (E. Oct. 18, '24. P. 608.)

英國の莫大小貿易諸情
Conditions in the Hosiery Trade. (E. Oct. 25, '24. P. 641.)

英國國債
The National Debt. (S. No. 2,435, Oct. 25, '24. P. 567.)

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

クーリツヂ大統領再選に就てのウツド・オスメニア・ケソン其他名士の感想
News of the Week in Brief Philippine. (M. T. Nov. 9, '24. P. 13.)

獨立尙早は國民を害す(米教育家シー・エス・ゲリスウオールド氏談)
Hasty Freedom Hurts Peoples. (P. H. Nov. 16, '24. P. 1.)

比島民主黨はフエーアフイールド案を喜ばず
Fairfield Bill is not favored by Democratas. (P. H. Nov. 16. '24. P. 1.)

ピー・ゲヴアラ氏米人に訴ふ
P. Guevara appeals to Americans. (P. H. Nov. 16, '24. P. 1.)

一九二八年の汎太平洋會議は馬尼拉市に於て開催
Manila is Seat of Pan-Pacific Congress in 1928. (P. H. Nov. 16, '24. P. 1.)

比島フエーアフイールド案は一種の罠なり(上院議員イサベロ・デ・ロス・リエス氏の陳述)
Calls Fairfield Bill a Snare. (P. H. Nov. 16, '24. P. 3.)

學ぶべき日本發展史
The Fascinating Tale of Japan's Rise to Power. (P. H. Nov. 16, '24. P. 11.)

比島木材の種類及用途
Kinds and Uses of Philippine Woods. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 412.)

比島今議會通過案＝四十四件
Bills made into Laws number 44. (P. H. Nov. 18, '24. P. 1.)

比島議會へ提出すべき遣米委員報告に署名を拒否せしレクトー氏
Recto refused to sign Report of Mission to Philippine Legislature. (P. H. Nov. 18, '24. P. 1.)

比島大學教授連の教科書著述
U. P. Faculty Members are writing Text-Book. (P. H. Nov. 18, '24. P. 1.)

比島獨立問題は米國にて問題とせられず
P. I. Independence not to be taken up in U. S. (P. H. Nov. 18, '24. P. 1.)

レクトー氏に依り信頼は裏切られぬ
Confidence is betrayed by C. Recto. (P. H. Nov. 19, '24. P. 1.)

陸軍卿とウツド總督の間に交附されし問題の文書公開
Sensational Documents are Shown. (P. H. Nov. 19, '24. P. 1.)

一九二五年比島豫算
1925 Budget to L. Wood for Action. (P. H. Nov. 20, '24. P. 1.)

比島政府の一大農業銀行設立計畫
P. 100,000,000 Capital of New Bank. (P. H. Nov. 20, '24. P. 1.)

合衆國に於ける比島土木公債賣出
Sale of Philippine Bonds in U. S. aids Public Works. (P. H. Nov. 20, '24. P. 1.)

第三回遣米委員報告會に就て
Ramifications. (P. H. Nov. 20, '24. P. 6.)

シー・レクトー氏の異議的陳述
Dissenting Statement of C. Recto. (P. H. Nov. 21, '24. P. 1.)

各省長官の關係法案研究
Secretaries study Bills. (P. H. Nov. 21, '24. P. 1.)

ヂヨンス法廢止計畫
Repeal of Jones Law is Planned. (P. H. Nov. 21, '24. P. 1.)

化學藥品市場としての比島
The P. I. as a Chemical Market. (Com. R. No. 47, Nov. 24, '24. P. 445.)

Digitized by Google    Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

紙の生產費
The Cost of Paper. (T. O. I. No. 50, Dec. 13, '24. P. 4.)

## ■南　洋　諸　島■

### 比　律　賓

比島アンガツト河埤圳工事
The Angat River Irrigation System P. I. (F. E. R. No. 9, Sept. '24. P. 434.)

勞働者の理想鄉たる比律賓
Labor's Utopia in the P. I. (F. E. R. No. 10, Oct. '24. P. 468.)

比島製糖業者は沙上に樓閣を築きつゝありや
Is the Philippine Sugar Producer Building His House upon Sand? A. H. Warren. (F. E. R. No. 10, Oct. '24. P. 470.)

賣上稅一步五厘制延期に決す
1 1/2 per cent Sales Tax is extended. (P. H. Nov. 1, '24. P. 1.)

一九二四年上九箇月に於ける比島對日貿易
P. I. Trade with Japan for First 9 Months P. 21,031,852. (P. H. Nov. 1, '24. P. 6.)

世界の魚製品年產額
World Fish Products Valued at $ 780,000,000 per Annam. (P. H. Nov. 1, '24. P. 6.)

比島漁業開發に對する農務長官アポストール
Apostol for Development of Fishing Industry of P. I. (P. H. Nov. 2, '24. P. 1.)

駐米委員ガバルドーン氏の後任はローハス下院議長か
Roxas may be Envoy. (P. H. Nov. 2, '24. P. 1.)

一九二五年の總選擧に對する下院議員の戰鬪準備
Representatives to begin Mending Fences for Next General Election in 1925. (P. H. Nov. 2, '24. P. 1.)

比島土木基金割當決定
Works Fund Alotment is Decided. (P. H. Nov. 2, '24. P. 1.)

我若しマヌエル・ケソン氏ならば
What I would do if I were Hon. Manuel L. Quezon. (M. T. Nov. 2, '24. P. 12.)

ナショナル銀行案通過
National Bank Bill is Passed. (P. H. Nov. '24. P. 1.)

比島煙草改良案總督の署名を待つ
Tobacco Bill awaits Signature of Wood. (P. H. Nov. 4, '24. P. 1.)

科學局生產課長馬尼拉水產學校設立を力說す
Opening of School of Fisheries in Manila urged by A. Herre. (P. H. Nov. 4, '24. P. 1.)

一九二四年十月比島葉卷對米貿易增大
Cigar Exports to U. S. Increase. (P. H. Nov. 4, '24. P. 3.)

比島セメントを助けんとする議會
Solons aid P. I. Cement. (P. H. Nov. 8, '24. P. 1.)

有望なる比島帽子業
Hat Industry destined to Rival Major P. I. Products. (P. H. Nov. 8, '24. P. 3.)

今議會通過案一覽
Bills passed. (P. H. Nov. 9, '24. P. 1.)

土木案通過
P. 6,558,100 Public Works Bill approved. (P. H. Nov. 9, '24. P. 1.)

比島貿易に於ける日英の競爭
Great Britain and Japan in Fight to control P. I. Trade. (P. H. Nov. 9, '24. P. 1.)

比島一般語問題
Why not "Borrow" Now Something worth While? (P. H. Nov. 9, '24. P. 12.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

王伯衡小傳
Mr. K. P. Wang. (R. F. E. No. 3, Dec. 20, '24. P. 88.)

江蘇督軍の免職
Tuchun of Kiangsu dismissed. (R. F. E. No. 3, Dec. 20, '24. P. 90.)

支那國民拒毒社に於ける近時の發達
Some Recent Developments in the National Anti-opium Association of China. Garfield Huang. (R. F. E. No. 1, Jan. '25. P. 45.)

## 馬來半島

新嘉坡用水供給工事
The Singapore Water Supply Project. (F. E. R. No. 8, Aug. '24. P. 388.)

馬來聯邦州に於ける錫鑛業
Tin Mining in the F. M. S. -I. (F. E. R. No. 8, Aug. '24. P. 393.)

一九二三年馬來聯邦州鐵道現況
Federated Malay States Railways in 1923. (F. E. R. No. 10, Oct. '14. P. 496.)

馬來諸州に於けるマラリヤ
Malaria in Malay States. (S. F. P. Nov. 5, '24. P. 3.)

馬來聯邦州に於けるダマール工業
The Damar Industry in the F. M. S. (F. E. R. No. 12, Dec. '24. P. 602.)

馬來半島に於ける錫熔鑛業
Tin Smelters in Malaya. (F. E. R. No. 12, Dec. '24. P. 611.)

馬來聯邦州產ダマール樹脂の化學的研究報告
Dammar Resin ("Damar Penak") from the F. M. S. (B. I. I. No. 1, '24. P. 28.)

## 英領印度

緬甸に於ける鑛業發達概況
Mineral Developments in Burma. H. H. Johnson. (F. E. R. No. 8, Aug. '24. P. 401.)

北印の汎濫
North India Floods. (T. O. I. No. 41, Oct. 11, '24. P. 6.)

シムラにて開催されし鐵道會議
The Railway Conference. (T. O. I. No. 42. Oct. 18, '24. P. 2.)

兩主制度の結果
Working of Dyarchy. (T. O. I. No. 43. Oct. 25, '24. P. 2.)

ベンガルに於ける無政府主義運動
Anarchy in Bengal. (T. O. I. No. 44, Oct. 25, '24. P. 2.)

孟買會議
Bombay Council. (T. O. I. No. 43, Oct. 25. '24. P. 6.)

印度通貨問題
India's Currency Problem. (S. No. 2,436 Nov. 1, '24. P. 618.)

印度の通貨及爲替
Indian Currency and Exchange. (E. Nov. 1. '24. P. 685.)

印度と民衆政治
Democracy for India. (S. F. P. Nov. 11. '24. P. 4.)

聯邦議會
United Congress. (T. O. I. No. 46. Nov. 15, '24. P. 2.)

印度通貨問題
India's Currency Problem. (S. No. 2,440. Nov. 29, '24. P. 960.)

緬甸北方シャン國に於けるボードウイン炭坑狀況
The Bawdwin Mine, Northern Shan State. (F. E. R. No. 12, Dec. '24, P. 578.)

印度に於けるモンスーンと市場
The Monsoon and the Indian Market. (Com. R. No. 49. Dec. 8, '24. P. 550.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

扇子の本家たる支那
China, The Home of the Fan. (From' The Chinese Economic Monthly.) (R. F. E. No. 13, Nov. 29, '24. P. 393.)

國民的再統一に向へる廣東人
Cantonese for National Re-unification. by Hin Wong. (R. F. E. No. 13, Nov. 29, '24. P. 405.)

支那の新分離
The New Departure in China. (E. Nov. 29, '24. P. 865.)

我が神學校と田舍の牧師連
Our Theological Seminaries and the Rural Pastors. James Maxon Yard. (C. R. No. 12 Dec. '24. P. 782.)

支那に於ける最初の長距離送電會社
China's First Long-Distance Power Line. (F. E. R. No. 9, Dec. '24. P. 424.)

ダウズ氏對支財政々策
A "Dawes" Financial Plan for China. (R F. E. No. 1, Dec. '24. P. 1.)

博愛主義か或は單に善的職業か
Is it Philanthropy or merely Good Bussiness ? (R. F. E. No. 1, Dec. 6, '24, P. 3.)

嵐の前の靜平
The Calm before China's Next Storm. by Charles Dailey. (R. F. E. No. 1, Dec. 6, '24. P. 6.)

何杰小傳
Mr. Ho Chieh. (R. F. E. No. 1. Dec. 6, '24. P. 8 )

支那饑饉救濟策
Saving China's Famine Sufferers for a Better Day. By J. E. Baker. (R. F. E. No. 1, Dec. 6, '24. P. 15.)

一九二四/二五年水災救濟の機械的計畫
The 1924-25 Engineering Program for Flood Relief. O. J. Todd. (R. F. E. No. 1, Dec. 6, '24. P. 18.)

支那と鴉片と國際聯盟
China: Opium: and The League of Nations. (R. F. E. No. 2, Dec. 13, '24. P. 41.)

治外法權と鴉片問題
Extraterritoriality and the Opium Question. by Dr. Sao-ke Alfred Sze. (R. F. E. No. 2, Dec. 13, '24. P. 46.)

支那の電氣用具製造開始
Chinese begin Manufacture of Electrical Equipment. by Ho Chieh-Shiang. (R. F. E. No. Dec. 13, '24. P. 84.)

劉振華小傳
Mr. Sin Chen-hua. (R. F. E. No. 2, Dec. 13, '24. P. 50.)

北京政界に重現せる日本
Japan also represented in Peking Politics. (R. F. E. No. 2, Dec. 13, '24. P. 58.)

支那と列强
China and the Powers. (E. Dec. 13, '24. P. 956.)

シュルマン博士の歸還と米國政策
The Return of Dr. Schurman and U. S Policy. (R. F. E. No. 3, Dec. 20, '24 P. 70.)

教會學校と政府の學校
The Mission Schools and Government Schools. (R. F. E. No. 3, Dec. 20, '24. P. 72.)

支那の軍用列車輸送
Chinese Military Rail Transport. by J. E. Baker. (R. F. E. No. 3, Dec. 20, '24. P. 73.)

福建省產業場
The Fukien Province Industrial Homes. (R. F. E. No. 3, Dec. 20, '24. P. 74.)

米國に於ける支那貨物の小賣ハケロ
Retail Outlets for Chinese Goods in U. S. By Emil M. Scholz. (R. F. E. No. 3, Dec. 20, '24. P. 78.)


Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那の內亂
The Civil Warfare in China. (E. Oct. 25, '24. P. 647.)

支那の內亂
The Chinese Civil War. (E. Nov. 1, '24. P. 691.)

支那に於けるアンチ鴉片戰爭
The Anti-Opium War in China. W. H. Graham Aspland. (C. R. No. 11, Nov. '24. P. 713.)

國民聯盟さ鴉片に於ける取引
The League of Nations and the Traffic in Opium. (C. R. No. 11, Nov. '24. P. 720.)

現今支那に於ける醫學傳道
Medical Missions in China To-day. James L. Maxwell. (C. R. No. 11, Nov. '24. P. 730.)

北滿州に於ける材木業
Lumbering in North Manchuria. (F. E. R. No. 11, Nov. '24. P. 550.)

支那に於ける錫及錫箔業
Trade and Commerce Tin and Tinfoil. (S. F. P. Nov. 12, '24. P. 15.)

米國移民法さ適用されたる支那人
Adopted Chinese and U. S. Immigration Laws. (R. F. E. No. 11, Nov. 15, '24. P. 331.)

北京の獲得以後
After Peking's Capture. by Charles Dailey. (R. F. E. No. 11, Nov. 15, '24. P. 332.)

支那鐵路同盟
Chinese Railway Bonds. (From the Chinese Economic Monthly.) (R. F. E. No. 11, Nov. 15, '24. P. 334.)

支那に於ける桐油市場
The Wood Oil Market in China. by Peter S. Jowe. (R. F. E. No. 11, Nov. 15, '24. P. 340.)

劉存厚(字積之)小傳
Marshal Liu Tsen Hou (Liu Tsih Chi) (R. F. E. No. 11, Nov. 15, '24. P. 352.)

支那財政さ貿易
Chinese Finance and Trade. (E. Nov. 15, '24. P. 772.)

支那に於ける軍國主義の自廢
The Self-elimination of Militarism in China. (R. F. E. No. 12, Nov. 22, '24. P. 358.)

支那に於ける容易ならぬ飢饉狀態
The Serious Famine Situation in China. by W. H. Mallory. (R. F. E. No. 12, Nov. 22, '24. P. 360.)

支那の農人は財政上獨立して生存するか
Will the Chinese Farmers remain financially independent? by Y. S. Djang (R. F. E. No. 12, Nov. 22, '24. P. 362.)

馮は反逆者か或は愛國者か=北京獲得の詳細
Is Feng a Traitor or a Patriot: Details of the Capture of Peking. by Charles Dailey. (R. F. E. No. 12, Nov. 22, '24. P. 364.)

支那の內亂
The Chinese Civil War. (E. Nov. 22, '24. P. 811.)

支那の反教會教育運動
Revolt against Missionary Education in China. (R. F. E. No. 13, Nov. 29, '24. P. 386.)

吳佩孚の逃れ得しは何故ぞ
Why was Wu Pei-fu allowed to escape? by Charles Dailey. (R. F. E. No. 13, Nov. 29, '24. P. 389.)

支那の地盤を密に掘る不法なる軍事課稅
Illegal Military Taxes undermining China's Position. by Peter S. Jowe. (R. F. E. No. 13, Nov. 29, '24. P. 391.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

極東諸國に於ける港灣發達
Far Eastern Harbour and River Improvement. (F. E. R. No. 10, Oct. '24. P. 478.)

## 日　本

日本に於けるベニヤ工業
The Veneer Industry of Japan. (F. E. R. No. 8, Aug. '24. P. 375.)

日本の諸情
Conditions in Japan. (E. Oct. 25, '24. P. 651.)

朝鮮鐵道狀況
Railway and Tramways of Korea. (F. E. R. No. 11, Nov. '24. P. 524.)

日本に於ける電力事業發達
A New Super-Power Development in Japan. (F. E. R. No. 11, Nov. '24. P. 534.)

日本に於けるコールタール工業
Japan's Coal-tar Chemical Industry. (F. E. R. No. 11, Nov. '24. P. 542.)

日本に於ける機械市場進展
Improvement in Machinery Market of Japan. (Com. R. No. 46, Nov. 17, '24. P. 395.)

日本當局の南米視察旅行
Japanese Make Significant Trip to S. America. (P. H. Nov. 21, '24. P. 1.)

支那內亂の日本對外貿易に及ぼす影響
Effect of Chinese Civil War on Japan's Foreign Trade. (Com. R. No. 48, Dec. 1, '23. P. 257.)

滿州に於ける化學製品工業
Chemical Manufacture in Manchuria. (F. E. R. No. 12, Dec. '24. P. 576.)

日本石油製品輸入增加
Japan's Petroleum Imports Increase. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 563.)

## 支　那

上海に於ける日支紡績會社現況
The Japan-China Cotton Mills at Shanghai. (F. E. R. No. 8, Aug. '24. P. 363.)

支那民衆の宗教々育
The Religious Instruction of the Masses of China. Evan E. Bryant. (C. R. No. 9, Sept. '24. P. 561.)

國際救賑災荒協會
International Famine Relief. Yuan S. Djang. (C. R. No. 9, Sept. '24. P. 589.)

支那祖先崇拜の意義
The Meaning of Chinese Ancestor Worship. James Thayer Addison. (C. R. No. 9, Sept. '24. P. 592.)

建築學上の考想
Architectural Meditations, I. U. W. Bergamini. (C. R. No. 10, Oct. '24. P. 650.)

近世建物に於ける支那建築學
Chinese Architecture in Modern Buildings. Walter A. Taylor. (C. R. No. 10, Oct. '24. P. 657.)

支那に於ける馬糞紙製造業
China Begins Straw-board Manufacture (F. E. R. No. 10, Oct. '24. P. 498.)

支那に於ける製粉業
Wheat Flour Mills of China. (F. E. R. No. 10, Oct. '24. P. 501.)

支那の內亂
The Civil War in China. (E. Oct. 11, '24. P. 867.)

香港諸情
Conditions in Hongkong. (E. Oct. 11, '24. P. 869.)

支那の內亂
The Chinese Civil War. (E. Oct. 18, '24. P. 609.)

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

# 南支那及南洋其他
# 海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■ 新聞雜誌略號一覽表 ■

| | |
|---|---|
| C. H. | Current History. |
| C. R. | Chinese Recorder. |
| Com. R. | Commerce Reports (U. S.) |
| E. | Economist. |
| F. E. R. | Far Eastern Review. |
| M. T. | Manila Times, daily with Sunday. |
| P. H. | Philippines Herald, daily with Sunday. |
| R. F. E. | Review of Far East, weekly. |
| S. | Statist. |
| S. F. P. | Singapore Free Press, daily. |
| T. O. I. | Times of India. |

## ■ 世　　界 ■

### 一　　般

獨逸と其借款
Germany and the Loan. by Prof. Gustar Cassal. (S. No. 2,433 Oct. 11, '24. P. 497.)

亞鉛及鉛の將來
Zinc and Lead Outlook. (S. No. 2,433 Oct. 11, '24. P. 521.)

獨逸借款と其後
The German Loan and After. (S. No. 2,434 Oct. 18, '24. P. 533.)

世界銀行業一般
International Banking Section. (S. No. 2,437 Nov. 8, '24. P. 659.)

糖價の將來
The Outlook for Sugar Price. (E. Nov. 11, '24. P. 688.)

世界穀類產額
The World's Production of Cereals. (E. Nov. 15, '24. P. 764.)

ゼノワ會議と軍備縮少
Zeneva and Disarmament. (S. No. 2,439 Nov. 22, '24. P. 913.)

世界殊に伊太利に於ける機械類取引
The World's Machinery Trade of 1924-Italy. (Com. R. No. 48, Dec. 1, '24. P. 506.)

世界に於ける卵及乳酪製品市場
Foreign Markets for Eggs and Dairy Products. (Com. R. No. 48, Dec. 1, '24. P. 593.)

一九一四/二四年に改造せられし世界
1914-1924 The World Transformed. Carlton G. H. Hayes. (C. H. No. 3, Dec. '24. P. 329.)

世界陸海軍
Armies and Navies of the World. Graser Schornstheimer. (C. H. No. 3, Dec. '24. P. 430.)

化學的戰法研究關の驚成的武器
The Deadly Weapons of Chemical Warfare. (C. H. No. 3, Dec. '24. P. 433.)

錫の將來
The Outlook for Tin. (E. Dec. 6, '24. P. 917.)

海上保險に用ふる「フォース・メジュール」の解釋
The Meaning of Force Majeure. (Com. R. No. 49, Dec. 8, '24. P. 576.)

## ■ 亞　細　亞 ■

### 一　　般

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN